

平成18年 第2回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成18年第2回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成18年9月21日(木曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 報告第4号から議案第99号まで一括上程
(提案理由の説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (47名)

1番	楠 正次	議員	2番	内藤 孝	議員
3番	渡部 優	議員	4番	内山 政	議員
5番	高野 精一	議員	6番	馬場 信作	議員
7番	湯田 秀春	議員	8番	大宅 宗吉	議員
9番	渡部 忠雄	議員	10番	星 光久	議員
11番	目黒 幸雄	議員	12番	菅家 幸弘	議員
13番	星 登志一	議員	14番	平野 均	議員
15番	阿久津 梅夫	議員	16番	渡部 東	議員
17番	湯田 賢太郎	議員	18番	芳賀 芳一	議員
20番	星 和男	議員	21番	星 利一	議員
22番	星 茂	議員	23番	平野 昌盛	議員
24番	湯田 直美	議員	25番	森 豊喜	議員
26番	星 喜弥	議員	27番	平野 五十男	議員
28番	渡部 昌仲	議員	29番	五十嵐 司	議員
30番	平野 修治	議員	31番	五十嵐 正純	議員

32番	大竹幸一	議員	34番	酒井昭次郎	議員
35番	平野虎一	議員	36番	阿久津進	議員
37番	馬場清雄	議員	38番	渡部康吉	議員
40番	星謙一郎	議員	41番	星祥信	議員
42番	君島勝美	議員	43番	村井民重	議員
44番	河原田苗利	議員	45番	湊田幹夫	議員
46番	渡部衛	議員	47番	馬場秀男	議員
48番	室井強	議員	49番	大山卓	議員
50番	児山寿明	議員			

欠席議員（2名）

19番	芳賀沼順一	議員	39番	月田和行	議員
-----	-------	----	-----	------	----

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	助役
五十嵐廣	収入役	横山恒廣	教育長
栗城嗣典	直轄政策室参事	穴戸英樹	直轄政策室長
渡部俊夫	総務課長	星廣政	企画観光課長
星光幸	税務課長	菊地新六	住民生活課長
室井裕	健康福祉課長	舟木平蔵	建設課長
児山忠男	環境水道課長	湯田タマイ	会計室長
横山孝夫	教育次長	森秀一	農林課長
湯田順一	農業委員会 事務局長	馬場増男	生涯学習課長
長沼芳樹	学校教育課長	星安晴	舘岩総合支所長
酒井浩蔵	伊南総合支所長	五十嵐竹則	南郷総合支所長
室井良一	代表監査委員		

事務局職員出席者

澤田洋一	事務局長	酒井直伸	係長
------	------	------	----

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員は47名であります。

都合により欠席届のあった議員は、19番、芳賀沼順一君、39番、月田和行君であります。

定足数に達しておりますので、本日招集されました平成18年第2回南会津町議会定例会を開会いたします。

大変暑いので、上衣の脱衣を許可いたします。

————— ◆ —————

◎開議の宣告

○児山寿明議長 これより本日の会議を開きます。

————— ◆ —————

◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

————— ◆ —————

◎会議録署名議員の指名

○児山寿明議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番、渡部忠雄君、10番、星光久君を指名いたします。

————— ◆ —————

◎会期の決定

○児山寿明議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの8日間として、明22日から24日までの3日間を休会とし、お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月28日までの8日間とし、明22日から24日までの3日間を休会とすることに決しました。



◎諸報告

○児山寿明議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成18年第1回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び産業建設委員会並びに文教厚生委員会の所管事務調査報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細については、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、去る8月7日に開催されました南会津地方広域市町村圏組合議会、平成18年第2回臨時会、同じく8月30日に開催されました平成18年第2回定例会及び8月17日に開催されました平成18年第2回西部環境衛生組合議会定例会並びに8月25日に開催されました平成18年第2回田島下郷町衛生組合議会定例会に関係議員が出席し、慎重審議の結果、全議案について原案のとおり認定及び可決されました。その概要は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、平成18年9月までの例月出納検査の結果について、監査委員より報告書が提出されております。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

次に、本庁関係、法人に係る平成17年度の経営状況を説明する資料について、次の法人の資料が町長より提出されております。南会津地方土地開発公社、財団法人田島振興公社、会津高原リゾート株式会社、会津高原フレンドカントリークラブ株式会社、財団法人館岩農業公社、会津高原館岩農産有限会社、医療法人社団仁嘉会、財団法人伊南振興公社、株式会社INA、株式会社さゆりの里、以上10法人に係る説明資料は事務局に保管されておりますので、ご了承

願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

平成18年第1回南会津町議会定例会以後の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。なお、報告の詳細については、配付してあります文書によってご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

ここで、総務課長より、発言したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

総務課長。

○渡部俊夫総務課長　ここで、議長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

まず、ご配付いたしました議案資料の中に一部訂正箇所がございましたので、おわび申し上げます。ご訂正をお願いするものでございます。

訂正箇所は、町道認定に係る別紙資料が、認定書ということで横書きで3枚つづりでご配付になっているかと思えます。町道認定に係る資料でございまして、道路調書という表題で横長の資料でございます。この1枚目の表中、白沢線の行でございまして、その起点・終点の欄の字名が下段で「下ノ原135番地」と記載されてございますが、これを「上ノ原135番地」に訂正をお願いいたします。

大変申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

○児山寿明議長　ただいまの総務課長の説明のとおり、道路調書訂正についてご了承願います。わかりましたか。

〔「はい」と言う者あり〕

○児山寿明議長　よろしく願いします。



◎報告第4号から議案第99号まで一括上程、説明

○児山寿明議長　次に、日程第4、報告第4号から議案第99号までを一括上程いたします。

提出者の町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長　平成18年第2回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様

には何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明に先立ちまして、一言ご発言をお許しいただきたいと存じます。

さきの台風13号で多大の被害を受けられた九州地方を中心とする各地域の皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧がかないますことをご祈念申し上げますので、ここで発言をさせていただきました。

それでは、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第4号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において規定されている事項について専決処分をしたため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決処分した事項は、専決第27号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び規約の変更についてでありまして、消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布、施行されたことに伴い、消防補償事務の共同処理する条項の改正により、福島県市町村総合事務組合の規約の改正が必要となったこと、また、構成団体である三島町ほか二町一カ村が構成する衛生組合が平成18年9月30日付で解散することにより、同組合を脱退することとなったため、地方自治法の規定に基づき構成団体である当町に対し協議があり、異議がないことについて専決処分したものであります。

次に、議案第46号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が、今年8月30日に公布されたことに伴い、少子化対策の観点や最近の分娩量の状況等を踏まえ、出産育児一時金の給付額を今年10月1日より現行の「30万円」から「35万円」に引き上げるため、町条例の改正をするものであります。

次に、議案第47号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、町村合併に伴い、南会津町民の健康福祉の増進、体育振興及び観光事業の発展に寄与するため、4つのスキー場の共通シーズン券を発行することとしたことから、町条例の所要の改正をするものであります。

次に、議案第48号 工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成18年8月21日付で、東日本電信電話株式会社と南会津町ブロードバンド基盤

整備事業設計及び施工工事について請負契約を締結したものでありますが、事業実施区域の拡大について事業費の予算措置が可能となったことから、南郷地域和泉田地区を追加して整備するため、請負契約の一部を変更し、請負金額2,494万8,000円を追加し、全体請負金額を1億2,049万8,000円とするものであります。

次に、議案第49号 町道路線の認定についてご説明を申し上げます。

本案は、まず第1点目に、田島町地域針生地内の上原線で、本線は国道289号と町道を結ぶ連絡道路であり、針生小学校への通学路としても利用されていることなど、地域住民にも日常生活上必要不可欠な路線であることから、新たに町道として認定をするものです。

次に、第2点目は、伊南地域白沢地内の白沢線で、国道401号白沢バイパスの新設に伴う旧国道敷地について、日常生活上必要不可欠な路線であることから、国からの移管を受けて新たに町道として認定するものです。

次に、議案第50号 字の区域の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、平成16年度に実施した田島地域静川第3地区の地籍調査に係る字の区域の変更でありまして、現況が河川の改良や道路の拡張事業などにより、字が入り組んでいることや混在していることなどから、道路や河川に沿った境界とする字界の設定など字界を明確化するため、字の区域を変更するものであります。なお、調査筆数715筆のうち37筆を対象に変更するものであります。

次に、議案第51号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、南郷スキー場ゲレンデ整備圧雪車の老朽化に伴う更新計画により、ゲレンデ整備圧雪車の物品購入契約をするものでありまして、5社を指名し、去る9月13日に指名競争入札を実施した結果、有限会社酒井自動車工業が落札しましたので、同社と物品購入契約を締結するものです。

契約物件の内容は、大原鉄工所製DF300型圧雪車1台で、パークデザイナーブレード、3分割圧雪ローター仕様でありまして、契約金額は2,625万円であります。なお、納車期限は平成18年12月15日とするものであります。

次に、議案第52号 物品購入契約についてご説明を申し上げます。

本案は、南郷スキー場多機能草刈機の老朽化に伴う更新計画により、多機能草刈機の物品購入契約をするものでありまして、5社を指名し、去る9月13日に指名競争入札を実施した結果、有限会社酒井自動車工業が落札しましたので、同社と物品購入契約を締結するものです。

契約物件の内容は、大原鉄工所製キャリバー型多機能草刈機1台で、スノーブロワー、標準

ブレード及びゴムクローラつきでありまして、契約金額は1,449万円であります。なお、納車期限は平成18年12月15日とするものであります。

次に、議案第53号 物品購入契約についてご説明を申し上げます。

本案は、高畑スキー場ゲレンデ整備圧雪車の老朽化に伴う更新計画により、ゲレンデ整備圧雪車の物品購入契約をするものでありまして、5社を指名し、去る9月13日に指名競争入札を実施した結果、株式会社芳賀自動車工場が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するものです。

契約物件の内容は、プリノート社製のエベレストパワー型圧雪車1台で、契約金額は3,134万2,500円であります。なお、納車期限は平成18年12月15日とするものであります。

次に、報告第5号 平成17年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、別冊で平成17年度決算概要、財産に関する調書及び事務報告をご配付しておりますが、これらは町村合併に伴い、平成18年3月19日までの旧町村分は旧町村ごとの様式により作成しておりますが、館岩村分につきましては、それらを合わせて一冊で作成しております。また、平成18年3月20日以降の南会津町の決算概要につきましては、田島町と合わせて一冊で別様で区分して作成しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、これらにつきましては、次の議案以下の各会計の決算を認定に付するための説明書として、平成17年度決算概要、財産に関する調書及び事務報告をご配付申し上げておりますので、決算とあわせてごらんくださいますようお願いを申し上げます。ご報告とさせていただきます。

次に、議案第54から第83号までの各会計決算認定に係る議案につきましては、一括してご説明申し上げます。

これらは報告第5号と同じく、町村合併前の決算について旧町村の各会計ごとに認定に付するものでありまして、それぞれの決算額等の詳しい数字につきましては、ご配付の決算書をごらんいただくことをお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、水道事業決算書につきましては、田島町及び南会津町を統合しての決算として報告をさせていただきましたので、ご了承をお願いいたします。

次に、議案第84号から第91号までの平成17年度南会津町における各会計決算認定に係る議案につきましてご説明申し上げます。

これらにつきましては、町村合併後の新町の決算について認定に付するものでありまして、

全議案同様に決算額等の詳しい数字につきましては、ご配付の決算書をごらんいただきまして、ご了承をお願いいたします。

次に、議案第92号 平成18年度南会津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億4,852万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ135億6,252万円とするものであります。主な補正の要因といたしましては、普通交付税や繰越金等の決定のほか、今年度各種事務事業費の変更や年度後半新たに必要となる見込みの経費の補正などが主な要因であります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第1款町税は、現時点での個人町民税の収入見込みから1,000万円の追加補正でありまして、第10款地方交付税は、普通交付税の決定により8,918万円の減額補正であります。本年度の普通交付税の決定額は58億3,882万円で、前年度旧4町村の合計交付額に対して1.6%、9,649万7,000円の減となっています。

第12款分担金及び負担金は、地区集会施設整備事業分担金の追加で47万5,000円の追加補正であります。

第13款使用料及び手数料は、伊南古町温泉使用料及び高清水自然公園入場料の計上で115万6,000円の追加であります。

第14款国庫支出金は、館岩統合小学校建設に係る公立学校施設整備費負担金、融雪による現年災害復旧事業費負担金の追加のほか、町営住宅解体費費用に対する地域住宅交付金の計上等で、雪寒機械整備費補助金は事業の完了による減額で、差し引き1,230万6,000円の追加であります。

第15款県支出金は、セーフティネット支援対策等補助金等の減額のほか、高齢社会対策推進事業補助金、流域公益保全林整備事業補助金の計上等で344万2,000円の追加であります。

第16款財産収入は、町有地売払収入等で249万2,000円の計上であります。

第17款寄附金は、地区集会センター修繕費寄附金等で89万8,000円の計上であります。

第18款繰入金は、老人保健特別会計及び公共下水道事業特別会計過年度精算金繰入等と電源立地地域対策事業繰入の計上で、差し引き2億1,707万1,000円の追加補正であります。

第19款繰越金は、平成17年度決算に基づき、6,538万1,000円の追加であります。

第20款諸収入は427万9,000円の追加で、その主なものは西部環境衛生組合出納事務負担金、在宅介護支援センター運營業務委託料及びびわのかげ総合運動公園管理運営委託料過年度精算

金等の計上のほか、緑資源機構分収造林受託事業収入等の減額であります。

第21款町債は、事業費の変更に伴う起債額の変更及び災害復旧事業債の計上等の補正で7,980万円の減額であります。

続いて、歳出について、主なものをご説明申し上げます。

第1款議会費は、議員報酬等の減額で274万1,000円の減額補正であります。

第2款総務費は、町功労表彰関係、議場改修工事請負費、旧八総鉦山小学校体育館解体工事請負費、公有自動車購入費、財政調整基金への決算余剰積み立て、生活バス路線運行維持対策費等の補正で1億4,489万5,000円の追加であります。

第3款民生費は1,968万3,000円の追加で、障害者小規模作業所運営費補助金、介護保険特別会計繰出金、古町温泉管理運営委託料の追加などあります。

第4款衛生費は、伊南診療所用の備品購入費の減額、粗大ごみ処理委託料の追加で471万円の計上であります。

第6款農林水産業費は101万3,000円の追加で、流域公益保全林整備事業費の計上及び森林居住環境整備事業費の組みかえなどの補正が主なものであります。

第7款商工費は632万6,000円の追加で、会津山村道場駅前フェンス設置工事請負費、観光施設等の管理修繕費等の計上が主なものであります。

第8款土木費は、雪寒機械購入費、町道整備事業工事請負費の減額、公共下水道事業特別会計繰出金及び町営住宅解体撤去工事請負費の計上で598万5,000円の減額補正であります。

第9款消防費は754万8,000円の追加で、消防団員出場費用弁償及び消火栓関係経費等の追加であります。

第10款教育費は、荒海小学校改修工事請負費の計上、館岩統合小学校建設事業工事請負費の減額等が主な補正で5,271万7,000円の減額補正であります。

第11款災害復旧費は、公共土木施設現年災害復旧事業費の計上で1,811万1,000円の補正であります。

第14款予備費は767万7,000円の追加であります。

なお、館岩統合小学校建設事業に係る継続費の補正は、第2表継続費補正のとおりであり、地方債の追加及び変更は第3表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第93号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億2,473万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,693万8,000円とするものであります。

その内容は、歳入で高額医療費共同事業負担金に係る国庫保険支出金の追加並びに療養給付金に対する過年度分精算金の計上、医療費制度改革に伴い、新たに保険財政共同安定化事業交付金の計上を初め、前年度決算による繰越金、被保険者第三者納付金をそれぞれ追加計上いたしまして、歳出で一般管理費、運営協議会費、高額医療共同事業医療費拠出金及び新たに保険財政共同安定化事業拠出金の追加のほか、保険税還付金、療養給付費等国庫負担金返還金並びに予備費へ計上するものであります。

次に、議案第94号 平成18年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億4,082万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,152万6,000円とするものであります。

その内容は、歳入で医療費に係る国庫負担金、県負担金の過年度精算金及び前年度からの繰越金等収入を計上し、歳出で医療費に係る支払基金交付金及び町負担金の過年度精算金の計上であります。

次に、議案第95号 平成18年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,391万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,841万円とするものであります。その主な内容は、歳入が保険料の補正のほか、制度改革による介護保険システム改修に係る国庫補助金及び一般会計繰入金を追加でありまして、基金繰入金は減額であります。

歳出は、介護保険システム改修委託料等一般管理費の計上のほか、介護認定審査費の減額、財政安定化基金拠出金、介護給付費準備基金積立金及び給付費に対する国・県支払基金への負担金等の過年度精算返納金、予備費の追加計上であります。

次に、議案第96号 平成18年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入で繰入金及び繰越金を、歳出で施設の維持管理経費をそれぞれ133万3,000円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,303万3,000円とするものであります。

次に、議案第97号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入で事業の確定により繰入金及び繰越金を追加し、歳出で過年度精算金として一般会計への繰り出し、新設改良事業に係る繰出金等を追加計上するもので、歳入歳出それぞれ8,012万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,992万6,000円とするものであります。

ただいままでの議案の提案理由の中で、一部誤りがありましたので申し上げます。

議案第48号、大変申しわけありません。工事請負契約の一部変更についての説明の中で、議案第48号でございます、すみません。ブロードバンド基盤整備事業の請負契約の月日を「平成18年8月21日付」と申し上げましたが、「平成18年8月11日」の誤りでした。おわびをいたします。訂正をお願いいたします。

また、大変失礼ですが、議案第92号をお開きいただきたいと思います。

一般会計補正予算の説明の中で、歳出の第2款財政調整基金の積み立ての際、「決算余剰積み立て」と申し上げましたが、「決算剰余積み立て」の誤りでした。

大変申しわけございません。ご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、次に、議案第98号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、収入で繰入金及び繰越金を追加し、歳出で消費税納付金の追加及び維持管理経費の計上で、歳入歳出それぞれ1,673万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,553万9,000円とするものであります。

次に、議案第99号 平成18年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、消火栓布設がえ工事及び公共工事関連経費等の補正であります。収益的支出の工事費等で310万1,000円を計上して、支出の合計を1億7,861万円とし、収益的収入で工事費繰入金230万円を計上して、収入の計を1億8,099万2,000円とするものであります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案54件、報告2件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りましてご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○児山寿明議長 以上で提案理由の説明は終わりました。



◎決算審査結果の報告

○児山寿明議長 それでは、ここで議案第54号から議案第91号までの平成17年度田島町・館岩村・伊南村及び南郷村並びに南会津町の一般会計及び特別会計並びに事業会計に係る決算について、監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

室井良一監査委員。

○室井良一監査委員 監査委員の室井良一でございます。

平成17年度田島町・館岩村・伊南村・南郷村・南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、平成17年度南会津町水道事業会計決算その他附属書類の審査結果について、その概要を申し上げます。

まず、決算審査は、平成18年7月18日から18年8月4日までの実質12日間にわたり、馬場清雄監査委員とともに実施いたしました。

本審査の審査方法は、町長から提出された一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況調書、水道事業決算報告書について関係諸帳簿及び証拠書類等々と照合し、計数の確認と合わせて各関係職員から説明を聴取し、決算の成否及び予算の執行状況について審査を行ったところであります。

その結果、審査に付された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書、水道事業決算報告書等については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものとして認められましたので、ここでご報告申し上げます。

平成17年度田島町・館岩村・伊南村・南郷村・南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について、審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

まず、決算状況についてであります。平成17年度の決算状況を見ると、平成18年3月20日付で旧4町村が合併したことにより、今回の決算審査は変則的なものとなりました。

新町と旧4町村を合算した計数で審査を実施いたしました。一般会計の決算状況は、歳入決算額は145億1,352万201円であります。歳出決算額は140億5,837万4,861円であります。歳入歳出差し引き額は4億5,514万5,340円となり、翌年度へ繰り越すべき財源4,552万9,000円を差し引いた南会津町の実質収支は2億1,538万1,219円となっております。

特別会計の決算状況は、歳入決算額は83億9,608万8,561円であります。歳出決算額は75億5,432万8,351円であります。南会津町としての歳入歳出差し引き額は3億3,367万2,460円となっております。

一般会計の財政状況を旧4町村単位で見ますと、合併時点で国庫負担金・補助金等の多額な収入未済額があることから、正確な数値は求められませんので、あくまで参考であります。平成17年4月から旧4町村の計数を合算し、旧田島町の前年度と比較してみますと、経常収支率は98.6%、前年度実績89.7%、公債費比率13.2%、前年度実績11.6%で、ともに前年度に比べ高くなっております。

これは財政が硬直していることを示していることとなりますので、いずれにしましても今後弾力的な財政運営の努力が求められることは必須であります。

次に、町税と収入未済額についてであります。自主財源である町税等の収入未済額が依然として発生している状況にあります。各担当課において解消に向けて努力されていることは認められますが、ばらつきが見られますので、各担当課を横断した連携による対策を図る必要があります。

町民負担の公平の確保と受益者負担の原則から、未納対策など収納率の向上に鋭意努力されることを求めるものであります。また、今後においては収入未済額の解消に向け創意工夫を凝らし、滞納を未然に防ぐ防止策と不納欠損が発生しない方策を講じられることを求めるものであります。

特に支払い能力があるにもかかわらず、義務を果たさない悪質滞納者に対しては、公平・公正を期するため断固とした態度で臨んでいただきたいと思います。さらには、行政への信頼にもかかわる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に格段の努力を求めるものであります。

次に、公債費についてであります。日本郵政公社が民営化されるため、地方債の起債引き受け先はここ数年で民間投資機関に変わることが予測されます。この場合、リスクに見合った金利設定になるため金利が高くなるおそれがあるとともに、財務内容が悪化し、リスクが高ければ起債の引き受け先がなくなることも予測されます。また、金融機関も今までは自治体への融資はノーリスク先として対応してきた経緯がありましたが、今、政府で検討している自治体に対する整理法案の成立見込みが出てくれば融資審査対象となり、財務内容が悪ければ否決される懸念も出てまいります。

これらを勘案した場合、これからの行財政を運営していく上で一番危険なのは、将来収入減少が見込まれる中で、起債の償還は12年から20年と長期にわたっております。起債額を均等に償還しなければならないということでもあります。

将来の収入予測は、現在よりも減少することは明らかであり、その減少額を予測することは

非常に至難の技でございますが、しかし、この予測をしていかないと、後世に収入額に比して多大な起債の償還額を残す危険性があります。

これからの財政運営は、収入額に対して多大な起債の償還額のために、北海道夕張市のように破綻することも危惧されることから、将来の収入額と償還額の適正なバランスを財政計画の中で明確に整理していく必要があります。その結果による政策立案と、それに並行して行財政改革がどれだけ切り込めるかにあると思います。

次に、総合的なOA化の推進と事務事業の一元化についてであります。行財政改革の中で総合的なOA化の推進を図ることは、人員の削減効果と削減による人員不測の補てんができるとともに、行政の効率化や住民サービスの向上が図られることから、早急な整備を期待するものであります。

また、合併による内部事務のばらつきが多く見られますので、早急に「南会津町例規」にのっとり統一化を図る必要があります。

次に、平成17年度南会津町水道事業会計決算について、審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

まず、期間収益についてであります。平成17年度の期間収益は148万7,373円のマイナスであります。一般会計からの補助金を修正すると実質535万6,555円のマイナスとなります。今後は経費節減に努力され、期間収益計上することを期待するものであります。

次に、収益的収入についてであります。予算額1億7,686万4,000円に対し、決算額は1億7,552万7,059円は減額補正をしているにもかかわらず、133万6,941円、0.8%の減でありました。来期は予算どおり執行されるよう努力されることを期待いたします。

次に、収益的支出についてであります。予算額1億7,730万4,000円に対して、決算額1億7,576万2,006円は、154万1,994円、0.9%の減でありました。

事業費用1億6,954万1,648円から、減価償却費5,767万919円、資産減耗費25万5,418円、過年度損益修正損24万7,735円を差し引いた額は1億1,136万7,576円、65.68%となっておりますので、さらなる経費節減に努力されることを期待します。

次に、使用料等収入未済額の解消についてであります。17年度の滞納分は584万6,450円発生し、滞納累積額は1,639万3,050円となっておりますので、使用料負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、次に申し上げる5項目に留意していただきたいと思っております。

まず、第1に、滞納解消のために徴収計画を作成し、滞納年度別徴収目標を立てて万全な徴収体制を確立する必要があります。

第2に、地方自治法第236条金銭債権の消滅時効では、5年間で時効の消滅が成立していますが、水道料の時効は最高裁判例で平成15年10月10日で、「水道供給契約は私法上の契約であることから、水道料金債権は私法上の金銭債権である」と解され、水道料金債権の消滅時効期間は、民法173条規定の2年間と解すべきであるとしているので、注意する必要があります。

第3に、時効中断の可否の起案書による内伺いがないまま事務手続が進められているので、今後は体制を整え管理する必要があります。

第4に、延滞金の減免手続上、起案書のないまま減免されているのが散見されますので、今後は体制を整え管理していく必要があります。

第5に、水道の給水停止をする基準が明確化されていないので、早急にその取扱基準を策定すべきであります。

総体的なまとめとして、前年度は、国が地方分権の理念を踏まえ、国庫負担金・補助金の削減、基幹税の地方への移譲、地方交付税の総額削減を柱とする三位一体の改革を強力に推し進めたこと等により、旧4町村の財政運営は過去にない難局の年であったと言えます。

また、年度末に旧4町村が合併するという大きな改革の中で、それぞれの事務事業が削減することなく新町に引き継がれましたが、早急に万全の体制で行財政改革に取り組み、これからの本町を取り巻く行財政の変化に対し、住民サービスの質を低下させることのないよう柔軟で速やかに対応できる町政基盤を整備する必要があります。

限られた財源を効率・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った安全で安心して暮らせる南会津町の実現に向けて努力されることを要望するものであります。

結びに、新町将来構想に向けた夢と希望のある南会津町の実現に、それぞれの役割を認識し、着実に達成に向かって努力されることを切望いたします。

社会の急激な改革に乗りおくれることのないよう時代を先取りし、1日も早く合併にまつわる懸案事項の解決を図り、新生「南会津町」の大いなる躍進を願い、決算審査の意見とし監査報告といたします。

なお、個別指摘事項については審査意見書に記載しておりますので、後ほどごらんいただくことで、説明を割愛させていただきます。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 以上で監査委員の報告を終わります。



◎散会の宣告

○児山寿明議長 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月25日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦勞さまでした。

散会 午前11時00分

平成18年第2回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成18年9月25日(月曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 45番 湊田 幹夫 議員
- 23番 平野 昌盛 議員
- 47番 馬場 秀男 議員
- 4番 山内 政 議員
- 48番 室井 強 議員
- 3番 渡部 優 議員
- 8番 大宅 宗吉 議員
- 1番 楠 正次 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(47名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 楠 正次 議員 | 2番 内藤 孝 議員 |
| 3番 渡部 優 議員 | 4番 山内 政 議員 |
| 5番 高野 精一 議員 | 6番 馬場 信作 議員 |
| 7番 湯田 秀春 議員 | 8番 大宅 宗吉 議員 |
| 9番 渡部 忠雄 議員 | 10番 星 光久 議員 |
| 11番 目黒 幸雄 議員 | 12番 菅家 幸弘 議員 |
| 13番 星 登志一 議員 | 14番 平野 均 議員 |
| 16番 渡部 東 議員 | 17番 湯田 賢太郎 議員 |
| 18番 芳賀 芳一 議員 | 20番 星 和男 議員 |
| 21番 星 利一 議員 | 22番 星 茂 議員 |
| 23番 平野 昌盛 議員 | 24番 湯田 直美 議員 |

25番	森	豊喜	議員	26番	星	喜弥	議員
27番	平野	五十男	議員	28番	渡部	昌仲	議員
29番	五十嵐	司	議員	30番	平野	修治	議員
31番	五十嵐	正純	議員	32番	大竹	幸一	議員
34番	酒井	昭次郎	議員	35番	平野	虎一	議員
36番	阿久津	進	議員	37番	馬場	清雄	議員
38番	渡部	康吉	議員	39番	月田	和行	議員
40番	星	謙一郎	議員	41番	星	祥信	議員
42番	君島	勝美	議員	43番	村井	民重	議員
44番	河原田	苗利	議員	45番	湊田	幹夫	議員
46番	渡部	衛	議員	47番	馬場	秀男	議員
48番	室井	強	議員	49番	大山	卓	議員
50番	児山	寿明	議員				

欠席議員（2名）

15番	阿久津	梅夫	議員	19番	芳賀沼	順一	議員
-----	-----	----	----	-----	-----	----	----

説明のための出席者

湯田	芳博	町	長	杉浦	孝幸	助	役
五十嵐	廣	収	入	横山	恒廣	教	育
栗城	嗣典	直轄	政策室	参事	宍戸	英樹	直轄
渡部	俊夫	総務	課	長	星	廣政	企画
星	光幸	税務	課	長	菊地	新六	住民
室井	裕	健康	福祉	課	長	舟木	平蔵
児山	忠男	環境	水道	課	長	湯田	タマイ
横山	孝夫	教育	次	長	森	秀一	農林
湯田	順一	農業	委員	会	長	馬場	増男
長沼	芳樹	学校	教育	課	長	星	安晴
酒井	浩蔵	伊南	総合	支	所	長	五十嵐
							竹則
							南郷
							総合
							支
							所
							長

事務局職員出席者

澤 田 洋 一 事 務 局 長 酒 井 直 伸 係 長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は47名であります。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君、19番、芳賀沼順一君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

暑くなりますので、上着の脱衣を許可いたします。



◎議事日程

○児山寿明議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。



◎発言の申し出

○児山寿明議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ただいま議長さんより発言のお許しをいただきました。発言させていただきます。

今定例議会に提案いたしました平成17年度の決算認定に係る説明資料の伊南村の事務報告の中に多くの訂正箇所が発見され、この訂正に当たりまして、議長さん初め議員皆様の議会運営において多大なご迷惑をおかけしましたことに対し、深くおわび申し上げる次第でございます。

今後はこうした間違いのないよう最新の注意を払い、提出議案の作成に努めてまいりたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○児山寿明議長 続いて、伊南総合支所長より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

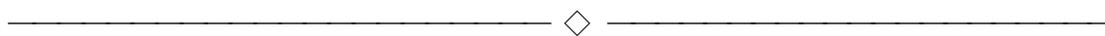
伊南支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 まことに恐縮でございますが、本定例会の貴重な時間をいただきまして、議員の皆様方に対し、心からおわびの言葉を申し上げます。

このたびは、伊南総合支所が作成いたしました伊南村事務報告の中に、30カ所の誤りがあつたにもかかわらず訂正を怠り、誤ったままの事務報告を配付しました。また、その後の訂正方法に適正を欠き、議員の皆様方に対し、多大な不快感を与えました。その上、このように円滑な議事進行を妨げることとなり、まことに申しわけございませんでした。

今後は、このような事態を二度と起こさないよう細心の注意を払い、職務に精励いたしますので、何とぞお許しくくださいますようお願い申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

○児山寿明議長 ただいま総務課長、伊南総合支所長、説明のとおり、伊南村事務報告の訂正についてご了承をお願いいたします。

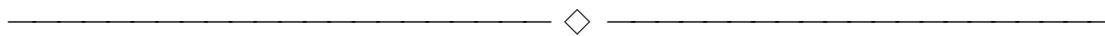


◎一般質問

○児山寿明議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、当規則第56条の規定により、その発言時間を40分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるよう、ご協力方お願いいたします。



◇ 湊 田 幹 夫 議員

○児山寿明議長 それでは、45番、湊田幹夫君の登壇を許します。

湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 抽せんの結果、1位を引きましたので、質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

第1点は、南会津病院の整形外科常勤医師の確保についてであります。

この問題は、先月広域議会でも私は申し上げましたけれども、町村長たちの集まり、議長さ

んの集まりの中でいろいろ申し上げたんですが、なかなかちがいがいかないので、ここで方向を変えて、田島の町の人々の考え方をひとつお尋ねしたいと思います。

中核都市として、医療体制の整備などについてどのように考えておられますかという質問ですが、この県立病院の実態をよく調査いたしますと、ベッド数が150、そのうち50のベッドが封鎖されております。これは、整形用の問題があったと思うんですが、今まで答弁を聞いてみると、広域において何回か町村長たち、議長たちが、中央に陳情に行ったというお話を聞いております。でも、内容を聞くとありふれた陳情である。

私の言いたいことは、例えばあの只見町のあの小さな町が、町長先頭になって、あるいは議員が一致団結して、そしてあれだけの効果を上げておる。そうして、大いにマスコミに訴え、新聞にも大きく出ている。この過去を見ると、今度の県立病院の問題が新聞に余り大きく出ない、余り騒がれていない。実際は全国的に医師の足りないのはわかっております。しかしながら、やはり只見、下郷、檜枝岐を抜きにしても、この南会津郡の町の中核都市として、やらなければならないなというのが、私の実際の考えであります。

例えば、福医大の問題を調査すると、あの院長は菊地先生といって、元田島病院の院長さんを2年ぐらいやったはずですよ。その人が整形外科の教授になったり、大親分なんですよ。そういうところに周知をしたり、あるいは我々の代議士が厚生大臣をやっておる、そういうところに寝込みを襲うぐらいの陳情をしなければならないと思います。

行政のやり方に、私は大きな不満を感じております。ここで我々議員が立ち上がって、町長を先頭にしてこの運動に取り組めば、必ずそういうつながりのあるところに医師確保の問題があるんですから、ひとつ町長さんを軸にして、我々議員も、先ほど議長あるいは議連の委員長にも申し上げました。議員が一丸となって医師確保特別委員会を設置して、町長を先頭にして運動をすれば、必ずこの願いはかなえられるなというように思いますが、執行部の今までのやり方、今後の方向等をお聞かせ願いたいと思います。

次に、観光行政であります。平成6年度に鳴山城活性化事業計画ができております。これは、約1,000万近い金を投じて、時の県の副知事が理事長をやっている県公社の、特に観光公社にお願いして立案したものであります。それを10カ年計画でレイアウトして、行政で、町としてもやろうということで計画があったんですが、この資料館ができる、御蔵入交流館ができるので、後回しというお話がありました。当時の課長に何回もお願いしたんですが、私の時代でなく、私が課長をやめてからというお話がありました。あれから数年たち、そこで、町長にその内容を何回か私は申し上げたことがありますけれども、引き継ぎされたことがありますか

どうかということをお伺いいたします。

ここで、私、新聞を持ってきましたけれども、8月30日の民友を見てみますと、会津地方都市地域基本計画見直し承認の案というのが出ています。私、これ知らなかったんですが、議員のある人からいただいて、削除をされる方針があった田島中央区の鳴山城活用事業整備は、基本として事業継続になり、基本計画に盛り込まれたといううれしいニュースがあるんですよ。こういう実態を町がどういう把握をしておるか、そして、今後の考えをお聞かせ願いたいと思います。

開発するにも、必ず発掘調査員というのがいて、発掘しなければできないという問題があります。今、下郷で電柱立てやそういう問題でも県から発掘調査員を運んで、1年間の契約でやった、これも私、広域議会で申し上げました。12年前にも南山御蔵入事業をやったときに申し上げました。そういう事業は必ず必要だから、予算がなければこの広域議会で1人雇って、必要な町村に、要望があれば派遣するようにしたらどうですかということを12年前に申し上げた。今度も、鳴山城絡んで、私は申し上げたんですが、教育長さんが、やはり広域の親方ですが、12年前と同じ答弁してがっかりしたと。やはり、事務局の書いたのもいいけれども、それを朗読するようなことであっては困ります。教育長も田島に来たんですから、鳴山城のことをよく勉強されて、ひとつお考えを願いたいと思います。

ここに参考に皆さんに配付してありますが、この発掘調査員というのは、会津では、南会津は一人もいないんですよ。若松、坂下、喜多方7町村では確保している。やはり中核都市として、親分ですから、一人ぐらい雇って他町村を面倒見るようなお考えがおありかどうか、お聞きしたいと思います。

次に、鳴山城の町有地を貸しているようだが、どのような条件で貸しているかということは、実は、観光協会で申請し、町が予算がないというので、国・県にお願いして補助金100万もらうよう段取りした。内示があった。喜んで協会にお願いして、申請した。許可になった。行ったらば、その場所が畑になって大根などいろいろまいている。行ってみたら、90歳ぐらいのおじいちゃんでした。だれに借りたと言ったら、こういう人に借りた。「何とかどいてくれないか、花が枯れちゃうんだ」と。「いや、秋まで何とか勘弁してください」、私は仕方なく、これを行政に言えば、許可以外はだめだというに決まっているなというのを感じました。そこで、私は良く調べなかったですが、そのすぐ隣、あいている空地に、この辺なら後から申請すればいいだろうという観点からできました。けさも行ってきました。りっぱに咲いています。だから、行政というものは寂しい。違反だからと、喜んで県に報告している。町長さんも知ってい

るかどうかわかりませんが、一声植えた犯人に相談しないで、泥棒捕まえて喜んで出すということは、どういうものかなと、私は思います。

私は一切文句言いません。黙って従って、また行ってみたら、とれた野菜が終わった跡にまた種をまいているんですよ。こんな行政ありますか。

きょうも、何人か荒海の学校の問題が出ます。やはり教育委員会の方は、大改革をしてもらいたい。基本的な考えが全然まじめ過ぎる、よく言えば。こんなことでは改革できない。嶋山城も町の活性化も、私はできないと思う。そこで、今後、我々ボランティアで「ドイツ友の会」同志に申しわけない。朝6時から9時まで、2,000本の植栽をした。後から問題になった。この後始末はどうするかということで悩んでいます。100万のお金は返上したことになっている。植えた代金はまだ払わない。花は立派に咲いている。私の考えは、来月いっぱい許可があったですから、方向を変えて申請して出直して、そこに植えさせていただきたいんです。この結末はどのようにお考えか、教育長はご答弁をお願いします。

時間がどんどん過ぎて、前は1時間あったんだが、今度40分しかありませんので、再質問のときよろしく願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 45番、湊田幹夫議員の質問にお答えをいたします。

初めに、南会津病院整形外科常勤医師の確保に関する1点目、南会津町中核都市としての医療体制整備の考え方についてであります。これまで南会津地方町村会、南会津地方町村議会議長会、会津総合開発協議会、南会津地方部会において、県関係機関に対してたび重なる緊急要望活動を展開してまいりましたが、本年4月からの非常勤化に加え、10月1日から月曜日と火曜日の非常勤医師派遣が中止となる旨、9月4日に県立南会津病院長より連絡を受けたことを、まずご報告させていただきます。

南会津病院の診療体制をめぐる一連の動きには、背景として県内の厳しい医師不足の状況がありますが、平成17年7月に策定された県立病院改革実行方策では、南会津病院は存続の上、機能強化を図っていくと明確に位置づけられており、今後も郡内唯一の総合病院である南会津病院充実強化を町全体で訴えていくことを基本座標軸としてまいります。

次に、2点目、町としての促進運動についてであります。ただいま申し上げました観点から、今回明らかになった非常勤医師派遣の中止問題では、急遽出県し、病院医局や医大事務局に要請活動を展開してきましたが、来月には町村会議長会で再度重点要望として強く県当局に訴えてまいります。

さらに、地域医療は地域が守るという視点に立って、南会津病院地域医療協議会を核として、南会津病院の充実強化のため、地域としてのサポート体制を築いてまいりますので、議員各位の力強いご支援をお願いいたします。

次に、観光行政についての1点目、鳴山城活用計画の引き継ぎに関してであります。ご存じのとおり、鳴山城址活用整備計画につきましては、財団法人福島県観光開発公社に委託し、平成6年3月に策定しており、鳴山城周辺を4つのゾーンに分けて整備し、その総事業費は約28億円あると聞いております。この整備計画実施の前提条件としては、鳴山城址が県指定の史跡であることから、文化財保護法に基づく発掘調査を実施する必要があり、膨大な時間と費用がかかることに加え、この間の町の財政事情をかんがみると、その事業計画をそのまま実施することは極めて困難と考えております。

次に、2点目、今後の鳴山城活用に関しましては、中心市街地活性化基本計画の中で、鳴山城址を会津田島駅周辺の回遊ルートの一つとして位置づけたことから、歴史的遺産である史跡、鳴山城址として、観光客や町民の方々に気軽に散策していただけるような活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目、4点目、発掘調査についてのおただしであります。現状は専門的調査員がいないため、都市計画事業や道路開設、改良等の公共事業の計画時に必要に応じて、年1回に限り県より技術協力員の派遣をお願いして対応しております。町として、鳴山城址や久川城址等はその背景から国の指定をも視野に入れるべきものと考えておりますので、その歴史的な価値を調査しなければならないことから、町に専門的な職員がいて調査を行い、整備計画を策定することが必須の条件となっております。

こうした事情を考えれば、今後町として専門的な知識を持つ調査員の確保が望ましいと考えますが、正職員として雇用するには、今後30年余りの業務量をも見込まなければならないため、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、町長に求められました答弁といたしますが、具体的事項につきましては担当課長より答弁させますので、よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 続きまして、第3点目の町有地の貸し付けについてお答えいたします。

まず、その1点といたしまして、鳴山城址の町有地貸し付けはどのような条件で貸し付けているかというご質問でございますが、これまで鳴山城址史跡の公有地化計画の中で協力を願ってきました土地協力者から、長年耕作をしてきた方たちを町に協力する際に、地主の方から要

望として、すぐに荒らしてしまうものもったいない、町が事業を行うときにはお返ししますので、健康のため野菜だけでもつくらせてほしいという申し出があり、土地取得時の経過措置としてこれを認めてきたところでもあります。このため、特段の条件を付して、貸し付け契約とか使用許可とかいった契約書の取り交わしについてはしておりません。今回の事実を踏まえて耕作者との話し合いを持ち、現在作付している農作物の収穫をもって、今後新たな作付は行わず、土地を公有地として適正管理することといたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、この9月22日付で、10月27日までに耕作地にしてきた土地を町に明け渡しますという覚書をいただいております。これがその覚書でございますが、そんな状況でございます。よろしく願いいたします。

次に、2つ目といたしまして、貸し付けについて植栽のトラブルが発生しているが、今後の考えはというおただしでございます。田島町観光協会は県指定文化財史跡内での花植栽について、県教育委員会に現状変更の申請を行い、許可を得ておりましたが、植栽の場所及び作業方法等についてトラブルが発生したため、県教育委員会の指導と指示待ちの事情にあります。こうしたことから、今後も計画している花の植栽については、県教育委員会と協議をしつつ指導を受けながら進める必要があると考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○児山寿明議長 湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 まず最初に、医師確保の問題、前に一生懸命陳情したことはよく報告のとおりだと、私は信じております。私の言いたいのは、他町村と管理者と議長だけでは弱いな、無責任な行動が、発言が私は悪いです、懲罰を受けるかもしれないけれども、余りにも熱意がない。形式的な陳情しかないなというのが実感です。だから、一つの例、只見の町長、それから町民、議員が一致団結してマスコミに訴えてあれだけの問題を解決したと。私の提案しているのは、今までのやったことはわかるし、今後もやりたいという気持ちはわかりますが、町長みずからこの中核都市として、先頭に立って議員と一緒にやってやる意思がおりかどうかという質問ですから、その辺ご答弁願います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

熱意がないというご判断をいただいたようでありますが、私は熱意を持って対応しているというふうに思っております。したがって、そのやり方に対して、こうでなければならないということは考えておりませんので、議員の皆さんと一緒にその要望活動をするには何のため

らいもありませんので、そうご理解いただいて、今後とも協力をお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 町長、一生懸命やるのはわかるけれども、管理者、一番の親方は檜枝岐ですよ。檜枝岐に幾ら言ったって、町長と一緒に行きましようなんていう情熱が、私は見えないということを言っているんですよ。だから、この中核都市の南会津町の町長として、議員と一緒にしてやる意思がありますかという質問ですから、その辺よろしくお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ですから、私は、この南会津病院が南会津地方の中核の医療機関であるということは、これはだれも否定するものではありません。したがって、この南会津病院が充実するために、その方法をいとわない、こう申し上げていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 時間がどんどん過ぎてもったいないんですが、さっきも申したとおり、田島とは直接関連のある人がいるということです。例えば菊地先生が院長をやって、医大の整形の先生も講師もやっていると。なじみが深いですよ。まだ、こっちさ引っ越してない当時の院長ですよ。それで、田島の病院が赤字のとき、黒字にした先生、口は悪いですが、私と似ていますが。そういう人に飛び込んでいくにはやっぱり夜、夕食会をやるぐらいの勢いでないとだめだと思うんですよ。経費の問題もかかわると思うんですが。ルール、ルールやったら、そういう運動ができないなというのが、私の心配であります。

だから、田島の議員としても、議長、それから議運の委員長にも申し込んでおりますが、議会へ医師確保特別委員会というのをつくりたいと思います。できるかできないか、今後委員さん皆さんとお話ししますが、そういうのができたら、町長を先頭にして運動をした方が効果的だというふうに申し上げているんですが、それによって、広域議会あるいは他町村に迷惑がかかるという意味なのか、その辺がわからないんですが、只見さんは自分の町ときには広域余り頼らなかったですよ、まっしぐらです。田島にあるんですから、南会津町にあるんですから、そういうふうなお考えになれるかどうか、ひとつ前向きに検討していただきたい。切なる願いですよ。来月から医者は減るんですよ。これからスキー場の問題、必ず出ますよ。ひとつもう少し前進的に広域のまじめな考えよりも、よし、これでやろうというふうにひとつお願いしますが、ご答弁よろしく。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども申しあげましたように、それぞれ熱意のあらわし方というのは違うんだろうと思うんですね。私は決して広域の議会の方にあるいは広域市町村の方に気兼ねをしているつもりはありません。ただ、私も何度か医大の方の病院のいわゆる責任者の方にアポイントをとりました。しかし、なかなか忙しくて会っていただけません。そんなこともありまして、私も実はじくじたる思いをしております。ですから、議員の皆さんがそういう形で真剣に、本気でやるぞということであれば、私はその姿勢に何ら抵抗するわけでもないし、一緒にやりたいと、こう申し上げておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 よくわかりましたが、参考に申し上げて、うちから厚生大臣も出ている、菊地院長もいる、そうすると、大勢で行ったってなかなか容易でないというのが私の提案ですよ。夕食したり、場合によっては飲食するのも必要だと思うんですよ。まじめにいったら、とてもこういう問題は解決できないと思うんですよ。その辺をよく、もう一つ回答は要らないですが、私の誠意、気持ちをわかってください。そして、もし議員がそういう気分になってできたら、ひとつご協力願いたいと思えます。

この嶋山城について答弁あったんですが、大変だ、大変だ、もちろん大変です。1,000万近い金を調査費でぶん投げています。28億かかる。それがずっと何十年もかかる計算ですから、まず、つばをつけてもらいたいんだ。全然前進がないんだ。前進がない。地方都市基本計画の話、こうやって新聞にまで出て、中央ではやろうというんですよ。ところが、地元のこれせつかく継続によって基本的に盛り込まれたと、こうなっているんですよ。会津地区の広域議会でしょう、これ。会津地方基本都市整備見直し承認の案となっているんです。中央では二度目なんです、会津全体で。私も28日にこの観光連盟の会議へ、欠席して行きますがね。これを強く訴えているんですが、きょうここである程度いい返事ももらえないと、私、頑張れないんですよ。ひとつ会津全体の中の事業計画に入っているんですから、金がない、当然ですよ。町長よく言うでしょう。金がない、何もないからできない、そんなのダメだって言っているでしょう、いつも。みずから考えて。だから、今度の花の問題も、町に金がないと言うから、私は県にお願いして100万の金を手配した。金がないって……、だから、そういう案でこういうのは何ほどもできるんです、やる気があれば。

ひとつ前向きに、今すぐやれと言っているのではないんです。一步一步やってもらいたいんですよ。今の見通しでは、前向きのお話だから、少しは安心しましたけれども、それから、調

査員の問題も前向きのようなお話だった。私は大いに歓迎しますから、大いに期待していますから、だめだという返事ではなかったですから、大いに期待していますから、次の議会あるいは新しく議会が変わった場合も、どんどんこの問題は、私は死ぬまで頑張りますから、ひとつ鳴山城よろしくお願いします。

次に、教育長のお話を聞くと、今後は書類をとって10月27日までにやめますと言ったのは、それはだれとだれですか。書類もらったのはだれとだれですか。

○児山寿明議長 生涯学習課長。

○馬場増男生涯学習課長 答えいたします。

畑地の耕作をしていた方は、上町に住んでいらっしゃいます星彦衛さん、元地主の方でございます。あともう一方は、徳永邦子さんという方が一部耕作をしております、これも地主にかかわる方ございました。

以上でございます。

○児山寿明議長 湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 きちっと2人からもらったんですか。私はわからないけれども、女性からももらいましたか。2通もらった。

○児山寿明議長 生涯学習課長。

○馬場増男生涯学習課長 答えいたします。

お二方から一応覚書の取り交わしをさせていただいております。

○45番 湊田幹夫議員 荒海の中学校の裏ですよ。その辺大丈夫ですか、念を押しておきますが。責任持って、27日までにきれいにできますか。確認とりたいんです。

○児山寿明議長 生涯学習課長。

○馬場増男生涯学習課長 間違いなくできますので、よろしくお願いします。

〔発言する者あり〕

○児山寿明議長 幹夫さん、発言許可を得てから発言をお願いします。

○45番 湊田幹夫議員 これで終わりなの。

○児山寿明議長 いや、発言の通達がありませんでした。

○45番 湊田幹夫議員 終わり。

○児山寿明議長 以上で、45番、湊田幹夫君の一般質問を終わります。



◇ 平野昌盛議員

○児山寿明議長 次に、23番、平野昌盛君の登壇を許します。

○23番 平野昌盛議員 町長は、就任以来、日夜精力的に政務をこなしておられますようで、深謝しておる次第でございますことをまず申し上げます。

議会と執行部は車の両輪のようで、交差することはないが、ともに町民の生活をよりよくするためにあるものであり、議会は論議の場であると認識しておりますので、今回も2つの事項について質問させていただきます。

1つ目は、貸借対照表、すなわちバランスシート作成の進捗状況についてであります。

町長は、さきの6月定例会での、7番、湯田秀春議員の、合併して財産がどのくらいあるのか、資産がわからない。早急に貸借対照表を作成すべきであるという旨の提言に、職員の意識改革の中で、貸借対照表を使って現状分析できるようにする旨、答弁しておられますが、私もぜひともバランスシートを早期に作成すべきものであると思う一人であります。

と申しますのは、基本的には7番議員と同様な考え方と申し上げてよろしいと思いますが、旧4町村が合併して南会津町が生まれたことにより、合併特例法等により種々の優遇措置を受けられる期間、10年間は財政的にも比較的安定的であると思料されますが、それ以後は、財政的にも非常に厳しくなるものと思われまます。そうした非常的事態にどう対応していくかをも考えながらの政務こそがよりよい行政と信ずるからであります。

このようなよりよい行政を目指すためには、バランスシートにより財政状況を直視しながら行政サービスに当たらなければならないものと考えられます。それに、旧村での議会全員協議会等においてもバランスシート作成の件を提言してきておることでもありますが、財務諸表に匹敵するものすべてとは申しませんので、せめてバランスシートだけでも早期に作成して、広く町民にも町の財政状況を開示すべきではないかと考えます。

なお、バランスシートの作成に当たっては、大変な事務量になるとは思いますが、財産の評価については、類似物件の評価額を参考にしたり、税法上での評価の仕方を採用したりすれば、その経費もさほどかさまないと思われまます。

以上のような観点において、バランスシートの作成準備をされておられると思しますので、その進捗状況と、それがいつできるのかをお聞かせください。

2つ目は、テレビジョンの地上デジタル放送化への対応等についてであります。

今やテレビジョン放送が変革期に来ていると思ひます。平成23年にはアナログ放送が終わり、

県内の97%の世帯で地上デジタル放送が視聴できる見通しであり、残る3%の世帯は、難視聴とか条件不利世帯とか聞いております。こうした状況下にある現在、町内には、テレビ組合等をつくり、有線でテレビ放送を視聴しておる地区が幾つかあります。こうした地区はもちろんのこと、それ以外の地区でもデジタル放送を視聴するには、ほとんどの世帯で既存のテレビに専用のチューナーを取りつけるか、デジタル対応のテレビにかえるか、あるいは既存施設を改修することが必然ではないかと考えられます。

このようになりますと、以前からそうでしたが、それ相当の経費が必要になるものと懸念されますが、これらの費用は、平成13年の電波法の改正により国策としてスタートした放送のデジタル化なので、国の責任で賄わなければならないものと考えます。同様な考えの方がほかにも多勢おられます。こうしたことを踏まえてか、県でもテレビ受信ができない事態が発生すれば、山間部の過疎化が一層進行するだろう。デジタル波への移行を決めた国の責任で対策をとるよう求めるとしている、2年ほど前に新聞報道されておることでもあります。

つきましては、町が地上デジタルの本放送の対象エリアになる際には、受益者、すなわち受信者がそれらに関する費用負担を強いられることのないよう、今からより一層の県や国への働きかけが必要なのではないかと思いますが、為政者としてのお考えをお聞かせください。

以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 23番、平野昌盛議員の質問にお答えをいたします。

初めに、貸借対照表作成進捗状況についてのおただしであります。近年、地方財政が大変厳しさを増している中で、適正な財政運営を行うということと同時に、財政状況を市民によりわかりやすく説明し理解を得るといったことの重要性が高まっているところであります。しかしながら、バランスシート、いわゆる貸借対照表と言われるものは、民間の営利追求型のための指標であり、道路などの売却のできない公有財産を企業会計的手法で評価する意義や、資本の概念をどうするかの問題点など、必ずしも自治体の活動目的に沿うということにはなりにくいという状況がございます。

また、貸借対照表に計上される資産を考えてみると、投資資産、有価証券や不動産等がこれに当たりますが、道路や橋、庁舎や学校などの公共施設は、それを処分して負債に充てることとは考えにくく、貸借対照表に計上するものではないものと考えられます。

このように、貸借対照表に計上されることが求められる資産をどう定義づけすべきなのかが全国的に先行して、バランスシートを作成した自治体もうまく把握できなかつたと聞いており

ます。したがって、今のところ財政分析にすぐにバランスシートを持ち込むという考え方は、基本的には持っておりませんが、しかし、一方で国においては自治体の財政と適合するようなバランスシートというものが検討をされているところであり、全国的な自治体間でのデータの比較検討ができるようなものとして、統一的な作成基準ができる状況になれば、本庁においても前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、デジタル放送化への対応についてのおただしであります。地上テレビジョン放送のデジタル化については、eジャパン戦略2に基づき、平成23年7月の完全移行へ向け、順次デジタル化が進められているところであります。おただしにありました難視聴区域による共同受信施設につきましては、町内に23カ所あり、これら共同施設において地上デジタル放送を受信する際には、施設の改修が必要であり、その費用負担も必要となってまいります。

なお、総務大臣の諮問機関である情報通信審議会においても、地上デジタル放送は、国、放送事業者と関係者は全力で取り組んでいく必要があるとした上で、僻地共聴施設への対応として、国、NHK、視聴者等との費用負担のあり方について、早急に整理すべきであるとしたところであります。

本庁といたしましても、今後とも、これらの動きを慎重に見ていくとともに、国や県等に対し条件不利地域の住民が電波エリア内の住民負担に比べ著しく過重とならないように、積極的に働きかけを行っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 今、ご答弁いただきましたが、1番目の貸借対照表作成進捗状況と、いつできるかということについては、とにかくいろいろ問題はあろうかと思いますが、できるだけつくるような方向で考えて進んでいただきたいと思っております。

それから、デジタル放送化への対応でございますが、これはなぜ私がこういうことを申し上げましたかと申しますと、ご存じのように、今高齢化社会、年金生活者が多いわけです。基礎年給の年額を見ても、前は80万4,200円だったと思いますが、今は79万7,000円。これを60歳から受給を始めた方は、月3万8,000円程度です。こうした中で、自分の生活は守ることはもちろんですが、いろいろな税金を納めたり、あるいは介護保険料も含めて、税金の中には固定資産税のように、ただそこから収益が得られなくても持っているだけで課税されるような税金があるわけです。こうした生活をしておられる方は、非常に財政的に窮屈かと思っております。

そういったことも踏まえまして質問をしたわけですが、町長はそういったことも篤と承知しておられると思いますので、答弁は要りません。よろしくお願いします。

以上です。

○児山寿明議長 質問を終わるといことですね。

以上で、23番、平野昌盛君の一般質問を終わります。



◇ 馬 場 秀 男 議 員

○児山寿明議長 次に、47番、馬場秀男君の登壇を許します。

馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 私は、4つの点でご質問をいたします。

1つは、南会津病院の医師確保についてですが、先ほども質問があったように、この問題は大変重大な事態となっているということのあらわれだろうと思います。他の質問者と重複しないような形でできるだけ質問してまいりたいと思います。

医師不足の原因あるいは背景をしっかりとらえないと、効果的な対策は出てこないだろうと思っておるわけであります。現在の医師不足の原因の一つは、ご存じだと思いますが、大学卒業後に2年間の臨床研修制度が始まったために、現場に補充できないということがありますが、しかし、2年後から解決するかといえば、そう単純ではないようであります。医師が不足した病院では、残った医師に対して非常に過重な負担となっておると。そして、南会津病院も、調査したところによると、36時間も連続勤務になっているというような実態も明らかになりました。このような状況ですから、医師が倒れてしまったりあるいは過重な負担となってやめていってしまうと、こういう悪循環に陥っているようであります。こういう状況ですから、開業医になれば、夜は休めるからということで、特に都市部に開業してしまうということがございます。

この医者立場からすれば、自分の子供の教育、日進月歩の医療技術や知識は僻地ではなかなか体得できないと、研修をしたいという思いが非常に強いようであります。また、医療制度の問題としても、医師の配置基準が定められておまして、この充足率に対して、不足すると診療報酬が減額されると、こういうペナルティー制度ができておまして、したがって、医者が不足してくると、病院同士の経営の採算上からも引き抜き合戦になってしまっている。それ

で、医師が月給2,500万円というような事態も起こっていると言われているわけであります。

また、医師の体制の中には、まだまだ学閥的な考えもありまして、これまでの医大系で補充してきたところを回してもらえないので、他の医大にお願いするというような動きに出たために、むしろ現在の医師が引き上げてしまうというようなことも起こりかねないと、こういう問題もあるわけで、そういう実態をしっかり踏まえて対策を立てないと、有効な対策は出てこないだろうと思うわけです。

医療体制の確保というのは、町民の命を守るだけでなく、学校教育や観光事業にも関係してまいります。いっときもおろそかにできませんが、目先の解決は当然ですが、中・長期の対策も必要でございます。地元出身の医師もたくさんおられますが、こういう医師に当たるとか、あるいは契約による学費負担で医師を計画的に育成していくというような考えもあろうかと思っておりますけれども、中・長期の対策を立てるのに、どのように考え、どのように取り組まれるか伺いたいと思います。

次は、障害者自立支援制度の問題点と対応についてでございますが、障害者自立支援法が昨年10月成立して、本年4月から一部実施、10月から本格的に施行されております。新体系への移行が始まっていますが、本議会でも、6月議会で全議員の皆さんの賛同を得て、政府に改善を求める意見書を提出したところでございますが、新制度が実態に合わないために全国的な問題になって、テレビ、新聞等でも報道されております。

まず、第1に質問したいことは、障害者の人権についての認識はどうかでございます。

新法でも、その地域の実情に合った施策を効果的に施行できるようにと、事業主体を地方自治体に移管されることになりました。そして、来年3月までに障害者福祉計画を作成しなければならないわけでございますが、障害者の人権を踏まえ、南会津の障害者の実態を反映した基本理念をまず示していただきたいと思っております。

次に、これまで応能負担から、今度は応益負担に切りかえられたために、重い障害者ほど利用料負担が大きくなります。また、居住費、食費負担が新たに追加されたことから、負担に耐えられなくて利用できなくなる人、また中には、生計が立たないと悲観して障害者を殺して親が自殺するという、痛ましい心中事件までが既に起きているわけでございます。4月から始まったこの制度による、町内の実態調査はどうなっているかお尋ねします。

長い間続いてきた制度が大きく改定されて、障害者家庭にその内容が理解されていません。特に今回の改定は、何をどのように利用するか、自己申請しなければならないことになったために、内容や利用手続を理解することが必要ですが、説明がどのようになされて、理解ができ

ているのか、明らかにしていただきたいと思います。あわせて、障害者のニーズを的確にとらえることが福祉計画の作成に重要ですが、ニーズ把握の取り組みはどうなっているのか伺います。

地域生活支援事業には幾つかの必須事業がありますが、それ以外にも障害者ニーズにこたえて、事業展開するように法的にも求められています。どのように考えておられるか示してください。グループホームとかいろいろございますが、よろしくお願いします。

次に、小規模事業所についてですが、町内には3つの事業所がNPO法人化に取り組みまして、新制度に適応しようと努力しております。この事業は、無認可事業として、国・県、町の補助と自分たちの生産品の販売、人件費の奉仕で何とか運営されてきておりますが、私が訪問調査したところ、赤字が月々累積している実態も明らかになりました。政府はこの実態を無視するように補助金を打ち切り一般財源化する中で、しかも削減を図ってきています。県も、今年度の予算で削減を打ち出しましたが、これでは事業が成り立たないという現場からの猛反発を受けて、撤回せざるを得ませんでした。

住民を守るために、町の役割は重大であります。利用を望む人は多いのに、申し込みにこたえることができないでいます。国・県に改善を強く求めていくことは当然ですが、町は一般財源化された補助金を超えて予算化して、事業継続と、さらに拡充を求められております。町長の実態認識と今後の方針を示していただきたい。

次は、中・長期の財政見通しについてでございますが、平成の大合併は最大の行政改革だと政府が漏らしたように、国から地方への財政支出を大幅に削減することが最大の目的とされたものですが、合併に賛成した人も補助金や地方交付税が減らされそうだから、やむを得ず合併するしかないと考えた人がほとんどではないかと思えます。明らかなのは、合併してもしなくても国からの金はほとんど変わらないこと、むしろ合併によって10年後から大幅に削減されること、このことです。合併すれば財政が楽になるんじゃないかという考えもありますが、その根拠は、管理職、議員、職員の削減、各市町村で建設、維持してきた体育、文化、教育、福祉などの施設を統合して、行政経費を減らせるだろうということでもあります。

しかし、南会津町の場合、一部人件費は削減できても、施設費の削減はサービス低下にならざるを得ないと考えます。行政サービスをどんどん下げるとなれば、財政支出は改善できるでしょうが、下げざるを得ないと町長は考えるのか、維持できると、あるいは発展させられると考えておられるのか、まずお尋ねします。

合併自治体は、合併後10年後の体制づくり、財政運営が重要であります。常にシビアに中・

長期の財政見通しが必要だと考えます。そこで、今回5つの点でどのように考え、どのように展望されておられるか示していただきたい。

第1は、町税収入ですが、全収入の中での比率は余り高くありませんが、自主財源として大層のものであると同時に、住民が豊かになっていくのか、産業が拡大発展していくのか、労働人口が増加するのか、またその反対なのかが問われるのでありますが、どのような見通しか、政策展開とも関連してお答え願いたいと思います。

第2は、地方交付税を初めとする財源の国からの配分の問題ですが、三位一体の改革やら地方交付税の見直しなどの政府の改革路線で大変大きく揺れています。財源保障機能は廃止するとか、人口と面積で配分するとか、あるいは自然条件や人口密度などの段階補正の見直しなどが言われておりますが、いつでも南会津町のような地方は切り捨ての内容になっています。住民の暮らしと命を守る末端自治体の状況と声を反映させるために、強力かつ有効に国に働きかける必要があるわけですが、どのように取り組まれるかお答えください。

町の地方交付税の見込みは流動的で、展望するのは難しい時期でございますけれども、10年から15年の間に、その後の大幅削減でも運営できる体制をつくらなければならないということでもあるわけであります。一定の展望を持たずに進めては破綻のおそれもあるので、現段階でどのように中・長期展望として見ておられるか伺いたいと思います。

第3に、合併特例債についてですが、町の場合、過疎債、辺地債などに加えて、有利とされる起債の枠が広がったわけで、この利用の内容によっては、後々命取りになる可能性もあるので、どのように運用を考えているかお尋ねしたいと思います。

第4に、総合支所体制と職員数の関係ですが、これ誤解されやすい題名になってしまいましたが、総合支所体制は、地理的条件もあって、旧村の住民に新たな負担とならないように、また、周辺地域が寂れないように考えられたものだと思います。これが有効に機能するには、職員配置も充実させなければなりません。このような職員配置が必要な自治体として、職員数がどれだけ必要かを見定めなければならないわけであります。

今回の合併の財政メリットは、無理なく職員数を削減できることだとされてきました。合併特例の10年間に、どれだけ無理なく人件費を削減できるかですけれども、合併協議の中で提出された資料によれば、10年間で定年退職者は132名、その35%を新規採用で補充するとの方針も示されました。その結果、170名程度に削減する計算となっております。この職員数は、旧田島町の職員数に匹敵することになります。旧田島町の職員だけで、西部地域を含む全地域の行政を賄うという数字です。現実に可能だろうか。合併の無理が財政的にも出てくるのではな

いかと心配されるわけであります。

合併による財政シミュレーションは大きな見直しが必要ではないかと思われませんが、どのように考えておられるか。本来なら、合併すればしばらく人員オーバーになり、退職を待って調整していくことになるわけですが、現在の労働条件を見れば大変な時間外労働、土日返上の過労状態となっております。当面は、合併に伴う混乱や新たな体制づくりの特殊事情の中にありますので、一、二年はやむを得ないかとも思われますが、仕事の偏在も見直されていないようです。今後の職員数をどのように展望されているか示してください。職員組合にも、どのように進めるか何も示されていないと聞いておりますが、いつごろ、どのようにされるか伺います。

第5に、これまでも触れてきましたが、合併10年後から15年後の財政はどうなっているか、ここに向けての展望を今からしっかり持ちながら施策展開をしていかなければなりません、現時点での制度や財政事情を土台にシミュレーションしなければなりません、どのようにとらえておられるかお伺いをいたします。

次は、エネルギー開発による新規事業や雇用の創出の件でございますが、地域のエネルギー開発には、地球温暖化問題、エネルギー源の多様化、さらに地域資源の活用と雇用創出などの目的があるわけですが、いずれの面からも急がれる課題であります。新エネルギー法によって、田島町でもエネルギービジョンの作成が行われましたが、その後、どのように進展しているのか、また開発可能性はどうか伺いたいと思います。

県のエネルギービジョンによる利用可能性調査によると、南会津は風力、バイオマスが有望とされています。水力の水流の格差が大きい地域でもあるので、水力も検討する必要があるだろうと思います。

菜種などの食用油の生産とその廃油の再生で、ディーゼルエンジンの燃料化が各地で取り組まれております。また、エタノールの生産が政策的にも強力に展開されております。これは原油価格が高騰しておりまして、ガソリン、灯油が大変値上がりしていることから、採算的にも重要視されておりまして、植物からのエタノールの採取、自動車燃料として使用されて、ブラジルや、あるいはアメリカでもサトウキビやトウモロコシからこの転換が強力に政策として展開されているわけでありまして、我が南会津町では自然資源の豊富な地域として、企業のCO₂削減義務の売買と連結して、新しい産業を興し、雇用創出に展開できないか、速やかに取り組むことが重要でないかと考えますが、所見を伺いたいと思います。

以上、第1回の質問を終わります。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 47番、馬場秀男議員の質問にお答えをいたします。

初めに、南会津病院の医師確保に関する1点目、医師不足の実態とその原因の認識についてですが、医師配置数の適正水準につきましても、一概に判断がつかねますが、人口10万人当たりの医師数は、全国平均201人に対し福島県は171人で、全国で38位の低水準にあります。この原因は、医師の大都市集中等、先ほどおただしがありましたような実態の中で、大変深刻な地域間格差を生み出している、このように認識をしております。

次に、2点目、町としての中・長期的な医師確保対策についてですが、問題が県立病院の医師問題に起因しているところでもありますので、地域の現状を訴えながら地域を挙げて県の関係機関に強力な要望活動を続けるとともに、45番議員さんからの一般質問でもお答えをいたしました。南会津病院の充実強化には、今後の地域のサポート体制を継続していくことが中・長期的にも重要なファクターとなるものと思います。したがって、関係団体と連携を図り、住民が安心できる医療環境を確立するため、これまで以上にその実態の把握を十分にしながら全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、障害者自立支援制度の問題点と対応について、答弁をさせていただきます。

障害者自立支援法の定めにより、市町村に障害者福祉計画の策定が義務づけられ、平成20年度を計画期間とする3年1期の計画を平成18年度中に策定しなければなりません。このほど国の指針が県を通して示されたことにより、本町でも計画策定に向けた事務を進めているところでもあります。

1点目の質問にあります障害者福祉計画の基本理念については、障害者自立支援法でうたわれている障害者の自立と社会参加を基本理念に据えて、本町の計画を立案する必要があるものと考えております。

2点目の応益負担による利用料負担の実態ですが、今までは各種のサービスを受ける際に、世帯の所得に応じて負担をしていただいておりますが、障害者自立支援法の施行により、原則1割を負担するように改正されました。しかしながら、国でも月ごとの負担限度額を設けるなど利用者に対する軽減措置を講じており、必要なサービスを受けられるよう配慮がなされております。

3点目の地域生活支援事業の必須事業以外の事業計画ですが、訪問入浴サービス事業、施設入所者更正訓練費給付事業、施設入所者就職支援金給付事業、自動車運転免許取得・改造助成事業を実施する予定でございます。

次に、4点目の制度改定による内容や利用手続の説明、利用計画の現況ですが、サー

ビスを受ける対象者は障害者手帳を持っている方に限定されますので、これまでパンフレットを活用した窓口での説明に努めてまいりました。今後は、改正された制度の内容を初め、町が実施する各種サービスについて広報紙やホームページ等を活用し、より一層の周知徹底に努めてまいり所存であります。

5点目の障害者のニーズ把握の取り組みでございますが、障害者福祉計画策定に当たり、障害者の団体やサービス提供団体、さらには自立支援に係る関係者等で構成される地域自立支援協議会を設立する予定でありますので、こうした話し合いの場において障害者ニーズの把握に努め、障害者福祉計画や町が実施する地域生活支援事業にも反映していきたい、このように考えております。また、南会津保健福祉事務所でも、障害者のための自立支援を目的とした南会津郡全体組織として、ともに生きるまちづくりの会が結成され、話し合いが持たれますので、障害者ニーズの参考にしてまいりたいと思います。

最後に、6点目の小規模作業所の実態と援助であります。今回の制度改正により、小規模作業所への国・県補助金が減額され、すべての作業所で影響を受けているものと推測をいたしております。本町では、田島地域にあるあたご共同作業所と南郷地域にある木の葉作業所に対し、町単独事業として運営費の上乗せ補助を行い、作業所運営の支援を実施しております。一方、県でも小規模作業所への影響を考慮して、障害者小規模作業所緊急支援事業を創設し、平成18年度分について特例措置を講ずる方針を打ち出しましたので、本町でもこの補助事業への申請を行い、小規模作業所への追加補助を実施してまいり所存であります。

次に、中・長期の財政見通しに関する1点目、町税収の見込みについてであります。新町まちづくり計画の中では、住民税、固定資産税を初めとする地方税につきましては、平成27年度までの計画において、生産年齢人口推計値等の減により、毎年度わずかながら減少すると推測をしております。しかし、平成18年度の税制改正において、3兆円規模での国から地方への税源移譲が行われることになり、南会津町の平成19年度住民税につきましては、本年度に比較し約1億5,000万円の増加を見込んでおります。このように、町税は国の施策によって制度が変更されますことから、その動向は注視すべきものがありますが、いずれにいたしましても、地方の充実には地方公共団体の自主性、自立性の強化を担保するものであり、自主財源の確保は今後ますます重要な課題になるものと認識をしております。

分散するさまざまな地域活動の連携を図り、雇用対策へ向けた積極的な取り組みを進め、所得の安定的な向上を図りつつ、税収の確保につなげてまいりたい、このように考えております。

次に、2点目、地方交付税等の見通しであります。本町の歳入において、地方交付税は最

大の収入源であります。平成18年度当初予算で歳入全体の49%と大きな割合を占めており、その増減は、本町の財政に大きな影響を与えるものであります。本町は、本年3月に合併したわけではありますが、合併による特殊要因が算定された地方交付税は、合併しなかった場合と比べると、本年度で約8億円の増額となっているのも事実であります。合併には地方交付税の同額という恩典と、合併による行政の効率化等に伴う歳出縮減という財政的な効果が期待されているものの、地方交付税は国の三位一体改革により、総額の大幅な抑制が引き続き予想され、今後再び減少していくことが十分予想されます。

次に、3点目、合併特例債の活用についてのおたただしでございますが、合併特例債の事業目的は、合併後の新町の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業であること、次に、合併後の新町の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業であること、さらに合併後の新町の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整理事業であることに加え、新町の振興のための基金造成事業であります。今後10年間の合併特例債の発行可能額は建設事業分で約96億円ではありますが、現在の新町建設計画は約70億円を計画しております。償還については、交付税措置があるというものの、その発行に当たっては、他の起債の発行額の状況を見きわめながら、後年度負担を考えて適正な活用を検討していく必要があると考えております。

次に、4点目、総合支所体制についてであります。合併時に想定し得なかった新規事業等にも対応する必要があることから、今後支所を含めて必要人員を各課長から要求してもらい、それを精査する中で考えたいと思っております。なお、全体の職員数は、今後策定予定の定員適正化計画に基づき、退職者に対する新規採用を全体計画の中で35%の補充率の基準、これに基づきまして、その適正化を図っていく考えであります。

次に、5点目、合併10年後の展望はとのおたただしであります。平成17年度合併前、4町村の財政状況は、歳入において自主財源がわずか3割にとどまり、歳出においても経常収支比率が100に迫るといった状況にあること、さらには町債残高も総額260億円に上るなど、大変厳しい現実となっております。このような財政状況を認識し、自主財源の仕組みづくりに取り組む一方で、アウトソーシングと予算の重点配分等により、財政のスリム化を図り、持続可能な町の基礎づくり、この姿勢で強い決意を持って町政に当たることにしてまいりたいと思っております。そして、10年後には、この南会津町の合併が成功であったとだれもが思える町にならなければならないと考えています。

これから、大変困難な財政運営が予想されますが、議員の皆様のご協力とご理解を賜って

きたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

次に、新エネルギー開発による新規産業や雇用の創出に関する1点目、旧田島町のエネルギービジョンの進捗状況と事業実施の可能性と展望についてのおただしであります。平成16年度に普及啓発活動として県のペレットストーブモニターに応募し、会津田島ステーションプラザを初めとした3施設にペレットストーブを設置した経緯がございます。また、導入支援として、アンケート調査で要望が強かった住宅用太陽光発電システム設置補助制度を導入しており、今年度も引き続き実施しているところでございます。

なお、本年度におきましては、新エネルギービジョン未策定だった伊南地域、南郷地域を含め、南会津町全体としての新エネルギービジョンを策定することに取り組んでいるところでございます。今後とも、特に地球環境に優しい石油代替エネルギーとして期待されております新エネルギーを積極的に取り入れるための方策を進めてまいりたい、このように考えております。

次に、2点目、県エネルギービジョン等についてのおただしであります。平成15年に「地球と握手！うつくしま新エネビジョン」が策定されており、その中で福島県は全国3位の広大な県土を有し、太陽エネルギーやバイオマスエネルギー、雪氷冷熱エネルギー及び風力エネルギーなどのさまざまな新エネルギーが豊富に賦存しております。当町におきましても、県の新エネルギービジョンを活用し、さまざまな新エネルギーについて、今後策定予定の新町エネルギービジョンの中で検討してまいりたいと考えております。

また、菜種など食用油の生産とその廃油の再生につきましては、原油価格が高騰する中、自動車等の代替燃料として注目を集めているバイオ・ディーゼルは、旧田島町のエネルギービジョンにおきましても、菜の花プロジェクトとして導入プロジェクトの一つに掲げられており、本年度において「田島よいとこ発見交流促進事業」の中で、遊休農地の解消とあわせて検討しているところであります。

また、植物からのエタノール製造については、欧米諸国やブラジルでは自動車の燃料として使われていると聞いております。このような状況を踏まえ、今後における当町の新エネルギーへの取り組みの中で、バイオ・ディーゼルについては、原料となる廃食油の回収可能量の調査や先進地視察を実施するなど、可能性のある新エネルギーの導入について検討してまいりたいと考えております。

なお、新エネルギーの導入に伴う新規産業の雇用創出にも、当然として積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力、ご支援をお願いしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、

よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 障害者問題で答弁いただきましたが、実際、全国的にも問題があって、いまだに問題が解決されない部分がいっぱいあるわけですが、県も撤回して補助を出す、町も出すということで一息ついているところですが、実態はやはりかなり大変な事態であります。

特に小規模作業所の実態を見ますと、非常にいいぐあいに運営されております。中身は苦しいんですが、そこに入っておられます障害者の方たちは非常に生き生きして仕事に携わって、今までうちにこもりがちだった人たちが明るい状態になっているという、非常にいい状況が生まれておりますので、後から後からやはり加入希望者が出てきているわけですが、しかし、運営上、それをこなすことができないという実態がありますので、これらも調査していただければ出てくると思いますが、いずれにしても、どういう本当の実態があるのかということ把握していかなければならないということが非常に大事だと思います。窓口だけで対応してはわからない。本当にこの障害者というのは一人一人状態が違うわけで、その思いも願いもそれぞれでございます。したがって、また制度を知らなければ、障害者の家族もどう対応していいかわからない、こんな制度があるよと、こんな手続きができるよということがわかっているような体制をつくることというのは、非常に大事なわけです。

それと同時に、施設を、今度の支援法の問題を見ましても、いろいろ施設を進めていくというふうなことでありますが、施設不足はもう明らかでございます。特に、私、いろいろ当たってみて感じていることは、障害者どんどん生まれてきている部分もありますけれども、年老いてきて、障害者を持っている家族の皆さん、これがこの子を残して死ねないと、こういう思いが非常に強い。それで、うちの中で世話をしているという点があるわけですが、いわゆるグループホーム的な感覚でこれを救ってやれないかと、救ってやるという言葉はちょっとおかしいんですけれども、そういう制度もありますし、本当に年老いた親が安心できるような体制というのは非常に重要だなということを感じました。こういうことにぜひとも取り組んでほしいなと思っておりますけれども、どのようにお考えになるかお答えを願いたいと思います。

○児山寿明議長 残り時間1分を切っておりますので、簡潔にお願いをいたします。

○47番 馬場秀男議員 すみません。

財政問題やろうと思いましたが、これはなかなか数字の面もありますし、今回で終わるわけ

でもございません。引き続き追及してまいりたいと思います。

それから、エネルギーの問題ですが、この南会津の状況を見ると、水流が非常に落差が多いんですから、これに水力発電という問題も、これはエネルギー法の中では取り上げられておりませんから補助事業にはなりませんけれども、採算性の問題としても考えられるんじゃないか。エネルギー問題が提起されている中には、温暖化の問題だとか石化、添加の問題とかというものもありますけれども、何しろ財政の乏しい中での開発というのは……。

○児山寿明議長 馬場議員に申し上げます。時間完了しました。

○47番 馬場秀男議員 はい、すみません。

そういうことで、答弁の時間もなくなってしまったような状況でございますが、最近の開発で稲わらだとか雑草からもエタノールが取れるという技術が開発されました。ぜひとも検討して、先ほど申しましたようにCO₂の削減義務とのやりとりがあるわけですから、採算性をもってやれるんじゃないかという期待もあるわけで、ぜひともお願いしたいと思います。

答弁の時間がなくなりましたので、次回に聞きたいと思います。

○児山寿明議長 以上で、47番、馬場秀男君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食にいたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 山内 政 議員

○児山寿明議長 次に、4番、山内政君の登壇を許します。

山内政君。

○4番 山内 政議員 議席番号4番、山内政です。

質問通告により質問をいたします。

質問は、2点でございます。

第1点は、雪害対策についてであります。

昨年、そしてことしの冬と2年続けて豪雪となりました。南会津町を構成している各地域は、この雪との闘いを余儀なくされております。合併により本庁が田島地区に置かれたことで、雪に対する危機感及び認識が、西部地域とでは相当の温度差があると思われまますので、雪がまだ降らないこの時期に準備を怠らないようにするために、あえて伺います。

1番目でございます。

各旧地域で実施されてきた雪害対策について、今までの反省を踏まえ、本庁及び各支所共通認識を持つという意味で、検討、種々の調整をされる考えがあるか伺います。このことは、当然のことながら各支所間で対応がばらばらであったりすることがないように、地域の実情をよく聴取をした上で対応をしていただきたいと思うからであります。

2番目、公共施設の雪おろし及び高齢者世帯の除雪支援にかかわる建設業関係事業者の町発注工事の工期延長処置についてであります。

このことは、雪害がとても緊急を要し、支援に携わる事業者の工事をストップさせても実施しなければならないとき、事業者は工事が工期内に完成をしなくなるというリスクを負うことになります。このとき、工期の延長の処置がなされるという担保があれば、工事をストップして雪害の支援作業に従事できると思われるが、そのような処置が可能かどうか伺います。

3番目、雪害に対する自衛隊派遣の要請についてであります。

雪害の復旧作業等で、災害の対応のプロ中のプロである自衛隊の要請は、苦しんでいる人々の手助けとして大変心強いものであります。ここで、自衛隊の派遣要請を行う際の基準について伺います。

4番目でございます。高齢者世帯及び高齢者のひとり暮らし世帯の除雪支援についてであります。

実質はひとり暮らしの世帯なのだが、種々の都合で子供が住民登録をしていてひとり暮らしとは認められない世帯の除雪支援については、そこに住んでいる地域の方々が、ここは実質ひとり暮らしだよと認められれば除雪支援の対象とすることが、より親切で優しい対応と思われるが、その対応について伺います。

5番目、最後に豪雪地帯の自治体を実施している雪害対策救助員制度についてであります。

これは、ことしの冬、新潟県の津南町と長野県の栄村が陸の孤島となり、連日ニュースで大々的に報じられたことがありました。実は、全国的にも大変な豪雪地帯であります長野県栄村が行っている、冬季間除雪にかかわる非常勤特別職の制度であります。同じ豪雪地帯の村が

長い歴史の中から生み出した制度をこの南会津町に生かすことができないか研究をされ、実施に向けて参考にできないか伺います。

第2点目でございます。

第2点目は、国道401号線白沢区間の工事の促進についてであります。

国道401号線の整備促進につきましては、旧伊南村議会が長い間要望を重ねてまいりました積年の事項であります。もちろん、それは群馬県側に開通を求めていくことも含めてであります。当町の白沢区間、通称新坂地内については屈曲が多く、大変危険な道路であり、早期の整備が待たれているわけであります。そんな中、ことしの3月31日付で衆議院議員より平成18年度の当初予算の箇所付けということで1億3,000万円がついたというご案内をいただきました。当然のことながら、新坂地内は屈曲がなくなりスムーズな道路整備がなされると思っておりましたが、今のところ約30メートル分ののり切りが終了したにすぎません。道路を利用する者としては、いつになったら整備をされるのかと思うわけであります。今年度中にどのぐらい工事が進み、屈曲の改修が図られていくのか伺います。

以上、大きく2点について、演壇での質問を終わります。再度の質問があるときは、自席で質問をさせていただきます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 4番、山内政議員の質問にお答えをいたします。

初めに、雪害対策に関する第1点目、本庁、支所の共通認識と検討調整の考えについてであります。この問題は、今回の合併に際しましても、合併協議会の中では大変大きなテーマとして位置づけ、除雪の方法、単価設定等、さまざまな議論をしてまいりました。冬季間の生活道路の確保や通学路の確保、さらには雪害対策等につきましては、当然南会津町として共通の認識のもとで一体的に実施しなければならないことである、このように考えております。旧町村単位に総合支所を設けておりますので、雪害対策等についても、各総合支所からその地域の実情を十分把握した中で、調整を図り対応してまいりたいと考えております。

次に、除雪支援と町発注工事関係についてのおたただしであります。公共事業発注に当たっては、工事の設計額から標準的な日数を算出し、工期を定めておまして、降雪期に係る工事も数多くございます。議員がおただしのよう、除雪支援等に要した日数を単純に延長するような工期の延長は制度上ありませんが、異常気象等で豪雪となった場合には工事そのものの実施が困難となり、年度内完成が見込めない場合の処置として繰越事業の制度がございます。この制度は、工期、予算等事業そのものを次年度へ繰り越しが可能となりますので、現場主任と

監督との協議のもとにこの制度を申請し、繰越事業とした上で除雪支援等に從事していただくことで対応できると考えております。

次に、3点目、自衛隊派遣要請の基準についてであります。町は災害対策基本法第68条の2に基づき、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼することとなっております。自衛隊の災害派遣を要請できる基準は、人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急性、公共性がある場合に、町長がその状況を把握して判断すべきものと考えております。本町においては、災害派遣要請が必要であるとの状況があれば、人命、財産の保全の観点から積極的な判断をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、4点目、高齢者世帯及びひとり暮らし世帯の除雪支援についてのおたただしですが、子供が住民登録をしていてひとり暮らしとされない世帯について、地域の認定により除雪支援の対象とすることができないかのご提言でございますが、本事業は客観的な公平性を保つ観点から、一定の補助基準に基づいて実施している事業でありますので、お話にありました個々のケースを認定することは現段階では難しいものと判断をしておりますが、南会津町民でよかった、このように言える創意工夫を今後も重ねていきたい、このように考えておりますので、今後ともご提言、ご協力をお願いいたします。

次に、5点目、雪害対策救助員制度についてのおたただしですが、この制度は長野県栄村で実施している除雪支援事業の一環であり、毎年12月15日から村の非常勤職員として15人を雇用し、老人世帯や身障者世帯を中心に村が認定した約170世帯の除雪に当たっているとのことでもあります。もちろん除雪作業に当たる人たちは有償でありまして、1カ月約18万円から28万円程度の収入になっていると聞いております。利用者側には有料と無料とがあり、有料世帯は料金を村に支払い、作業員には賃金として村が支払う、こうしたことで、村が作業量も所得もきちんと把握でき、公平で明朗な制度が成り立っておるようであります。

南会津町でも昨年、旧田島町で実施しておりました地域助け合い除雪支援事業を継続し、冬季間の円滑な交通の確保と民生の安定を図るため、地域のさまざまな人々の参加を得ながら、地域の除雪支援グループを組織し、安全で快適な冬季間の生活確保を目指しております。

栄村の雪害対策救助員制度等を参考にさせていただきながら、より南会津町に合った地域助け合い除雪支援事業の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、国道401号白沢区間工事促進についてのおたただしですが、本事業の計画は、平

成14年度に着工し平成20年度完成予定で、総事業費は8億9,000万円を見込んで聞いております。本年度の事業費は、おただしのように1億3,000万円で、バイパス部分は改良舗装工事を実施し、11月に供用を開始する予定であり、また新坂地内につきましては、暫定工事として幹線水路の一部ふたがけと曲線部分の緩和工事を降雪期前までに実施する予定であると聞いております。

なお、屈曲している未改良区間の解消については、早期完了に向け、今後とも関係機関へ強く要望したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 1番目の合併協議会等でも大きな課題であったという話、担当者の方からもそういうふうに伺いました。

それで、過日、文教厚生委員会で各旧町村の除雪支援につきましてお尋ねしたところ、4町村とも今まではばらばらの対応でありましたので、その辺につきましては、先ほどの答弁のように統一されますようお願いをしたいと思います。

それから、実質ひとり暮らしの世帯について、先ほどの答弁ですと、基準では実施できないというような話でありましたが、やはり隣近所で支え合っていくということが非常に困難な時代になっておりますので、その辺のところは優しい対応といたしますか、そういうものをしていただきたいなと思うわけです。

最近読んだ新聞の中に、国の方針もちょっと変わったようでありまして、今までは地域内での除雪支援でございましたが、地域の外からその担い手を確保しようという豪雪地帯対策基本計画の変更案というものを国土交通省でまとめられたようであります。これは時代の流れであると思います。助けたくても、もう高齢化で、今まで手伝っていた雪おろしもできないというのが西部地区の現況でありますので、その辺のところを今後雪が降ったらばご確認をいただきたいなというふうに思っております。

それから、あと今の国の施策の動向を見ながら、本町でも支援センター構想を含みながら雪害対策を策定される経過があるのか、具体的にあるのかどうか、町長にお伺いをしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

4 町村の除雪に対するばらつきにつきましては、先ほども申し上げましたが、それぞれ旧町村内での事業の重要度の位置づけに差があったかと思うんです。しかし、均衡ある合併でなければならぬということでもありますので、一律同じくするというのではなくて、その地域に合った体制をつくり上げて、もちろん積雪の多い地方についてはそれなりの対応と、そういうことになるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、これは名目上、ひとり暮らしには当たっていないということがあります。これについても、いろいろご意見もございまして。したがって、このことにつきましては、先ほど栄村の例を挙げておたがございましたが、私自身としましては、やはりその地域の力、これを何とか掘り起こしたい。それは、これまでどちらかという町が助成をして行っていたというものでありますけれども、そういうものも実態としてございまして、それに加えながら、その地域の力をもう少し活用させ、それがひいてはその地域の活力になる。そして、その活力に基づいてそれぞれ地域の住民に対してサポートしていく、こんなシステムも考えたいということでもありますので、必ずしも今のままでいいというふうには認識しておりません。したがって、さまざまな事例あるいは方針等を考えながら、できるだけ効率的な、そして財政負担に余りにならないように、こういう方法で取り組みを進めたい、このように考えております。

そして、その取り組みにつきましても、今総合支援センター構想の中で、どうしたら総合的にそれぞれの暮らしをサポート支援できるかということで、いろいろな調査をしております。この調査に基づいて一つの形を出してくるようになると思っておりますが、その支援センター構想の中の、ある意味では重要な事業に位置づけられる、こんなふうになっておりますので、今後ともご提言をいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○児山寿明議長 山内政君。

○4番 山内 政議員 おおむね了解をいたしました。

1つだけ、支所を含めて4つの機関があるわけですが、雪が降りますと集中的に多分電話が来ると思います。そのときに、せめて電話のたらい回しだけはされないように、一人受けられましたらば、きちっとその後を引き継いで、その要請をされた住民の方の心を受けとめていただける体制をきちっと、これから雪が降る前につくっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、4番、山内政君の一般質問を終わります。

◇ 室 井 強 議 員

○児山寿明議長 次に、48番、室井強君の登壇を許します。

室井強君。

○48番 室井 強議員 通告順序に従いまして、ただいまより一般質問に入らせていただきます。

まず冒頭に、一般質問は政策論争につき、私が提言したことと正反対の答えも出ることもやむを得ないと考えております。ただし、法律は遵守していただきたいと思います。できるだけ簡潔に申し上げますので、舌足らずの点がございまして理解できない点がありましたならば、自席より例を挙げてご質問させていただきます。

まず第1番目は、住政策の新時代と称して、平成18年6月8日付で住生活基本法が施行されました。あわせて、現在まで第1次より第8次まで行われた住宅建設計画基本法は、6月8日付をもって廃止なされました。この住生活基本法を把握しているならば、どのように推進していくのかお伺いするものでございます。

そして、中身については、1番のイとしては、住宅の品質、性能の維持向上についてでございますが、すばらしい建築をなされるのには、これには経済産業大臣認定の品質管理推進責任者というものが検査したものがJISであり、また農林大臣が指名したJASというものも、品質管理推進責任者が検査したもの、そういうものがJISでありJASであり、それと同等の品物でございます。こういう品質の性能確保に努力すべきでないかと、こういうふうに提言をいたすものでございます。

それから、2番目には、ロの問題では、市街地における景観の形成を含めた居住環境の維持向上をどのようにとらえていらっしゃいますか、伺います。

それから、ハとして、第15条で施策の推進のために次のような基本計画を定めなければならないとしております。その1として、計画期間には住生活の安定確保及び向上促進に関する施策についての基本的な方針などが挙げられているが、町はどのように推進されるか伺います。

それから、②として、町民に住生活基本法を知らせ推進すべきではないかと考えておるが、いかがですかということを伺います。

それから、③番目、各種国・県の資格者に対しての公共工事の下請よりの承認等をきちっとなさるべきではないでしょうか。今までの3村においては無資格者が承認されたり、請け負

った経緯がございます。必要ならば、本会議ですから名前を避け、文書で提出しても結構でございます。

そこで、ここで大事なことは、第1点は、公共の工事並びに防火対象物には不燃材を使用なさいという法律になっております。そのために、まずほとんど100%に近い天井とか屋根のといとか内装とか、至るところに不燃材を使用なされていたわけでございます。これを除去をするには、石綿取扱従事者特別教育を受けなければ、この除去をできないということでございます。しかし、さらに厳しくなって、今年度の3月に新たにもう一つの資格が必要になってきます。その資格というものをどういうものか把握しているかどうか、これも伺うものでございます。

そして、さらに10月1日、あと数日で新たな石綿の法律が施行になりますが、住生活基本法と連動して、これだけ見たでは正しい法律の遵守につながらない、こう考えていますので、法律は頻用して、違反のないようにしなければならぬと考えています。特に、町から発注する車両の車検等についてもそのとおりでございますが、ブレーキのライニングというものは石綿でございます。本人が無資格で除去をするのは構わないが、曝露現象によって本人が10年以内に発病しても一般の何ら関係のない人まで、風下6キロまで、人間の髪の毛が0.5ミリですから、その5,000分の1の石綿が飛散することになり、大きな被害につながります。今後は、石綿製造者の企業が救済事業として半額、こうして日本全国の10人以上の企業で石綿の施工業者等が半額を負担することになっております。こういう厳しい法律でございますゆえ、この資格の中で、1つ、そういう問題を把握しているのかどうか。

さらには、水道施工技術者1級、2級、土木施工管理技師1級、2級、建築施工管理技師を初めとして、現場に常駐となっていると同じように、新たに石綿の新しい資格ができたわけでございますが、この点についてもお答えをいただきたいと思えます。

それからもう一点は、これに関係して、今まで旧田島町では、住宅建設については地元の木材を使った60%以上使用した場合には、振興券を支給していました。ところが、今年度のように、大雪のために2メートルも降れば、しっくいだとか板張りが低いところではえらい被害を受けております。日本建築のように、柱が見えるようにできるというものはごく限られた場所しかありません。そこで、今、私の町内でも、また町内のお寺でも、その板張りを高くしたり、そしてタイル張りにしたりして、そうすると、せっかく地元材木を60%以上使っても振興券はいただけないと。こういうことでは、このせっかくの恩恵がほとんど受け入れられないというために、地元業者を使わないで、そしてホームセンター等をお願いする経緯がふえているとい

うことも事実でございますゆえに、この点についてどのような考え方を持っているか、私はこれは提言として直すべきではないかと、こういうふうに提言しますが、いかがですか。

それから、2番目には、荒海中学校の土地の問題ですが、私は6月の議会に3つ提言しました。30数年間、お金を払って登記を踏んでいながら、いまだもって利用できないという現実があるために、まず金を払って登記を完了したならば、境界がわからない場合にはブルを入れて、内場に整地をしたらいかがですかという提言が第1です。

そして、2点目に提言したことは、人の土地に金を払って登記も踏まえているにもかかわらず、壊れた小屋を放置しておけるということは、私は不動産侵奪事件に該当するのではないかと、こういうふうに申し上げておきます。

それから3番目には、幾ら書類があったとしても、昨年8月までに完全に引き渡す約束であったにもかかわらず引き渡しをいたさないで、話し合いで裁判をかけんなどという文書があるからといって、話し合い、話し合いと、本日の議会までほったらかしになっているわけでございます。

そこで、この3つを私は弁護士に相談をして、早く推進すべきでないかと提言したが、そういう法律の専門家に相談をなされたのか、なされないのか、なされないとすれば、どういう今後の方針をとっていくのか、簡潔明瞭にお答えをいただきたいと考えています。

以上、簡潔ではございますが、私の一般質問とさせていただきます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 48番、室井強議員の質問にお答えをいたします。

初めに、住生活基本法についての把握はとのおただしであります。議員ご指摘のように、ことしの6月に国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本となる事項について定められた法律が施行されたと承知しております。この法律は、現在の住宅建設計画法にかわり、住生活の基盤となる良質な住宅の供給、自然や文化等の地域特性に配慮した良好な住環境の形成、民間活力や既存ストックの有効利用と住宅購入者の利益保護、さらには低額所得者、高齢者、子育て家庭の居住の安定確保を基本理念として、国、地方公共団体、関連事業者、居住者のそれぞれの責務を定め、必要な施策を講じることが定められております。

そこで、1点目、住宅の品質、性能の維持向上の考え方についてであります。法第11条において、住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギー使用の効率性、その他の品質または性能の維持及び向上、並びに住宅の管理の合理化、または適正化のために必要な施策を講ずるもの

とするとうたわれており、計画の指標においては、耐震性、ユニバーサルデザイン化の推進、環境問題への対応等について数値目標が設定されておりますので、南会津町の住宅政策の展開において、法及び計画等の趣旨を十分考慮した上で、品質や性能の維持向上に向けた取り組みを進めてまいりたい、このように考えております。

次に、景観形成を含めた居住環境の維持向上についてであります。法第12条において、住宅市街地における良好な景観の形成の促進、その他地域における居住環境の維持及び向上のために必要な施策を講ずるものとするとうたわれており、計画においては、建築協定、緑地協定、地区計画、景観計画、総合設計等の規制誘導手法の活用等を推進することにより、良好な町並みや景観、住宅市街地における緑地等の維持及び形成を図ることとなっております。南会津町においては、南会津町景観条例等の策定等を踏まえながら、法及び計画等の趣旨を十分考慮し対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目、施策推進のための基本計画についてのおただしであります。法第15条において、政府は国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画、つまり全国計画を定めなければならないとなっております。先日、その住生活基本計画が閣議決定されたところであります。その計画期間は、平成18年度から平成27年度の10年間となっております。政策評価を実施し、おおむね5年後の計画見直しを行うこととなっております。施策についての基本的な更新として、良質な住宅ストックの形成及び将来世代への継承、良好な居住環境の形成、国民の多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、住宅の確保に特に配慮を要するものの、居住の安定の確保等が挙げられておりますので、その趣旨に十分配慮し、目標に沿って推進してまいりたい、このように考えております。

なお、現在、法が施行されて全国計画が閣議決定をされたばかりであり、今年度中に都道府県計画が策定される予定になっております。今後、より身近な計画が策定された時点において、機会をとらえ、町民の方々に広くお知らせをしてまいりたい、このように思っております。

また、これらに係る各種国・県資格者に対しての公共工事についてのおただしであります。現在、法及び全国計画の中には、具体的に公共工事における有資格者の承認についてうたわれてはおりませんが、今後の国・県の動向に留意しながら、現行の関係法令等に基づき、適切に対処してまいりたいと考えております。

さらに、地元木材使用建築に対する振興券支給についてのおただしでございますが、旧田島町では地域経済活性化対策奨励制度として、木材の地産地消の推進はもちろん、奨励金の支給によって地域住宅計画に基づく良好な住宅環境の整備を図ると同時に、地元建築業界及び商店

街の活性化を図ることを目的に創設されておりますし、旧3村においても同様の制度があり、奨励金の支給対象に住宅以外の附属建物を追加するなどの拡充を行いました。9月現在の申請件数は2件にとどまっております。これまで審査の基準として、ホープ計画に合致するよう屋根の形状や外壁の素材、色などについて審査を行ってきましたが、社会的に良好な住宅環境を整備する上で、新たな課題への対応を行う必要が生じている現状もあり、これまでの事業効果の検証を行いながら、引き続き制度の見直しを詰めてまいりたい、このように考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上、町長に求められました質問にお答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 続きまして、2番目の土地問題についてお答えをいたします。

荒中の土地問題について。

本件は、弁護士に相談の結果、売買契約、登記が済んでおり、既に町の所有になっておりますが、強制執行には裁判が必要との回答がありました。また、裁判によることなく話し合いで処理するよう努力する覚書がありましたが、一方で土地の明け渡しをする覚書もあり、期限までに不履行であったため、この両覚書は無効となっております。

次に、現在の状況が不動産侵奪罪に該当するかどうかの問題ですが、これは他人の土地に新たに建築物を無断で建築した場合等の刑法規定であり、荒海中学校の土地問題は契約の不履行であり、解決には、過去に行った民事裁判が妥当であるとの見解がありました。現在も、土地の明け渡しについて、条件を引き出すべく交渉を継続中であり、条件提示期限を年内と定めて、その後は法的解決を検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○児山寿明議長 室井強君。

○48番 室井 強議員 担当課長から説明をさせますということで、新しく施行になった資格というものを把握しているかどうかということに対しての、まず第1点は、答弁を求めます。それから、2つ目は、その住宅建設でございますが、今までは外の柱等が見えなければ振興券はもらえなかった。ところが、それでは雪が降って、ここでは全部タイル張りにしたり、外を全部柱等は見えないように包んでしまうと、そういうものには今まで出ておりませんでした。ところが、建前をしたとき、どのくらいの材木を使ったか見れば、60%以上は使うことになっているわけなんです。そういうものを見直したらいかがですか。そして、地産地消といって地

元の建築業者を使用し、しかも、60%以上材木を使えば、外を全部タイル張りにしようが何しようが、使ったことには間違いありませんから、そういう見直しの提言をしたいと考えております。

それから、3番目には、これからますますやかましくなっていて、安全施工については、まず危険予測というのがあります。これ、ここのリフォーム、改築して石綿を使っているのかどうかという予測が必要です。それをおやりになるべきだと。そして、安全の確認をすべきでないでしょうか。そうすると、今まで解体、改築等をするときは、その石綿を使っているかどうか、発注者が確認するのか、受注者が確認するのか、そういうものをきちっとしておかないと、平気で違反が起きる。そのために迷惑するのは住民だ。そのために、町が仮にやろうとするならば、また一般人がやろうとするならば、その石綿であるかどうかの確認をしてくれるところがありますから、その名前と電話番号を申し上げておきますから、事前に危険予測をしていただく。それは、住環境改善機構協同組合といいます。これは各県にあります。福島県の場合は、福島市の丸子中町というところで、電話番号は0120-07-9878で、これは石綿ですと、ちゃんと検査をしてくれるところがあります。そうでないと、知らないで発注したとき、被害が大きくなるわけなんです。

そこで、先ほど担当課長にお答えさせると言ったが、新しくもう一つの石綿取扱従事者特別教育の資格のない者は除去できませんが、さらに、もう一つその資格が加わったということ把握しているかどうかというものを尋ねましたがお答えがないので、この点、お答えいただきたいと思います。

それから、今、荒中の問題で、こんなことまごまごしていると雪が降ります。こうして、監査委員からも法的手段をやりなさいと、こういう指摘があるんだが、法的手段にやるつもりはあるのかなのか。何回も行って話し合い、話し合いと言っていたって解決つかないでしょう。そのために、歴代の教育長は30数年間、うるがしてきたんだ。私たちの質問も12月と3月のほかないんですよ。そうすると、私はなぜここに執念を持っているかという、30数年前に執行部が必要のない土地の取得の予算を出したでないかという疑問を持っています。それを見抜けなくて、私はたったこの議場にいる一人として、その予算案を見抜けなくて議決をいたした責任がございまして。そういう厳しい問題で、本当に必要なら一、二年でこんな解決ついででしょう。どこの世界に30数年間、放置したということはありません。それを現教育委員会の皆様に指摘するのではなくて、あんたたちの時代に、私も議決した一人だから、このとき解決したいという考え方から、責める質問ではなくて、提案事項だということを理解して、法的

手段に訴えるのか訴えないのか、この1点だけ明確にお答えをいただきたいと思います。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 ただいまの議員おただしの新たなもう一つの資格でありますけれども、大変申しわけございません、私は承知しておりませんので、帰っているいろいろ調べたり、また議員のご指導をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、2点目のただいま議員おただしの地域振興券の見直しの関係でございますが、これはご承知のとおり、今南会津町では景観計画の策定事業を行っております。あわせて、南会津町地域経済活性化対策奨励金の審査会もでございます。それで、これまではホープ計画の使用を中心にしてまいりました。ただいま議員さんから、いろいろおただしいただきました件を含めて、今後引き続き検討させていただきたいと思います。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 先ほどの法的手段に訴えるかどうかというおただしでございますが、先ほども申しましたとおり、現在、いろいろ土地を明け渡していただくべくお話し合いをしているところ、話を聞いていると言った方がいいかもしれない、ところでございますので、今後交渉を継続して、先ほど申しあげましたとおり、相手の条件提示期限をおおよそ年内と定め、その後は法的手段に訴えるということを検討したいと考えていますので、よろしく願いします。

以上です。

○児山寿明議長 室井強君。

○48番 室井 強議員 検討したいのはわかりますが、今までの答弁は検討したい、それから話し合いで解決したいと、やりますという答えがなかったから、こういうふうに延びたんじゃない。それだから、ちゃんと、これから雪が降るんですよ、こんなことやってたんでは、おらが任期中に解決できないと思われる。だから、監査委員もちゃんと法的手段でやりなさいと言っているんだ。何ら違反の行為ではないでしょう。だから、やるならやる。多少時間稼いだら稼いでも、法的手段に訴えるという考え方でやってもらいたいという、はっきりした答弁をお願いします。

それから、建設課長に申し上げますが、この石綿取扱従事者特別教育のほかに、もう一点は法律で石綿作業従事者支援を設置しなければならないということだ。そうすると、もっとわかりやすい言葉で言えば、小規模な修理、点検、補修作業及びそういうほかに名前を申しあげれば、宅建、それからガasketの交換は作業レベルの1から3のランクの中には入っていない

んです。しかし、これについても、石綿規則の取扱作業に該当するため、そういう資格をやりなさいということなんだ。ここを十分チェックしないと、今後、違反は平然として行われる。さらに、今度は平成19年度から実施されることになっているリフォームを請け負っている全企業が対象になって、その中では今までは建設業者だけだったが、新たに住宅メーカー、工務店、住宅設備も入りますよと。それから、建材メーカー、石綿とかホルムアルデヒドとかそういうものを出不いようにと。それから、もっと重要なのは、ホームセンターまでこれの調査の対象に平成19年からなることになっております。

そうすると、中身というのは、請け負った工事内容、金額の実績、それから、ここで大事なことは、従業員が公共事業を請け負う場合にはどういう資格が必要なのか、そういうのもきちんと調査の上、国・県の職能の資格の報告を求められる内容になっている。ますます厳しくなってきました。そういうことを踏まえて、まず、まじめに資格を取った人と、資格を持たないで下請にさせるとかこうだというのは間違いだというの。ここをしっかりと把握して、町の条例でも資格者となっております。町長は日ごろから、資格というものをまじめに取った人と持たない人という者はきちんと国家の法律だかにしなくてはならないという趣旨のことを言っていますが、私もそのとおりだと思いますので、そういう資格を取っていただくようにひとつお願いしたい。

それから、もう一点は、今現在、田島では、石綿取扱従事者特別教育の資格を持っているのは、建設課に2人いるはず。ところが、三村の方にはいないんです。2年とか3年で異動してしまうとわからなくなってしまう。発注者が受注者と同等の知識があって初めてできるわけですから、ひとつ機会があれば、いつどこでどう行われるかということは、やらせるやらせないは町長の権限ですから。日にちだけは連絡しますから、そういうときは挑戦すべきだと判断したときは挑戦していただきたい、こういうふうに提言として申し入れておきます。

以上、お答え願います。

○児山寿明議長 簡潔にお願いします。時間が少なくなっております。

教育長。

○横山恒廣教育長 法的解決手段で解決をするのかしないのかというおただしでございしますが、これまで30年来解決できないでいたことが、そんなに急にできるはずもないと私は考えております。そこで、私の教育長としてこれからやることを見ていただきたい。つまり、前向きにやる。検討したいと、やるかやらないか、どういうことだではなくて、検討したいということで考えていますから、検討させてください。前向きに検討します。ですから、今までよりは、も

し同じような言葉があったとしたならば、それよりは強いという検討するということ、強いという意味において考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 ただいま詳細についてご指摘いただきましたので、今後帰って種々いろいろな法律、それから規則等調べて、またご指導いただきながら勉強して対応していきたいと思っておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○児山寿明議長 室井強さん、もう数秒しか、もう……。

○48番 室井 強議員 あと何分ありますか。

○児山寿明議長 いや、もう今12秒です。12秒、10秒ぐらいです。

○48番 室井 強議員 それでは、最後に、今の教育長の答弁は不穏当な言葉だ。30年も解決できないの、すぐに解決できるはずがあるまいなんていうのは、言葉を慎んでいただきたい。異議を申し入れておくから。

○児山寿明議長 もう時間いっぱいです。

以上で、48番、室井強君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 優 議 員

○児山寿明議長 次に、3番、渡部優君の登壇を許します。

渡部優君。

○3番 渡部 優議員 議席番号3番、渡部優でございます。

ただいまより通告順序に従いまして、私の一般質問を開始いたします。

今回の質問は、私は3点を挙げました。

1つ目、地域社会の再構築についてであります。このことは、私自身の町議員に立候補するときの公約の一つでもありますので、何度かこれを取り上げてきております。

前には、地域における消防について、女性や高齢者でも初期消防ができるように消火栓のホースを2号線にしてはどうか等々の提言をした経過がございました。

今回は、今地域では独居老人とか高齢者だけの世帯、大変多くなっております。そういうことで、現在町では、地域たすけあいモデル事業というのを展開しているわけではありますが、私

はこの事業は本町が生き残る上で、本当に大切な根幹にかかわる事業であるというふうになんと認識しておる次第であります。すなわち、何度もこの議会で言われておるわけでありましたが、合併をして、この広大な面積を持ち、また住民が生活をしている小さな地域に分散している、そういう現状、現況を考えた場合、地域のあり方等々の再構築をしなければ、とても行政だけでは住民の安全と安心は確保できないというふうを考えるからであります。

そこで、お伺いいたします。現在は、モデル事業としての位置づけであるわけでありましたが、今後本町の基幹事業としての展開を考えているか、私はまさに必要であるというふうな考えのもとに、この質問をしております。

2つ目に、今政策室で十分に検討されているというふうに思いますけれども、何度も出ていくように総合支援センターとの関連も強く考えられるというふうに、私は思っています。現在、どのようなイメージを持っているか、ちょっと内容が届かないかなというふうに思いますが、この地域たすけあいモデル事業との関連とのイメージですね。どういうふうに持っているか、お伺いします。

3番目に、今回の事業というのは社会福祉協議会の地区福祉活動支援事業という事業とのタイアップなんですね。こういった似通った事業の横断的な試みというのは、この議会でも何度か出ているわけでありましたが、大変よい施策であるというふうに、私は考えております。こういった事業が今後継続されるか、していく考えがあるかお伺いしたいと思います。

今回の事業に限ってではなく、例えば健康増進活動の健康福祉課と教育委員会の生涯活動事業とか、そういった事業のタイアップとか十分に考えられますので、中には実際やっているのがあるかなというふうに思いますけれども、そういったことも含んで、今後も継続される考えがあるかお伺いいたします。

大きく2つ目ではありますが、公的施設の安全確保についてであります。

1町3村が合併しての大きな特徴というのは、この公的施設を大変多く抱えたということも一つであります。先般、各旧町村の財産目録等配付されましたけれども、しかしながら、その安全性というのは確認されていないのではないかなというふうに、ずっと私は危惧しておったわけでありましたが、まず、それらの耐用年数や危険箇所の確認、また耐震の診断も、これはすべきであります。特に、地域における施設というものは避難場所にもなるというふうに考えますので、これ早急にしていかなければならないというふうに思いますので、お考えをお聞かせください。

それから、3番目の県のオーダーメイド権限移譲の対応はということでお伺いします。

県における市町村への権限移譲可能性の調査というのが行われて、町長もご存じだというふうには思いますけれども、対象権限数が約4,900という、そのうちの2,700が一応可能数だというふうな調査結果が出ているわけでありますが、この位置づけというのは、県の行財政改革大綱の中の位置づけということで、県の方でお金がかかるから、ほかさ譲つかというような思惑もあるような気もしないでもないんでありますが、ただ県の方で示しているということで、これは町村にとってはチャンスだとも見れるんですね、考えることができると思います。それで、権限移譲を受ける場合は、例えば本町が政策をもって実現をするために、この項目が移譲されたらなというふうな考え方も一つあるだろうし、もう一つは住民とか企業が活動しやすいような、そういう許認可の移譲等々が大きく2方向に分かれるのかなというふうに、私自身は思っていますけれども、何はともあれ県のオーダーメイド権限移譲に対して、本町は考えていることがあるのかなという質問であります。

壇上の方から簡単に質問を申し上げましたけれども、壇上の方からは以上で終わります。再質問があれば、自席の方からさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 3番、渡部優議員の質問にお答えをいたします。

初めに、地域社会の再構築に関する1点目、地域たすけあいモデル事業を本町の基幹事業として考えているかとのおただしでございますが、本事業の特徴は、自分たちの地域にある課題は自分たちの手で解決するという地域力を引き出すことを目的として実施しているところにあります。これまでは、決められたメニューを実施することにより補助金の交付を受けるというのが補助事業の主流を占めておりました。しかしながら、それぞれの集落には集落ごとに違った課題や解決策があるはずであります。そのことについて話し合いを持ち、対策を講じていくというのが地域自治の原点であり、地域力の発現となるものであります。私はこの事業を通して、住民みずからが集落の課題を考え、みずから実施できることは実施をし、行政の支援が必要な部分については、集落が提案し解決していくという提案型の地域づくりを積極的に推進していかなければならないものと考えております。

本事業は、モデル地区を指定する形をとっておりますが、先行的に実施された事業等を参考にしながら、やる気のあるすべての集落においてこの事業に取り組んでいただきたい、このように思っているところであります。そのことが、持続的発展性を持ち続け、たくましい南会津町へ踏み出す重要な要素との認識に立っており、基幹的な取り組みを進めてまいります。

次に、2点目の地域たすけあいモデル事業と総合支援センターとの関連についてのおただし

であります。総合支援センターの役割として、住民が主体的に町政運営に参画し行政サービスの一端を担ってもらうことで、住民と行政の協働の新たなスタイルを構築し、暮らしの現場を総合的に支援することが挙げられます。こうしたことから、地域たすけあいモデル事業により醸成された地域力が、生活支援活動を通して総合支援センターとの関連性は大変大きいものと考えますし、地域における住民みずからによる活動は、総合支援センターが設立された後もさらに機能充実を図るべきものと思っております。

次に、3点目、横断的な試みの継続性についてのおたただしであります。本町の地域たすけあいモデル事業と南会津町社会福祉協議会が実施する地区福祉活動支援事業を、集落において同時並行的に実施することも可能であり、大きな相乗効果が期待されます。このように、共通性の高い事業目的の補助制度を有効に活用し、より一層の効果を上げることは緊急の課題であり、生活者主体の行政サービス向上のため早急に対応すべきものと考え、積極的に継続してまいりたい、このように考えております。

次に、公的施設の安全確保についてのおたただしであります。現在、町有建物などの公的施設の安全確保については、建築基準法に基づく定期点検を中心にその安全管理に努めております。おただしのとおり、合併したことにより多くの施設を抱え、安全確保を含めた施設の維持管理が課題となっておりますので、今後は各集落の集会施設も含めて施設状況を把握し、地域防災計画で位置づけられる避難場所も勘案しながら、緊急度、危険度、利用度などの観点から優先順位をつけ、財政計画と調整を図りながら計画的な対応について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、県のオーダーメイド移譲対応についてのおたただしであります。真の地方自治を実現するためには、住民に最も身近な市町村の権限を拡充することが必要であると考えております。このようなことから、商工会、商店街協同組合等の商工関係団体との連携は極めて重要であることから、商工会法に基づく商工会設立の認可事務等の権限移譲を受けたい旨、福島県に意見を提出したところであります。今後、県では市町村に最終リストで意向確認を行う予定と聞いておりますので、その際に、先ほど申し上げました考えに基づきまして、最終的に判断したいと考えておりますし、このほかにも随時必要に応じ、検討を加えていく姿勢でおりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 渡部優君。

○3番 渡部 優議員 1番の地域社会の再構築という項目においては、大変積極的な考えを示していただきまして、私にとってもありがたい事業であるというふうに考えております。

安倍政権が発足しまして、3年をめどに道州制の道筋をつけるというふうな中身をはっきり申し上げているわけでありますので、そういった状況をかながみますと、何年か先には合同庁舎も、もしかしたら一機関、県内の若松に行ってしまうとか、そういったことも十分に考えられるわけであります、この道州制導入に当たっては。そういう意味では、こういった地域に根差した地域力をつけて磐石の体制でここは迎えるというふうにさせていただきたいという考えがありましてこの質問をしたわけでありますが、この地域たすけあいモデル事業というのを基幹事業としてお考えになっているということでありますので、安心をいたしました。また、積極的に進めていただきたいというふうに思います。

道州制に関してちょっと考えがあれば、ちょっと関連をつけてお答え願えればありがたいんですけれども。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

道州制については、いろいろな物の見方やあるいは組み立て方があります。私の中でも、まだそのことについて整理はされておられません。しかし、会津は一本、一つと、こういう考え方もございますが、それが私たちのようないわゆる会津の中心地域から遠い地区にとって、どのような仕組みづくりがなされるのか、非常に興味を持って見ております。そういうことを考えると、これから道州制のいろいろな議論がされると思いますが、是々非々でその対応をしてみたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○児山寿明議長 渡部優君。

○3番 渡部 優議員 これは、道州制に関しては今地域づくりということで一番の問題に絡めて申し上げたんですけれども、非常に影響してくるというふうに思いますので、ぜひ先ほど何回も出ているように、地域力をつけていかなければならんというふうに思っていますので、積極的な事業展開をお願いしたいというふうに思います。

そして、もう一つ、地域社会の再構築の項目の中でありますけれども、各事業のタイアップ事業ということで、各課横断型の事業も積極的に展開していきたいというふうな町長の答弁があったわけでありますが、現在も相当行われているのかなというふうにも思っています。それは、最終的には経費の節減にもつながるわけですし、これから人件費等々も縮小していかなければならないという考えの中でいけば、そういったことにもつながるものというふうに思いま

すので、積極的にその横断型事業というものを考えていただきたいというふうに思います。また、その考えを、政策を決定する場所というのは直轄政策室が当たるだろうというふうに思っていますので、政策室の方でこの地域社会の再構築というか、横断型の事業展開の可能性もある中身があれば直轄室長にお聞きしたいんですけれども、検討している中身があれば。

○児山寿明議長 直轄政策室長。

○宋戸英樹直轄政策室長 現在、直轄政策室におきまして検討している政策課題ということにつきましては、具体的に申し上げますと、例えば南会津高校の生徒を確保するための通学体制……

〔発言する者あり〕

○宋戸英樹直轄政策室長 ですから、すべての事業に関して、関連する課を巻き込んでやっている事業があるかということをございますか。

現在のところは、具体的に動いているものはございませんが、例えば来年度の事業計画を例えば建設課でどう組んでいったらいいかということに関しましては、財政的な問題を含め種々ございますので、そういった際には関係する課、室をすべて集めていただいて検討しているというようなことはございますが、おただしのような具体的な案については、今のところございません。

○児山寿明議長 渡部優君。

○3番 渡部 優議員 質問に若干ずれて申しわけありませんでした。

そういった今回の社会福祉協議会とのタイアップ事業というのは、非常に地域で受け入れやすい中身だったものですから、ちょっと踏み込んで、ちょっと横道にそれるような質問になってしまいましたけれども、直轄政策室は事業を持たない場所だと思いますので、積極的に政策を考えていただきたいという思いがあって、ちょっと政策室のお声をお聞かせ願ったわけです。

2番目の公的施設の安全確保についてであります。町長も同じような認識を持っているということで了解しました。

それから、3番の県のオーダーメイド移譲の対応はということで、商工会の認可の申請等の一つもう申請しているという中身でありました。また、これもやはり政策室の中でいろいろ情報を積極的に取り入れて、もしかしたらこの町に合ったような移譲項目があるかもわかりませんので、これを研究していただいて、住民サイド側に対してと内側に、先ほど私申し上げたように、町の政策に生かせるような移譲と、それから住民生活にスムーズに行くような、移譲の中身があると思いますので、ぜひもう一度検討なさっていただいて、積極的に利用できるもの

は利用していく、そういう姿勢が大事だと思いますので、お願いしたいと思います。

変な終わり方で申しわけありませんけれども、以上で終わります。

○児山寿明議長 以上で、3番、渡部優君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時40分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 大宅宗吉議員

○児山寿明議長 次に、8番、大宅宗吉君の登壇を許します。

大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 それでは、私からは2つのことについて質問させていただきます。

いずれも答弁は町長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

まず最初に、子育て支援についてであります。少子化社会が急激に進行し、子供の出生率も1.25と過去最低となりました。安心して子供を産めない。子育てがしにくくなりました。原因は、さまざま多岐にわたっていると思いますが、将来への不安感の中には社会保障や福祉の問題、教育やその費用の問題など幾重にも不安をあおるようなことが数多く存在しております。このような状況を打開し、安心して子供を産み子育てのできる社会の創造と、子育て支援が重要課題であると考えます。親や家族が責任を持って子育てや教育をするのは、当たり前のことですが、昨今では親が子供を、子供が親を殺傷する痛ましい事件が続発しております。子供も親も、そして本来助け合っていかなければならない地域社会も、その信頼性を失いつつあるのが現状です。

子育て支援も、乳幼児から高校生や大学生まで、その時期時期でやり方や度合いがそれぞれあるかと思えます。我が町においてもさまざまな形で支援されてはいますが、これで十分とは言えないのが現状であると考えます。

そこで、せめても子育ての経済的な負担を軽減するため、町内ほぼ全員の子供たちがお世話になる乳幼児期の最大の負担となる保育料の値下げをされてはいかがか。ぜひ負担の軽減を図ったらよいと思いますが、どのように考えておられるのか伺います。

2つ目、農業振興とその対策についてであります。

まず最初に、国の農政が担い手支援重視の方向を打ち出してきました。担い手へ支援することは言うまでもなく大切なことですが、地域農業や地域社会を思うとき、これだけでは大変不安に感じます。我が町においても、もちろん担い手だけでは地域農業を守り発展させることは非常に困難な状況であります。また、担い手だけに農地が集積されてしまえば地域の過疎化がより一層深刻となるでしょう。本来、立地条件からしても、集約農業の園芸特産農業を目指すべきだと思います。40から50アール程度でも自立経営のできる作物が現在の我が町内でも栽培されております。

今後も町が一丸となって、農業の振興策を図り地域発展をさせていくことが、公共事業等が削減されている昨今、大変重要な施策であると考えます。農業は、現在大変厳しい状況であると思いますが、やりようによってはまだまだ懐も深く、その就業する許容量も十分あり、生産額もまだまだふやしていける要素はたくさんあると思います。

新規就農者とUターン、Jターン、Iターン者等への援助対策は、国・県も含めいろいろあるわけですが、今まで頑張って自立経営を目指し、一生懸命やってきた担い手でもない農家経営者にとってはほとんど手が差し伸べられていないのが現状です。我が南会津町農業規模拡大支援事業では、規模を拡大した農家だけがその対象となり、地域に密着し貢献して、現在の経営規模を精いっぱい頑張っている農家は何の対応もされていないような実情であります。規模拡大を行う意欲のある農家と要綱の中ではうたっていますが、規模拡大をしてきて規模拡大が限界であっても意欲のある農家は我が町にもいるのです。そこで、町が奨励する作物に対し、規模拡大した農家だけでなく一定規模を経営している農家にまで補助交付の対象にした方がよいと考えますが、このことについて伺います。

2つ目であります。ポジティブリストへの対応策について伺います。

国は、農薬の使用基準と残留農薬に対し違反があった場合は、生産者はもちろん生産地全体の出荷停止等を厳格に打ち出してきました。残留農薬等については、今までも摘出検査はされてきていましたが、もし残留が確認されれば厳しい処分もあり得るということで、今まで以上に現在では農家が栽培管理等に対しプレッシャーを感じております。

農家自身もできれば農薬は使用したくはありませんが、消費者から求められる品質や規格を

満たすには最低限使用していかなければ生産できないし、また、作物が全滅するおそれもあります。したがって、最小限度の農薬を扱うこととなります。そもそも国の農薬の認可制度に不備が私にはあると思います。認可は作物別の認可となっており、製薬会社は登録するためにその使用テストやデータを修正し、高い登録料の費用が必要となっています。メジャーな作物は農薬を登録申請してきますが、マイナーで栽培が少ない作物に対しては積極的な登録がされません。これは、製薬会社が採算が合わないためであります。このような制度の不備が根底にあるわけでございます。

これらの不備を現場だけに押しつけてくるような国の農薬の登録手続等については、改善をしてほしいところです。一方、農家も自然環境を守り、安全・安心な農作物を消費者に供給していかなければならないということは、当然の大命題です。

そこで、これらに対し、町はただパンフレット等で告知するだけでなく、JAとも協力して農作物の団地化を図るとか、あるいは農家や作物を栽培されている方に呼びかけて農薬のドリフト等への対応を検討し、積極的に町、行政も農家への理解と協調体制を整備し、これらの事故を未然に防ぐよう対応すべきだと考えますが、その対応をどのように考えておられるか質問いたします。

3つ目、最後ですが、土地区画整理後の土質の変化と土づくりへの対応について伺います。

西部地区の館岩、伊南、南郷地区で土地区画整理事業が実施され、完了した地区や現在行われている地区もありますが、特に完了後、地区によっては土質の変化が著しく、園芸産地として生産に重大な問題となってきています。JA等に依頼して、土壌成分調査等実施してきてはおりますが、作物によっては要求要望も差異があり、対応に苦慮しているのが現実です。今後、実施される地区もこのような心配が考えられます。また、完了した地区でも、その他現在普通につくられている土地でも実情が把握されないではないかということも考えられます。

環境に優しい農業ということで、全国的にこのような流れの中、我が町の農業がこの流れに対応できないということは非常に不利になるわけです。町の特産物の振興と発展、保全と質の向上のためには土づくりへの対応をぜひともしていかなければならないと思います。資金的にも技術的にも、農家だけの対応では大変厳しいものがあります。

ごく最近ですが、県の事業評価委員会は豊かで魅力ある農業の振興について、その手法の改善が必要と考えを示しております。県にもこのような動きがありますので、ぜひとも県と協力してこの対応を町として図っていくべきだと考えますが、その町の対応をお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 8番、大宅宗吉議員の質問にお答えをいたします。

初めに、子育て支援についてのおただしではありますが、基本的に保育料は児童福祉法による保育所徴収金基準表に基づきまして、扶養義務者及び世帯の前年所得により算定することとされております。南会津町の保育料につきましては、国の基準より年齢区分を細分化し、適用年齢の基準を国基準より有利な扱いにするなど、保護者負担額の一定の軽減を図っているところであります。

また、保育所の運営につきましては、これまでさまざまな保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育、子育て支援センターの開設など積極的に事業展開をしておりますが、保育行政は、おただしのようにより、子育て支援策と少子化対策の大きな柱であり、地域内人口の定着化を図る意味からも極めて重要な政策であります。

こうしたことから、おただしにありました保育料の軽減については、これまでも内部協議を進めてきており、平成19年度に向けて具体的な方向性を見つけていきたい、このように考えております。

次に、農業振興とその対策に関する1点目、町振興作物への苗等補助の拡大についてのおただしではありますが、合併前の旧町村においては、奨励する品目の苗の購入に対し補助金を交付し、その振興を図ってきたところであります。しかしながら、本町においては合併したことにより振興すべき作物が多品目となり、また支援対象の範囲も拡大したため、町の基本方針としてやる気と発展性のある方々に対し助成を行う考えに基づき、意欲のある農家を支援しつつ、地区における農業振興を図るため、規模拡大面積に対する苗代の補助を行うことにいたしました。したがって、今後ともこの方針にのっとり実施してまいりたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、2点目、ポジティブリストへの対応についてのおただしではありますが、農薬が目的外の作物に飛散してしまうドリフト等の対応策としましては、単にパンフレットの配布だけではなく、あぜ道指導や農事組合長会議等において説明をし、周知を図っているところであります。ドリフトは品目間の農薬散布時期のずれが近接作物に大きな影響があるものと予想されるため、飛散防止対策とともに同一作目の団地化を図ることは望ましいことではあります。個々の所有権等の問題もあり、地域での話し合いが重要になることから、集落営農を主として農林事務所、JA会津みなみと連携を密にし、地域農家の相互理解の推進と協調体制の確立を進め、ポジティブリスト対応への一層の理解を進めてまいりたいと考えております。

また、技術面については、現在農薬が飛散しがたい方法等について試験機関で研究を行っておりますので、結果が出次第その都度農家の方々にお知らせをしてみたいと考えております。

次に、3点目、土地区画整理後の土質の変化と土づくりの対応についてでございますが、まず土壌分析を行い、土の状況を把握し、それに基づき肥料や土壌改良剤の投入または堆肥等の有機質資材の投入を行い、長期的な観点で土づくりを行うことが大切と考えております。このため、生産者の意向を十分踏まえながら県等の関係機関や関係団体と連携をし、園芸、畑作の振興を図るべく有効な対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 それでは、再質問させていただきます。

子育て支援の件では、町長から19年度に向けていろいろ検討していきたいというような回答がございましたけれども、現在、我が町内には保育所が7カ所、それから幼稚園その他あるわけがございますけれども、私がちょっと情報を得たところによりますと、幼稚園は別ですけれども保育所の関係で、月に約1,000万ちょっとの経費がかかっている。ということは、年間1億2,000万くらいが経費として……、かかっているということではなくて、保護者から保育料として集まってくると、そういうような状況にある。そういう中で、仮に3割程度軽減されれば3,600万程度の財源の手当てをしなければならないということになりますけれども、来年度、私たち議員は定数が減ります。それによって約1億ぐらいの財源が出てくると思いますから、ぜひとも、これはやはり合併してよかったなど、皆さんに思われる一番目玉にしてほしいなど、私はそういう気持ちでおります。

ですから、ぜひともこれが、3割がどうかは別ですけれども、そういうような方向でぜひとも検討して行ってほしいと思います。そうすれば多少また人数もふえて、若干経費増も考えられるかもしれませんが、それは将来のまちづくりのためと、そういうことの認識の中で何とか実施していただきたいと、そういう考えで申させていただきます。

それから、2番目の補助金の件ですけれども、町長はやる気のある農家の支援をぜひともしたい。それは、私もその点は全く同感だと思います。ですけれども、規模拡大をする農家がやる気があって、規模拡大しない農家がやる気がないんだというようなくくりはちょっと考え方がおかしいんじゃないかと、そう私は思います。ということは、1つ、ここで伺いたいのは、

まず町長で、もしわからなかったら課長さんでもいいですけども、今、南会津町に特定振興作物、奨励している作物ですね、それらを作物にしている農家がもしカスミソウにしてもアスパラガスにしてもトマトにしても、もしやれる場合、仮に仮定の1戸の農家がやれる規模というのはどのぐらいだとお考えですか。まず、それをお尋ねします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 子育て支援の方については答弁はよろしいのでしょうか。

○8番 大宅宗吉議員 その件についても、ちょっともう一度再確認させて。

○湯田芳博町長 そうですか。

先ほども申し上げましたように、この定着人口をふやすというやり方なんですけど、これはいろいろあるんですが、今都会の方でいろいろと子育てに対する悩みあるいは苦勞、これが大変多く出ています。その方々がこういう地域に環境のいい、ある意味では人と人の顔が見える、こんなところで子育てをしたい、こういうふうにも言ってきております。しかし、具体的に、じゃ、いつどこにどういう形で定住を図るかということになると、まだそこまでは具体性を持っておりません。しかし、そういう方々が今まさしく保育とかあるいは小学校、その子供たちを抱えていますので、それらも含めると将来的な見地から見ましても、この保育料の軽減については真剣に取り組む必要がある。つまり、一時的な経費投入ではなくて、将来の定着人口をふやすんだと、こういう視点から取り組みを進めさせていただきたい、そんなふうに思っております。

それから、ただいまやる気のある農家についてでありますけど、確かに規模との問題とか、あるいは形態ですね、ひとりで農家をやっているのか、あるいは家族で取り組まれているのか、あるいはまた雇用者を抱えながらやっているのか、いろいろな形態があるかと思えます。

それで、おただしの1人当たりの面積については承知しておりませんが、これからそういうことも掌握しながら進めてまいりますけど、いわゆるこれまで助成があるからという考え方ではなくて、私たちはこういうことをしたいから、あるいはさらに現状を維持しながらも収入をふやしたいから、面積はふやさなくても、例えば収入増加に結びつけるような、そんな提案をあるいは企画を出していただきたいということで、発展支援事業、これはいわゆる農業の分野でも使います。そして、さらに今、農林課では、ある意味では農林業は非常に地域の雇用創出に有効であると、こう考えていますので、そちらのいわゆる農業版の発展支援事業を特化していかうと、こういうことも今考えておりますので、そんな中からご利用いただければよろしいのかと思えます。

以上でございます。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 それでは、ただいまのご質問で農林課長はどのぐらいの面積が適当と思われるのかということに対して、ご説明を申し上げたいと思いますが、今、私の手元にアスパラガス、田島地域だけのもので大変恐縮なんですけど、一番大きな面積を耕作されている人が8反8畝、平方にしますと8,814平方です。それで、アスパラガス生産者が200名ほどございます。それで、その中でも30アール以上耕作をしている方が34名ほどございます。それから、20ヘクタール以上の方ということになると68名の方がございます。こういう中で、200名もおられる中で……

〔「20アールだね」と言う者あり〕

○森 秀一農林課長 失礼しました。20アール以上です。大変失礼しました。

それが、68名ほどおられるというような中で、実際に皆さんが本気でやられる数値というものは50アールぐらいかなというようなことで予想をしております。

それから、花卉農家について、これは転作確認票から確認したもので、品目はわかりませんが、一番多く栽培されている方が1万4,557平方メートルほどあります。それで、この人数と申しますと42名ほどございます。それで、今と同じように30アール以上耕作されている方が28名、それから20アール以上ですと33名でございます。やはり同じく50アールぐらいが目標とすべき数値かなというふうなことで思っております。

なお、アスパラガスにつきましては、今回拡大すべき面積ということで対象になった団体で、エフケーファームというところが、ことし新規に栽培をしたということで金をいただいておりますけれども、その金額が219万9,000円ほど交付する予定になっております。こういうことで、拡大すべき団体もおられるということでご了解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 また、子育て支援のことで先ほど町長に答弁いただきましたけれども、子育て支援の仕方もいろいろな方法があるかと思っております。ですけれども、いろいろ新しい制度を設けたりするよりも、現在ある制度を生かすということも、見直して生かすということも大切なことであり、経費節減にもつながってくると思っておりますので、ぜひともこの保育料の軽減は本当に実現できるように検討してほしいと、そういうふうに要望したいと思っております。

それから、農業問題のやる気のある農家というようなことで、今どのぐらいの面積が大体やる気のある農家というか、そういう人たちの面積が限度かというようなことをお尋ねしました

けれども、結局この制度は、面積をふやさない限りは活用できないのが現状だと思うんです。実際、農家にしても、補助金をもらうがために一度減反をしてまたふやすなんて、そんなばかなことはやらないわけですから、ですから、やる気のある農家、そして、そういう人たちが周囲を引っ張って行って認定農家でもない、担い手農家でもないけれども、一生懸命南会津の特産物を生産して南会津のイメージアップにつなげている農家がいるわけですから、その人たちにも頑張れという意味でも、町の具体的なやっぱり支援策、これを実行されるべきだと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

精神的には理解できます。しかし、そういう方がもしおられるとすれば、先ほども申し上げましたが、私どもは、現況からさらに発展をしたい、あるいは先ほども言いましたように、現状の耕作面積の中で収穫を上げたい、あるいはそれを所得の向上につなげたい、そのためにこういうPRをしたい、あるいはこういう物づくりをしたいというときには発展支援事業として道を開いておりますので、必ずしもこの拡大面積の方だけの補助ではないので、そちらの方に移行していただければ十分対応できるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 そうしますと、新しい事業と申しますと、今現在農家が栽培されている作物に対しては、振興作物であっても対象とならないという意味で解釈していいんですか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 どこかでお答えをいたしますが、考え違いをしておられるのかと思っておりますが、現在つくっている、例えば花卉農家であれば花卉農家、それから米を栽培していれば米農家、現在でさらにこんなことをしたい、こんな工夫をしたい、創意工夫をしていきたい。例えば農薬の問題もありますね、そういう場合についてはすべて対象になるということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○児山寿明議長 大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 この作物に対する補助金のことについては、後でゆっくりお話しいたらいいかと思っておりますから、こちら辺でやめたいと思っておりますけれども、何せやる気のある農家は認定農家や担い手ばかりじゃないんだよと、ずっと今まで南会津の基盤をつくってきた農家がいって、そしてその人たちのもとに、みんなが今の認定農家や担い手があるんだということをぜひ町の執行部の人たちにも認識していただきたい、そう思います。

それから、ポジティブリストですけれどもこれはまだ全国的に大分問題にされて、今現在、問題にされたのが北海道のカボチャなんです、これはまだ原因が究明していないようで、土壌にあるのか農薬が散布されたのか、そこら辺が今調べ中だそうですね。特に私たちの地域は、最近、生協とか直販とかそういうところで、家庭菜園でつくったものが、ある意味趣味が収益につながるというような形で出荷されている方がおられるわけでございます。そういう人たちが小さな畑の中で畝ごとにいろいろな作物をつくって、必ずしも隣の畑から他人がドリフトじゃなくて自分がその同じ農薬を使ったり、そういうことによって使ってはいけない農薬が無意識の中に使われると、そういうことが検査の中であらわれたときに産地のダメージが大きいものですから、生産者はもちろん産地も大きいですから、そういう対応というか、そういうこともそういう人たちにまで隔々まで適切な対応をやったり町がすべきだと、そう思いますので、多分そういう人たちの認識は余り使わないという認識でいるかもしれませんが、やっぱりそういうおそれが十分に考えられますものですから、何も大規模にやっている農家ばかりの問題ではない。そういうことで、その対応もよろしくお願ひしたいと思いますが、具体的にどのようにそこら辺も考えておられるのか、これは課長さんに伺いたい。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 議員おただしのとおり、小規模農家、例えば農協のヤオコーなんかに出荷をしているような農家、この人たちがせつかく多くつくっている販売農家、こういう人たちに対して影響がないか、また自分たちのものについてはどうかというものが、5月29日から始まるその以前から会議等において、いろいろ話題になってきたところでございます。ただ周知するには、農業普及部、それからJA、そして町の広報紙、これらによって訴えるしかないということで、できるだけその訴える数を多くしましょうということで進めてきました。

一般農家を対象にした集まりの場合には出席していただけないというようなことから、チラシによる方法しかないのではないかというようなことから、このような考えを持っているわけです。それ以外に対応ができるようであれば、皆さんと知恵を絞り合って何らかの対応はしていきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○児山寿明議長 大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 いずれにしましても、同じ生産地の中で隣近所が消毒するたびにお互い何やっているのかなと、うちの方に飛んでくるのかなと、そういうお互いに飛ばないようにやろうと思っても、何て言うんでしょうね、お互いの疑心暗鬼のそういうことがやはり地域の和を保つためには、そういうことを解消することが大事ですから、ぜひともそういうことでは

積極的に町も対応していただきたい、そう思います。

最後ですけれども、土地の問題ですけれども、いろいろ区画整理もされて、確かに米づくりには合理化がされて米をつくっている分には省力化もされ、米もそこそことれると、そういう状況になっております。ですけれども、土は物を言いません。作物をつくって初めてその土の中身がわかってくるわけです。いろいろ今までもそういう対応は、個人的なり農協なりにもしてまいりましたが、本当にいろいろ思うようにいなくて、四苦八苦しているのが現実です。

それで、県でも4つの視点で目標を掲げているようですから、これ担当課と話しして、何か事業を組んで土づくりをできるような、そういう施策を新しくつくってほしい。

1つは、水田農業の抜本改革、これは水稻に依存をしない農業をやりたいということ。2つ目が、農業生産力の強化と販売対策の促進ということで、これは技術と土づくりだということであっています。ですから、まさに土づくりをうたっていますから、県でも当然こういう事業を、我々から要望すれば何かやれると思いますから、ぜひとも強力で押し進めていただきたい。あとは農業経営体の強化とかいろいろありますけれども、本来の趣旨からずれますから以上で終わりますけれども、そんなわけで、この地域の農業の振興、それから、ひいては税収にもつながりますから、ぜひとも強力で進めていただきたい、その要望をいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、8番、大宅宗吉君の一般質問を終わります。



◇ 楠 正 次 議員

○児山寿明議長 次に、1番、楠正次君の登壇を許します。

○1番 楠 正次議員 それでは、でっかい声でという声がありましたので頑張って、眠気を覚ますようにでっかい声でやりたいと思います。

通告事項順序に従いまして、質問させていただきます。

まず1番目でありますけれども、ご承知のように石綿は体内に入ると蓄積され、15年、20年経て消化器系のがんを引き起こすと言われて、1988年に全面使用禁止になっておりますが、館岩地域にはアスベスト石綿管が使用されている地域が数カ所ございます。今度できる新しい館岩小学校のところにも、この管で配水されているので、早急な対応が必要かと思ひまして、

質問いたします。

1番、1点目ですけれども、石綿管の危険性に対する町長の認識をお聞きしたいと思います。

2つ目に、館岩地域の合併重点事業の一つに石綿管の布設がえがありますけれども、いつ実施できるか。この統合校舎内の、先ほどもお話ししましたけれども、ここにも配水されている関係で、校舎内の配管材の指定、いろいろな管が出ておりますけれども、環境ホルモンとか多くの害のあるものもございますので、これを指定しているかどうかお聞きしたいと思います。

次に、南会津高校の危機についてでありますけれども、7月14日に南会津高校の振興連絡協議会、町長が会長をしております会に初めて出席いたしまして、南郷地域の方々、OBの方々の熱い思いをお聞きし、それから水谷校長先生の説明を聞いて、南会津高校の地域における重要な位置づけを改めて実感いたしました。また、昨年度の卒業生の進路を見ると、進学、就職ともにはほぼ100%の成果を上げており、特に全日制国公立大学に12%もの進学は見事であります。しかし、今年度の入学生は39名で、現在は38名と聞いておりますが、本校として存続するために、普通の学校でありますと40人学級ですから、もう分校になるわけですけれども、35名というような基準にされておりますので、2学級ぎりぎりという状況であります。

そこで、お聞きしますが、人口2万人弱の町に県立高校が2校存続することは今後可能であるかどうか。

また、9月1日に館岩会館で館中の3年生の保護者の方と町長との懇談会がございまして、その席で入寮生徒の保護者から、寮の水に色がついていてにおいがするという意見がありました。これは、土日にうちに帰り、月曜日にそういう状態が起こるといふことでもありますから、滞留水の問題かなと考えましたけれども、滞留水でも相当な害のあるものが含まれるということでもありますから、原因は究明されたか、また寮内外の配水管の材質の調査はしたか、お聞きします。

次に、大きな3点目の南会津町の特別養護老人ホームの入居状況と待機状況についてであります。1つ目に、田島地域、伊南地域、ここに入所したいという人のお話から質問したために、2カ所に限られた通告になりましたけれども、担当課長がこの数字の部分については答弁されると思いますので、南会津町全体ということで施設すべてをお答えいただければありがたいと思います。17年度の短期・長期の入居者数と、現在の待機者数を示した上で、待機者が相当あることはお聞きしているわけですけれども、いつ入居できるかわからないという不安な部分を解消する今後の取り組み、そういうものについてお聞きしたいと思います。

大きな4番目ですが、南会津町所管の田代湿原の保護と活用についてでありますけれ

ども、田代湿原は20ヘクタールの台地面ほぼいっばいに広がりを見せている傾斜湿原であり、単一の傾斜湿原としてはまれに見る大きさだそうであります。尾瀬ヶ原にある一番大きな傾斜湿原よりも大きいと言われて、貴重な学術的価値の高い高層湿原であります。自然保護法や条例等による保護指定がなされていない、このことに対する今後の取り組みと考え方を示していただきたいと思ひます。

以上、登壇しての質問は終わりますが、自席より再質問についてはさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 1番、楠正次議員の質問にお答えをいたします。

初めに、館岩地域の石綿管の布設がえと統合小学校の校内配管に関する1点目、石綿管の危険性に対する認識についてのおただしであります。石綿管の安全性について、これは平成12年にWHO・世界保健機構が発表いたしました飲料水水質ガイドラインによりますと、飲料水中のアスベストの摂取が原因でがんを引き起こすという免疫的な確証はなく、健康に害を及ぼす証拠もないと結論づけておられますので、身体に与える影響については大きな障害となることはないものと、このように認識しているところであります。

次に、2点目、館岩地区の石綿管の布設がえについてでございますが、石綿管の布設がえの目的は、石綿管が地震等の災害に弱いことや管の老朽化に伴う漏水等の防止や、維持管理の面から実施するものであり、あわせてより安全性を確保することとしております。

館岩地区における石綿管の布設状況は、湯ノ花地区を中心とする中部地区に6,650メートル、岩下地区を中心とする上郷地区に2,576メートルが布設されている現状であります。上水道は衛生的で快適な生活を営む上で欠くことのできない施設であり、水道管の老朽化とともに漏水等が多くなるおそれがあることから、石綿管の布設がえが必要であると考えているところであります。

工事の実施につきましては、現在事業を実施しております田島、南郷それぞれの地域の進捗状況を勘案して判断してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、3点目でございますが、館岩統合小学校校舎内の配管材の指定についてであります。実施設計におきまして、県土木部制定による建築整備工事共通仕様書及び特記仕様書に基づき設計することになっており、硬質塩化ビニール、ライニング交換となっております。

次に、南会津高校の危機についてのおただしであります。県教育委員会では、県立高等学

校改革計画を取りまとめ、その中で高等学校の統合や廃止の基準を定めておりますが、一つの町に2つの高校が存在することの是非については特段触れておりません。本町は、いわき市に次ぐ広大な面積を有していることから、西部地域にも伝統ある南会津高等学校がぜひ必要である、このように認識をしておりますし、設置町村として2つの高校がそれぞれに特色を持ち、存続できるよう保護者等との話し合いを重ねながらサポート体制を整えてまいりたいと考えております。

また、南会津高校の寮の水道水についてのおたただしであります。南会津高校の寮は昭和58年に建てられてから23年が経過しており、水道水の着色やにおいは寮の水道管が老朽化したことによるものではないかと、このように考えられますが、当該施設の管理権限は県にあるため、先日、南会津高等学校長に原因の調査と対応をお願いしたところであります。

次に、南会津町の特別養護老人ホームの入居状況と待機状況についてのおたただしであります。南会津町には、特別養護老人ホームとして、田島ホーム、伊南ホーム、南郷ホームの3施設がありますので、その3施設についてお答えをいたします。

まず、平成17年度の南会津町の3施設の短期入所の利用状況であります。1日平均利用者数で申しますと、田島ホームにつきましてはベッド数20床に対しまして15.8人、伊南ホームにおきましてはベッド数4床に対して2.2人、南郷ホームはベッド数が10床に対して3.6人という実績になっており、3施設の平均利用率は64%という状況でございます。また、長期の施設入所者につきましては、すべての施設とも定数50床に対してすべて満床の状態であります。

一方、それぞれの長期の施設入所者の待機者数であります。今年9月1日現在、田島ホームで159人、伊南ホームで106人、南郷ホームで116人となっております。複数の施設に重複して申し込みをされている方もおり、南会津町民での入所待機者数の実人数は160人です。

次に、田代山湿原の保護と活用についてのおたただしであります。平成15年度に環境省から、田代山、帝釈山、三ツ岩岳周辺地区を日光国立公園に編入しようとする日光国立公園尾瀬地域公園計画再検討案が示され、現在、環境省でその作業が進められているところであります。町といたしましても、田代山湿原における貴重な自然環境を次世代に引き継げるよう、会津総合開発協議会等を通し、田代山、帝釈山、三ツ岩岳周辺地域の日光国立公園編入について、関係機関へ要請活動を行いました。今後とも国レベルでの保護と活用が図られるよう、国及び県との連携を密にし、引き続きこれらの活動を進めてまいりたい、このように考えております。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、

よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 楠正次君。

○1番 楠 正次議員 石綿管については、認識、確かに伺いました。陥没のおそれがあるから漏水のおそれがあるということで、石綿管の布設がえを行ったということで認識するのは、私もよろしいのかなというふうに感じましたけれども、完全に安全であると、WHOの指針は疑う余地もないのかなと思いますが、不安は少し残る気がいたします。

南会津高校についてでありますけれども、平成9年に、このことを質問するのは、館岩地域の27名の生徒が南会津高校に在籍しております、補助の関係もあるのですが、寮費も非常に抑えられており助かっているという話を聞きましたので、質問しているわけでありますけれども、現在、入学している周辺の明和、南郷、伊南、館岩、檜枝岐の生徒数の推移を見ますと、5年後には80名を下回りまして、また26年には、8年後ですね、この5校の合計が63名となります。そのうち、残念なことに明和と檜枝岐中の2校、ここからは過去5年を見ますと、年平均2校で3名というような状況でありますから、8年後、この2校で23名の卒業生があるわけで、としますと大体大きな割合を占める3校では40名、全部からいっても本当に2学級編制がぎりぎりというような状況でありますので、本校としての位置づけは非常に難しいのではないかなというふうに感じておりました、県の施設でありますけれども、寮の充実、安全・快適な寮生活が送れるようにして、県下は1学区となったわけですから、いろいろなところから入寮してもらい、そういうこと以外にはこの少子化の中では対応できないのではないかなと、その基準値を下げるとか何かよりも、生徒をふやすのにはそういうこと以外にはないのかなというふうに考えておりますが、PRをして生徒をふやす、こういうことは考えられないのかどうかお聞きしたいと思います。

あと南会津町の財産でありますゴルフ場との連携を図り、こういう部の設置とかそういうこと、県立高校でゴルフ部があるというところはなかなかございませんし、この小さな自治体においてゴルフ場を財産として持っているというところもなかなかないわけでございます。ゴルフの精神、強い心、そういうものをはぐくむためにも非常に大切かなというふうに感じておりますが、町長はどうお考えですか。

次に、南会津高校の水道水の問題ですけれども、以前は朝、コップ一杯の水が健康の源と言われておりましたけれども、昭和58年改築という寮要覧に記載されておりましたけれども、水道用鉛管などは使用されているかどうか、これもまだ調査はされて結果は出ていないのか、先日、水谷校長先生にお聞きしたところによると、水質の検査は今しているというお話でしたけれど

も、鉛管が使用制限される1987年の前にこの建物は建てられておりますから、鉛管が使われているのではないかと不安になったわけであります。溶解性鉛は水道に少しでも鉛管が使われていたり、鉛合金が使用されていると水流等中に溶質し、その毒性は子供の脳に著しい影響を与えるという話をお聞きしまして、それから、肉眼でわかる赤い色が出るというのは塩素とさびが結合し、トリハロメタンという、これは発がん性物質が発生しているおそれがあります。ですから、早急に施設内配管の交換をするか、逆浸透膜浄水器というトリハロメタンも石綿も硝酸性窒素という世界最小の物質までも除去できるという、こういうものもありますので、こういうのを県に設置を要請してみてもいいかなというふうに考えました。

続いて、田代山の問題でありますけれども、新聞等で尾瀬の単独の国立公園だということが報道されたりしております、環境省で24名の委員でもって検討委員会が設置され、4月、7月、9月というふうに会議が行われておりますけれども、田代湿原の話がその会議録を見ますと随分出てくるわけでございます。田代湿原は南会津町所管のほとんどが所管地域でありまして、東半分が私有地で、以前は三井農林でありましたけれども、今は三井物産に変わったとかというような話も聞きましたけれども、実際のところは町で把握しておられていると思いますので、その辺もお聞きしたいと思います。

検討委員の人に、福島大学の名誉教授の樫村利道氏がいらっしゃいますけれども、非常にユニークな学術的価値が高いというふうに言っております。館岩地域には川衣奥と水引奥に登山口があったわけですが、川衣奥というのは登山道というのがほとんどやぶ化しております。水引奥のところは毎年山開きをして入山者もあるわけですが、最近、檜枝岐村と栗山村の間の川俣林道、そこから帝釈山を通過するという、尾根越えに入山する田代山のきつい登山道は登らないというコースが主流になってきており、館岩地域の湯ノ花温泉とかそういうところに宿泊する登山客も減ってきているわけでありまして、この貴重な資源でありますこの傾斜湿原のほとんどは南会津町の所管でありますから、この検討会などに手を挙げて環境省の方にぜひ国立公園にした方がいいのか、しない方が町にとって有効な利活用の仕方ができるのか、その辺を検討する考えがあるかどうか、ぜひとも検討会に所管首長として手を挙げていただきたいと思うんですが、以上お聞きいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

求められた答弁が3つほどあったかと思いますが、もし答弁漏れがありましたらお許しをいただきたいと思っております。

まず初めに、南会津高校の存続の問題でございますが、おただしのとおり、大変厳しい実態にあります。しかしながら、先ほど私答弁をさせていただきましたように、いわゆる地域が地域の大事な教育機関だと、こういう位置づけを持って特徴ある教育ができれば、これは存続が可能だと、こういうふうには私は思っております、それらについて、今いろいろと領域を超えながら調査をし、また情報を集めている、こういう実態でございます。

そして、先ほどゴルフ場との関連づけのお話もございましたが、私は地域にある資源を活用しながら、いわゆる都市機能ではもうある意味では子育てができにくいといえますか、非常に困難性が高い、そういうところを私たちのような中山間地域が担うことができないのか、このところを検証しながら、その拠点として、例えば南会津高校がしっかりと位置づけできないのか、こういうことも含めて検討しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、水道水の問題と水質にかかわる配管交換等については、先ほど申し上げましたように、いわゆる管理権限のある県の方に、再度その調査の内容を引き出して、調査の内容によっては議員おただしのよう、いろいろと設置要望等をさせていただきたい、このように思っております。

それから、田代山につきましては、おただしのとおり、三井物産フォーレストというところで今管理をしておられるというふうには聞いておりますが、このいわゆる単独公園化の問題も地域としては、檜枝岐を中心に非常に望んでいる問題であります、一方で必ずしも手放して公園化を望んでいない人たちもおります。いろいろなものを設置したり建築したり、あるいは建設をしたりする場合に、たくさんの意見が出てきます。しかし、それはその地域の実態をあらわしたものだと思っておりますので、必ずしも一つの方向で進むということではなくて、いろいろな意見を精査しながら、そして、できるだけ地域の人たちが納得性の高い、そして将来に負担が残らない、あるいは資源が永続的に次世代に引き継がれるような、そんな形で検討会の方にも機会があれば意見を述べさせていただきたい、こんなふうには思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○児山寿明議長 1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 尾瀬の部分についてでありますけれども、私もいろいろな規制に縛られる国立公園に編入、檜枝岐村としては単独の公園化には、面積的に田代山も入れたいと、入れなければ面積が足りないというような考え方もございます。今の町長のお考えは私も同感でありますので、よく精査されて地域の財産、これが将来的にも付加価値を増す、そのような考え方でぜひ対応していただきたいと思っております。

終わります。

○児山寿明議長 以上で、1番、楠正次君の一般質問を終わります。

上衣の着衣を願います。



◎散会の宣告

○児山寿明議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明26日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時43分

平成18年第2回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成18年9月26日(火曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 5番 高野 精一 議員
- 16番 渡部 東 議員
- 11番 目黒 幸雄 議員
- 6番 馬場 信作 議員
- 32番 大竹 幸一 議員
- 13番 星 登志一 議員
- 7番 湯田 秀春 議員
- 9番 渡部 忠雄 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(47名)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 楠 正次 議員 | 2番 内藤 孝 議員 |
| 3番 渡部 優 議員 | 4番 山内 政 議員 |
| 5番 高野 精一 議員 | 6番 馬場 信作 議員 |
| 7番 湯田 秀春 議員 | 8番 大宅 宗吉 議員 |
| 9番 渡部 忠雄 議員 | 10番 星 光久 議員 |
| 11番 目黒 幸雄 議員 | 12番 菅家 幸弘 議員 |
| 13番 星 登志一 議員 | 14番 平野 均 議員 |
| 15番 阿久津 梅夫 議員 | 16番 渡部 東 議員 |
| 17番 湯田 賢太郎 議員 | 18番 芳賀 芳一 議員 |
| 20番 星 和男 議員 | 21番 星 利一 議員 |
| 22番 星 茂 議員 | 23番 平野 昌盛 議員 |

24番	湯田直美	議員	25番	森豊喜	議員
26番	星喜弥	議員	27番	平野五十男	議員
28番	渡部昌仲	議員	29番	五十嵐司	議員
30番	平野修治	議員	31番	五十嵐正純	議員
32番	大竹幸一	議員	34番	酒井昭次郎	議員
35番	平野虎一	議員	36番	阿久津進	議員
37番	馬場清雄	議員	38番	渡部康吉	議員
39番	月田和行	議員	40番	星謙一郎	議員
41番	星祥信	議員	42番	君島勝美	議員
43番	村井民重	議員	44番	河原田苗利	議員
45番	湊田幹夫	議員	46番	渡部衛	議員
47番	馬場秀男	議員	49番	大山卓	議員
50番	児山寿明	議員			

欠席議員（2名）

19番	芳賀沼順一	議員	48番	室井強	議員
-----	-------	----	-----	-----	----

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	助役
五十嵐廣収	収入役	横山恒廣	教育長
栗城嗣典	直轄政策室参事	宍戸英樹	直轄政策室長
渡部俊夫	総務課長	星廣政	企画観光課長
星光幸	税務課長	菊地新六	住民生活課長
室井裕	健康福祉課長	舟木平蔵	建設課長
児山忠男	環境水道課長	湯田タマイ	会計室長
横山孝夫	教育次長	森秀一	農林課長
湯田順一	農業委員会 事務局長	馬場増男	生涯学習課長
長沼芳樹	学校教育課長	星安晴	舘岩総合支所長
酒井浩蔵	伊南総合支所長	五十嵐竹則	南郷総合支所長

事務局職員出席者

澤 田 洋 一 事 務 局 長 酒 井 直 伸 係 長

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は47名であります。

都合により欠席届のあった議員は、19番、芳賀沼順一君、48番、室井強君であります。

定足数に足しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

暑くなりましたので、上衣の脱衣を許可いたします。



◎発言の申し出

○児山寿明議長 ここで総務課長より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ただいま議長さんより発言のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

昨日、伊南村事務報告の一部訂正をお願いした件ではありますが、あつてはならないことですが、再度、精査をいたしましたところ、お手元にご配付いたしました正誤表のとおり、訂正をお願いするものでございます。

その内容であります、産業建設常任委員会で修正をお願いしました正誤表におきましては、70ページの訂正箇所が掲載されておりませんでした。また、総務委員会及び文教厚生委員会で訂正させていただきました70ページの内容の中で、正誤表5段目の正の欄、死別出生件数21を死別死亡件数21に訂正をお願いするものでございます。

さらに、追加しまして、新たに正誤表の下段にございます38ページ、64ページ、108ページ、

115ページに訂正箇所がありましたので、お手元にご配付いたしました正誤表によりご訂正をお願いするものでございます。

たび重なる訂正をお願いし、信頼の欠ける事務手続でありましたことを、大変申しわけなくおわび申し上げる次第でございます。ご訂正をお願いしまして、よろしく願いいたします。

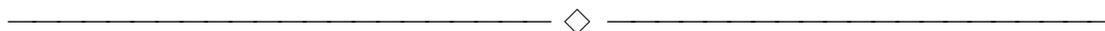
○児山寿明議長 続いて、伊南総合支所長より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

伊南支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 ただいまは発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

昨日、本会議で伊南村事務報告の訂正をお願いし、こうした間違いを二度と起こさないということをお誓い申し上げました。それにもかかわらず、ただいま総務課長さんからご説明がありましたようなこととなり、議員の皆様方にここで何と申してよいかわかりません。ただただおわび申し上げるだけです。本当に申しわけございませんでした。

○児山寿明議長 ただいま総務課長、伊南総合支所長説明のとおり、伊南村事務報告の訂正について、ご了承方願をいたします。

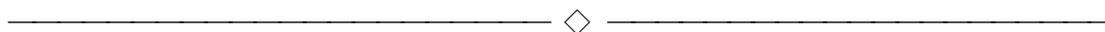


◎一般質問

○児山寿明議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を4分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔明瞭に質問されるようご協力方よろしく願いをいたします。



◇ 高野精一 議員

○児山寿明議長 それでは、5番、高野精一君の登壇を許します。

5番、高野精一君。

○5番 高野精一議員 おはようございます。

2日目の一般質問のトップバッターをさせていただく行為をうれしく思います。

なお、衛生行政についてという質問の中に、7番議員と32番議員が重複したような形で質問通告がありますが、重ねてそれらも含みながら質問をしていきたいと思えます。

1点目、衛生行政について。

一般ごみの回収の有料化の考えはあるかという面でただしたいと思えます。

1997年4月に施行された容器包装リサイクル法や2001年施行の家電リサイクル法に伴い、8月1日からの本町におけるごみの分別収集方法は、町民の間で非常に混乱を招いています。その原因は、地区での説明の不足と、1枚のパンフレットでは理解できないものもあったのかなど。また、委託契約をしている業者も混乱を大変しているような気がします。ごみ袋の問題や袋のごみが違うと、その場合は収集しないということもあるようでありまして、もう少し簡単な収集方法にして、有料化を図れば、処分場での臨時の職員をふやし、その対応もできるのかなと思えます。

町長は、かねてから雇用と創出と、そういうものにつながるものにしたいという考えをお持ちですから、その旨を含めてお伺いしたいと思えます。

また、処分場については、会津は一つということで、5年後をめどに会津若松周辺にごみ処理場の建設がされると聞きますが、その現状を伺います。

また、計画があれば、事業費と建設予定地を伺いたいと思えます。

ごみの分別を多くしたために、燃えるごみが少なくなり、ごみが燃えない状況にあると聞きますが、実態はどうなのか。一定の温度がないとダイオキシンが発生するということから、重油を使用して焼却していると聞きます。とすれば、重油代も相当な金額になると思えますが、どのくらいなのか。また、石油製品の価格が高騰していることから、各衛生組合の予算の見直しも必要ではないかとあわせて伺います。

また、これは私の考えでもありますが、このごみ処理場の焼却灰やし尿処理場の汚泥と生ごみを組み合わせた肥料や、灰と汚泥を組み合わせればレンガをつくると、そしてその新製品の開発をお願いしたいと思えます。

また、ほかに自治体やそういう企業があれば、できることから調べていただきまして、雇用と創出につなげていただきたいなど、かように思えます。

大きい2点目に移りますが、公共事業についてお伺いいたします。

町長の施政方針の中の一つに地域提案型公共事業とありますが、それらの施行に伴い、安全

で安心な暮らしの創出と言われておりますが、どのような事業をいうのか伺います。

また、それは自治体からの政策なのか、公共事業を行う業者がみずからの提案で入札のときに求めるものなのか、具体的にお伺いいたします。

これで私の登壇での質問は終わりにさせていただきます。

場合によっては自席で再質問をお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 5番、高野精一議員の質問にお答えをいたします。

初めに、衛生行政に関する1点目、一般ごみ回収有料化の考え方についてであります。一般ごみの収集処理につきましては、町民の生活に直接日々かかわる、極めて重要な事項であると認識しているところであり、本年8月より開始いたしました新規資源ごみ分別等のさらなる推進を図りながら、ごみの総量縮減を踏まえ、有料回収には慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、議員ご提案のように、分別を簡素化し、新たな雇用人員で分別を強化することも一つの考えであると思っておりますが、ごみのリサイクル推進や排出量抑制には、町民一人一人の理解と実践が必要不可欠でありますので、今後も広報紙や説明会等により町民の皆様へ情報を発信してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目、会津広域によるごみ処理計画についてであります。本取り組みは、ダイオキシン対策等を主眼とした厚生労働省方針に基づき、会津地域全域のごみ処理広域化を検討してきたものであります。現在、広域化案としての基礎的な施設規模や配置等、複数の候補案が検討されておりますが、決定には至っておりません。

なお、さきの田島下郷町衛生議会及び西部環境衛生議会において、施設建設を会津若松市周辺と想定した場合の南会津方部と喜多方方部における中継的な施設やその負担方法等の原案について、説明と協議をいただいたところでございます。ごみ処理広域化計画につきましては、さらに具体的な調整がなされていくものと思っておりますので、今後も検討をしてまいりたいと思っております。

次に、3点目、分別に伴う焼却燃料の使用量についてのおただしでございますが、プラ系と紙系の一部が資源ゴミに移行したことにより、これまでの可燃ごみと比較して若干燃えにくい状況となっております。東部クリーンセンター及び西部環境の焼却炉については、焼却中に助燃料としての重油を使用しておりませんが、重油を、焼却炉を起動し、炉内温度を安定温度である850度程度に高めるための時間使用をしているところでございます。当然、温度上昇時間

が延びれば、重油使用量もふえることとなりますが、8月分だけを見ると、わずかながら減っておりまして、今年度の年間使用料は前年度並みに推移するものと予測しているところでございます。

新規分別を開始して2カ月足らずということもありますので、今後ともごみ質の変化と重油燃料の推移については注意深く見守ってまいります。

次に、4点目、焼却灰や汚泥の再利用と雇用創出についてのおただしであります。焼却灰については、高温溶融化することにより減量化のみならず環境面でも安定物資となるため、建設資材等に広く再利用することが可能となりますし、またし尿や浄化槽汚泥と生ごみについては、堆肥化することにより緑農地への還元が可能となります。溶融施設は既に県内にも建設されておりますが、維持管理費が多額となる問題があります。また、汚泥再生施設についても堆肥生産量と利用農地の綿密な計画が必要であります。これら資源の有効利用は循環型社会形成推進の再重要項目であり、議員のおただしのとおり、新たな雇用創出も期待できるものでありますので、本町といたしましても、既存の処理施設の稼働状況を見きわめながら積極的に検討を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、公共事業についてのおただしであります。地域提案型公共事業とは、議員の立場であれば既にご存じのことと思っておりますが、これまで全国一律の採択条件や細かい点まで規格制限がなされ、地域の実態に合わない事業の推進がなされてきたことも事実であります。このことが実は暮らしの責任者である地元住民に不安や負担を与え、ご理解の得られないという状況が発生し、よりよい地域社会を構築する上で大きな弊害となっている現実から抜け出し、地域住民の知恵や工夫に耳を傾け、その場所に最もふさわしい工法やサイズで公共の福祉や安全対策を行うとする事業を提案型事業と申します。この事業は、自治体も地域団体も安全な社会生活を目指す者すべての人が、当事者として随時協働の関係の中で提案し合うものでございます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長より答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 高野精一君。

○5番 高野精一議員 今の質問で、町長の答弁は一定の理解を私なりにいたしました。実は、ごみ袋から物事が始まりますと、田島下郷衛生組合の中でのスタートは、指定された袋ということからごみの収集分別というものはスタートしたのではないかなと、それは私なりにこう思うんですが、その時点で1ロールがことしになって50円上がったと、燃えるごみがね。そうすれば350円だと。そうならば、これは、住民はごみは無料化だとは思えることがだんだん

少なくなってくる状態も出ているわけなんですよね。それと、分別に始まって、ごみを説明する時間帯によっては、参加のできない住民も数多くあったんです。そうであれば、ゴミ袋は買っているんだからいい、持っていってもらうのは当たり前だべという素朴な疑問も逆に出てきていることも事実であったわけですね。

それと、もう1点は、分別のごみの中において大変困ったなということは、現場の方で、町長は管理者ですからよくわかると思いますが、分別したプラ製品の中に生理用品とかおむつとか、そういうものまで結果的には投げられた。それだけ住民がやっぱり困っているわけですね。そして、買い物袋も、これはリサイクルだからプラの方だというふうになれば、若いご婦人とか娘さんたちは、下着は何さ入れて投げればいいんだと。それも新たな袋をつくるのかという話もあったんです。だけれども、そういう新たな袋をつくれれば、これは変質者によってそういうものはそういうものであるだろうというごみ荒らしがまた出るべという、そういう不安の声も現実的にはあったということでもありますから、指定された袋を買う時点で350円だということになれば、もうここでその袋は、できることならば無料であれば町で印刷して、それを各戸に配布すればこれは無料だというのはわかるんですが、商店からそれを買ってくるわけだから、であれば、もうその時点でこれは有料化の思いを持っている人もいるわけですね。

だから、その辺を、もう町長がここで創出と雇用だと言っているのであれば、これは英断な決断をして、完全にこれは有料化しますと、そして簡単な分別をしますというくらいの気構えを持って、住民に対するやさしさを逆にアピールしてもらわないと、大変な思いで、水道代、洗剤費がかかるというのも、これは大きな負担を強いているわけですから、その辺を町長の考えで答弁をお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員からおただしがございましたが、初めに新たな分別あるいは新たな方策を取り入れるという場合には、当然、地区全体にその内容をしっかりと説明していく前提の中で対応していかなければなりません。それでもおただしのように、十分に説明が行き渡らない、それもある程度私としては認識をしております。

しかし、一応資源の有効利用をする、こういうことでごみ問題を身近な生活の中の環境問題としてとらえて、そして意識を高めていく、つまりある意味では、今後、包装が余りに過重になっているものについての購入意識についても考えていこうと、こういうことにもつながると思いますし、これからそれぞれ田島下郷衛生組合あるいは西部環境衛生組合、ごみ処理に充て

る負担金の財政支出は大変大きなものがございます。これらについても理解をいただきながら、このごみ問題に対応していかなければならない。そんな中で、いわゆるごみ袋を購入するという時点で有料化ではないかというお考えがございましたが、それは間接的にそういう負担をしていただいておりますから、そういう考え方も成り立つかというふうに思います。

したがって、現在8月から新規の分別方法を始めたばかりですので、これをまたもう少し見守りながら将来の課題として検討をしてみたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 高野精一君。

○5番 高野精一議員 ちょっと私の質問しているところになかなか踏み込まれないものも町長あるのかなと、こう思ったんですが、担当課長にじゃちょっとお伺いしたいなと思いますが、このプラ製品は現実的にペットボトルなどは作業服になったりなんかしていますが、プラ製品は現実的に何になるんですかということを1点お伺いします。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 プラ製品の再利用の製品はどのようなものになるのかというおただしでございますが、一応皆様方から家庭で分別していただいた分については、町衛生組合が運搬をし、リサイクル協会等を通じまして再製品という過程になってございます。

利用される製品につきましては、例としましては、フォークリフト等で持ち上げる製品のパレットですか、台になる部分とか、あとはプラスチックの板ですか、建設資材の板という部分、もしくは再生するための樹脂、さまざまなものに利用できるということで再生樹脂という部分にもなっております。あと我々の分では、よく境界ぐい等、皆さん見受けられます。国土調査関係をやっておりますが、そういう境界ぐい、もしくは擬木等に利用がされてございます。あとさまざまございますが、例として挙げますと、車どめというような部分やら、あとそのほかにはハンガーというような細かい部分にまで利用をされているというふうに理解をしております。

以上でございます。

○児山寿明議長 高野精一君。

○5番 高野精一議員 今の課長の説明の中において、確かにそれはそのようなレジュメがあるのかなと思うんですが、課長、これ現状的に1回現物を見たという経過はだれか職員の中にいるのでしょうか。

また、一部によりますと、生ごみがふえて燃えるごみが少なくなった分だけ、ある場所に行

って燃料として使っているという話も聞いてはおりますが、その辺はどうなのでしょう。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 焼却というようなおたしなのかなというふうに思っていますが、一部につきましては、リサイクル上、最終の場合におきましては熱処理というようなことで、サーマルリサイクル、熱回収という部分がございます。ですから、再利用、再生利用、形を変化して利用して、それでもそういうふうに至らない分については熱回収、サーマルリサイクルという部分がございます。ですから、そういう部分での熱利用のために焼却という部分もあるというふうには理解をしております。

以上です。

○児山寿明議長 高野精一君。

○5番 高野精一議員 大変これは身近な問題でありますので、このごみに関しては執行部初め、住民がこれを真剣に考えなくてはいけないという点では、思いは皆同じだと思うんですよ。どうしても守られる人と、どうしても面倒くさくて、おら燃やしてしまうんだという現実も今は数カ所で見える状態になっているんですよ。そうすると、今の中で燃やすということはどういう処罰が与えられるんですよというの、これからはリサイクル法に伴ってこういう形でリサイクルしますと、そのほかでまだ自分でごみを処理して燃やした場合にはこういう罰則がありますよというの、新たな面でそういう機会を、広報「みなみあいづ」とかそういうものの中に織りまぜながら知らせていくというの、これ必要かなと思うんですよ。どうしてもそのときは覚えているんですが、時間がたつと忘れてそういうことを繰り返してしまうというのもあるわけで、当集落においてもどこかで煙が上がっているなという感じは私も何回か見っていますが、やっぱりそういうことのないように、今後、広報「みなみあいづ」などでそういう知らせをしていただきたいと思います。

それと、大きな2点目につきましては、新町になりまして、なかなか難しい面もいろいろあるんだろうと思いますが、これは各支所長にちょっとお伺いしたいなと思うんですが、過去において、自分たちの町村、3村において指名業者がありましたと、だけれども新町になったら、この人がちょっと指名から漏れているなというような現実があるかどうかを、館岩の支所長からひとつお願いします。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 現在のところ館岩地域に関してはございません。

以上でございます。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 お答えいたします。

伊南総合支所管内につきましても、そういう事実はございません。

○児山寿明議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 南郷総合支所においても同様です。よろしくお願いします。

○児山寿明議長 高野精一君。

○5番 高野精一議員 この問題に関しましては、今、県の方でも大変な話題になっておりますし、またそういう面では新たな形が出てくるのかなと思いますので、この質問に関しましては、私はそうは追及しないつもりでおりますから、できるだけ県の方でこれから出てくるような形に沿って指名という、一般競争入札の方に移行していただければ、そういううわさも何も出てこないで済むのかなと思いますので、その旨を発言いたしまして、私の一般質問をこれにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、5番、高野精一君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 東 議 員

○児山寿明議長 次に、16番、渡部東君の登壇を許します。

渡部東君。

○16番 渡部 東議員 おはようございます。

登壇順序に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、デマンド交通システムの導入についてであります。

このシステムは、平成11年、福島県商工会連合会と小高町商工会の高齢化対策事業として、高齢化社会に対応する地域商店・商店街の活性化を図るための公共交通サービスの検討を始めたのが発端であります。

小高町では、調査の結果、町の商店街で買い物をしたくても自由に出歩く足がない、路線バスの廃止に伴い、町内のバス路線がほとんどなくなってしまうなど、新たな交通サービスの検討が必要になって、ランニングコストを抑えて高齢者にやさしいまちづくり支援として、ITを活用したデマンド型乗り合いタクシーの導入が平成12年に決定して、運行されております。

その後、県内では白沢村とか中島村等も導入、現在たしか6カ所ぐらいだと思いますが、運

行しておるはずで。

この導入メリットとしては、まずタクシーを乗り合いで利用し、戸口から戸口までのサービスが受けられ、安くて便利な交通手段の確保ができる。車を運転しない住民の活動範囲が広がり、地域の活性化につながる。自治体にとっては、赤字バス路線に対する補助金を削減でき、地域住民に対して高付加価値の行政サービスが実現できる。地域商店街にとっては、住民の往来の増加による来客増が見込まれ、このシステムを荷物配達サービス等の多目的サービスに利用できる。地元民間交通機関にとっては、待機車両の有効活用ができ、安定した収入の確保ができる等が挙げられます。

小高町では、東部エリア、西部エリア、町中エリアの3エリアに分け、それぞれの地域で予約があった場合に車両を走らせ、利用者は運行時刻表を確認してから30分前までに町情報センターに電話等で予約をして、情報センターはその予約を取りまとめてから車両に対してオンラインで配車指示をするという方法をとっており、料金は安い定額制をとっているようです。導入後は、自治体、地域住民、商工業者、そして交通事業者の悩みが解決され、効果を上げているようであります。

我が町におきましても、路線バスの買い支えや委託路線に多額の補助金を支出しております。また、田島地区では、夏場に無料の地域ふれあい循環バスを運行しておりますが、デマンド交通システムの導入について、町長の考えをお伺いいたします。

次に、地域高規格道路栃木西部・会津南道路の早期実現についてであります。

地域高規格道路会津縦貫南道路は、計画区間であり、整備促進期成同盟会のもとで、会津若松市から当南会津町までの早期実現に向けて運動を展開しておるところであります。その中で、下郷町内の約9キロメートルが調査区間となり、現在調査中とのことですが、調査終了後は即工事に入るものと考えております。

しかし、栃木西部・会津南道路につきましては、候補路線のまま進展がありません。先も見えない状態であります。我が町にとって、この地域高規格道路は、首都圏、特に北関東圏との交通のかなめとなる路線であり、観光、物流、経済、人的交流等の面ではかり知れない効果が期待できると考えております。我が町が主体となり、近隣町村と整備促進期成同盟会を設立して、早期実現に向けた運動を展開すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

次、森林整備についてであります。

森林は、水源の涵養、山地災害防止、生活環境保全、木材等の生産、保健文化等の機能を持ち、私たちにとって生命の源泉とも言われる重要な役割を担っております。しかし、森林は長

期化する木材需要の不振、価格の低迷等により、立木の資産価値は限りなく無に等しく、整備の行き届かない森林が年々ふえているのではなかろうかと思っております。

我が町の今年度予算では、森林整備、特に民有林の除間伐に対する予算は非常に少ない、そのように感じております。我が町の植林面積は、公有林、民有林、それぞれの面積は幾らで、整備に必要な森林面積はそれぞれのくらいあるのか、またその進捗率はどのようになっているのか、そして我が町の人工林を公益的な機能を含め、価値ある資源として将来に残すためには、今後どのような計画をお持ちなのかお伺いをいたします。

以上で、壇上からの質問は終わりますが、再質問があれば自席より行いますので、よろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 16番、渡部東議員の質問にお答えをいたします。

初めに、デマンド交通システムの導入についてのおたただしであります。現在、南会津町公共交通対策協議会を発足させ、協議会委員による検討の中で、通勤、通学を初め、スクールバスや福祉、医療、さらには観光客等を含めたネットワークの構築に向け、準備を進めているところであります。

おただしのデマンド交通システムの導入につきましては、地域公共交通を生かしたまちづくりの観点から、4地域のニーズをうまく取り組むような運行サービス戦略が不可欠であり、そのために現在4地域を循環する循環バスの運行を柱に検討を進めているところであり、その実施を優先してまいりたいと考えております。

次に、地域高規格道路栃木西部・会津南道路の早期実現についてのおたただしであります。栃木西部・会津南道路につきましては、平成10年6月に候補路線の指定を受け、福島県側12キロメートルについて観光交流分析やその他の現状把握、そしてアンケート調査などの基礎調査を実施しているところであり、昨年度は上位の計画路線指定に向けた福島栃木両県合同による調査も実施しております。こうしたことから、新たな整備促進期成同盟会の設立については、県の動向を見きわめ、観光団体、運送業界など沿線の関係する団体との協議を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、森林整備についてのおたただしであります。福島県の森林林業統計書をもとにご説明を申し上げます。

南会津町全体で公有林のうちの人工林は約7,282ヘクタールで、内訳としては町有林が約1,484ヘクタール、荒海財産区有林が453ヘクタール、福島県林業公社緑資源機構を合わせま

すと約5,345ヘクタールとなっており、一方、私有林の人工林面積は6,750ヘクタールとなっており。これらのうち固有形態ごとにそれぞれ手入れを行ってきているところではあります。議員ご指摘のように、長期化している木材需要の不振及び木材価格の低迷等により、森林整備に充てる予算自体が全体として減少してきていることから、私有林を含めてまだまだ整備をしなければならない森林が多く残されているものと認識をしております。

また、近年においては天然林はもとより人工林においても、水源涵養等の公益的な機能の重要性が再認識されており、本年度から福島県が森林環境税を導入し、森林の整備を進める事業をスタートさせたことはご承知のとおりでございます。

本町におきましても、森林の持つ公益的な機能の重要性はもとより、地域の森林が交流や憩いのステージとして機能するだけでなく、新たな雇用の場として位置づけられることから、当面、森林環境交付金を財源とした里山再生事業を進めるとともに、私有林の整備推進のために県補助事業へのかさ上げを継続するなど、持続可能な長期的な施策を講じていく考えでございます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 渡部東君。

○16番 渡部 東議員 それでは、何点か再質問をさせていただきます。

デマンド交通につきましては、ただいま4地域の巡回バスで検討中ということでございますが、路線バスとデマンド交通の大きな違いというのは、デマンド交通というのは戸口から戸口、玄関から玄関までということですね。それから、あくまで予約制であるということ。予約制であるということは、結局むだがないということだと考えています。それに安い定額制の運賃であるということが本当に大きな面であると思います。この点について町長はどのようなお考えをお持ちですか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えを申し上げます。

ただいま議員からおただしのように、デマンド交通のいわゆるメリットとしては、私も共通の認識をしております。しかし、この南会津町がかなり広大な地域でございます。したがって、基本的にはそこを巡回するいわゆる核となる交通機関があって、その核以外のそれぞれ各地域のエリアをサポートする、それをきちっとサポートするような形でデマンド方式が私は望ましいのではないかと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 渡部東君。

○16番 渡部 東議員 わかりました。

それでは、田島の町ではふれあいの無料の巡回バスを夏場何日間やっておりますけれども、これは私考えますに、一部地区に限られた、非常に住民に公平性を欠く運行だと思うんですね。この点については今後も引き続き実行されるのかどうか、これをお聞きいたしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

このスクールバスを使った、いわゆる巡回バス、無料のバスなんですが、スクールバスを使うということで無料にせざるを得ないという問題が1つありますが、実は大きく考えますと、これまで定期路線バスが入っていない箇所、それからいわゆる鉄道による交通手段がない、そういう地域に限って試行的に運行させていただきました。したがって、試行という運行の中では多少地域的な偏りが出てくるかもしれません。しかし、これは今後どのように交通体系をつくり上げる、あるいはデマンドをした場合のデータとしてはどうなのか、これを探りながらやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、今後、継続するかどうかについては、乗車数を含めて検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○児山寿明議長 渡部東君。

○16番 渡部 東議員 わかりました。

それでは、次の高規格道路の件に移りますが、この件につきましては、県の動向を見ながらやりたいということでなんでありますが、非常に難しいのかなというような感じがいたしました。それで、我が南会津町でも各路線ごとに、行政、それから議員団で期成同盟会をつくって要望等を活動しておりますけれども、この要望活動にできれば民間の青年部の代表とか、それから地域に密着した女性部の代表とか、そういう方をぜひ参加させて要望された方がいいと私は思いますけれども、町長のお考えをお伺ひいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員おただしのように、それぞれの国・県道に関して期成同盟会がございます。その期成同盟会において、さまざまないわゆる地域の問題を一つ一つ丁寧に分析しながら要望活動をしているところであります。

そんな中で、関係者と言われる執行部あるいは議員の皆さん以外に、民間の方々の実際に切

実な願いあるいは考え、これらを要望の場に出した方がいいのではないかという意見がたくさん出ております。したがって、過去にたしか黒磯田島線の県道要望のときにも商工会の女性部の方に要望に参加をしてもらおうということもございましたので、今後、機会を見ながら、そしてまた地区の意見を取り上げながら、民間の人たちの要望も一緒に道路整備の方に活力としていただけるようにこれから検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 渡部東君。

○16番 渡部 東議員 わかりました。

地域高規格道路は我が町にとって非常に大事な道路であると私は認識しておりますので、この件につきましては、町長も再度認識を高く持ってほしいと、このように思っております。

次に、森林整備についてであります。確かに予算の関係等、非常に厳しい面があつてなかなか思うような整備ができていないというようなことではあります。我が南会津町の林業従事者というか、これは大体何名くらいおるのかお聞かせ願いたいと思えます。これは課長ですか。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまおただしの件なんです。田島町森林組合8名というところは把握しておるんですが、各団体等の作業員の数、把握しておりませんので、後日、調べましてお知らせをしたいということでお許しをいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○児山寿明議長 渡部東君。

○16番 渡部 東議員 多分、私も数値はつかんでおりませんが、森林整備に満足のできる人数というのはいないと、完全に林業労働者というの不足していると思っております。

そういう中で、私は、森林組合の育成とともに、この林業労働者の確保、育成を図るべきだと思いますが、町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私が先ほど答弁で、林業という分野は雇用対策あるいは雇用の確保に一番身近な場所だというふうに思っております。そういう意味で、里山再生事業に着手をしたわけではあります。森林組合の育成あるいは林業従事者の育成、これについては、まず基本的に仕事の場所が継続してあるということが前提になるかと思えます。その仕事の場所については、森林組合あるいは従事者を育成するために仕事の場所をつくるのではなくて、本来、森林の持ついわゆる木材生産、これらの活動の中でより価値の高い森林をつくり上げるという中からステージづくりをし

ていかなければならない。その中でどういう環境を整えれば、いわゆる従事者がもっとやりやすく継続していくかということを考えていかなければならないと思います。

それにつきましても、昨日、農業の助成支援の問題もありましたが、私は、みずからそれぞれ組合員を抱えたり、地域の林業を地域で水源林として考えたり、そういうものがありますので、そういう中から発案が出て、やる気のある姿勢が見えたときにしっかりと対応してまいると、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○児山寿明議長 渡部東君。

○16番 渡部 東議員 町長の言わんとすることは非常にわかります。

それで、確かに里山再生事業とか、こういうものは、何と申しますかね、先ほど私言いました、機能の面から言うと、保健文化等の機能、この方が非常に高いと思ひます。レクリエーションとかみんなリフレッシュに行くとか、そういうものが非常に高いと思ひますけれども、木材等の生産、それから水源の涵養とか、そういう面からいけば、もっともっと里山開発だけじゃなくて除伐、間伐というのは非常に私は大事だと考えております。その辺についてもう一回、町長さんにお伺ひいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、除間伐を中心とした森林整備事業であります、いわゆる民有林と公有林がございます。民有林についてはそれぞれ所有権がありますので、できるだけ所有権を持っている方々に森林整備について関心を持っていただき、そしてまた実行していただくように、県の補助金に町として補助金をかさ上げして、しかも県の基準でいきますと、35年生という森林では助成対象になりませんが、35年以上ですね、なりませんが、その森林についても町としては助成をしていく、こういう基準をつくって対応しております。

しかしながら、なぜじゃ森林整備が進まないかといいますと、いわゆる間伐をした木材を搬出することができないということがございますので、私は今後、木材生産とあわせて加工の分野で何とか今後森林を活性化したい、あるいは地域の雇用を生み出したいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 渡部東君。

○16番 渡部 東議員 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、16番、渡部東君の一般質問を終わります。

◇ 目 黒 幸 雄 議 員

○児山寿明議長 次に、11番、目黒幸雄君の登壇を許します。

目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 11番の目黒でございます。11番目に登壇をさせていただきました。よろしくお願いたします。

私は、3点について質問をいたします。

最初に新町の振興計画について、2番目は県立南会津高等学校の振興方策について、3番目は地域支援センターの業務開始の時期についてであります。

それでは、まず最初に、第1点目の新町の振興計画についてであります。地方自治法では、市町村が事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定めてありますが、町振興計画の策定時期はいつでしょうか。

また、振興計画策定に当たっての町長の考えであります。過般の合併協議会がまとめた新町将来構想並びに新町まちづくり計画を基本に策定されるものと思います。新町将来構想は、国でいうなら憲法に匹敵し、簡単に変えられるものではないと合併協議会の新町建設計画検討小委員会で説明がありました。私もそう思っております。町長の考えをお聞かせください。

次に、南会津高等学校の振興方策についてであります。昨日、楠議員の一般質問にもありましたが、私は、本日は教育長にお伺いたします。

南会津西部地域の最高学府である南会津高等学校は、隣町の只見高校と同様、小規模校であります。南会津高等学校は、少子化の影響により本校としての存続が心配されております。只見高校も同じであります。両校はライバル校であると言っても過言ではありません。

去る7月14日開催された南会津高等学校振興連絡協議会には、副会長の横山教育長は都合で欠席されたようであります。会長である湯田町長は、会議の中で前向きで熱心な話をされました。また、きのうの答弁の中で、町内の2つの高校が存続できるようサポート体制を整えたいという力強い答弁もありました。地域に住む者にとって大変うれしく思っております。

さて、教育長は、合併協議会がまとめた新町将来構想並びに新町まちづくり計画や福島県教委の県立高等学校改革計画第2次まとめ、さらには中高一貫教育実施計画をご存知のことと思

います。南会津高等学校振興連絡協議会副会長として、また町教育長としては高等学校は教育長の直接の職の範囲ではないことは承知しておりますが、どのような振興策をお持ちかお伺いいたします。

3点目についてであります。地域支援センターの業務開始の時期についてであります。

町長の選挙公約の第1番目にあった新しい産業、観光交流、環境、福祉、教育、医療などを統合した生活支援システムをつくり出す総合支援センター、また町政施政方針のまちづくりに取り組む姿勢の第1番目にあった、特色ある地域の暮らしを総合的に支援できる地域支援センター、総合支援センターと地域支援センターは同じものと思いますので、その業務開始の時期はいつなのかお尋ねをいたします。

以上、登壇にての質問は終わりますが、再質問がある場合は自席でお伺いいたしますので、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 11番、目黒幸雄議員の質問にお答えをいたします。

初めに、新町の振興計画策定についてであります。第1次南会津町総合振興計画は、現在、本庁、支所を挙げて素案の策定作業を進めており、今後、素案がまとまり次第、各地域協議会において計画に対する意見の聴取を行いながら、並行して振興計画審議会に諮問し、答弁をいただいた後、3月議会定例会へ提案する予定であります。

本来、振興計画は、計画期間を10年とし、住民参画により策定すべきところではありますが、第1次振興計画は、合併後、速やかに策定しなければならないことから、新町まちづくり計画を基本にしながらも、その後の状況変化を見きわめ、素案を作成しております。このことから、第1次振興計画の計画期間を5年間とし、次の第2次振興計画の策定においては、住民と協働して策定したいと考えております。

次に、地域支援センターの業務開始の時期についてのおただしであります。一般行政報告でも触れましたが、現在、事務事業の洗い出しの作業を行いながら、受け皿となる民間団体等の調査、把握、移管の方法、組織化へ向けた内部検討を実施し、来年度以降の早い時期を目指して努力しているところでございます。

総合支援センターは行政のアウトソーシング手法の一つではありますが、移管する事務事業も広範囲にわたっております。事業によっては移管可能なものとなじまないもの、可能なものでもすぐに移管できるものも年数がかかるものもございます。今後、策定する総合支援センターの基本方針等の中で年次計画を立ててまいりたい、このように考えておりますので、ご了承を

いただきたいと思います。

以上、町長に求められました質問にお答えをさせていただきましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 それでは、2番目の南会津高等学校の振興方策についてということについてお答えいたします。

8月から9月上旬にかけて3回にわたり西部地区で、中学3年生の保護者との懇談会が開催され、私も伊南地域においての懇談会に出席させていただきました。この懇談会を通じて、保護者の皆様からさまざまな貴重なご意見やご要望がございました。町教育委員会といたしましては、これらのご意見やご要望を集約整理して、県や高校に要望すべきことは要望する、町で解決できそうなことは解決に向けて努力する、保護者や中学校などで解決できそうなことは保護者や中学校にお願いする等の対応をしてみたいと考えております。

南会津高等学校の経営ビジョン、学校運営ビジョンには、前段に本校の置かれた地理的条件から、本校の使命は、地域の中学生の高等学校教育の受け皿として、一人一人の進路希望の実現を目標に保護者や地域の方に信頼されることと明記されてあります。したがって、高校と中学校の連携を密にし、地域の人々に南会津高等学校に対する理解をさらに深めていただくことが最も大切なことと考えておりますので、今後とも南会津高校の振興に努力してまいります。

以上でございます。

○児山寿明議長 目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 それでは、最初の1点目について、町長に再質問を申し上げます。

合併協議会がまとめました新町将来構想に基づき進めていただけるという答弁でしたから、そのようにお願いをいたします。

なぜ私がそれにこだわるのかといいますと、町長初め、町長は会長でしたから、会長を初めとする38名の委員が公私ともに多忙な中、20回にも及ぶ協議会開催の結果、新町がスタートしたわけでございます。その委員の皆様のご苦勞と提言、さらにはそれに携わった町職員の苦勞を忘れてはならないと思うから申し上げます。

この後、振興計画が5年計画でできるそうありますが、基本構想、基本計画、実施計画で進むものと思いますが、合併時に想定していなかった新規事業があるというお話、地域総合支援センターのほかに、町長が現在アイデアとしてお持ちのものがあればお聞かせください。お

願います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員おただしのように、基本的にこれまでのいわゆる協議をしっかりと柱としてやっていく、これは当然のことです。しかしながら、この後、あるいは合併協議で決定をされた以降に新しい制度改革がなされたり、あるいはまた新しい助成制度が誕生したりするものについて、適切な対応をしていかなければなりません。したがって、このことについては、先ほども申し上げたように、地域協議会の中でしっかりとご議論をいただきながら、その精査をしていくということになるかと思えます。その上で、現在、基本構想や基本計画の中で、合併協議以外で新たに構想をお持ちかということですが、これらについても今、町長の直轄政策室で議論をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 もちろん時代の流れに沿った計画、それはあくまでも合併協議会の新町将来構想にこだわるものではありませんが、それを基本に時代の流れに合った施策を展開してほしいと、こう要望するわけでございます。

この後、地域協議会の中でも議論されるということですから、その辺で十分に議論をされながら、町の進むべき方向を検討してほしいと思えます。

なお、去る6月定例議会で私、一般質問で山口温泉の質問をさせていただいた際に、町長は森林セラピーのステージとあわせて検討したいと、こういう答弁をいただきましたので、将来、今後5年間で計画される実施計画の中で、森林セラピーのステージとあわせて高齢者福祉も兼ねた山口温泉の再建をお願いしたいと思うわけですが、町長のお考えをお願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

確かに6月定例議会の中で山口温泉の活用についてのおただしがございまして、それに対する所信を申し上げました。そこで、森林セラピーについては、合併協議の以前にこの制度についてはありました。しかしながら、いろんな時間の関係で合併協議の中では十分な協議がなされなかったのかなど、こんなふうな認識を持っておりますが、いずれにいたしましても、所管課が農林課でございます。したがって、町長直轄政策室を中心に関係課の方と今、調整あるいは今後の可能性等について意見調整をしているところでございますので、ご理解をいただき

いと思います。

○児山寿明議長 目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 森林セラピーはわかりましたが、山口温泉についてお答えがあったかどうか、ちょっと聞き漏らしたのかどうか、もう一回お願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

山口温泉という、これまでの施設の活用、再利用というんですか、こういうことがあります。私は常々申し上げておりますように、森林セラピーにしてもあるいは現在ある南郷のスキー場にしても、あるいはまた高清水公園にしても、あるいは山口温泉にしても、さゆり温泉もそうかもしれません、全体的なつながりをきちっとしていくことによってその施設施設の持っている力を発揮することができる、こんなふうに考えておりますので、ただいま申し上げた森林セラピーというのは、健康だけでなくいろんな意味で非常に広い領域を持つものですから、山口温泉の活用も当然この森林セラピーとあわせた活用に入ってくるものと理解していただいてよろしいかと思えます。

○児山寿明議長 目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 町長、どうかよろしく願いいたします。

あとは、もう一つ、二つ振興計画に関しましてご質問をいたします。

高齢者福祉の目的で、例えば学校の統合とか保育所の統合があった場合に、その校舎なり保育所の園舎といいますか、それがあいてくるわけですが、それらについて、ひとり暮らしのお年寄りあるいはそれ以上の2人暮らしでも、冬場何となく団体で過ごしたい、旧館岩村にもそういう例がありますが、あれは何という施設かはっきりしたことはわかりませんが、そのような旧校舎あるいは旧保育所跡の建物を利用して、託老所、いわゆる託児所に対する託老所を設けていただけないかお願いいたします。

それから、もう一つは、ふるさと定住運動として、Uターン、Iターン、団塊の世代のいわゆる南会津町に呼んでくるような施策を構想の中に含めていただけないのだろうかということをご質問いたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

それぞれの施設の統合によって空き施設が発生をいたします。それは保育所であったりあるいは学校であったりするわけですが、ここで1つ前提として考えなければならない問題

がございます。それは、その校舎の老朽化の問題がございまして、耐震上の問題はどうか、こここのところの部分をしっかり精査した上で、もしその施設が活用可能であれば、これはただいまおただしがありましたように、それぞれ託老所的な要素もあれば、あるいはまた観光交流の施設としての使い方もございます。これらについては、さまざまな選択肢が出てくると思いますが、これについても地域の、いわゆる現場の声をきちっと聞きながら、改めて地域協議会を通しながら検討していく、そんなことになるかと思えます。

なお、ご提案をいただいたお年寄りの集合して暮らすという問題は、大変これから重要な問題であり、また団塊の世代につきましても、ただ団塊の世代という一くりにしないで、その方がどんな技術を身につけておられるのか、あるいはその方が来られることによって地域がどういうふうになるか、いわゆる経済の活性化につながるのか、あるいは若者のいろんな意味での技術指導につながるのか、こんなことも考えながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 大変前向きな答弁で、そのようにお願いしたいと思えますが、校舎の老朽化等の関係につきましても、検討されながら、例えば旧南郷村の例では、中学校校舎を使って、旧浦和市のふるさとの家として宿泊施設として利用している例があるわけですので、ですから、お年寄りが学校に集まって、体育館を利用したりする施設にしてほしいなどという、託老所的な施設もいいのではないかという発想でございますので、町長のご英断をひとつよろしく願いしまして、1つ目の質問は終わります。

それから、南会津高等学校の振興策についてですが、ただいま教育長からいろいろとお話がありましたが、具体的にそれでは県教委に要望するもの、町でできるもの、保護者でできるもの、それは何なのかをお聞かせください。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

ただいまいろいろ懇談会であったことをまとめている最中でございますので、完全にお答えできる部分ではないかもしれませんが、今考えていることで、多分、この懇談会の中で3つぐらいの大きな課題があったのかなと思えますので、例えば通学のための交通手段、それから寄宿舎施設の運営のあり方、それから部活動や中高一貫の教育についてと、そういった大きく3つぐらいの観点があったかなというふうに私はとらえております。

その中で、通学のための交通手段につきましては、町長が昨日来、答弁しておるとおり、公

公共交通の総合的な関連から、政策室、それからあるいは協議会等と連携をしながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、寄宿舎施設の運営のあり方については、高等学校の校長先生のお話では、県立高校であるのでなかなか難しいというようなお答えがありましたけれども、しかし、そこでは県立高校であっても私たちの町にある学校というとらえ方をしまして、先ほど来言いました、県の方に働きかけると、県の教育委員会等に働きかけまして、そして、これはあくまで例えばの話ですが、今、学校で管理しているものを管理だけ例えば町に移管してほしいとか、そういったようなことができるならばというようなことまで私は考えていきたいというふうに今のところ考えています。簡単に言いますと、その辺です。

中高一貫につきましては、今、田島高校でなされているような高校の先生方を中学校の方に来ていただいて数学と英語とか、そういった教科については中高で指導の連携を図るというようなこと、そういったことをやっていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○児山寿明議長 目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 前回、7月14日でしたか、教育長欠席されましたが、その際に高校の校長先生が、寄宿舎もそれは必要ですけれども、思春期の子供ですから土日にはうちに帰させたい、そしてあとはスクールバス等、通学バス等で対応したいのだが、なかなか財政的な問題もありまして、それは一概にはできないので、町の方で予算を応援していただけないだろうかというような話もあるわけですよ。

ですから、寄宿舎は寄宿舎、例えば現実を申し上げますと、旧館岩村地区から寄宿舎が土日あかないということで只見高校に通っている子供たちがいるわけです。その子供たちも南会津高校で勉強してもらうためには、やはり寄宿舎も必要でしょう。そして、同じ館岩地域であってもスクールバスで通える子供たち、あるいは水引、木賊とか、湯の花とかそういうスクールバスが行っていないところは、それは寄宿舎で対応する、バスが行っていないところはですね。

ということで、二本立てで検討をお願いしたいなと、これは教育長にお願いするわけですが、それは県立高校ですから、あくまでも教育長が率先してできるものではないことはよくわかっていますが、例えば土日の舎監、これは南会津高校の自主寮の場合は、先生が舎監をしておりますから土日はどうしても閉鎖されてしまう。そこで、それは県の条例規則等にもあるかもしれませんが、そこをボランティアとか民間の団体とか教育経験者のOBとかで土日舎監をお願いして、それは県の委嘱になるかどうかその方法はわかりませんが、そういう方法で寄宿舎を

全日あけてほしいということも考えておりますから、その辺の要望も教育長にお願いしたいと思っておりますので、お願いします。とりあえず、まだまだ続きますけれども、それだけ。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えします。

ただいまのご質問ですが、土曜、日曜の舎監を何とかしていただきたいということであったわけですが、これもやはりこれからいろいろ相談しまして話を煮詰めていかないと、なかなかできます、やりますとなんてことはいかない問題ですので、とにかくそういった今ご要望があったような方向に向かって努力していきたいと思っておりますので、ご理解ください。

以上です。

○児山寿明議長 目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 先ほど中高一貫教育の話も出ましたが、南会津高校を本校として存続させていくには、農山村部における中高一貫のモデル校ということも、これはいいのではないかと思いますので、その辺の検討。

あるいはもう一つ、特殊な教育支援を必要とする児童・生徒の調査というのが昨年、県の教育委員会で実施されたと聞いておりますが、それらの実態の中で南会津町内に知的支援を受ける児童・生徒がいると思っておりますが、それらが高等学校で学ぶために……。すみません、雑音があるようですが、議長、何とかしてください。私の質問はまだ時間ありますので。

それで、南会津高等学校に知的支援をする教室、知的支援の子供たちを教育できる教室、これは既に親の会では動いておりますが、県の教育長にも言っているみたいですが、それらもあわせて検討を願いたいと思っております。

雑音が激しいので、くだらない質問なのかどうか分かりませんが……

○児山寿明議長 発言を続けてください。

○11番 目黒幸雄議員 わかりました。

この質問でお願いします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 ただいま大きく2つのご質問があったと思うんですが、農山村のモデル校としてのいわゆる高等学校のあり方ということでございますが、そのことについても今後、やはりこれは大きな、町長が前から答弁されておるとおり、この地域のアメニティーというのは中で何が不足しているかといった、そういった教育といえますか、それとそれから医学的なこととか、そういったようなことかなと思うんですが、それさえある程度そろえば、素晴らしい

アメニティーの地域になるだろうというふうに考えております。そういったことから、町長の施策に沿って、やはりそういった形でやっていきたいといふふうに思います。それも今後考慮していきたいなというふうに思っています。

それから、知的支援の特別支援学級と申しますか、そういったものを設置していただきたいというようなことですが、これも高校の校長先生の方にはお願いしてございます。というのは、特別支援の学級は設置できないけれども、いわゆる来年度、肢体不自由の子供が入学する予定になっております。そこで試験を受ける予定になっております。そこで、高校の校長先生にお願いして、何とかならないかということで、そういったことも進めております。ですから、おいおいそういった方向にも向かっていきたい。これからのいわゆる障害者の教育ということも、一般の教育の中でノーマライゼーションという中でやっていかなければならないということになっておりますので、その辺のことについても今後重々、高等学校側あるいは県の教育委員会の方とよく相談をしながら進めていく努力をしたいと思っておりますので、ご理解ください。

以上です。

○児山寿明議長 目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 どうか教育長には南会津町の町民になり切って、全力を出して業務に励んでほしいと思います。どうかよろしくお願いします。

3点目ですが、地域支援センターの業務の開始に関連してですが、大変新しいことなので、町当局もいろいろ検討されているようでございますが、いろいろ町民の意見を聞く場面も必要かと思えます。それは地域協議会の中で聞かれるということではありますが、例えば愛知県豊田市においては豊田市社会貢献活動促進協議会というのをつくって、市民と行政の協働の推進に関する提言というのをまとめたことをホームページで見ましたけれども、これは平成14年のことであります。既に進んでいる地域ではそういう検討が具体的にされているわけですので、町長のお考えは非常にいいですから、それも住民のためにぜひ一日も早い開設をお願いしたいと思えます。

要望で終わらせていただきますが、以上で終わります。ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、11番、目黒幸雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。昼食にします。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

○児山寿明議長 ここで農林課長より発言したい旨の申し出がなされておりますので、これを許可します。

農林課長。

○森 秀一農林課長 午前中に行われました渡部東議員の質問に対しご説明申し上げませんでしたので、改めてご説明を申し上げさせていただきたいと思います。

統計資料によってご説明を申し上げたいと思いましたが、十分な資料がございませんでしたので、平成12年の国勢調査までさかのぼった林業従事者の数をご説明申し上げたいと思います。

地区別に申し上げますが、田島地区94人、館岩地区32人、伊南地区15人、南郷地区31人、合計172人でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○児山寿明議長 よろしくお願いをいたします。



◇ 馬 場 信 作 議 員

○児山寿明議長 それでは、6番、馬場信作君の登壇を許します。

馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 6番の馬場です。

では、通告に従い質問をいたします。

初めに、消防団について質問いたしますが、さきに行われた消防操法南会津地方大会において、伊南支団が出場した小型ポンプ操法、田島支団が出場したポンプ自動車操法の両部門において見事優勝の栄冠に輝き、そろって県大会に出場したという快挙に心よりお祝い申し上げます。

す。

このことは、長期間の訓練に対し選手の熱意、職場の理解、家庭の協力、地域の支援のもとに達成できたものと理解しております。

そこで、消防団は自分の町は自分で守るという江戸時代の火消しの流れをくみ、戦後の昭和22年法律第226号、消防組織法を根拠に現在の消防団があります。その役割の重要性は今も昔も変わりません。身近で地域に密着して防災の最前線で活動する消防団は、安全で災害に強いまちづくりには不可欠と考えますが、消防団活動に対する町長のお考えをお伺いいたします。

さきに行われた春季検閲式の訓示において、その考えの一端はお聞きいたしましたが、改めてお伺いいたします。

次に、関連しまして、団員の確保対策についてお伺いいたします。

自分の地域は自分で守るという地域あるいは地区と一体の消防団は、新人団員の確保には地域の理解もあり、当たり前のように引き継ぎ交代、補充が行われてきました。我々が団員の時代、あるいは議場におられる方も消防団のOBがたくさんおられると思いますけれども、いわゆる以前の消防団はもう定員がいっぱいで定員があくのを待っていた状況の時代もありました。しかし、現在の実情は、年をとって退団する人がいても入団する人がいないという、これは団員不足の原因になります。あるいは、引き継ぐ後継者がいなくてやめられないという状況は団員の高齢化を招いています。また、団員が少なく、いざ火災出動にも影響しかねないといった状況もあります。若者が少なくなった、生活様式の変化とかさまざまな要因が考えられますが、地域の理解と協力だけに頼って解決できる時代ではなくなったのではないかと思います。

そこで、行政としても誇りを持って活動できる、魅力ある消防団組織のための施策が待たれていますが、団員の現況と団員確保対策について考えをお伺いします。

団員の現況については、支団ごとの定員と現在の団員数について伺います。

次に、農業ビジョンについてお伺いします。

正確な名称は地域水田農業ビジョンであり、3年前に国の農業政策の転換により策定することになった米政策、生産調整政策の柱であります。国主導の米の需給調整政策から、農業者、農業者団体が主役となり、平成22年度までに米づくりのあるべき姿を実現するという政策です。

また、このときから農政が大きく転換し、転作面積の配分が生産数量配分になり、全国一律の補助金助成がビジョン策定を条件に交付金化されました。ビジョンには、地域の水田農業のあり方を示すものであり、交付金の使い方、産地づくり計画、構造改革、生産調整の方法、振興作物の指定などが策定するようにされています。

1 回目の策定は平成16年から18年の3年間で、合併協定により18年度は最終年度でもあり、旧4町村の現行のまま実施することになっており、19年度、次年度から統一した地域水田農業ビジョンを策定することになっています。過去3年間の検証をもとに、これから策定作業が始まることと思いますが、その策定作業前にあえて町長のお考えをお聞きいたしますのは、策定に当たっては、地域の創意工夫を生かした取り組みが奨励されており、農水省みずから創意工夫を奨励しております。交付金の使い方あるいは配分方法を含め、地域にあった創意工夫により独自の水田農業政策事業ができるんだということを踏まえて、地域水田農業ビジョンの作成についてはどのような考えかお伺いいたします。

以上、壇上よりの質問は終わりますが、必要に応じて再質問は自席にて行います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 6番、馬場信作議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、消防団員確保に関する1点目、消防団活動に対する考え方についてであります。消防団は消防活動はもとより、豪雪時における除雪や大規模災害あるいは林野火災における活動のほか、常日ごろから地域住民に対する防火・防災意識の啓発活動などを積極的に行っていたり、当地域の実情に即応したさまざまな活動を行っていただいている消防団は、必要不可欠な存在であると考えております。

阪神・淡路大震災や新潟中越地震の検証を見ますと、多くの消防団員がみずからも被災しているにもかかわらず、地震直後から消火活動や救助活動、住民の避難誘導、救援物資の搬送などの活動に従事したと聞いております。このとき、顔見知りの消防団員の協力の求めに多くの住民が応じ、効果的な消防活動や救助活動が行われたとのことでもあります。このような精神は南会津町消防団にも根づいており、消防団の活動は安心した住民生活を送る上で間違いなく精神的な支えとなっていて、住民から大きな信頼を得ているものと認識をしております。

次に、消防団員の確保対策であります。まず団員の現況につきましては、南会津町消防団合併時において1,025人の定数に対して現有人数が894人で、その充足率は89.2%と定数に満たない状況にあります。これを各支団別に見ますと、田島支団92%、舘岩支団77%、伊南支団71.4%、南郷支団92%の充足率となっております。

次に、消防団員の確保対策であります。消防団本部員部長会議において各部の現状認識を明確にして各部長に団員確保をお願いするほか、団長以下、幹部の皆さんで各事業所を訪問し、各種消防活動に対する協力要請とあわせて消防団への入団に対する協力を依頼しております。消防団員を取り巻く環境は厳しいものがあると認識しておりますが、最も大切なのは、地域に

暮らす皆様の消防団活動に対する理解と協力であり、一人一人が地域の守り手であるという当事者意識を持っていただき、消防団活動に対しサポート体制を整えることではないでしょうか。これらの意識づけを初め、消防団員の活動評価を具体的に明示することも考えながら、団員の確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、農業ビジョンの策定についてのおただしであります。平成19年度から国の米政策が新しくなることにあわせて、新たな水田農業ビジョンの策定が必要となるものでございます。水田農業ビジョンの作成母体であります地域水田農業推進協議会は、町、農協、関係団体等が構成員となるものですが、国の制度上はその枠組みは農協管内や町単位、または旧町村単位で設置することも可能となっており、今後、関係者間で協議し、決定することになります。

その作成方針であります。本町といたしましては、山間高冷地の特色を生かした振興作物の作付に対する支援と、効率的な農業経営と遊休農地の解消を支援するため担い手への農用地の集積が大変重要と考えており、これに重点を置いたビジョンを作成したいと考えておるところであります。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 最初の質問事項、消防団活動に対する考えにつきましては私も同感であり、そのような消防団活動が重要であるという認識のもとに、これからもぜひとも消防行政に当たってもらいたいと思います。

その中で、重要ではある消防団の団員がやはり減っているんですね、年々。ここで改めて、担当課長でも結構ですが、聞きたいのですが、最新情報の各支団ごとの団員数をちょっと教えてください。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 6番、馬場議員のただいまのご質問にお答えいたします。

各支団ごとの最新の人数ということでございます。それでは、申し上げますので、メモをお願いいたします。

今年の9月1日現在でございます。田島支団496人、館岩支団が99人、伊南支団が100人、南郷支団が194名です。

以上です。

○児山寿明議長 馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 当然、定員よりは減っていますし、私がここで問題にしたいのは、合併協議時点でもそれぞれ支団の状況、当時の各町村の消防団の状況の人数がありました。それは今からいえば三、四年前の数字だと思います。その数字から、いわゆる三、四年前の数字からしても、例えば合併協議の資料から私、見つけてきたんですが、そうしたら現在の人数は、田島でマイナス2、館岩でマイナス12、伊南でマイナス21、南郷でマイナス8という数字になると思います。つまり定員に対して減っているのは時代の流れから多少は全国的な傾向です。しかし、たかだか三、四年過ぎて20数人も減る支団もあります。この流れをぜひともやはりとめなければならぬ思いで質問するわけですが、その中で、それでは再度、担当課長にお聞きしますが、全体の状況はわかっているんですが、最小単位の班ですね。班の人数、これは全部教えてくれというののもあれですから、最少人数、一体それが何人であり、それが何班ぐらいありますかお聞きします。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、少ないところの部のご説明でよろしいかと受けとめましたので、申し上げます。

田島支団、館岩支団はそれぞれ部の構成に支障のない人数を確保できていると思いますので、伊南支団から申し上げます。伊南支団の第12部、これは大桃地区でございますが、3人です。第11部大原小立岩は4人です。それから、第4部多々石地区は4名です。続いて、南郷支団を申し上げます。第6部中小屋地区4名、第2分団の第5部乙沢地区4名、あと第10部小野島地区が3名です。少ないところのみ申し上げます。

先ほど、支団ごとの人数で合計を言うのを忘れてましたが、9月1日現在では、先ほど申しました数字を足しますと889人ということで、1,025人の条例定数に対してそういった数字でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 田島、館岩は恐らく5人以上の班だから問題ないということでしょうが、私もやっぱりびっくりしたんですが、総員ではそうは減っていないですが、やっぱり各班を見ますと、3名というのは一体これはどういう状況ですか。実際に本当に有事といいますか、火災消火活動に対してこれはすごい支障があるし、これで本当に地域のためになっているのかというふうに思いますが、ここでちょっとこの数字を聞いて、町長さんの考えをお聞きしたいです。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私もそれぞれ部の構成として大変厳しい数字であるというふうに認識をしております。今後、さらに団員の確保を図っていかなければなりません、これについての強制力は残念ながらございません。しかしながら、各集落あるいは地域、部ごとに体制を整えるということも大変重要でありますので、今後、真剣にこの事態を考慮して対応したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 直接の統制力はないという返事ですが、心配しているという状況も理解しました。

それで、要はこれはなぜ減るかという問題はあると思いますが、これはちょっといろいろな原因があると思っておりますので、簡単にこれだからこれを直せばすぐにふえるという問題でもないかと思っております。ただ、今回、私はその中でやはり待遇面というのをちょっとお聞きしたいんですが、つまりそれによってやっぱり魅力ある消防団という位置づけと申しますか、そういう認識を団員の方あるいはこれから団員になろうとしている方が持たなければ、やはり入団するのは難しいと思っております。

では、何が魅力ある消防団かといえ、これもいろいろあります。金銭的な報酬の面とかいろいろあるでしょう。団員というのは、いざ火災だ、それ出動となれば、これは本当に何が何でも地域のために駆けつける。これはやはりはっぴをもらった時点で一種のもう団員としての本能みたいなもので、団員それぞれ各自の意識はあると思っております。しかし、訓練とか研修、これも近年いろいろ多くなってきましたが、訓練や研修の出役に対しては、正直、団員の方は大変です。仕事もあり、生活、家族もあり、休日の忙しい中やりくりしながらそのとおりにこたえ、訓練に出役している状況です。ましてやその上、寄附とか金銭的な負担をかけるものであれば、それこそ魅力ある消防団に逆行する状況だと思っております。

そこで、ちょっと確認を含めお聞きいたしますが、担当課長でも結構です。有事以外の出役に対して、訓練とか研修ですね、費用弁償するようになってはいますが、この費用弁償はどういう場合に支払うことになってはいますか。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

合併協議の中で消防団の人事、報酬、手当等も協議してまいったところがございますが、費

用弁償は日額4,200円で、4時間以内の場合はその半額の2,100円というような、これは費用弁償の話です。それから、団員の例えば報酬、先ほどちょっと触れられましたが、一般の団員の報酬は年額で2万2,000円というようなことになっております。あと操法大会でも、先ほど議員からお話でしたが、あの場合ですと、合併協議も踏まえまして10人の選手、それから指導者も先輩の方々10人、10日分で単価は2,100円ですから21万ですか、選手たちにはどうか、そういうので12チーム、町内で。そういった予算化をしております。

以上でございます。

○児山寿明議長 馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 というのは、今回の操法訓練も費用弁償の対象になるというふうに理解していいですね。それがなぜ必要十分に出されないで10日間ということになったんですか。その辺のいきさつと、なぜ補正予算は組めなかったんですか。その辺をちょっとお伺いします。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 ここに手持ちの資料もございますが、実際は郡大会に向けてそれぞれ田島地区ですと49日だと思いましたが、練習しております。それから、県大会に向けても田島支団の方では27日間、それから伊南支団の方では小型、21日間ですか、郡大会、それから県大会に向けては20日間、それぞれ練習しております。議員おただしのように、なぜ10日だけしか払わないのかというのは、合併協議の中のルールでございます。ですから、先ほど申しました数字、定額というか、その範囲で、それをはるかに実績は超えておりますが、そういう取り決めでございます。ご理解を賜りたいと思います。

○児山寿明議長 馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 県大会出場の件は、これは優勝したんですから、急遽補正を組んで、ましてや費用弁償等十分に予算化するのが当然だろうし、またそのとおりになったことはよかったし、理解します。

その前のいわば10日間が、これで合併協議の中でという言葉が出てきましたが、結果的にはまた合併に対するマイナスイメージになるんですよ、こういうことが。それを私、問題にしているんですよ、1つは。団員の確保も含めて。だから、これが我々ちょっと報告は受けていないんですが、いつどこで決まったかはあえて、もう過去のことでですから、そんなに追及しませんが、しかし、そういうふうに打ち切りみたいな費用弁償というのは、これは本当に魅力ある消防団には逆行するもので、私は非常に不満なんです。それでは、来年は予選会とか、その次、再来年はまた大会とかありますが、次回もそうなるんですか。10日間で打ち切りとか。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

さまざまな考え方はあるでしょうが、合併初期当座はやはりそういった各4町村によって非常に違った大きな差異がございまして、今年度はそうしたことでやらせていただきましたが、これから19年度の当初予算編成もございしますので、部内並びに町長の指示もいただきながら、検討できるのか、予算編成に臨みたいとは思っております。

以上です。

○児山寿明議長 馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 4町村の中での調整という言葉ですが、私は、ボランティアの極致である消防団活動というものに対しては、ただ4町村の平均値な、あるいはそういう妥協的なものじゃなくて、やはり最高の費用弁償と最高の待遇をすべきと思いますが、今の報告を聞いて、あるいは次回の操法大会も含めて、あるいはこれからの費用弁償のあり方について、町長に改めて伺います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど答弁の中にもたしか申し上げたと思いますが、行政として支援をする範囲、これについては、総合的に行政の事業の総括をしながら判断をしていかなければなりません。そんな中で、いわゆる地域の集落としての消防団に対する支援、あるいはそういうサポートシステム、こういったものもこれからお願いをしながら、次の消防団の体制については考えていきたいと思っております。

なお、確かにボランティアの、言ってみれば最前線という形で活動してもらっております。しかしながら、ほかにひとり暮らしの方々の配食のサービスとか、あるいはまた青年会等がまだまだ実行委員会を通して地域のいろんな事業に取り組みをされております。こういったものにも実は十分な支援がなされていないということでございしますので、それらを今後、総合的に検証して対応を前向きに考えたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 前向きという言葉は、次回は改善されるであろうという希望も含め、期待を含めて消防団についてはとりあえず終わります。

次に、農業ビジョン関連で再質問いたします。

これから策定に入り、またこれから方針を決めるということですが、策定するに当たり、まず現在のいわゆる旧4町村のビジョンが一体どういう内容であるかを、関連しますので、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。担当課長でも結構ですからお答えください。

まず、4町村の振興作物にはどのようなものが指定されていますか。

次に、ビジョンでは、国のセットメニューではなく地域の特性を生かして創意工夫とありますが、4町村でそれぞれ独自の事業というものはありますか。あるかないか。ある場合はどんな事業ですか。

次に、昔で言う転作奨励金という言葉がありましたが、いわゆるそういう交付金の助成単価ですね、転作者への。その単価の差は4町村であるのかないのか。ある場合、例えばトマトは恐らく4町村共通の振興作物であろうと思いますので、トマトの場合、単価はそれぞれ旧4町村どのようになっていますか。

最後に、交付金の額、4町村それぞれこの3年間、18年度が確定していれば18年度の交付金でも結構ですが、確定していなければ17年度で結構ですが、交付金の額、それぞれ旧4町村、そして合計の額は幾らか、以上お聞きいたします。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまのご質問に対してお答えを申し上げます。

質問が一つ一つの内容ではありましたが、関連する説明がありますので、その中から判断をお願いしたいと思います。

初めに、振興作物でございますけれども、各町村の金額の上位のものについて作物名を挙げて説明しますと、それなりの差がわかるのかなというふうに思います。

それで、田島地域水田農業推進協議会ですけれども、1万8,000円、この交付金単価に合うものが大豆、アスパラガス、トマト、花卉、4品目になっております。次に、1万2,000円がソバ。それから、館岩地域ですが、1万5,000円、花卉、トマト、アカカブ、それから1万2,000円が大豆。伊南地域ですが、2万円、加工用大豆、1万8,000円、トマト、1万6,000円、花卉。それから、南郷地域ですが、1万5,000円、トマト、花卉。花卉でもこれは5品目になっております。それから、1万円、アスパラガス、ソバ、大豆、その他花卉ということになっております。

次に、独自性ということでございますが、地域ごとにご説明を申し上げたいと思います。

田島地域、水田の水源地水質調査、130万円ほど予算化されております。回数3回なんです、今現在のところ2回ということで予定しております。館岩地域、団地化助成、1ヘクター

ル以上10万円。伊南地域、新規参入奨励金、これはトマトと花卉に限定されておりますが、20万円です。それから、米の消費拡大取り組み、水稻で20万円、これは生産組織に限定されております。それから、作物の団地化助成、1万円、それからトマト、花卉、増反分ということで、10アール当たり2万円、これは重複支払いということになると思います。それから、南郷地域ですが、直播作業の委託助成ということで、10アール当たり6,000円を交付しております。それから、トマト、花卉5品目に対する拡大助成、規模拡大ですが、これが重複で2万円ということになります。それから、同じくトマト、花卉の5品目で新規栽培農家に対して10アール当たり5万円ということで、これも重複ということになります。

それから、全体的な特徴なんですけど、全区域に対しまして土地利用の集積助成がありますが、これは各地域ばらばらの金額になっております。あと、年度的な部分でも契約期間の違い、それらもいろいろあるようでございますが、土地利用の集積助成ということでなっております。

それから、交付金の状況でございますが、合計額で17年度と18年度の比較で申し上げたいと思います。金額、ちょっと数字的なところで申しわけないんですが、ゆっくり説明させていただきます。

田島地域、17年度1,845万1,967円、18年度1,973万8,470円、舘岩地域、17年度663万3,000円、18年度900万7,000円、伊南地域、17年度947万3,467円、18年度887万1,049円、南郷地域、17年度1,452万947円、18年度1,451万4,836円。4地域合計しまして、17年度4,907万9,381円、18年度5,213万1,355円、17年度と18年度の差額としまして305万1,974円となっております。

金額の違いは繰越金の額、それから一部について増額になったということでございます。

以上、ご説明申し上げます。

○児山寿明議長 馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 全部書き切れなかったんですが、いずれにしろ創意工夫という観点から、振興作物にも違いがあり、また独自の事業も行っており、またそれぞれ交付の単価も違います。これが今度は町としてその辺は当然調整されるべきですが、また私が心配するのは、財政的事情があるかもしれませんが、しかしこれ交付金、5,000万近く来るわけですから、この使い方に対しての創意工夫、今それぞれの違いをどういうふうに統一するかという、それがこれから町長に求められると思いますので、今はっきりしたそういう違いに対して、これからの方針、お考え、町長さんにお聞きしたいと思います。

というのは、せっかく今まで3年間、それぞれの地域の思いを込めて独自の作物、独自の事業をやってきたわけです。それがぜひ後退することのないような統一ビジョンをつくってほし

いわけですが、お考えを伺います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員からおただしがございましたように、それぞれの地域がそれぞれの地域の地形あるいは気候等を勘案しながら、そしてまた地域の基幹的な事業としての位置づけをしながら取り組みをされてこられたという背景を、一概に画一的な基準を設けることは好ましくないというふうに基本的には思っております。

しかしながら、いろいろな合併をして地域のさまざまな考え方や意見が出ているのも、また一方で現実でございますので、それらは私が常々申し上げているように、現場の意見、第一線で作業に当たられている方々の意見を加味しながら、そしてまた公平性も十分に配慮しながら取り組みを進めていかなければならないと思っております。

ただ、今、交付金の話をされておりますが、国の、言ってみれば制度的な交付金支給の中でだけ独自性を出すのではなくて、ある意味では町単独として、その地域性にかんがみながら政策を加えていかなければならない、こういうふうにも思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 さらに新しい事業も加えるという答弁には期待いたしますが、統一ビジョンをつくるに当たり、創意工夫という点で1つ要望したいのは、国の政策は今担い手中心といえますか、大規模中心になっています。そこで、我々中山間地域の農村集落は、やはり小規模農家等のそれなくして集落の維持もできません。ある意味では、創意工夫のビジョンの中に、そういう集落維持のための、あるいは小規模農家対策も私は加えてほしいと思えますが、最後にそれをお伺いいたします。

○児山寿明議長 馬場信作君、時間がオーバーしていますので、答弁の時間はありません。

○6番 馬場信作議員 では、お伺いできなければ要望しておきます。

以上です。

○児山寿明議長 以上で、6番、馬場信作君の一般質問を終わります。



◇ 大 竹 幸 一 議員

○児山寿明議長 次に、32番、大竹幸一君の登壇を許します。

大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 大変眠い時間でありますので、眠くならないように頑張ってまいりますので、的確な答弁の方、よろしくお願い申し上げます。

まず1つ目は、職員の採用についてであります。

7月の中旬に、石川町で平成18年度の職員採用試験におきまして不正があったことが報道されました。その後、平成15年度にもあったようでありますけれども、この手法は1次試験の結果を改ざんして、そして試験に受からなかった人が受かったようになり、さらに2次試験においても受かり採用になったと、こういうことであります。これに対しまして、多くの自治体で同様の方法が行われているのではないかと、こういう怒りの声が寄せられておりますので、次の点について伺うものであります。

1つは、旧4町村の書類が残っているすべての分におきまして、過去にさかのぼってそのような書類の改ざんなどがいいのかどうか調べて、その結果を公表していただきたいということであります。

また、2つ目は、全国的に公務員を含めまして飲酒運転による事故、非常に痛ましい事故が後を絶たないと、こういう状況であるために、町職員や町民に対しましての事故が起きないような対策、あるいは起きた場合の対応と対策はどのように考えているか伺うものであります。

2つ目は、入札の改善についてであります。

きのう県知事の弟が逮捕されると、こういう問題がありましたが、県の談合問題が連日報道されておりまして、そういう中で福島県は、来年から条件つき一般競争入札を本格的に導入するということを表明しました。この方法は、格付や地域要件、こういう一定の条件を満たした場合には、すべて参加できる一般競争入札という方法であります。私は、毎年の決算審議の際に提案してまいりましたし、日本共産党の県会議員も提案してきたと聞いております。今回の問題で、落札率が95%を上回ることは談合が行われていると、こういうふうに識者が言っておりますし、また競争原理が働いていないということを県の監査の方々も新聞の中で報道されております。

そこで、次の点を伺いますが、旧4町村の事務報告にある入札の執行状況、田島と南郷は16ページに記載してありますけれども、昨年の落札率、これは何%だったのかを伺います。

また、伊南と館岩につきましては、どこに記載されておまして、それぞれ何%かもあわせて伺います。

2つ目は、福島県では既に5,000万円以上の入札については、試行的に条件つき一般競争入札を行っており、これは平成17年から施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づくものであります。この法律では、第3条の基本理念の中で、談合など不正行為の排除が徹底されること等契約の適正化が図られるよう配慮されなければならないと規定し、発注者が不正行為を排除するように求められております。さらに、第12条におきましては、発注者は受注者に対して価格の提案だけでなく技術の提案を求めるよう努めなければならない、こう規定されておきまして、例えば総合評価方式などの導入を求めています。法律において既にこうした改善が求められているのに、なぜ従来の指名競争入札で行っているのか、その理由を伺うとともに、早急に改善を求めるものであります。

3つ目は、学力テストと教育基本法の改定であります。

来年4月24日、火曜日であります。この日に全国一斉の学力テストが予定されておきまして、小学校6年生が国語と算数、中学校3年生が国語と数学と言われておきますので、次の点を伺います。

まず1つは、現在、学力テストは既に2つが行われておきます。1つは、国によるテストで、学力の到達度を把握するために県内で数校抽出して行われるテストであります。2つ目は、県ごとのテストで、県内すべての小学校5年生の国語、算数、それから中学校2年生では国語、数学、英語が行われておきます。その結果はホームページにも公開されておきまして、このテスト自体にもいろいろな意見があるわけではありますが、さらに90億円もの国家予算をかけて新しい全国一斉のテストを行うというもので、しかもこれに参加するかしないかは市町村の判断とされておきますけれども、南会津町では参加するのかどうかも含めて、このテストについてどう考えるか伺うものであります。

2つ目は、全国一斉のテストは1956年（昭和31年）から行われましたが、平均点を上げるために模擬テストが横行したり、あるいは場合によっては点数の低い子供を休ませると、こういうこともあったそうでありまして、社会的な批判があつて1966年には廃止されたと聞きますけれども、どのように把握しているか伺います。

さらに、3つ目は、文部科学省は今回のテストの結果を都道府県単位に公表すると、そして市町村や学校単位の公表については、その市町村や学校が独自に判断できるとされておきます。南会津町ではどうするのか伺うものであります。公表すれば、過度な競争を生むと思います。

4つ目は、秋の臨時国会に提出されると言われておきます教育基本法の改定案を見てみますと、内心の問題あるいは良心の問題とされている道徳心、さらには愛国心を教育の目標に掲げ

るなど大問題であります。さらに問題なのは、第17条を見てみると、教育振興計画という条項が新しく起こされまして、そのもととなる中央教育審議会のホームページを見てみますと、教育振興計画の例として、この全国一斉学力テストが筆頭に書かれております。こうした数多くの問題のある教育基本法の改定についてどう考えているか、見解を伺うものであります。

4つ目は、資源ごみの問題であります。

容器包装リサイクル法に基づきまして、ごみの新しい分別の説明会が7月に行われ、8月から新しい分別が行われておりますが、次の点について伺います。

1つは、説明会の参加者は何人であったか。また、都合により参加できなかった人や老人世帯などで参加が困難な場合などへの対策はどうしているか伺いたい。

2つ目は、ごみを燃やす人がふえておりますけれども、その対策はどうするか。

3番目は、分別を簡単にするために、その方策をメーカーへ求めているかどうか。

4つ目は、回収業者の従業員から大変忙しくなって困っていると、人をふやしてほしいと、こういう声が寄せられておりますので、業者への委託金はふえたのかどうかを伺います。

最後に、商品券の利用拡大について伺います。

矢祭町で区長や消防団員への報酬が商品券で支払われることがニュースになっております。本町では既に子供の入学祝い金などで実施されておりますけれども、矢祭町にならって、さらに商店街の振興のために拡大してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、矢祭町ではスタンプ会の発行する商品券で公共料金の支払いを可能にしたとされておりますけれども、これも税金の滞納改善のためにもすぐにも見習うべきと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上におきまして、この場からの質問は終わります。答弁によりましては自席から再質問いたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 32番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、職員採用に関する1点目、旧4町村における採用試験の結果公表についてであります。旧4町村においては、職員採用候補者1次試験の結果について、本人から請求があった場合、本人に対してのみ結果の開示を行ってまいりました。また、旧4町村においては、その時々に応じて適正な措置がなされてきたとの観点から、過去にさかのぼっての調査の必要性は感じておりません。

なお、個人成績の公表そのものについては、個人情報保護の観点からも好ましくないものと

考えております。

また、石川町での事犯については大変遺憾なことであり、本町といたしましても町民に疑念の抱かれることのないよう、今後とも公正、公平な事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、飲酒運転の事前及び事後の対策についてのおたただしであります。最近における公務員を含めた飲酒運転での悪質な交通事犯についてはまことに遺憾なことであり、全職員に対して再度文書により注意の喚起を促すとともに、飲酒運転等に対する職員の厳罰化の動きが全国の地方自治体にあり、福島県においても規定されたその動向を注意深く見ながら、本町においても基準の見直しが必要かどうかを検討してまいります。また、町民に対しては、警察署や関係団体との連携や広報紙を活用するなど、事故防止の啓発に努めてまいりたいと思っております。

次に、入札の改善に関する1点目、平成17年度に執行した入札の落札率についてであります。旧田島町が96.46%、旧南郷村が98.01%、旧伊南村が98.36%、旧舘岩村が97.05%という状況になっております。

次に、2点目、公共工事の品質確保の促進に関する法律に関連するおただしでございますが、ご承知のように、本法律の趣旨は、公共工事の品質を確保するため、価格競争のみならず価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約が確保されることを目的としております。また、公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約過程における透明性、公正性が保たれ、談合やその他不正行為を排除し、適正な執行を図ることも一つのねらいとしております。最近の公共工事を取り巻く環境は目まぐるしく変化をしており、現在、本町においても入札のあり方について庁内において検討中であり、町発注工事の品質確保と入札、契約のより透明性、公正性を目指し、改善できるところは早い段階に改善してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、資源ごみに関する1点目、説明会参加者数と参加困難者への対応についてのおただしでございますが、8月より開始をいたしました新規資源ごみの分別収集地区説明会につきましては、田島地域においては7月中に31会場、延べ1,841人の参加があり、出前講座として8会場で255人の参加がありました。合計して参加者数は2,096人であります。同様に3支所においても1,413人の参加があり、総数では3,509人となっております。

これら説明会等に当たっては、おただしのとおり、都合やあるいは老人世帯の方々が参加できなかつた、そういう例も多数見られます。広報紙での情報提供や出前講座の活用等を図ると

ともに、環境衛生推進委員の皆様と協力してその方々へのPRに努めてまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目、ごみを燃やす人がふえているとおただしであります。廃棄物の野焼きは、煙や悪臭で第三者に迷惑となるばかりでなく、火災の原因となったり、土壌や大気の汚染原因にもなり、生活環境に及ぼす悪影響は大きなものがあると認識をしております。これらの野焼き行為は最終的には各個人の良識に期待するところが大きいわけではありますが、ごみの分別指導とあわせて、今後とも情報を発信しつつ、指導體制について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、3点目、分別を簡単にする方策をメーカーに求める趣旨のおただしであります。容器包装リサイクル法では、リサイクル推進のための関係者の役割を規定しております。消費者が分別排出し、自治体が収集し、リサイクル業者に引き渡す流れの中で、生産者は識別マークの表示と分別しやすい製品製造に努めることが定められております。最近の流通商品を見ますと、ペットボトルから分離しやすいラベルの構造や紙製とプラ製に分離しやすい構造のものがふえてきたと感じる反面、旧態依然として表示がないものや判別が困難なものがあるのもまた事実であります。町といたしましても、分別しやすい商品購入を消費者に進めるなどPRに努め、機会をとらえてメーカーにも改善を訴えてまいりたい、このように考えております。

次に、4点目、回収業者の人員と業務委託料についてのおただしであります。8月からの資源ごみ回収業務につきましては、田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合において、それぞれに新規業務として委託契約が締結されております。受託会社内部での人員的な問題は、各会社にゆだねるところであります。限られた収集車両と人員の中での業務委託であり、特に新規業務がふえたことにより、地区によっては収集が夕方になることもあるようでございます。町といたしましても、収集業務が円滑かつ効率的に実施できるよう、両衛生組合と受託会社を含めた業務改善を検討する予定でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、商品券の利用拡大についてのおただしであります。商品券の利用拡大についてありますが、本町においても第3子誕生祝い金や義務教育入学祝い金、県産材木材を活用した住宅を建築した場合の奨励金に商品券を取り入れるなどの取り組みを実施しているところであり、合併後の町内全域で使用できる商品券は今のところ発行されておきませんが、現在、商工会を中心に共通商品券発行に向けた調整が進められている段階でありますので、総合的で発展性のある地域経済おこしや、負担の少ない、使い勝手のよい方法を今後とも研究していきたいと考えております。

以上、町長に求められました質問にお答えをいたしました。具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 3番目の学力テストと教育基本法改定についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、第1点の学力テストの参加について。

今回の全国学力テストの正式名称は平成19年度全国学力・学習状況調査といい、調査の実施部を平成19年4月24日火曜日としています。調査の対象とする児童・生徒は、国立・公立・私立学校の小学校6学年と中学校3学年を原則として、全児童・生徒を対象としています。しかしながら、日本私立小学校連合会と日本私立中学高等学校連合会はともに、テストへの参加、不参加を各加盟校の判断に任せておりますので、一部の私立学校では不参加の方針を固めているところもあると聞いております。

当町におきましては、調査の目的にもありますとおり、児童・生徒の学力・学習状況を全国との比較により把握、分析することにより、みずからの教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることができること、また全国に先駆けて学習サポート事業を実施し、生徒の学習意欲や教員の指導力向上を図る取り組みを実施していることもあり、全校参加することとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の66年全国一斉テストの廃止についてお答えいたします。

昭和31年に始まった全国学力テストは、学校の成績の順位で序列化し、成長期の子供たちを過度の競争に追いやるのは教育的によくないとの批判が広がり、昭和41年に廃止した経緯がございます。ちょうどこのころの時代背景としては、昭和35年の安全保障条約、安保闘争の岸首相が改定するときのその時期であります。それから、ずっと来まして、この学力テスト、それからこの後に道徳教育の持ち込みに対する反対というようなことがあった時代背景がございます。そのようなときでございましたけれども、その背景には市町村や学校間の点数競争が激化した結果、不参加の自治体があらわれたこと、校長への反対の直訴や子供たちへの不参加の呼びかけなど、社会の批判や教職員の強烈的な反対等による現場の混乱もあったように聞いております。

今回の学力テストにも、同様の過度の点数競争や学校間の序列化を危惧する声もあるようですが、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係においてみずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることができるとの肯定的な意見も多くあるようでござい

ます。

次に、3点目の全国学力テストの公表について。

次に、調査結果の公表につきましては、都道府県教育委員会では市町村及び学校の状況についての個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこと、市町村教育委員会にあっても管内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこととしています。ただし、市町村教育委員会が保護者や地域住民に対しての説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表すること、また学校が自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねられております。しかし、この場合においても本調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取り組み等の状況等も示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策をあわせて示すなど、序列化につながらない取り組みが必要との配慮も明記してございます。

当町における調査結果事業後の公表については、教育委員会、学校ともども慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、4つ目、最後でございますが、教育基本法の改正についてのおたただしでございますが、同法は、昭和22年の制定直後から何度も改正論が起こっているようであり、愛国心や伝統の尊重といった賛成派と、復古的なナショナリズムや国家への奉仕の強要につながりかねないとする反対派との対立が繰り返されてきたようでございます。現在、政府は改革案を第164国会に提出しており、継続審議となっておりますが、私の見解としては、教育の基本理念、基本原則を定めた教育基本法を改正するだけで教育の問題が解決するものではないと考えますが、今後、審議の行く末を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 何点か再質問いたしますが、まず最初に職員の採用問題であります。町長の答弁では必要性は感じていないというようなことだったようですが、またさらにはいろんなプライバシーの問題の発言もありましたが、もちろん私はそんなに個人のプライバシーがわかるような、そんなことは当然言っておりません。南会津町あるいは旧町村でそういうような不正の事実はなかったということがはっきりわかれば、それで安心するわけでありますから、それを期待してやはり一応は調べ、調べるのが法的にこれは問題があるのだったらやむを得ませんけれども、問題がなければ調べて、そして差し支えないという結論が出れば安心でないかということだけでありますから、少しその辺それがあると思っております。

そこで、伺いますのは、こういう書類については何年分までさかのぼっているのか、それを伺います。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ただいまの文書管理の関係であろうかと思えます。一応、試験関係につきましては、10年保存かと思えます。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 もう少し短いかなと思ったら、10年ですね。

それから、これをもし問題がなかったかどうかを調べることは法律的に何か問題があるのかどうか、そこを伺います。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 先ほど町長が答弁申し上げましたように、旧4町村においての、その時々に応じた適正な措置がなされたという観点から、過去にさかのぼっての調査は必要は感じていないということですので、ご了承いただきたいと思えます。

法的には何らそういった縛りはないと思えます。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 そうすると、法的に問題がないことがわかりましたので、あとはやる気があるかどうかということになるかと思えますが、何ともそれは執行者のことですからやむを得ませんが、私としては調査と公表を求めたいというふうに考えております。

これ以上は何ともやむを得ませんので、次の問題にいけますが、飲酒運転についてであります。先ほど基準の見直しの必要性があるかどうかも含めて今後検討してまいりたいという話もありましたが、確かに全国的には厳罰化の方向に行っているようであります。南会津町の場合というか、私、旧田島のころの資料しか持ち合わせておりませんが、いわゆる旧田島のころには、飲酒運転の中でも酒酔い運転と酒気帯び運転があるわけではありますが、酒酔い運転になると、人身事故の場合には免職と。それから、酒気帯び運転だと、死亡事故は免職、それから重症あるいは軽症については停職6カ月、軽症は3カ月と、こうなっておりますが、これは南会津町になっても同じ基準なのかどうか、まず伺います。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

南会津町の道路交通法違反関係職員の懲罰等に関する基準の中で申し上げます。

飲酒運転で、議員さんおただしのように、酒酔い運転と酒気帯び運転がございます。人身事

故を起こした場合、酒酔い運転の場合はすべて免職という規定にいたしました。それから、酒気帯び運転については、死亡事故は免職、重症事故が停職6月、軽症事故が停職3月といった内容で区分してございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 そうすると、田島町の分をずっと適用しているということでもいいわけですね。それさえわかればいいんです。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 大変申しわけございませんが、旧田島町の処分の基準をちょっと持ち合わせてございませんので比較はできませんが、今現在の現行の基準で申し上げましたので、ご了承いただきたいと思います。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今、読んだ範囲を聞くと、旧田島の状況でしょうから、それでわかりました。今後についてはよく検討していただきたいと思います。

それからあと、いわゆる町民に対する喚起といいますか、その問題として消防、交通の方を中心としていろいろキャンペーン活動をやると思いますが、この前9月4日の民友新聞であります、県内の町村ごとのそのまちに住んでいる人が事故を起こした状況が書いて表になっておりましたが、人口1万人中、何人ということ。そうすると、町では鏡石、下郷、飯野ですね、悪い方から。それから、村では檜枝岐、飯舘、玉川と、こうなっております。そうすると、町も村も上からワーストスリーの中に南会津郡も入っているんですね。下郷と檜枝岐が入っていて大変残念なんですけれども。

こういうことで、何といふかな、お互いに悪くならないようにしようという、そういう意味での関係づけといふのかな、そういうのも大事だと思うんですね、厳罰化ばかりではなくて。ですから、例えば南会津町の中でもさらに、警察か何かの方にいろいろと資料があると思うんですけれども、何か地域ごとにもっとわかる状況をつくって、お互いに喚起する方法をとってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 3分を切っておりますので、簡潔にお願いをいたします。

町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

確かに議員がおただしのように、ある一方で厳罰化という問題が必要だと思いますが、さら

に町民に対する啓発、これは何ととっても基本的な姿勢、スタンスの中で大変大事だと思っております。したがって、さきの交通安全パレードにおいても、関係団体あるいは参加者に私の方から、自分にいただいた命を、あるいは自分が今生活をしているその実態をもっと大事にしよう、そこから交通安全や防犯に向かうべきではないか、このようなことをお願いしてまいりました。こういった気持ちをさらに当町のみならず郡内にも町村会を通して広げていきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 次は、時間がありませんので、入札の問題にいりますが、入札が合併4町村の状況を落札率を見てもみますと、いずれも95以上ということですが、これでは改善を急ぐ必要があると思いますが、そのためにも内部の検討会というかね、そういうのは早急に開く必要があると思うんですが、その辺の予定を伺います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

内部の検討委員会といいますか、検討を現在始めております。今後、できるだけ早い機会にいろいろな改善策をさらに具体的に詰めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 教育問題では、教育長の方から教育基本法の改正だけでいろいろな問題は解決しないのではないかとというような考え方を伺いましたが、私も基本的にはそういう方向で考えてはおりますが、それ以外のテスト問題につきましては、特に公表については慎重にお願いしたいと思います。

それからあと、ごみ問題なんですが、ごみ問題ではごみを燃やす人とかいろんな対策があるんですが、環境推進委員かな、あの推進委員が私はちょっと少ないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺ふやす考えはありませんか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

現在、町で環境基本計画を策定しております。その基本計画の中で、今のご意見等も含めて検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 時間がありませんので、お願いをいたします。

大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 以上で終わります。

○児山寿明議長 以上で、32番、大竹幸一君の一般質問を終わります。



◇ 星 登志一 議員

○児山寿明議長 次に、13番、星登志一君の登壇を許します。

星登志一君。

○13番 星 登志一議員 議席番号13番、星登志一。通告に従い一般質問を行います。

質問を行う前に、私の通告文の中において一部説明不足の点がございましたので、ご説明を申し上げてから質問を行いたいと思います。

8行目の「人件費は24億7,500万円の予定が」とありますけれども、ここに1行「合併協議会新町まちづくり計画において策定された予算」がございますので、1つつけ加えをお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

財政悪化の再構築策はということで、17年度の決算概要を見ると、通常80%を超えたら超黄色信号だよとされている経常収支比率が何と驚くなかれ98.6%、そして借金残高は通常標準財政規模の、南会津町は多分82億ぐらいだろうと思うんですけども、その約1.5倍程度とされておりますけれども、我が南会津町においては、一般会計で約170億円、特別会計で約90億円、合計すると約260億円という借金が残されております。さらに、実質単年度収支はマイナスの6億6,500万円、健全経営という面から見るとほど遠い数字であります。特にこの点を私は議会人として町民に広く伝える責務があるかと、こんなふうに思っており、今回の一般質問の課題といたしました。

さらに、18年度の予算を見ても、合併による組織の効率化を図り、職員数を減らし、合併協議会の試算による新町まちづくり計画の人件費の予定は24億7,500万円でありました。すると、約3億円の増になっております。職員数は299人から2人ふえまして301人。要するに、私は、基本とするものはやっぱり合併協議会で決まった数字がベースじゃないかなと、こんなふうに思いますので、こういった数字をもとに今回の質問を続けさせていただきます。

その中で、新聞報道によると、我々には数字提示はなかったんですけども、実質公債費率は、知事の許可を必要とする18%まで0.9%の余裕しか残っていないという報道がなされてお

ります。夕張市のように再建団体になれば、当然この負債は間接的には町民が負うこととなります。例えば住民税、保険料、水道料など公共料金を値上げして町民から集めるしかない、こういう形態になってくると思います。このような不測の事態を回避するためにも、私は、19年度から財政再建計画を立て、数値目標を立てて、本当に町民に誠意を見せながら、改革をしていかなければならないと思います。

そこで、次の3つの点について町長にお伺いをいたします。

まず、合併協議会で試算したものとの人件費の大幅な増の原因は何なのか。それから、経常収支比率を改善するためには、一般財源を多くするのか、経常的経費を少なくするのか、今のところすぐに手につけられるのはこの点かと私は思います。

そういった意味からいえば、町長、三役、例えば20%給料をカットするとか、町の議員の委員会構成は通常6名から7名が適正だとされております。6名から7名にしても委員会の構成あるいは議会の運営には何ら支障は来さないと私は思いますので、議員を4名程度カットするとか、あるいは職員手当で今たびたび一般質問に出てきております勤勉手当を廃止するとか。特に私がこの点について言うのは、これはもう40年も前の話らしいですけども、伊南の職員が朝、伊南の役場を出て田島に着いたのは歩いてきた当時、昼の3時ごろだそうです。峠を越えて歩いてきて、週6日間働いて、1日も休まない、そういった状況のところには勤勉手当もそれは必要でしょう。しかし、今の時代、週2日休み、そして有給も多くなり、そういった時代に果たしてこの勤勉手当が正当であるかどうか。しかも、これは町の条例でつくることができるものでもあります。町の長の決断によってできることでもあります。

ただ、私がちらりと不安に思うのは、なくした場合に、職員のやる気が損なわれると困ると、そんなふうにも思うわけでありましてけれども、その点は私はふだんから言っていますけれども、まず改革のための人事評価制度を導入したらどうだと。そのときの基金として半分くらいを回そうということで、町長が熱い思いを持って、この三者に話しかければ、私は実現するのではないかなと、こんなふうに思います。

2番目には、削減のためにこの前も私は提案しました、特区構想を使ってでも、今の2名の監査体制では十分な意見は述べられないだろうと。よくおか目八目と申します。やはり外部の人にチェックをしていただくことが行政の改革に私はつながるのではないかと思います。

たまたま我々の議会関係の本を見ていたところ、神奈川県で既に町において包括外部監査契約の条例をつくり、そういったところを実行しているという先例もあるようです。特に、行政マンは先例がないとなかなか動けないというしがらみを持っております。この点については先

例もありますので、ぜひとも前向きなご検討、そして実行をお願いしたいと、こんなふうに思いますが、町長の考えを伺います。

3つ目に、経常的一般財源の増を図るためには、今のようなどんぶり勘定ではまずいけないなど、私はこんなふうに思うわけです。そこで、例えば人口が1人ふえたら、あるいは子供、農業者、林業者が1人ふえたら、交付税の需要額は一体どうなるんだろうかと、どのくらい需要額がふえるんだと。そういったことも計算に入れて、職の創出を私は図るべきではないかと、こんなふうに思っております。

一方、なかなか企業を誘致する専門係をつくるというようなご提案を申し上げても、合併したばかりでお金がない、人員がないということでしたので、改めて私は頭を冷やして考え直しました。その結果、出した結論が、町長や三役、それから議員、課長補佐以上でチームを組んで、各工業団地に飛び込み訪問による企業誘致などをやってはどうかと。そうすれば、もしその場で決まらなくても、今の企業誘致に対する企業の現状を、声を聞けるのではないかと。現場の声を聞いて、さらに2回目の対策を考えるということにして、年に2回程度ずつ全員で企業誘致をやれば、その道は私は開けると、こんなふうに考えます。机の上でああだこうだと考えても、なかなか結果は出てきません。

今、旧田島町、そして合併した南会津で一番困っているのは、合併協議会の資料どおりです。職がないと。ない職のために南会津町においても格差社会が生まれつつあるということです。この点を十分に踏まえて、町長の答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目に、交通弱者対策についてお伺いをいたします。

1番目の質問で、苦しいという状況は私も判断にいとまはありません。しかし、やはり政治というのは、弱い人をどう守っていけるかというのが私は政治だと思います。

そこで、町長が提案している巡回バスの必要性も私は大変重要だと同感しております。しかし、ここに来て、田島若松線のバスが廃止になりました。その結果、長野地区の子供たちは乗るバスもなく、乗る電車もなく、朝の通学には非常な不便を10月1日から来すこととなります。この辺は町長も、教育長もご存じのことと思ひます。そこで、ひとり暮らしの老人世帯の問題等、いろいろ1つの課だけで対応するばかりでなく、企画観光課や健康福祉課あるいは教育委員会などと協力をして、まず優先課題を決め、それに対応していただけるのかなど。そこで、町の交通に対する考え方をお伺ひしたいと思ひます。

以上、再質問については自席より改めてご質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 13番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、財政悪化の再建策に関する1点目、人件費の大幅増の原因と勤勉手当の廃止による削減額についてのおただしであります。職員給料、手当、共済費について、平成18年度の南会津町当初予算と平成17年度の旧4町村の当初予算合計で比較をいたしますと、一般会計では1,172万5,000円の増となります。特別会計を合わせた全会計の合計では1億1,487万7,000円の減となります。平成17年度中における退職者20人に対し、平成18年度新規採用者6人という効果があらわれたものと考えておりますので、ご理解いただけるものと思います。

また、勤勉手当等の廃止による削減に関する件につきましては、人事院や県人事委員会での勧告に基づく給与改定などを除いて、財政状況のみを理由とする町単独の手当等のカットを行う考えはございません。議員おただしの人事評価制度の導入も含めた経常経費の削減策については、職員数の削減などとともに事務事業の見直しの中で今後検討してまいりたいと思います。

次に、2点目、包括外部監査導入についてのおただしであります。まさしく議員おただしのとおり、外部の意見を取り入れるべく監査委員として室井良一氏を任命させていただきました。議会の同意をいただいて、大変ありがとうございました。室井氏は民間で培われてきました豊富な知識と経験をもとに、その手腕をフルに発揮されておられますし、また議会から任命させていただきました馬場清雄氏におかれましても、豊富な知識と長年の議員経験を生かされ、その任に当たっておられます。また、先日の監査委員の決算報告のように、経費削減への指摘も多くあります。合併により広域化された本町にあって、その職務のボリュームも大変なものがあると存じますが、現時点で包括外部監査契約を締結する考えはございません。

次に、3点目、普通交付税の人口増による増加需要額についてのおただしであります。平成18年度普通交付税の算定基礎に基づいて試算したところ、人口1人当たりの基準財政需要額は17万円の増加となります。農業従事者は交付税の算定上の農家数を測定単位といたしますので、農家1戸当たり増加した場合、約12万円の増となり、林業については従事者1人当たり約43万円の増となります。仮に需要額が増加したとしても、これに対応して収入額の増加も見込まれますので、一概にこのまま交付税額の増額につながるものではありませんが、普通交付税の増額の大きな要因は人口の増加であることは間違いないので、今後も定住者支援と就労の場の確保に向けた施策を展開してまいります。

また、飛び込み訪問による企業誘致活動についてのおただしがございました。町といたしましては、現在も本町にあります幾つかの工場跡地の再活用のため、既存企業との情報交換を行

っているところであります。ご質問にあります企業への飛び込み訪問は、効率性に乏しい面もあることから、今までに培った企業とのパイプや県東京事務所からの情報をもとにして、積極的に、そしてあきらめることなく、私が先頭に立って企業誘致活動を実施してまいりたいと考えております。

次に、交通弱者対策についてのおただしであります。南会津町における交通弱者対策を初めとする総合的な公共交通体系の構築については、5月31日に設立された南会津町公共交通対策協議会で問題提起や各種施策の概要を協議してまいりましたが、より一層庁舎内の連携を図るため、南会津町公共交通対策庁内検討委員会を立ち上げ、去る9月8日に第1回の会議を開催しております。委員会の構成は、助役を会長とし、関係課室長及び3総合支所長をもって組織し、第1回目の協議事項といたしまして、若松田島線廃止後における路線バスの運行、長野乗り合いタクシーの運行、山口只見線の運行委託の見直し、地域ふれあい巡回バスの運行結果、さらには南会津高校スクールバスの導入などについて、課を超えた横断的かつ融通性のある総合的な検討を行っているところであります。

また、ご指摘の通学問題については、南会津町全域の児童・生徒の通学の適正化を図るため、教育委員会において小・中学校通学対策協議会を立ち上げる準備を進めており、この協議会に町長が諮問することとしております。

なお、現在、スクールバスの乗車区間としていない地区の冬季間の臨時的な対応策や長野地区などの通学対策については、降雪期前にぜひ前向きな答申をいただけるよう強くお願いをしております。

また、ひとり暮らしの老人世帯など交通弱者対策につきましても、先ほど申しあげました庁内検討委員会において課を超えて総合的に検討を始めておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、お答え申しあげましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○児山寿明議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 交通弱者対策については十分理解をいたしました。何とぞ今後のご検討をよろしくお願いしたいと、こんなふうに思います。

1番の財政悪化については、少し私の質問の仕方、通告の仕方もまづかったのかなと、こんなふうに深く反省はしておりますけれども、私が問題といたしましたのは、合併した場合には人件費は24億7,500万円ぐらいになりますよということで、合併協議会で推測して立てたわけ

です。それが実際に合併して新しい予算になったときに27億7,500万円で、約3億ぐらいふえていると。私は対前年比じゃなくて、対前年は4町村ばらばらにやっておりましたんで効率が悪いと、合併すれば効率がよくなるので人件費は少なくなるよということなんでしたんですけども、なぜ27億ということで、合併協議会の数字とこんなにかげ離れたのか、その理由をお伺いしたい、こういうわけなんです。よろしくご答弁をお願いいたします。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 議員さんおただしの額の内容でございますが、新町まちづくり計画でシミュレーションとして財政計画で27年度までの財政計画を立ててございます。この中で、まさしく議員さんおただしのように、人件費については24億7,500万円といった内容で計画されてございます。しかし、この内容につきましては、これも私、内容を細かくまだ分析してございませんが、私の思うところでは、恐らく総合事務組合に積み立てしております退職基金への繰り出し関係ですね、これがこの中に入っていないのではないかなというふうな予測をしております。したがって、これがこういった当初予算と比較しますと少ない数字になるのと。

いま1点は、当初予算の301名の内容ですね。これは恐らく、何と申しますか、特別会計にこの合併によりまして、各旧町村ごとにおられました特別会計で予算措置をしている職員部分について、合併によりまして一つの、例えば下水道関係、こういった人件費、それから国保関係、こういった人件費、これらが少なくなったということで、これが一般会計の方に特別会計から回ってございます。したがって、こういった差が出ているのかなというふうに思っています。

詳細の内容については、まだまだ細かい部分、ちょっと分析する部分が足りなかったわけでございますが、こういった特別会計との差もあるということでご理解を賜りたいと思います。

○児山寿明議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 合併協議会の中で検討すべき事項を検討していなかった部分もあると、こんなふうに今聞いて思いましたので、それは、課長、合併協議会にいなかったからしょうがないでしょうから。

それでは、もう1点、今の話を聞いていると、どうも繰出金の関係も人件費と絡んでくると、こんなふうに今のお答えから推測いたします。そうしますと、当然、負債についても繰出金から一般会計に行っている部分があるかなと、こんなふうに思います。特に私が思うのは、たまたま委員会の中で、南郷地区の経常一般財源と人件費をちょっと調べてみました。南郷地区は経常的一般財源が17億6,605万、人件費が、これ昨年でしょうけれども、5億7,730万、大体

33%ぐらいなんです、人件費の一般経常財源に対する比率。通常は年齢とかいろんなものが加わってくるので、人件費というのは20%から40%ぐらいの間が妥当であろうというふうに言われていますから、私は、特に今の南会津町の職員の給料が高いとかそういうことを言っているわけじゃないんです。経常収支比率が98.6%とというのは、普通建設事業を行うとか、国とか県の補助事業を行う場合の財源はたった1.4%しか残っていないんですよということなんです。それをやるためには、我々議員とか町長、三役、それから職員がすぐにこの経常的一般財源を節約できるのは、この部分しかないでしょうという話をしているんです、私は。

そういう中身を今、南会津町は大変なんだから、みんなで少しずつそういうところを我慢して、こちらの事業もやらなければいけないわけですから、そういう財源をみんなで少しずつ工夫しながらつくっていきこうという姿勢がなければ、この98.6%はどうやって改善するんですか。通常80%と言われているわけですよ。我々、今言った三者が協力しても多分パーセンテージは1.5%ぐらい落ちるにすぎないと思いますよ。ただ、全体がそういう姿勢を見せなければ、町民はすべて町に頼めば何でもやってくれるというような状態になったら歯どめがきかないと。

夕張市だって実際は600億の赤字ありますが、あれは議会が知っているはずですよ。一時金を借りたときの利息が幾らになったとか、そういったことをただ両方なあなあでやったからああいう結果が出ているはずなんです。あれを議会が知らないといったらおかしいですよ。議会は何もやっていないことになりますから。

だから、私は、暫定予算のときも館岩のたかだか一時の利子の金額について問いただしたわけですよ。そうすれば、3億5,000万ぐらい少ないから年を越せないという話になったわけです。それはどこからか引っ張ってくるというから、多分基金から引っ張ってきて何とかしたんでしょうけれども、それは議会も町政もなあなあでやってちゃいかんということですよ。その積み重ねが最終的には町民にいくということなんです。だから、その努力の第一歩が今だと。だから、みんなで協力して、少しずつ協力したよということを町民に見せなければ、私は町民に言いわけできない。中身、こんなに詳しく町民は知らないですから。それを我々がやらなければだれがやるんですか。

机に座っていて企業誘致なんかできませんよ、こんなの。それは言葉で言っているだけであって、町民にはわからないよ。議員とか職員とか、町長、三役が一緒になって白河の工業団地へ行って、2年後にあの道があきますから何とかうちの方に来てくださいというような活動をすれば、町民だってわかりますよ。もう一度、飛び込みの企業誘致をする気持ちがあるかどうか

か再度お伺いしたい。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

経常収支比率につきましても、あるいは公債費比率につきましても、それぞれ合併前の町村の中で大変将来に危惧があるということが大前提としてありまして、したがって私はさまざまな条件を整理しながら、それぞれの議会で合併を決議された、このように理解しておりまして、いわゆる合併が経常収支比率の解決の第一歩だと、このように理解をしておりますし、今それに鋭意取り組んでおりまして、飛び込みの企業誘致については考えておりません。

以上でございます。

○児山寿明議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私が今、全員で少し、血まではいかなですけども、たらっと流しましょうというような話をしましたけれども、実際に今町民から聞こえてくるのは、働くところがないということが私のもとに来る声です。非常に町全体でもやっぱり格差が開いてきたよねと。滞納者が多くなるのもこういうわけだと私が説明すると、そういう人も多くなるから仕方がないねと、もうあきらめのね、ねだけです。

それで、私が、特別に人口が1人ふえた場合とか子供が1人ふえた場合とか、農業者あるいは林業者が1人ふえた場合には、交付税の算定基準における需要額がどのくらいになるかといった話はそこなんです。そういうことを全員が多分、これは甚だ失礼な話ですけども、そういう中身まで課長レベルでどのくらいの職員が知っているかなといったら、私、甚だ不安になります。財務関係を経験した人は知っているでしょうけれども、財務関係を知らない課長さんたちは、そんなに交付税の算定予算の計数までは頭が回るかなと。ところが、普通の会社であれば立派な管理職ですよ。管理職であれば、当然予算のことに対しては最新の注意を払って、自分たちの事務関係の削減、そういうことをやらなければいかんわけですよ。

そういう意味でいえば、今、林業者関係は1人ふえると交付税が43万ふえるということです。ただし、これには所得税の、町長言ったように、関係がありますから、そっくり43万はふえないでしょうけれども、少なくとも30万とか40万ふえるわけですから、じゃ10人ふえたら町の財政はふえたために300万多くなるわけですから、じゃその300万を使って何か事業しよう、まずは林業者を10人ふやす事業をやろうと。まず、事業をやらなければ物事が動かないですから、10人をふやす事業をまず考えよう。それから、そこに携わる人を職の創出という意

味からいえば10人ふえるわけですから、何も300万使ったって、1年間300万ですから、10年たてば3,000万戻ってくるわけですから。

そういった発想でもっていろんな施策をやっていかないと、去年やったからことしもやりましょうでは何にも職の創出にはならないんです。飛び込んで、工業団地に行くことによって、相手の企業の話聞くことによって、現状の企業はこんなことを考えているんだなということを感じて、それから南会津町ではこういった職おこしをやろうという発想が私は今の南会津町には必要じゃないかなと、こんなふうに思います。町長、再度、あとは聞かないです。飛び込み訪問の検討をする、今度はやる、やらないじゃなく、検討だけでもするかどうか、その辺をお伺いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がおっしゃっております、町民から働くところがないという声はいつ出たかは私も定かではありませんが、私が旧田島の町長になる前に、働くところがないんだ、収入が大変なんだ、あるいは子供の子育てや寝たきりお年寄り、親の面倒が大変なんだと、そういう声を受けて立候補をさせていただいて、そして町民の信頼をいただいて当選をさせていただきました。

その後、それでは、この働く場所がないという声がおさまったかというとおさまってはいないと。しかし、発展支援事業を使いながら、あるいは地域助け合い事業を使いながら、それぞれ地域で潜在する地域力を掘り起こしていこうと、そんな中から農業や林業でまず掘り起こしていこう。さらには、先ほど申し上げたように、これまで誘致したり、あるいは進出をした町内の企業と連携をとりながら、新たに事業拡大ができないか、こういうことも含めまして、例えばの例を申し上げますと、飯野製作所が新たに旧栃木富士の敷地を買って拡大をしていく、こういうこともやっているわけであります。

したがって、財務の問題も関係課長たちが十分に理解していないのではないかと、こういうご指摘がありました。3総合支所、移動町長して回りました。そんな中でも、職員一人一人が町の財政に対してきちっと把握をしておいてください、それからそれだけでは十分でないので、本庁の各課に対しても移動町長室を行いながら、その徹底を図ったところがございます。したがって、今現在、私は職員の中の大半の方々は、町の財政状況に非常に興味を持って、そして事業の運営に当たっていると、こんな理解をしております。

私は、企業誘致に対する議員の熱意は十分理解しますが、飛び込みの訪問をする考え方はございません。

○児山寿明議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 重ねてそういう意思はございませんと言うんですから、これは仕方がないです、あきらめるしかないんですけれども。実際は町の人で一番困っているのは、やっぱり50代以降の人が自分で起業、要するに業を起こす能力もないんだと、おれは、どこかに行っておかなければいかんという人が結構いるということは事実です。60過ぎてからでもやっぱり5万円、6万円、月当たりあれば何とかなるといって人がいっぱいいることも事実です。私もサラリーマンをやったり、途中給料が下がって苦勞したりしていますけれども、公務員さんのように常に安定して60まではという生活を送ったことがないですから、そういった弱い立場の人の気持ちが私はよくわかるわけなんですけれどもね。

時間も来るようですので、じゃ最後に1点だけご質問いたします。

来年度、19年度の予算に向けて、新町まちづくり計画で上げた19年度は19年度なりの計画があるわけなんですけれども、それは今後、補正をしながらやっていくのか。我々議員として、一つの目安としてやっぱり資料がないといろいろな研究ができませんので、その辺だけ。新町まちづくり計画の最後の歳入歳出の予定表がございます。それをもとに計画を立てていくのかどうかだけお伺いをいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これは先ほどの質問とも関連をするかと思いますが、基本的にこれまで新町まちづくり計画、さまざまな方々の思いをのせて作成をしてきたわけでありますので、基本的にこの計画に基づいて作成をするということであります。しかし、先ほど申し上げましたように、新たに制度が生まれたり、あるいは新たな取り組みが国の方、県の方で示されたりしますので、そのことが南会津町にとって今後発展可能性が高いというものについては、それぞれの協議会に通しながら予算の枠組みをつくっていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、私の一般質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、13番、星登志一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。15分程度。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時17分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 湯 田 秀 春 議員

○児山寿明議長 次に、7番、湯田秀春君の登壇を許します。

湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は3点ほどございます。

1つ目は、ごみ分別町民への恩恵はということでございます。

既に、5番の高野議員、それから32番の大竹議員も質問されておりますが、通告してありますので、重複するかと思いますが、質問させていただきます。

容器包装リサイクル法により、ごみの分別がさらに細かく分類されるようになって1カ月以上がたったわけでございます。容器をそれぞれプラスチック、紙製、紙パックに分け、さらに段ボールと古紙に分類するようになりました。最初は、説明を聞いたときにもそうですけれども、やはり面倒くさいなど、あるいは戸惑いもあったわけですが、目を追うごとに容器それぞれのマークを見てはかなりスムーズに分類できるようになってきたように思います。分

類しているうちに、今までいかにプラスチック製品が多いか驚いた次第であります。おかげで燃えるごみはかなり少なくなりました。町民の多くも、ごみの分別が地球の温暖化防止に貢献したり、再利用（リサイクル）やごみの減量化等につながるものと思っているから、面倒ではあるが、手間をかけて分別してくれているというふうに思います。まさに分別して出す住民と、回収してリサイクルに回す行政と、官民協働の成果であるというふうには思います。

私も分別しているうちに、自分のごみ処理の一端にかかわっていることに気づいた次第であります。そうしますと、この分別ごみの行方が非常に気になります。プラごみが何にリサイクルになるのか、この分別で新たに幾らのお金が必要になるのだろうか、いやリサイクルだから業者に売却してむしろ収益になるのかなとか、あるいは燃えるごみが非常に少なくなって、焼却温度が下がってかえってダイオキシン、有害物資が出ないのかなとか、いろいろとごみ問題を考えるようになりました。南会津町町民も同じような考えを抱いているんじゃないかというふうに思いますし、この分別による協働の成果を納得できるような情報公開、または何らかの恩恵も期待している面もあると思います。

そこで、他の町村ではどのような住民への恩恵をしているのかなと思ひまして調べましたところ、一番多かったのが、この分別で燃えるごみが減りまして生ごみが総体的に多くなる、そこから生ごみ処理機購入補助と、それから生ごみを堆肥にするコンポスト、これの購入補助が非常に多かったわけでございます。次に、多かったのがごみ集積場の設置補助でございました。

そこで、町長に伺いたいと思います。

1点目は、今回、分別されたごみのリサイクル先（特にプラスチック）はどうなっているか、情報をお知らせする必要があると考えますので、よろしくお願ひしたいなど。これは先ほど一部返事がありましたので、再度という形になるかもしれませんが、簡単で結構でございます。

それから、広報やホームページでお知らせする必要があると考えます。

それから、②点としては、分別された売却代金があるとすれば、それぞれトン当たり幾らというような形であらわすかどうかわかりませんが、それを伺いたいと思います。

それから、3点目は、分別ごみ回収が増加したので、業者への支払いが増加したようにも思います。どのくらいふえたのか。

4点目としては、生ごみが総体的に多くなって、重油の量も増加していると思いますが、どのような対応策を考えていただけるのか。

5点目は、生ごみ減量対策として、他の自治体でもやっているような生ごみ処理機やコンポストの購入補助というものを考えておられるかどうか。

それから、6点目はごみ集積場はまちまちで、きちんと小屋を建てているところと何も無いところがありますけれども、補助して設置する考えはないかどうか。

7番目としては、これが非常に要望として多かったんですけども、紙製とプラスチック製の回収、これが月2回なわけですが、非常にふえて回収に早く来てもらいたいというような要望が多いわけですが、回収をふやす考えはないかどうか。

それから、大きく2点目としては、町出資株式会社の対応策でございますが、合併している方にお会いすると、町民が一番不安視する中に、町は4つのスキー場を本当に維持管理していけるのかと、こういうことを一番心配しているようでございます。

私は、原則として、スキー場を初めとして本来事業収益で利潤追求を目指すべき株式会社、これは一般に公正妥当な企業会計、これP/Lというのは損益計算書ですが、B/Sというのはバランスシートということで貸借対照表、こういったもので経営すべきと思っております。したがって、町出資の株式会社というのは、町出資の割合を徐々に引き下げて、利害関係者といたしますか、経営者とか役員、その従業員、そういった人たちに株式を移して行って、関係者のやる気を引き出すべきだと、そんなふうに考えますが、そういった意味で会津高原リゾートと会津高原フレンド・カントリークラブ、これはゴルフ場でございますが、高杖の2社は25%の町の出資率だということで、非常に理想的な経過をしているんじゃないかなと私は思いました。

そういうことで、現在の指定管理者制度の状態で行きますと、町所有の建物、機械、施設、車両等に例えば雪の被害があったとか故障したとか、修理、こういった場合にある程度以上は町の一般会計より支出せざるを得ないのではないかというふうに思います。厳しい町の財政状況の中で今後もこのような状態で経営すれば、本来の行政に支障を来すことになるんじゃないかということが懸念されます。町出資の株式会社は、町出資割合25%の株式会社2社、先ほどの会津高原リゾートと会津フレンド・カントリークラブ、この2社がある一方で、町出資100%の株式会社、これは会津高原夢開発とINAですね。それから、町出資60%とありますが、先ほど伺ったところ、66%が正確なので、訂正方伺いたいと思います。66%のさゆりの里があります。今後の対応策について伺いたいと思います。

①点目は、会津高原リゾート、会津高原フレンド・カントリークラブを除いて、現在50%以上、町が出資している株式会社を、従業員や役員、関係機関に出資の依頼をして、町の出資割合を徐々に引き下げるような考えがあるかどうか。

それから、2点目は、町出資の株式会社を、町所有の建物や機械、施設等の有形固定資産を

時価評価して、現物出資として株式に変えて経営参加できるように考えるかどうか。これは結局、町所有から固定資産を株式会社に移す気はないかと、こういう意味でございます。それをちょっとくどく書いたわけですがけれども。

3番目、株式会社ではないが、これは旧町村名をとっただけの公社があると思いますけれども、合併したので統合する考えはないかということでございます。

それから、3点目、これは駒止湿原有料駐車場の設置と大型観光バスの一方通行の協力願いとということで書いておきました。

駒止湿原は、最近、東京近郊では中高年にとって近くて安くて魅力あるツアーのようございまして、結構、駒止湿原に大型観光バスで来ていると、増加傾向にあると聞いております。ご存じのように、駒止湿原までの旧道、道幅も狭く、S字の急カーブも多く、大型観光バス同士のすれ違う際は非常に難儀であり、危険であるというふうに言われております。また、最盛期には、現在ある駒止湿原入り口前の駐車場が満杯の状態になって、旧道にとめているとのことであります。

そこで、このような状態を解決すべく対策として、頂上付近に有料駐車場を設置してはどうかと、これは提案するものであります。

さらに、狭い旧道を大型観光バスがすれ違うため、大変危険であるため、大型観光バスに限って針生地区より山口地区に抜けるような、そういう一方通行の協力を依頼するよう検討されてはどうかと、こういうことでございます。

壇上からはこれで終わりますが、答弁によりましては自席より質問させていただきます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 7番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ごみ分別町民への恩恵に関する1点目、分別ごみリサイクル先の情報発信の考え方についてであります。分別した資源ごみのリサイクル状況に関しましては、議員おただしのとおり、新規資源ごみの分別回収開始により、町民の皆様のごみに対する関心が非常に高まってきたものと感じております。リサイクルの重要性や現在の再利用状況を正しくご理解いただくことが、分別収集を推進する上で最も重要であると理解をしております。それらのことから、来月8日に開催される田島商工紅葉祭においてリサイクルコーナーを設け、実際に建設用資材や境界ぐいなどリサイクルされた製品等を展示する予定にしておりますし、これらの情報につきましては、今後、広報紙等で広く町民の皆様へ発信するとともに、各種の事業企画の中で啓蒙に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、2点目、分別された資源ごみの売却代金についてのおただしであります。現在、分別収集されている資源ごみは、無色ガラス瓶を初め11品目で、それぞれに業者への引き渡し価格が異なっております。田島下郷町衛生組合の例ですと、アルミニウムがトン当たり6,000円と最も高額であり、プラスチック製の容器包装につきましては、逆にトン当たり4,455円の逆有償となっております。これらの再生資源の単価につきましては、リサイクルされるまでの過程において運送費や加工費に要する費用が影響しておりますが、リサイクルシステムがさらに円熟化することにより、その価値認識は少しずつ変化していくものと考えられます。

次に、3点目、収集業務増加に伴う業者への支払い増加についてであります。収集業務をすべて業者委託としております田島下郷町衛生組合の場合、今回の資源ごみ収集を追加したことにより、約1割の増額と聞いております。また、西部環境衛生組合では、これまでは可燃ごみ、不燃ごみ収集を直営で実施し、瓶類とペットボトルの収集を業務委託していたため、今回新たに容器包装分別の業務を契約しましたその結果、約倍増したと聞いております。

次に、4点目、生ごみ割合がふえたことによる重油量が増加したのではないかとのおただしでございますが、この答弁は5番議員への答弁と重複するところもありますが、現在のところ、重油使用量の増加傾向はうかがえません。現在の両衛生組合の焼却炉は構造的に一般生ごみ焼却に対しては十分に対応しておりますが、今後、分別がさらに徹底されれば生ごみ割合はますます高まるものと推察されますので、各家庭には生ごみの水切りの徹底をお願いしつつ、生ごみの活用策を前向きに検討しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、5点目、生ごみ減量対策としての処理機購入補助についてのおただしであります。議員のご指摘のとおり、現在、多くの自治体で家庭用生ごみ処理機の購入補助を実施しております。生ごみについてもリサイクルシステムを構築し、有効資源とすることは、本町のような農山村地域においては非常に意義のあることから、収集した生ごみから良質な堆肥をつくれなかなど研究を始めたところですので、その成果を検証した上で、個人向けの補助制度の是非を判断したいと考えております。

次に、6点目、ごみ収集場に対する設置補助の考えについてであります。基本的に集積場は地区ごとに適地の選定と敷地の対応をしていただいております。また、集積ボックスの設置費用についても、田島地域では各地区の対応にゆだねており、西部地区にあつては旧3村で負担を実施してきた経緯がございます。集積場の数が400カ所を超える現時点において、一律的な公費負担は財源的な側面からも困難が伴うものと推察をされますが、今後はごみ処理問題に対するそれぞれの地域の取り組みと住民間の自発的な改善対策等を十二分に尊重し、また過去

の経緯も踏まえた上で慎重に対応、検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、7点目、資源ごみ収集回数をふやす考え方についてであります。紙製とプラスチック製容器包装は、これまでの可燃ごみの容積に対し6割を占めていたと言われており、処理施設でも収集したものを圧縮梱包する時点で、その量の多さに苦慮している状況でございます。本町では、収集開始して約2カ月が経過するところではありますが、関係する町当局や衛生組合、それに収集業者を含め、早急に回収回数を含めた現行体制の再検討を実施する予定でございます。リサイクルを円滑に推進するための基盤となる収集システムにつきましては、今後とも効率性を重視した対応をしてみたい、このように考えております。

次に、町出資株式会社の対応策に関する1点目、町の出資割合を徐々に引き下げる考えはあるかとおたがしであります。出資割合を下げるに当たっては、1つに、実施している事業が社会経済の変化により行政とのかかわりが小さくなったと認められる法人、2つには、実施している事業の効果が特定の地域、または特定の団体に限定されると認められる法人、3つ目といたしましては、当期利益及び未処分利益を相当期間上げているなど出資等の目的をある程度達成したと認められる法人などの場合が考えられます。

町といたしましては、第三セクター各社に対して地域振興の観点から出資という形で支援を行っておりますが、これまでの歴史的経過等により、その出資割合も会社によって異なっている状況でございます。第三セクターは本来、社会経済情勢や経営環境の変化に応じ、事業運営の効率化等による経営健全化や組織運営の活性化等に自主的、主体的に取り組むことが求められており、町は出資者としての立場から、おたがしのような出資割合の引き下げという政策も考えなければならないのも一つの選択肢と認識をしております。しかしながら、一方では、ご指摘の第三セクターに対しては、経営の健全化、安定化が強く求められるのも事実でありますので、町といたしましては今後、各社の経営状況等を精査しながら検討をしてみたい、このように考えております。

次に、2点目、現物出資として株式に変えて経営参加する考えはあるかとおたがしでございます。会社法に基づく現物出資は、動産、不動産等の有形固定資産はもとより、会社に対する債権や有価証券なども対象となりますが、これら現物出資による増資は、先ほどご答弁申し上げました出資割合の引き下げにも深くかかわってくるものと考えております。また、現在、指定管理者制度を導入している状況の中での現物出資の可否の問題もございますので、今後調査研究をしてみたい、このように考えております。

次に、3点目、3公社を統合する考えはないかとおたがしでございます。公社を統合す

るに当たっては、公社間において設立目的や事業内容が類似しており、統廃合により機能強化、または事業効率の向上が期待できると認められるなどの判断が必要であると考えております。ご指定のあった3公社では、館岩農業公社のように、一部農地保有合理化事業や観光協会の事務を担っていたり、田島振興公社のように、観光協会、物産振興協会、勤労者互助会などの事務を担っている公社もあり、それぞれ民間の理事長がおり、すぐにも統合するというわけにはいかない、このように考えております。

次に、駒止湿原有料駐車場の設置についてであります。去る6月に学識経験者や昭和村、さらには住民の方々の参加を得て、駒止湿原保存管理計画策定委員会を立ち上げ、天然記念物である駒止湿原を後世に伝える方策を検討しているところであります。この委員会とその後の保護協議会で、頂上付近の駐車場や、そもそもの交通手段のあり方について検討をいただき、それらを踏まえ判断してまいりたい、このように考えております。

次に、大型バスの一方通行についてでございますが、駒止湿原入り口以降の南郷側ではカーブがきつく、通行が不能であるため、現在のところ一方通行の協力はお願いできない状況にありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 1点目のごみ分別への恩恵はということで、①番目につきましては、紅葉祭でリサイクル品を展示するとか、広報で知らせるということで、大変わかりました。お願いしたいと思います。

それから、今、2番目でプラスチックはマイナスということは、逆にお金を支払って持っていつてもらっているということのような感じなんですけれども、そういうことですか。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 ご質問にお答えを申し上げます。

プラスチックについては、町長が申しあげましたとおり、トン当たり4,455円の逆有償ということでございますので、お金を支払って処理をしていただくということになってございます。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 そうしますと、結局、プラスチックとか分別するとき、本当に一人一人容器を見て丁寧に、中には水でよく洗ったりとか、そういうふうになっているんですけれども、それでも結局、町は赤字になってしまうと、こういうふうな状況だということでもわかりま

した。

それから、ごみの分別回収で回収業者に払う10%、それから西部の方は倍増したと、こういうことなんで、結局、トータル的にはこの分別によって町の持ち出しがかなりふえているということだろうと思いますが、これはやはりさっきも言ったように、アルミの場合とか、既に前に分別して、収益になった面もあるわけですけれども、全体的にトータルしてどうだというのは、課長、わかりますかね。わからなかったらいいんですけれども。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 総トータル的には把握してございません。品目別にプラスになるものあり、マイナスになるものございます。あと、時期によつての供給と需要の関係によつて値段も違うというふう聞いてございますので、把握してございません。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 わかりました。

それで、ごみ集積所、これは旧3村は既に実施していると。今、町長の答弁では、これは慎重に対応というか、何かやるともやらないとも言っていないような、むしろ田島地区にしてはやらないようなふうな答弁の内容なんですけれども、再度お聞きしたいわけなんですけれども、もし田島地区がやらないという公平性に欠けないかと、こんなふう思うわけなんですけれども、再度お答え願いたい。

というのは、館岩地区では、私が調べたところ、17万9,000円ということで、今回の一般補正23で、ごみステーション購入費補助という形で出ております。こういうふうに関伐材を使った、こういうやつですね。それから、伊南の方は大小があつて、それで平均すると31万ほどかかるような、こういう大きいのと、これは鉄骨か何かでつくっている頑丈なようなやつですけれども、南郷さんは28万ということで、こればらばらなんですけれども、片方でこれだけの助成をしてごみ集積場をやつてきたと、しかし田島に関しては今までもやつていなかったからやりませんよではちょっと公平性に欠けるような感じがするわけなんですけれども、町長のお考え、もう一回お願いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

一般的にいわれる一つの物差しではかつた場合には、議員おただしのように、公正さを欠くのではないかと、こういうことになるかと思いますが、いわゆる合併という一つの大きな流れの中で、それぞれの地域の住環境、あるいはこれまでの政策展開の中でそれぞれ違つた方策が

ある。これは合併協議会の中でも、ある意味では違いを少しずつ認めていかなければならない、こういう理解のもとで来ております。いつまでもその不公正さを長く続けるということではなくて、一つ一つ目の前に迫る課題を丁寧に解決しながら、あるいは合意形成を図りながら不公平感を取り除くという姿勢で臨みたいと思います。

そんな中で、田島地区については、特に町内の設置場所がないと、こういうことが確保できないという問題もありますので、これらについても今後慎重に、そしてまた現場の声をきちっと聞いて、その対応に当たりたい、こんなふう考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 そうすると、今までの継続でいくというふうにとらえるわけですが、むしろいろいろなごみ集積場、それぞれまちまちですけれども、町長が言う、原材料分ぐらいは町で出そうと、そういうような考えがないかどうか、再度。全く出さないのじゃなくて、やはりごみ集積場というのは必要だと。それはどうしても町内でできないところもあるかもしれませんが、ちゃんと敷地が確保されて、そしてまだないけれどもこれからつくろうというときに、片や館岩さんのところには17万9,000円出すと、片方は一つも出さないのではなくて、もう少し前向きに検討して、原材料だけでも出すから、あとは皆さんの方で組み立てるなり何なり、そういうような形をつくる気がないか、再度、しつこいかもかもしれませんが、お願いしたい。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

原材料分というお話でございますが、それはこれまで集落で設置されたものと、こういうふう理解をされているのかどうか。もし、そういうふうな理解であるとすれば、これまで設置した集落のそれぞれ区長さん、いわゆる駐在等を通してその実情をまずしっかりと把握して、その後検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 やはり検討して、できるだけ前向きに、しかもできるだけ、完全な公正性にいかなくても、それを埋めるような形でいていただきたいなど、こんなふうに思います。

それから、第三セクターの件でちょっとお伺いしたいわけですが、町長は今ほどでありますと、余り町の出資割合を引き下げることに対していまいち前向きでないような感

じがしたわけなんですけれども、町長の今後の方針として、現在25%とかいろいろあるわけなんですけれども、高杖に2つあるような、25%までいったような会社、あるわけなんですけれども、こういうふうに大きく100%と25%もあるわけなんですけれども、町長自身、今後の方針としてやはりどのような考えを持っているのか、株式会社に対して、再度お願いしたいなど、こんなふうに思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

方向性としては、議員おただしの方向性に私も同感であります。しかし、現在のそれぞれの第三セクターの体力、それからここまでのいろいろな方々がかかわりながら経営を継続された、そういうことを考えますと、その判断はなかなか難しいと思いますし、先ほど答弁で申し上げましたように、しっかりと社員挙げてそれぞれの第三セクターが努力をして、その可能性が見つかった段階で判断をしていきたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 わかりました。

なぜこういうふうに言うかといいますと、この2社は多分、私の推定なんですけれども、東武さんが引き上げて行って、自分たちだけでやっぱり何とかしなくてはならないという、そういう思いがあったのではないかと、そんなふうにもまた聞いております。やはり自分たちの会社だと、出資することによってやる気というのか、この思いがやはり全然違うと思うんですよ。町が出資して100%のところは役員とか従業員として勤めるのと、自分たちが少しでも出資して自分たちの会社だと、これは全然違うと思うので、これは何ぼ言っても仕方ないかもしれませんが、町長、やっぱりふだんから関係者というか、やる気を引き出すと言っているわけですから、ぜひとも町の出資はだんだん下げて、そこの現場にいる人たちのやる気を出すような、そのためにはやっぱり出資を引き下げるべきだろうと、こんなふうに思いますので、ぜひともそういう考えでお願いしたいなど、こんなふうに思います。

それから、最後になりますが、駒止湿原、人が来るのは大変いいことだと思いますけれども、そろそろ町も大変だから有料駐車場でもつくって、少しでも収益を上げて、それを木道なり、今回トイレも直したわけですから、幾らでも収入になる方向に考えてみてはどうかと。保存策定委員会で検討しているということなですけれども、再度その辺の考えをお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

駒止湿原にかかわらず、いわゆる第三セクターにおかれましても、あるいはまた山村道場等の施設、あるいは個々の交流館の施設、こういった公共的な施設については、いわゆる投資した後の利用効果、これをやっぱり数字的にきちっと出していく必要があるだろうと、こういうふうに思っております。なかなか出しにくいものもありますが、現在、策定委員会で検討している駒止湿原につきましては、有料駐車場がいいのか、あるいは入山料、こういったものの方がいいのか、いずれにいたしましても、資源を次の世代につなぎながらということもありますので、環境教育とあわせてこれらを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

1分少々であります。簡潔にお願いします。

○7番 湯田秀春議員 それでは、今回はオーバーしていますんで、これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、7番、湯田秀春君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 忠 雄 議 員

○児山寿明議長 次に、9番、渡部忠雄君の登壇を許します。

渡部忠雄君。

○9番 渡部忠雄議員 通告順序により質問いたします。

見づらい字で大変申しわけございません。2点ほど質問いたします。

まず、新規参入者、後継者の支援についてを質問いたします。

新規参入者、後継者の支援について。

農業は町の根幹と自立促進計画でうたっております。Iターン、Uターンの就農者には就農環境等に積極的に整備するとあります。今後、新規参入者の住宅問題はどのようにされるのか伺います。

現在、新規参入者の住宅問題は特に深刻でございます。借家は制約があり過ぎたり、住むまで修繕費がかかり過ぎており、またプレハブ等で生活している人がおります。地元根づくに

は居住生活の安定が一番だと思いますが、いかがでしょうか。

また、新規参入者、後継者の就農支援について県等は年々補助率をカットしておりますが、やる気のある人たちの意気込みをそいでしまうのではないかと思います。今後、町としてはどう対処されるか伺います。

次に、高齢の農業者の支援についてをお聞きいたします。

町長は、やる気のある拡大農家について支援すると言われましたが、中高齢者の就農者にはどうお考えでしょうか。

確かに、これからは若い担い手の農地集約が必要でございます。しかしながら、現在、中高年の人たちが耕作している土地は、決してよい条件の場所ではなく、担い手が耕作できる場所としては難しいところが多々あります。そんな場所で、中高年者は生きがいと健康のために働いております。この人たちが耕作放棄をするということは、農地の荒廃となり、また老人医療の町の負担増にもなるのではないかという懸念もあります。この人たちを何らかの形で支援する考えが町にはおありか伺います。

2回目からの質問は自席で行います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 9番、渡部忠雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、就農者に対する支援についてのおたただしではありますが、農業の新規参入者や地元後継者の確保の問題は、将来の持続的地域振興にとっても大変重要である、このように認識しております。そこで、住環境をどのように提供あるいは整備をしていくかというおたただしでございますが、理想とすれば、町営の住宅を建設し、ご提供できれることが望ましいと思います。しかしながら、地元後継者にあっては将来の高齢者ひとり暮らしのことなどを考え合わせますと、リフォームによる同居空間の環境整備を進めることも視野に入れて、対応を考えているところでございます。

また、新規参入者など後継者の就農支援については、創意工夫等、やる気のある方々へ適時適切に支援してまいる考えでおりますので、今後ともご提案、ご協力を賜りますようお願いをいたします。

次に、高齢者の行う農業支援であります。おただしのよう、高齢者が担う生きがいや健康づくりの農業は、休耕農地を減らし、自立する地域社会の大きな力となるものであります。私は、常々申し上げておりますが、若い担い手や趣味の領域での作業とあえて分けた考えを持たず、できる限りつなげて連結して地域の力としたい、このように思っておるところであり、

したがって、核となる農業政策と、その周辺で地域資源を掘り起こした知恵者ならではの農業等を組み合わせた総合力を高めることができる支援策を講じてまいりたい、このように考えております。

その一つが、高齢者でも負担の少ない山野草や枝ものの花の栽培であったり、高齢者が生産する農産物の直売方式の取り込みでございます。そういうことで、鋭意努力をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 渡部忠雄君。

○9番 渡部忠雄議員 新規参入者、後継者の補助等の件についてなんですけれども、平成17年に補助されていたのが、平成18年、19年から県の方から、トマト資材ではありますが、カットされるということでございます。それで、来年、新規参入に入られる農家の方の一番主体がカットされるということをお聞きしたんですけれども、トマトの支柱が1本140円なんですけれども、大体10アールで2,000本必要なんです。そうすると、28万。新規参入者の方で10アール耕作ということはちょっと少ないので、20アール以上になると思うんです。そうしますと、20アール以上では56万円の補助がカットになるわけですね。ただ、これは3分の1、3分の1あれですから、約30万くらいの資金がカットになるんです。これは町としての支援としてはどうお考えですかお聞きします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 具体的な新規参入者の支援についての補助金の額が示されたわけでありますが、それぞれなぜ県がカットしたのかということも大もとで考えなければいけません。私は、農業者に対して支援することは、国・県・町、これについてはその精神としてはいずれも支援したいと、こういう気持ちでおるかと思えます。しかし、それぞれに財政事情があったり、これまでの経過があったり、そんな中で判断をされたと思えますので、それらをより掘り下げて実態を確かめた上で、今後検討していきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 渡部忠雄君。

○9番 渡部忠雄議員 これ、もう少し具体的に担当課長が説明できたら、お願いしたいんですが。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまのご質問の中身ですけれども、今までパイプハウスに対する補助、これは園芸畑作グレードアップ事業という事業の中で補助金が県より交付されております。県単事業でございます。それを県内的な状況を見ますと、中通り地区についてはパイプハウスに対する補助だけ、会津地域、主に南会津地域の場合ですと、パイプハウスに、ただいまおただしのおり、支柱等についてもそれに含めて申請を出していたと、それを先農林事務所が認めていた、それと本町においても認められていたというものが、今年度より中通りと会津地域同等の扱いをするようにということで、県の方から先農林事務所の方に指示があつて、県の出先としましては、かなりのいろんな県庁とのやりとりがあつたようですが、県の農業振興部副部長さんの方からどうにも聞いてもらえなかったというようなお話がございました。そのような事情から補助金がカットになった。中通りと会津地域が同等の扱いになったというようなご理解をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○児山寿明議長 渡部忠雄君。

○9番 渡部忠雄議員 今の説明で大体納得いたしました。

次に、担い手については、認定農業者になるということが結構条件つきであるんですけども、北海道を除く認定農業者の農地は4ヘクタールの耕作でなければいけない。また、これは国で8割程度でもいいというところもあるんですよ。でも、これは結構、中山間地の認定農業者にしては結構ハードルの高いものだと思うんですよ。それで、3.2ヘクタールくらいですと、米ではちょっと商売にならないという条件ですけども、ほかの園芸作物で3.2ヘクタールというのは、ちょっと今度は面積が多過ぎるということで、その辺で認定農業者をふやしたいという町の考えをお聞きしたいんですよ。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私も、ただいま議員のお考えに同感であります。したがいまして、県を通しまして、実は国の方に道路事業の要望のとき改めて農林水産省の方に伺いまして、これらの施策については私も中山間地域にはなかなか現状合わない、こういうことで意見を申し上げてまいりました。しかしながら、私たちのようないわゆる基礎の自治体が提言してもなかなか聞いてもらえないというのが実態でもあります。しかし、私はやはり前回は申し上げましたが、国の制度がすべて正しい、あるいは国の制度がすべてありきだ、こうは思っていないので、これらについては今後、独自の考え方も取り入れながら対策を練りたいということで農林課の方には指示をしているところであります。まだその結果は出ておりませんが、今後何らかの形で地域の人たち

がやりがいを持って農業に取り組めるようなシステムができないか、今、一生懸命精査をしているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 9番、渡部忠雄君。

○9番 渡部忠雄議員 それでは、その件についてはよろしく申し上げます。

あと、高齢者の件についてですけれども、今、南郷地区でトマト栽培をやっておられる高齢者ですけれども、ほとんど高齢者のトマト栽培というと露地栽培が多いんですね。それで、その露地栽培はJAさんでは今出荷を認めていません。でも、高齢者は今パイプハウスにしてトマト栽培する余力も残っていないんですよ。でも、トマトつくりはしたいという高齢者は多いんです。そのためにも、町としてはこの人たちのためにJAさんと相談して何か対策を練るということはないでしょうか。現在、この露地栽培のものは普通の一般の道路で売っている商店とか、そこに回っていて、結局市場に流通していないんですよ。やはりそういう人たちが一生懸命つくっているやつを、JAさんとか相談してちゃんとしたルートで販売してやるのも手だと思うんですね。町として何か対策はないでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

高齢者がいわゆる農業生産をしているということは、先ほどもございましたが、生きがいを持って、しかも健康で暮らしを立てるという意味でも大変重要なことですので、そのことがある意味では高齢者の医療費を下げるという効果にもつながると思いますので、このところはトマト生産者に限らず、高齢者の方々がいわゆる生産をした、その生産物に見合う収入になるように、今、一生懸命考えております。その一つとしては、特定の、農協さんに通すということになると流通に乗せないといけません。そのときにせっかくつくったものが規格外ということになると、これはもったいないことではございますので、それ以外にも何とか取引をしていただけないかということで、例えば一つの例でございますが、できるだけ減農薬したものについて、あるいは無農薬であればなおさらいいんだがということで、県内の施設の中で特老施設等に資材として供給できないか、こういうことも今、一面で検討しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 渡部忠雄君。

○9番 渡部忠雄議員 これで私の質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、9番、渡部忠雄君の一般質問を終わります。

上衣の着用を願います。



◎散会の宣告

○児山寿明議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明27日は午前10時より開議し、一般質問及び議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時13分

平成18年第2回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成18年9月27日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

10番 星 光 久 議員

日程第2 報告第4号 専決処分の報告について

専決第27号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び規約の変更について

日程第3 議案第46号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第47号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第48号 工事請負契約の一部変更について

日程第6 議案第49号 町道路線の認定について

日程第7 議案第50号 字の区域の変更について

日程第8 議案第51号 物品購入契約について(南郷スキー場圧雪車購入)

日程第9 議案第52号 物品購入契約について(南郷スキー場多機能草刈機購入)

日程第10 議案第53号 物品購入契約について(高畑スキー場圧雪車購入)

日程第11 報告第5号 平成17年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について

日程第12 議案第54号 平成17年度田島町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第55号 平成17年度田島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第56号 平成17年度田島町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議案第57号 平成17年度田島町台鞍山スキー場特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 議案第58号 平成17年度田島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 議案第59号 平成17年度田島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

日程第18 議案第60号 平成17年度田島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第19 議案第61号 平成17年度田島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第20 議案第62号 平成17年度田島町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(47名)

1番	楠	正次	議員	2番	内藤	孝	議員
3番	渡部	優	議員	4番	山内	政	議員
5番	高野	精一	議員	6番	馬場	信作	議員
7番	湯田	秀春	議員	8番	大宅	宗吉	議員
9番	渡部	忠雄	議員	10番	星	光久	議員
11番	目黒	幸雄	議員	12番	菅家	幸弘	議員
13番	星	登志一	議員	14番	平野	均	議員
15番	阿久津	梅夫	議員	16番	渡部	東	議員
17番	湯田	賢太郎	議員	18番	芳賀	芳一	議員
20番	星	和男	議員	21番	星	利一	議員
22番	星	茂	議員	23番	平野	昌盛	議員
24番	湯田	直美	議員	25番	森	豊喜	議員
26番	星	喜弥	議員	27番	平野	五十男	議員
28番	渡部	昌仲	議員	29番	五十嵐	司	議員
30番	平野	修治	議員	31番	五十嵐	正純	議員
32番	大竹	幸一	議員	34番	酒井	昭次郎	議員
35番	平野	虎一	議員	36番	阿久津	進	議員
37番	馬場	清雄	議員	38番	渡部	康吉	議員

39番	月田和行	議員	40番	星謙一郎	議員
41番	星祥信	議員	42番	君島勝美	議員
43番	村井民重	議員	44番	河原田苗利	議員
45番	湊田幹夫	議員	46番	渡部衛	議員
47番	馬場秀男	議員	49番	大山卓	議員
50番	児山寿明	議員			

欠席議員（2名）

19番	芳賀沼順一	議員	48番	室井強	議員
-----	-------	----	-----	-----	----

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	助役
五十嵐廣	収入役	横山恒廣	教育長
栗城嗣典	直轄政策室参事	穴戸英樹	直轄政策室長
渡部俊夫	総務課長	星廣政	企画観光課長
星光幸	税務課長	菊地新六	住民生活課長
室井裕	健康福祉課長	舟木平蔵	建設課長
児山忠男	環境水道課長	湯田タマイ	会計室長
横山孝夫	教育次長	森秀一	農林課長
湯田順一	農業委員会 事務局長	馬場増男	生涯学習課長
長沼芳樹	学校教育課長	星安晴	舘岩総合支所長
酒井浩蔵	伊南総合支所長	五十嵐竹則	南郷総合支所長
室井良一	代表監査委員		

事務局職員出席者

澤田洋一	事務局長	酒井直伸	係長
------	------	------	----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は47名であります。

都合により欠席届のあった議員は、19番、芳賀沼順一君、48番、室井強君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

暑くなってきましたので、上衣の脱衣を許可します。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○児山寿明議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を40分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願いをいたします。



◇ 星 光 久 議員

○児山寿明議長 それでは、10番、星光久君の登壇を許します。

星光久君。

○10番 星 光久議員 おはようございます。

最後ということですが、時間は40分しかないものですから、ゆっくりやるわけにもいきません。通告順序に従いまして一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私の質問はごく簡単で、明瞭でありますので、答えもそういう答えが期待されるわけなんです。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、1つについては県立病院の医師について。

ことし4月から整形外科医師、要するに常勤医師2名中、全員が人事異動により不在となり、その後の町としての対応策はどのようにしているのか伺いたい。

2つ目に、これつながりがあるんですが、私の調べた結果、4月以降の診察日、4月から6月は18日間、それから7月は15日間、8月は19日間、9月は17日間なんですが、10月からは月曜日と火曜日が増加され、最低でも10月は10日間、11月は9日間、12月は11日間しか、最低、臨時の休診日、そういうのが入らなくて、予定がこうなんです。4月からの予定も水曜日の隔週ということだけで予定していたんですが、その間に一番多い月は6日、それから3日、4日なんていうのは常時、毎月こう臨時休診日が入るわけで、本当にやっぱり1カ月、半分近い休診日があるということで、大変な中身でございます。

そういうことで、この中で水曜日の隔週については会津総合病院からの派遣であり、このような状況を見ますと、県立病院問題は深刻化するのではないか、深刻なんです。その点を含めて町の対応を伺いたいと思います。

それから、荒中の問題、町立荒海中用地について。

南会津町立荒海中学校の用地問題について、町当局としての対応策はどうなっているのか伺います。

それから、3番、クマ、猿等の対策について。

収穫期を目の前にして農家の方々は楽しみにしている農作物、要するにトウモロコシだのカボチャだの芋だのリンゴだの、ありとあらゆるものが目の前にしてやられてしまうというそういうことで、何とかやっぱり町でも対応をお願ひしたいということで、切実な願ひでございます。

そういうことで、お盆など、あと9月の彼岸だの、いろんなときにやっぱりお墓に物を上げないということで、そういう運動もやっぱり必要かなということでここに上げてみました。そういうことで、その点も含めて町としての対応策を伺いたいと思います。

それから、4つ目には職員の健康管理について。

ご存じのように3月合併後、課によっては多忙な課があり、職員の健康管理は大丈夫か伺い

たいと思います。

そういうことで、再質問については自席の方からお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 10番、星光久議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、県立病院の医師に関する1点目、県立南会津病院の整形外科医の問題であります、45番、そして47番議員からの一般質問の中で、これまでの要望活動、今後の対応策についてお答えをさせていただきましたので、詳細につきましては省かせていただきますが、議員各位のご支援をいただきながら、あきらめず県当局への要望活動を強化してまいりますので、どうぞよろしくお願ひをしたいと思います。

次に、町立荒海中学校の用地問題についてのおただしでございますが、昨日、教育長が答弁いたしましたように、現在も土地の明け渡しについて交渉継続中であり、本人の言います条件提示期限を年内と定め、その後は法的解決も含め、教育委員会との協議の中で対応してまいりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、クマ、猿等の対策についてであります、猿については、平成10年ころから田畑への出没が確認された後、生息行動範囲が広がりを見せ、今では荒海地区全域を初め、館岩地域や桧沢地域から田島地域にも広がり、農作物への被害が出ております。また、クマについては、農作物の収穫時期に出没し被害を及ぼしており、特に本年度は町内全域に及んでいるとともに、件数も例年より増加しております。

おただしの被害対策であります、抜本的には人間の生活エリアと動物の住むエリアのすみ分けを行うことが重要であることから、追い払い等の住民の皆様様の自主防衛を基本としながらも、緩衝地帯を設けるため、いわゆる里山と言われる場所の整備を進めていくことが有効な対策と考えられます。また、野菜や果物の取り残し、供物の持ち帰り、畑等への生ごみの投げ捨てをしないなどの、えさ場となる場所をつくらないことも重要であることから、これらと呼びかける広報活動を行うとともに、農作物被害防止策についての正しい知識の普及啓発を目的に、地域の皆様を初めとして、関係者や専門家を含めた対策会議を実施しながら対応を図り、予防策を講じても対処できない場合におきましては、最終手段として捕獲隊による捕獲対策を講じてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、職員の健康管理についてのおただしであります、労働安全衛生法において、事業者

は、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保するよう義務づけられており、本町においても一事業者としての責務を果たすべく、法律で定められた衛生管理者を中心に各種健康診断などを実施しております。

しかしながら、合併後において一時的にせよ仕事量に隔たりがあったのも事実であると認識しており、特に管理職に対しましては、事務事業の見直しにより事務の分散化と効率化を一層推進するとともに、職員の健康に対するケアを怠らないよう指示したところであります。

今後とも職員の健康管理には万全を期してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 星光久君。

○10番 星光久議員 今一定の答えはいただいたんですが、再度質問したいと思います。

それで、1番の県立病院の問題については、45番、47番議員の回答どおりということですが、その違いについて、我々もずっと病院問題については相当運動なりいろんな形でした経過もありますので、私も、金曜日になると、どのぐらいの込みぐあいで、どのぐらいの待ち時間で、どういう形であるのかなという、ちょいちょい行ってみたりして、この前は町長の孫も入院したなんていうことで、ちょうどぶっついただけでも、そういうことで見ますと、細かいこと、こんなことしょっちゅうなんです、9月25日に調査してくれと言って議会だか頼んできたのを見て、家を出たのが2時半、そして予約が3時にしたと、そういうことで予約3時から大体30分ぐらいで終わるのではないかと思ったら、6時ごろ電話が入って、まだ終わっていないと、そういうことで、かあちゃんが腹減ったべと言って、とうちゃんのところへ焼き飯持って、それは8時半に腹減ったべと言って持ってきてくれた。そして、診療が始まったのが22時というから10時20分に診療して帰ったんですが、その後まだ30人ぐらいいたと。だから、その点は、どうしてもこれから診療日で夜中、夜間診療でもねえ何でもねえ、こういうやっぱり厳しさが出ているということ。

これ単なるほんの一部、日常茶飯時、こういう形になっているのではないかという、それだからこの前なんかは西部の人、ばあちゃん、診てもらえようねえだって言うわけ、バス時間がなくなっちゃって、ただ受け付けやって帰って行ってしまふ、そういうことがやっぱりちょいちょいあるということで、かなり深刻さというか、そういうことで町長も9月に県の方に行ってきたみたいですが、そういうことで我々も運動には惜しみない運動をしたいと思っておりますので、

町当局もあらゆる手段、手段と言ったら悪く解釈するかわからないですが、そういうことで本当に本気になってやらないと、今度の、ことしで見込みで累積赤字、補助ももらっているんだけど、そのほかに累積赤字だけで5億になっぺというわけだ。単年度、ことし2億円ふえて5億になっぺというわけ。10億を超えると県としてもそんなには見れないということで3つの病院を廃止した今までの経過もありますので、そういうことで町民にとっては本当に大変な問題になると思います。

そういうことで、これからスキー場、冬を迎えると大体100万人ぐらいの見込み客を迎えるわけなんですけど、あそこに整形外科いないよと言ったら、この客もやっぱり大変でねえかなと我々は心配するわけです。そういうことで本気になって頑張ってもらいたいと思うわけなので、これも含めてよろしくお願ひしたいと思います。そういうことで県の病院だから、答えというのは余り出ないと思うんですが、町当局の今後の姿勢、あとからもう少し突っ込んだ、本気になった対応をお願ひしたいと思います。

それから、荒海中学校の用地問題について、教育長さんはわかっていると思うんですが、今現在これからどういうふうに行くかわからない。ことしいっぱいで見切りをして、そして出るところに出るということですが、出るところには随分出ているんだよな。あらゆるところに。100回もこれやっているんだから。交渉なり弁護士なり、そういうことで我々も何回も裁判、労働問題から土地問題から五、六回裁判ぶった経験があるの。

そういうことで土地問題については、何と云っても相手がうんと言わなければだめなの。刑事事件でも何でもいい。そういうことで、あらゆる手段を使って、どうするかはおれらの部分ではないけれども、毎回裁判を起こしてやるなんて言っているけれども、裁判やるには銭もかかるんだし、議会の承認も要るんだべし、うまくいけばいいですが、そういうことで今後の進行ぐあいを見てみたいと思うんです。

あと、なおさらに、町長はわからないかもわからないけれども、こっちの方の左側、今問題になっているのは右側の端っこなんだけれども、今度は左側、左側は自動車はずっと今まで通っていったんですが、今度は自動車道、ちょっとトラクターでかっぼって、そして校舎と真っすぐのところへこういうボタというか根っこというか、いっぱい積み始まったの。ああいふのまた積んだら、これおれの家のだよと主張するために、おれは、あそこが境じゃないのかと向こうは主張するんじゃないかなと思うの。おれは、こっち側の左側の場所は、校庭の端っこは境がどこまでかわからないですが、今きれいなソバ畑になって、トラクターでうなってソバをまいてあるから、そういう食い込みがあるわけです。

そういうことで、かなりまだ今度は、ここの主張も、おれはするのではないかと思うわけで、なかなかこれは大変な問題だから、そういうことで教育長ひとつどういう考え、本当に裁判ぶって、またやるのかやらねえのか。また、弁護士はどこの弁護士さん、今までだと堀切さんと鈴木さんて福島の人、遠い弁護士、地元若松にいるのに、何でそっちの方まで頼んでいるのかなと私は疑うものですが、その点ひとつよろしく。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

県立南会津病院の件、議員がおただしのように、私も昨日、改めて助役を通してその実態を確認をいたしました。間違いなく今ご報告のあったような込みぐあいで、病院側としても一たん帰っていただいて、それからさらに診察時間が来たならば電話をして、連絡をして来ていただくと、こういう扱いをしているようでございます。それが、先ほど言ったように、10時20分の診察終了ということですが、最後の方が終わったのが12時半過ぎというようなことで、医師そのものが帰ったのが、その後回診をして、また回診を続けて帰ったというようなことで、大変異常きわまりない状態でございます。

これらについても病院局の方と、あるいは県、医大関係者の方に、その実態まではお話できなかったんですが、そういう傾向が多分生じているだろうということで話をしましたが、なかなか医師の確保というのが、仮に非常勤で1人の人を配置するということになると、逆に1人の人に負担がかかるということもあって、できれば、理想的には2人体制、それ以上に医師の研修とか、あるいは医師の休暇とか、そういったことを考えれば、さらにそこにプラスもう1人医師がいることが望ましい、こういう意見もいただいております、病院局の方としては、単年度で7億円南会津病院には支出をしているんだと、こういうこともございます。しかしながら基本的には、南会津病院は充実させるという答申が出ていますので、このことについては簡単には変えられないということでございます。

ですから、ただいま議員から大変心強いご提言や、あるいは協力のお言葉をいただきましたので、町当局も議員の皆さんと一緒に足並みをそろえて、今後さらに要望活動を続けていきたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、荒海中の用地の問題についても、まさしく現状認識は議員と一緒にあります。これまでさまざまな関係者に連絡をとったり、あるいは実態の確認を行ってまいりました。しかし、これまでの対応の中にも、県が一部、公共工事の用地として絡んでいた部分がございます。それらについて一つ一つ精査してきたわけですが、総じてできないという答えを

出さずに、もう一度具体的に相手に説明をして交渉を続けて、その後それがいつまでも前に進まないようであれば、これは別の方法で対応するというございますので、内容については教育委員会の方と十分連絡をとりながら対応してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 星光久君。

○10番 星光久議員 教育長は後から答弁お願いするんですが、そういうことで、それから、職員の健康管理について、合併後、かなりの多忙な、課によっては、全課が忙しくなつたことは申すまでもなく、それは十分あれしているのだが、特に税務課、総務課については、町長の人事異動もあつたり何かして、そういうことも絡んでいるか何かはわからないんですが、すごいやっぱり過重労働、かなりの職員にとっては無理をした経過があるのではないかとということで、私もいろいろ調べてみたんですが、そういうことで、かなりの超勤時間というか、ただ働きというか、賃金不払いなんては言わないですが、ただ働きの部分があるのではないかとということで、その辺はどうなんですか、町長。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

合併によりまして、それぞれこれまでの業務と違う業務の領域に配置をすることになった職員もかなりございます。それから、昨日の職員配置のときにもお答えを申し上げましたが、全体的に補充率が35%以内ということで減つています。

そんな中で、ただいま税務課、総務課のお話がありましたが、住民生活課の国保税の方の担当については、ここもかなり過重になっているというふうに認識しております。それは、不均一課税ということで、これまでの対応が1つで済んでいたものが4つ、5つということになってきますので、これらについての配慮を今後新たな人事の中でしていきたい。

いずれにいたしましても、超過勤務の額の制限もございますので、できるだけ課を超えて協力するようにと、こういう話をしておりますが、なかなか実態としてはそうならないところもございます。場合によっては支所の方から本庁の方に来ていただいてお手伝いをしていただいと、こういう事例もございますので、今後、さらにその実態を注視しながら過重にならないように努めてまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 星光久君。

○10番 星光久議員 そういうことで、県立病院もさながら役場も、役場なんていうのはこの地域の模範でありますので、そういう形で、忙しいから超勤するなんていうような形とい

うのは、労働基準法からいくと4時間前にちゃんと命令しなさいと、突発事故なんていうときは、水害とか、事務が忙しくて、繁忙で、突発事故だなんていうことあり得ないものだから、そういうことを含めて、いろんな健康管理、毎日毎日残業、夜中まで、深夜までやるようになんかなった場合、労働で疲労するのはすぐ寝ることができるんだけど、精神的な面で疲労すると、なかなか眠れないの。そして悪循環になっちゃって、ずっと今までの例があって、寝られないから酒を飲む、そしてまた寝る。その繰り返しをすれば、やっぱり何らかの影響は後から出てくるということを何ぼ総務課長元気でも、そういうことがありますので、これは気をつけながら頑張ってくださいと思います。そういうことで税務課もそういうことだと思うんですが、そういうことで大変だと思います。

そういうことで医者の問題も、さかのぼるけれども、やっぱりこんな病院にはいられねえというわけ。それこそ朝9時からぶっ続き、まんま食う時間もねえ、12時半までも仕事やって、そして帰らなければならないような状況では、大した月給高いといたって、そんなに体が大事だということで、いられねえということで、みんなそういう形になるんじゃないかと思えますので、そういうことも含めて二の舞にしないようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、収穫にクマと猿、町長言ったように、荒海地区、おれは館岩だのそっちの方へは行かねえんだけど、荒海地区、ずっと滝原から中荒井まですごいやっぱり、昼間は猿、夜はクマ、これ決まっているの。そして、猿なんかは、かあちゃんなんかはだめ、何ぼそばに行たって荒らしていく。男が来ると逃げていくの。そういうやっぱり賢さを植えつけているという、そういうことで、本当にやっぱり大変だということ。だから物をつくれないうことで、休耕田、町では奨励しているけれども、物をつくりようがねえ。そういうことで役場の職員、これ応援部隊に借りてえんだけどもななんて、何とかなんめえかと言って、農林課の方へ言ったり、いろんなところへ言ってくれなんて言われちゃって、これ役場の職員遊んでいるんでねえから、猿追いさはいくよあんめえなんては言っておいたけれども、そのぐらいやっぱり深刻なの。

そういうことで、鉄砲撃ちをふやしてもらいてえのが本当にやまやまなんだけれども、それには狩猟も取らなければならない、1年かかるわけ、ぐるっと狩猟を取ったり、1年もかかるわけで、そこさヤマドリ、1年に1つぐらいとって、4万円もする狩猟免許を取ったでは割に合わねえものだから、みんな狩猟免許というのを敬遠しているわけ。そういうことで狩猟免許を持たねえと駆除退散もはいよねえし、鉄砲を外へ持って撃つ用がねえもんだから、そういうことで何とか役場の方でもその対応をできないものか、農林課長さんにでもお願ひしたいと思

いますので、これ本当に深刻。

そして、10日ばかり前なんだけれども、新町の端っこでクマが交通事故に遭って死んじゃったの、死んだのは荒らされなくなってよかんべけれども、そういうことで大変なやっぱりクマの被害も多くなっているということ。荒海小学校なんかは30分間、5時半にちょっと物を置いてきたら、6時に行ってみたらクマに荒らされてなくなっちゃった、そういう出没もしているの、生徒も含めて考えていかないと、なかなかこれ大変でねえかなと思います。そういうことでよろしくお願ひしたいと思いますが、その辺について。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

順序が少し変わるかもしれませんが、まず、南会津病院につきましては、本当に議員がおただしのとおり、私も大変な問題だというふうに認識しておりまして、例えばの話なんです、これは南会津町村会としても若干話はしておりましたけれども、地域医療支援センター、この中でいわゆる私たちが地域挙げてサポートできないか、その中で医師を確保して全体的な南会津病院の充実につなげられないかと、こういう提案もしております。いずれまだ回答は返ってきておりませんが、そんな地域挙げてサポート体制をつくりながら、この南会津病院の問題に真剣に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、役場の職場の問題、確かに肉体的なもの、精神的なものがございます。これは分けて考えられるものでもなくて、絶えず両方がある、人間としてはいろいろな行動ができるんだろうと思います。したがって、この35%といういわゆる補充率のシミュレーション、これは全体的な数字ですので、場合によっては、この忙しい、合併の調整がまだ残っています、3年後をめどにと、5年後をめどにと、そういう時期に、やはり職員が負担にならないような仕組みもこれから検討してまいりたい。

猿、クマに対しては、実は検討委員会を立ち上げるようにということで、農林課の方に指示をしておりまして、捕獲と同時に、猿あるいはクマの生態、いわゆる行動、これをちょっと調査してみてもどうかと、その上で、実態をもう少し詳しくつかみながら全体的な対応をしてみたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 先ほど教育長にというご質問がございましたので、お答えしたいと思ひます。

基本的には、先ほど来、町長が答弁されましたとおり、その内容でございますが、現在私が

やっていることについてお話をしてお話をしてお話をいただければというふうに思いますので、お願いいたします。

私がこの広野家の方に行きまして、お話を伺っているところでございますが、その中に感じられることは、やはり一つは心の問題だというふうに思うような感じがするんですが、それで、そこで何回か行きまして、その相手の心をやっぱり自分の心もわかっていただかなくてはならないということで、そういうことでやっております。それで、この次来るときには条件を出してくださいというようなことまで、私言っております。今出せませんかと言ったら、まだ出せない、まだ出せないという言葉が出てきましたので、恐らく何かしら出てくるのではないかなという期待を持って今のところ進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

〔「弁護士は」と言う者あり〕

○横山恒廣教育長 それから弁護士については、鈴木さんという方にやってもらっているんですが、これは前のいきさつからでありまして、前から頼んだものですから急にかえるわけにはいかないというわけで、そういうところでやっていますので、どういう経過でどう頼んだというところまで詳しくは私は存じておりませんので、ご理解願いたいと思っております。

以上です。

○児山寿明議長 星光久君。

○10番 星光久議員 弁護士、まだ鈴木さんということで、私も大分前に頼んで、30年ぐらいになるんだよな。そういうことで、おれは鈴木さんという人を疑うわけではないですが、得意部門というのがある。私も若松の弁護士さんを頼んで、土地は、原告になったら相手方がだめですと言えば、それで終わり。そういうことで決まらないと。そういうもので決まらないわけだよな、これ30年もやっているんだから。そういうことで決まらないと思うんですが、その弁護士さん、本当に土地に得意なのか。

そういうことで我々経験したことは、まず強制的ではなくて、我が家の土地だから、わかっているんだから、我が家の土地、ブルでも何でも入れて強行手段でやってみたらどうですかと。そうすると、向こうが本当に必要だったら、また裁判所へ訴えるっぺし、弁護士でも頼むべし、そういうことでしないと絶対土地問題というのは決まらないと。おれも3回ばかりそういう経過があるんだけど、やっぱり原告になったら決まらない。弁護士が教えるには、原告にはなるなよと、そういうことで我が家の土地、強行手段も何もないと思うの。土地はちゃんと決

まっているんだから、かっぼったり何かして、そうすれば向こうで何とか出てくっぺから、そういうやり方も一つの解決方法では、おれはないかと思うの。

そういうことで、なぜ若松、近場の弁護士さんを頼まないかという費用がすごい、弁護士さん。我々ちょこっとした二、三百万の土地が弁護士料ばかりで800万だから。だめですと言って帰るだけ。書類それこそこんなにつくってきて。我々だめですと言うと、また帰りますと埼玉の方へ行ってしまう。1週間に1回ぐらいずつ来ているの。そんだから大変なの、これ。それで町で弁護士料と裁判料、これから何ぼかかるんだかわからないですが、今までも何ぼかかったかもわからないですが、そういうことで、なぜ近くの弁護士さんを頼まないのか、経過があっても30年前の過ぎたことをそんなに何も言わないと思います。そういうことでもう一回、教育長。

○児山寿明議長 教育次長。

○横山孝夫教育次長 お答えを申し上げます。

全体の裁判は平成4年にやっております、その時点で町が勝訴しております。ということで実績がございます。その他の裁判に関してのいろんな町の経過をご存じでありまして、今回の48番議員の質問に関しましても電話の方でご指導いただきました。そういう経過がありましたので、今後とも福島鈴木さんの方をお願いしたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 星光久君。

○10番 星光久議員 勝訴したということはわかっているの。裁判でも弁護士でも勝訴したということは、我々、それだから明け渡しやったり何か、よこせよこせと当時言っているんだべ。そういうことだからわかっているんだけど、それ以降進まないのは、勝訴したとか何だとか関係ないの。

おれら言うには、だだっ子というか、だだこねている部分については、そういう形で何かねえか探しているんだから。今度はこっちの方、右がだめなら今度は左から攻めてこられているわけだべ。そういうことで、世の中で勝訴したの、話し合いに応じましたの何だのなんて言たって、決まらないからこういう問題が出ているので、平成4年に勝訴したんならもう14年も15年もたつわけだから、そういうことで本当にやっぱり本気になって、本気になってはいるんだべけれども、そういうことで何かやる方法がおれあると思うの。そういうことで方法を考えながらやったらどうですかというのが、私の意見なんです。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 大変そのとおり、10番議員のおっしゃるとおりだと思います。なかなか決まらないということにはいろんな条件があったと。先ほど来、町長が答弁されたとおり、いろんな県のことがあったり、それから、そのために例えば、この前、私が48番議員にお答えしたとおり、強制執行しないというような約束であったり、いろんなことがあったわけです。そういったようないきさつがあって、それからこういう事態になってきているわけでありまして、いろんなことを勘案しながら今のところやっていますので、もう少しお時間をいただきたいというところがございますので、ご理解ください。

以上です。

○児山寿明議長 星光久君。

残り時間ありませんので、簡潔に。

○10番 星光久議員 時間がないということで、答えは結構ですから、解決を早急に望むものです。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○児山寿明議長 以上で10番、星光久君の一般質問を終わります。

以上をもって、通告されております一般質問はすべて終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時52分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎報告第4号の質疑

○児山寿明議長 次に、日程第2、報告第4号 専決処分の報告について、専決第27号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これをもって専決27号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての報告を終わります。



◎議案第46号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第3、議案第46号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 この議案につきましては、条例改正の説明書を見ますと、出産育児一時金、これが30万から35万に上がるということで、経済的な意味で出産の環境がよくなるという点で賛成でありますけれども、出産の環境という点で病院が、先ほどから整形の問題が上がっていますけれども、今度は小児科や産科が会津に集約されるのではないかと、こういう問題がありますので、それについてどのように対応するのか伺います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

会津に集約されるという話は聞いておりませんので、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 9月20日の福島民友新聞に載ったのですが、県の小児科、産科、地域医療確保検討会というのの第2回会合が行われまして、そこで、従来7つの生活圏があると言われておりますけれども、それを5つから6つに絞ると。そして南会津地域については人口が少ないから会津に集約を図るべきだと意見が一致したと載っているんです、新聞に。それで、非常にこれを見て多くの町民の方が心配をしているんです。

整形外科も10月からは月曜、火曜が休みになると。そういう中で小児科と産科もまた減るんじゃないかと、こういうふうに新聞報道もはっきりありましたので。

そこで、私思うんですが、そういう意味で今まで知らなかったというのはちょっと残念だっ

たのですけれども、知ってもらって、強力な運動が必要だと思うんですけれども、その場合に、町長を初め関係者が運動しているというのは私もわかるんですが、その姿が見えないということをもみんな言っているんですよ。ですから陳情している姿の見えるような、あるいは陳情した場合の結果を報告するような、そういうことが必要かと思うんです。例えば、今回の一般行政報告を見ましても、6月議会から今回までの間にそういう病院の問題で陳情したということは載っておりません。ですから、そういう見える、わかりやすい方策についてどう考えるか、それを伺いたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

新聞情報が手元にあつてのおたしだと思えますけれども、私のところには、これも確定ではありませんが、産婦人科については12月から2人体制にしたいと、こういう話も来ておりますので、新聞報道がどこまで正確かわかりませんが、決めたという場合に、その具体的な内容まで決めたのか、方向性として決めたのか、あるいはまたそういう考え方が大勢を占めて、そういうふうな意思表示がされたのか、その辺のニュアンスはなかなか一般の読者には見えてこない部分があると思えます。したがって、私は今のところ、そういう不安は持っておりません。

それで、姿が見えないということですが、私は、町長は本来余り姿を見せるべきではない、このように個人的に価値観を持っております。それは言ってみれば、何でも町長がやる、あるいは何でも町長に頼めばできると、こういうものではなくて、いわゆる議会制の中で町政を執行しているわけですから、そういう意味では、確かに確かな情報はタイミングよく出す必要がありますが、すべてというわけにはいかないと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 まず、ちょっと新聞報道について知らないようですので、ちょっとお配りしたいと思います。許可をお願いします。

〔資料配付〕

○32番 大竹幸一議員 質問を続けますが、それでは、決まったと言うけれども、そういう検討会の中で意見が一致したということが記事に載っているわけですね。ですから最終決定ではないと思えます。しかし、そういう方向が出たということは大変心配すべきだと思っております。

そこで、今、町長、何でもかんでも町長と言われても困るというような話がありましたが、その気持ちもわかりますけれども、しかしやはり、きのう星登志一議員の方からいろんな工場への訪問という話がありましたけれども、やはり町長を先頭にしてやらなければならないことは医療問題でも同じでありますので、今後、もちろんそれは私どももやりますので、あるいは町民も含めていろんな運動をする体制をつくって、そしてやっぱりわかりやすく運動する、その結果、なぜ病院の医者が少ないのかということも町民はわからないんです。だから原因もわからない、それから今後どうしたらいいかもわからないということで悩んでいるわけですから、やはりわかれば、これはやむを得ないなというふうになると思うのですが、そこを今後よく絞った案で行動してほしいということを要望して質問を終わります。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第4、議案第47号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 何度も質問して悪いですが、この条例は、私も前から要求しておりました共通シーズン券ができるということで、内容についてはもちろん賛成であります。しかし、この条例の説明書をちょっと読んでみますと、説明書の中で高杖スキー場の一覧表が載っておりまして、これでシーズン券の1というところが2万円から1万5,000円に下がるというふうに線が引いてあります。それでそういうことかなということになりやすくなっているんですけども、ただそれ以外のスキー場、田島の台鞍は同じだから載ってなくてもいいんでしょうが、伊南の高畑と、あと南郷スキー場、その表が載っていないんですが、なぜなのかと、それがまず1つ目であります。

それから、伊南と南郷のスキー場では、表が載っていないので、今まで幾らだったのかなという金額もわからないと。それからあとは、幾らくらい今まで販売していたのかなと、販売については4スキー場、その数字をちょっと把握していれば伺いたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 今回の条例改正に当たりましては、館岩村だけがここに書いてありますように2万円の5,000円でございます。ほかのスキー場は1万5,000円の5,000円という形なものですから、今回2万円を1万5,000円にするという案でございます。

〔発言する者あり〕

○星 廣政企画観光課長 それでは、販売実績……。

○児山寿明議長 課長、マイクをもっと近づけてやってください。

○星 廣政企画観光課長 販売実績でございますが、台鞍スキー場が全部で782枚、それから高杖185枚、高畑156枚、南郷が435枚、合計で、昨年度1,558枚の実績でございます。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今、館岩の高杖だけが何か2万から1万5,000という話が出ましたが、私の見方が間違っているのかどうかわかりませんが、この例規集を見ると、高畑スキー場がこれ3万となっているんですよ。間違いかな、私の3万となっていると思うんですが、間違いかな。それから南郷スキー場は大人用が3万5,000円かな、はっきりわからないんですが、何だかはっきりわからないんですよ。だから今までの金額がどうだったかということなんです。

それから調べてほしいですが、私、なぜそんなことを聞くかといいますと、では館岩の場合を例にしましょう。そうすると、館岩の場合は今まで2万だったわけですよ。今度は1万5,000円ですよ。そうすると売り上げが落ちるわけですよ。売り上げが落ちるので、やはりその分今度は多く売る必要がありますよ。そこを今度頑張る必要があるんだということをちょっ

と私、どういうふうに今度頑張っていっぱい売ることかということを知りたいわけなんですよ。例えば伊南だったら、私の見た限りでは3万になっているんですけども、3万だとすると倍売らないと売り上げが同じにならないですから、だからすごく頑張ってもらいたいんですよ。それをどういうふうに頑張ることかということを知りたいんです。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

おただしのご意見、確かにそのとおりだと思います。私はいつも、投資に見合う収入を考えよということをそれぞれの会社の方で話をさせてもらっています。したがって今回は、ある意味ではシーズン券で単価を下げるということは投資になるわけですから、それについて4スキー場がこれまでばらばらに誘客をしておりました。共通のシーズン券ですから共通の土台の中で回遊のできるようなそんな営業をしていきたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 頑張ってもらえないわけですが、やはり目標を持って頑張ってもらいたいと思うんです。それで質問、最後になりますけれども、実はきのう、私、町にちょっとポスターが張ってあるのを見たんです。台鞍スキー場の新しいポスター、パウダーだけじゃないというスローガンが入っているポスターがあったんですけども、このポスターにその共通シーズン券が今度できるよということ、ことしの目玉商品が書いてないんですよ。

ですから、やはりこれは台鞍の話ですけども、ほかのスキー場でもいわゆるポスターをつくるんだとしたら、そこを入れるべきだと思うんですよ。何でそういう横の連絡が不十分なのかと思うんです。ですから、それでは今度いっぱい売ることかというふうにならないでしょう。だから、それは条例を待ってからポスターをつくることか、連絡をとって、そういうふうにはやっぱりやらないとだめだと思うんです。何かその辺がせつかく目玉商品をつくるのに入っていないんですよ。その対応を伺います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

この問題も合併協議当時から、できるだけ営業活動の期間を長くしようというご意見もあつたんですが、何せいわゆる行政の対応とか、そういったものというのは、非常に手続上時間がかかります。したがって、ポスターを早くつくりたい、宣伝効果を上げたい、しかしこの条例が通っていない、そうすると書けない、こういうジレンマもあります。ですが、このことも今

後やり方によっては、そのポスターだけではなくて、いろんな意味で対応の仕方をこれから工夫していきたいと思います。そんなことでご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第5、議案第48号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

渡部優君。

○3番 渡部 優議員 今回、議案第48号ですよね。南郷の和泉田地区を追加されて若干の追加予算がついたわけですけども、今後まだまだ当町には未整備地区があるというふうに思うんですが、今後どんな計画があるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

これは情報インフラ整備ということで、非常に地域力をつけるという面からも、また企業誘致という面からも大事な整備だというふうに、私、認識してまして、今後どんな考えで整備をしていくか、お聞かせ願えれば。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

このブロードバンド基盤整備事業につきましては、実は大変、荒海地区の方々が、それぞれ民間の活力といいますか、力を大変発揮していただいて、県の事業に当てはめて補助金をもらって実施することになったわけでありますが、その中でNTTあるいはその他の社といろいろとプロポーザルでやってきたんですが、結果的にNTT以外の他社が辞退をしたということでNTTの方と交渉を持つことになりました。

そんな中で、NTTに決まった後に、いわゆるNTT独自でその基地を持っているという場所が判明いたしまして、それを旧田島地区内で精査をしてみた結果、おおよそ旧田島については独自のNTTの方法と私たちの補助事業とで何とかクリアできるということで、それではそれぞれの3旧町村の実態を調べましたら、いわゆる南郷地区の方が必要性が高いということで、このことについては県の方と協議が必要だったものですから協議した結果、それでは学習サポート事業も今取り組んでいるところですので、そういう形で何とか認めていただいたと。

その後、これはあくまでも単年度事業ですので、来年度のいわゆる事業に結びつくものではない。しかし、一たん入ったんですから、私たちは真剣に、この後も引き続き西部地区の旧3村の地区にまでブロードバンドを広げていきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 この事業そのものには、私はもっと推進すべきだという考えを持っていますので、何らあれはございませんけれども、この事業をやることによって今後どのような、要するに事業というのは、例えば便利さ、各家庭でコンピューターがもっと早く情報が入ってくるよとか、あるいは今現在、町でやっている光事業に関して、例えば4町村の各支所間なんかもテレビなんかでもつなげることができるよとか、そういったこの事業をやることによってどういった活動ができるのかと、そういう説明が、今ちょっと総務委員の方に聞いたら総務委員会の方でも説明がなかったというので、この点について、この事業が終わった結果、あるいは今までの事業をやった結果、これから南会津町としてはこういった体制になりますよ、こういった便利がありますよというようなことをちょっとご説明いただければと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

確かに物をつくって、あるいは整備をして、その後どうなるんだと、これが一番肝心ないわ

ゆる問題なわけでありませう。そんな中で、このブロードバンド化に関しては、これまで公的施設についての対応はできておりましたが、いわゆる一般の民間の企業の人たちにいわゆる競争力をつけてもらうということで、民間の企業の人たちがこのブロードバンドを一番望んでいる、そこにまずきちっと手当てをせうと。それ以外に今度は、先ほど申し上げましたように、それぞれ家庭で学習をせう、学習サポート事業を今学校で進めておりますが、これが学校の放課後だけのいわゆる学習クラブだけではなくて、家に帰ったときに独自に学習ができる、そういうことで学習力を上げながら地域の子育て支援にも結びつけたい、こんなことを今検討しておりますし、そういう共通項に立って整備を進めていきますということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 実は私が一番知りたいのは、光ファイバー、今、町でやっていますけれども、各支所、本庁間でテレビ電話による会議だとか、あるいはコンピューターによる会議だとか、あるいは議会の議場の様子を各支所間でも見られるような状況になっているのか、あるいは今後の計画はそういったことができるような計画で進んでいくのかと、そのようなことが可能なかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいま議員のおただしですが、合併しまして庁内のイントラで職員同士で相互にできると。ただテレビ電話とか、あと議会の中継とかいろいろあると思うんですが、それはまた新たな経費がかかると思うんですが、現状の合併の中では各庁内、それを結んで情報を共有化するということまではいっておりますし、先ほど町長がおっしゃいましたように、教育の格差是正、あるいは福祉、それから花とか花卉とかいろいろやっておられますが、そういう市場のあるたび、それが要するに格差のない、携帯を含めて一体的に全地域に波及できるようにしていきたいというふうにお考えしております。

以上でございます。

○児山寿明議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 非常にこれは大事な分野なんで、一生懸命金をつぎ込んでもやってほしいなと思ひますけれども、テレビ会議だとかそういったことに、新たな事業をやる時にはお金幾らくらいかかるのか調べておいていただきたいと、こんなふうにお思ひまして、質問を終わります。

○児山寿明議長 目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 11番です。

いわゆる旧富田、南郷の和泉田地区に追加ということですが、私もこの辺はよく理解していませんが、今までIP電話がこの和泉田地域、富田地域にはつながることができませんでしたが、このブロードバンドをやることによって旧南郷の大宮地域のようなIP電話の区域になるのかどうかをお願いします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいまのおたがしでございませうが、光ファイバーが、要するにこの和泉田地区にブロードバンド整備をするということですから、そういう条件ができるということになります。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませうか。

馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 今の質疑の中で、和泉田地区に追加したのは、田島は何とか将来的にオーケーなので、残り3村を調べたら和泉田地区がおくれているといひませうか、必要だと。調べた結果の資料、つまり田島地区も含めてブロードバンドの現在の整備状況、その資料を欲しいんですが、その辺、資料提出、後日で結構ですが、できますか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 結論から申し上げますと、資料提供は膨大なものになりますので、それは一概にブロードバンドといひても、いわゆる例へば光回線の容量の問題とかありまして、これはひとつ私どもの方に来て見ていただくと、資料をご提供いたしますので、来て見ていただければ大変ありがたいと思ひます。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいま町長が申し上げましたとおりでございませうが、ただ概算的に、なぜ和泉田地区をやったかということですが、これは南郷地区、伊南地区、いろいろ検討した結果、特にISDNということで、飽和状態、ISDNすらが飽和状態でつながらない状況に和泉田地区はあるということを含めて、こちらの方を優先的に持つていったと。全体的なことは、今、町長申し上げましたように、光ファイバーとはいひえ、いろいろ芯線数の問題とか膨大な資料になるんですが、基本的には田島地区はあらかじめ町で整備する分と業者が整備される分ではほぼ見通しがついたら、そういう中から西部地区では、館岩はケーブルテレビをやっていると。伊南、南郷の中で、どちらかといひると最も飽和状態にある和泉田地区を優先にやったという状況の中でございませうので、ご承りいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 今の課長の答弁、それを私は資料にちゃんと欲しいと言った。つまり I S D N、デジタルの電話が普及していると思いますが、あるいは A D S L、光ファイバー、ケーブルテレビ、それが町内で、例えば館岩さんの例を出しましたが、じゃケーブルテレビは各地区隅々までもう行き渡っているのかどうかも知りたいし、あるいは、例えば松戸原地区とかこの地区しか行かないのかとか、そういうことも知りたいから、その辺の状況、あるいは南郷も同じ。光ファイバー、今度は和泉田整備します。じゃ残りはどこが残っているのか、いや違う、今言った I S D Nで A D S Lでもうこっちは普及していますよとか、現状をどういうふうに把握しているか、現状を、田島地区は今言ったように N T Tで整備で何か将来見通しできると、じゃその将来、こういうふうに田島地区は隅々まで整備できますとか、そういう多少将来も含めての、あるいは現状を重視した状況をまず知りたいということです。

それによって、どこがじゃ未整備で、どこの集落がまだどうなっているのか、それをちょっと知りたいので、課長が言った言葉のやつをちょっと資料的にまとめてほしいということです。お願いしたいんですが。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今説明したことでおわかりいただければ、特に資料は必要ないと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 今 I P電話で思い出しましたが、I P電話は全国どこへかけてもほとんど市内料金でかかる電話なんですけど、私も使っておりますが、この電話回線といいますか、私は素人ですからわかりませんが、それを役場の電話に I P回線を入れることはできないんでしょうか。素朴な質問です。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 今、南会津町が目指しているものは、光ファイバーで全部つなぐということでございます。この I P電話というのは、一つの企業の中とか、一つエリアの中でよく使われるあれですが、基本的には南会津町としては、このブロードバンド整備をいろいろな事業の中で、できるだけ早く実施したいということでございます。

ただ、I P電話についてはいろいろな方法があると思いますが、それは検討はさせていただきますが、基本的には、今申し上げましたようなブロードバンド形式の中でいきたいというふう

に考えております。電話についても特に具体的に今は検討はしていません。

○児山寿明議長 目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 役場の電話回線の使用料というのは、調べてみないとわかりませんが、相当な量だと思うんですよ。電話回線、NTTに払う料金は。それをIP電話の回線にすれば、いわゆる市内料金とほぼ同じ料金で全国話せるわけですから、役場の電話をそうしたら大変経費は浮くんだろうと、こう素人考えで質問をしております。

以上です。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ただいまのおたがしでございますが、庁舎管理の関係上、電話を含めまして、この後検討させていただきたい、調査させていただきたいということでご了承いただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかに質疑。

馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 課長の答弁で了解してもらって資料は出せないと言うんですが、町長さんは、先ほど残り3村もこれから整備していくということですので、まずしっかりした現状把握、そのためにも当然、庁内でも資料はつくるべきだし、また資料はあるべきだと思います。これは一種の情報格差をなくすための整備事業だと思いますので、膨大な資料は確かにありますが、要約した、例えば伊南の場合は公共施設は光ファイバーが入っていますが、まだ民間、あるいは住宅、会社には行っていません。そういう状況はみんなにも知ってほしいし、あるいはほかの地区もどうなっているのかも私も知りたいし、ぜひとも我々素人にわかる程度の資料で結構です。ぜひ将来の整備のためにはそういう資料はいずれつくることだと思いますので、そのときでも結構です。あえて資料をつくるための時間を使わなくて結構ですが、そういう資料ができましたら、ぜひ公開、お知らせしていただくことを要望だけしておきます。

以上です。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第6、議案第49号 町道路線の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第7、議案第50号 字の区域の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第8、議案第51号 物品購入契約についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 これ更新ということでございますが、まず聞きたいのは取得時期、更新する前の今の機械、いつ購入したのかということが一つございます。

とりあえずその点お願いします。

○児山寿明議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 ただいまのご質問なんですけれども、平成5年に購入しております。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 そうしますと、これは耐用年数は大体どのくらいなのかわかりませんかでしょうか。いわゆる耐用年数が過ぎたから更新してくれとか、そういう状況なのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、もう一つなんですけれども、多分これはかつて村で管理していたと想定されるんですけれども、当然、減価償却も何もしていないと思いますが、その辺、もし減価償却していれば、幾ら幾らして、引当金がこのくらいあるというようなことがわかればよろしいんですが、その2点、もう一回お願いします。

○児山寿明議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 圧雪車の耐用年数は5年になっておりますけれども、平成5年に購入しておりますので、既に13年経過しております。それで、最近故障が多くて、修繕費の方が多くかかっているというような状況でありますので、よろしくをお願いします。

○児山寿明議長 減価償却についての答弁が抜けています。

南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 減価償却につきましては、きちんとはとらえていないんですけれども……。すみません。その減価償却の部分については、後ほど詳しく調べて返答したいと思います。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 再度、私が知りたいのは、本来なら企業会計でいえば、減価償却という減価償却引当金があって、ほぼそれに見合うだけの積み立てがあるというふうに理解しているわけですが、それをしなかったとなれば、全然財源がないわけです。それで、私、お聞きしたいのは、スキー場基金というのがあると思うんですけれども、こういう場合にはそういう取り崩しはできないのかどうか。どなたでも結構ですが、わかる方お願いしたい。

○児山寿明議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 ただいまのご質問なんですけれども、南郷スキー場についてはスキー場基金を持っておりません。実際的には赤字なものですから、スキー場基金を積み立てる余裕がないというようなことをご理解していただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 物品購入契約について、7番のついでに聞いておきますが、あとは入札の件ですが、これは何社かで争ったと思うんですが、この購入契約、我々はただ議会へ出てきて、ただこれ承認するだけではわからないので、1番札、2番札、3番札の金額の差、それを教えてもらいます。きょうでなくて後でいいから。そうでないと我々説明しようがねえ。ただ承認する、値段わかったか とあるし。

〔「きょう聞いた方がいい」と言う者あり〕

○15番 阿久津梅夫議員 きょうは要りません、私は。後に教えてください。

○児山寿明議長 執行部よろしく申し上げます。きょうの答弁はよろしいようであります。
ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第9、議案第52号 物品購入契約についてを議題といたします。
直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第10、議案第53号 物品購入契約についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 これもちょっとお聞きしたいのは、これは当然、高畑ということで伊南ですね。株式会社I N Aに平成17年5月9日に5,000万、18年3月10日に3,000万、8,000万と、こういうふうな形で出資しておられるわけですけれども、この出資の使い道をお聞きしたい。私は、どういうことかと言うと、ひょっとしたらその金でこれ買えるのではないかというふうに思っているわけですけれども、その8,000万の使い道を明確にお答え願います。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 お答えいたします。

株式会社I N Aの8,000万の使い道の件でございますが、これは株式会社I N Aの問題ですので、詳しくは承知しておりませんが、運営資金に使っていると思います。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 運営資金と一発で言われると困るんですけれども、実際は何に使ったのかということを行っているわけです。どうも何か監査委員会の方に聞いたら、そこは監査はしていないと、こういうことです。100%出資なんです。だから、恐らくそのお金をぼーんとやっちゃって、ああその先は知らないでは、これ済まないと思うんです。8,000万ですよ。しかもまだこれお金出して、8,000万ですから、でなかったら、残高幾らあるかわかりますか。恐らくその会社の現金預金の中に8,000万という残高があるんだったらいいんだけど、本来、私は、そちらの方から金を出すべきだと思っているわけですよ、これは。

その辺、こう言っても仕方がないかもしれませんが、どうしてもわからなくてはいけませんが、これわかる人いないんでしょうかね、企画の方でもわかりませんか。

私も3回しか質問できないから、もう一つお聞きしますが、伊南村の高畑スキー場の今度は基金、基金は幾らあるのか。そっちの方からこれ使えないかどうか、わかりますか。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 高畑スキー場の基金でございますが、現在8,000万程度はあると思います。それで、その基金で買えないかというお話でございますが、基金でも買えますけれども、今回は歳時記の郷奥会津活性化事業補助金という県の補助金がございます、その補助金の事業費の3分の2を受けまして、それで購入した方が町では有利だということで判断しまして、補助金を活用することにいたしました。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 3回目です。

今ほどは基金に8,000万あると、こういうことを言っています。8,000万あればいろいろな、さっきの補助金のいわゆるこの町で負担する分、これは過疎債かな、そんなこと過疎債を使わなくてもできるような感じがするんですけども、これは町長がいいのか収入役さんがいいのかわかりませんが、取り崩して、こちらの方に振り向けると、そういう考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきますが、今回は只見町電源流域の活性化資金を使うと。基金のあれですが、ご承知のとおり、リフト、各スキー場とも10年以上たっております。この修繕に対してのなかなかそういう補助はないわけです。こういう今回新たにあれする場合にはそういう補助があるもので有効に活用すると。

この8,000万も、具体的にリフト1基トラブルが起こったりあれすると、交換すると、かなりの費用を要するわけです。そういうものに引き当てなければならないという緊急性を常に持っているものですから、そちらにその基金を充当しながら、こういう補助制度でできるものについては有効に補助制度を活用しながら健全に経営ができるようにしたいと。特に各スキー場とももう10年、20年たっておりますので、いつリフトが故障するかわからないようなリフトもかなりあるものですから、そういう観点から基金の使い方については、そちらを優先にしながら現在考えておるところでございます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 関連のようになるかもしれませんが、まず、私が一番心配す

るのは、この機械を買う、民間では到底考えられないような行動だなというのが実態です。ご存じのとおり、この合併前に、私はこの4つのスキー場について物すごく心配していた。今後、このスキー場運営に町がどれだけ投資したり、補助出したり、将来は夕張の二の舞を踏むんじゃないかというような考えも持っていました。でも合併条件、あるいは西部の方々の議員の顔を見ると余り強く言えません。

ただ、ここで池の中に一つ石を投げたいと思います。

まず、私が合併前に主張していたのは、会社だったらば、会社更生法、そういうのに該当しないかということをお願いしておりました、町長に。そうすると、現在合併して、これが悪い会社に対して町はどんどん雇用対策、あるいはいろんな意味で投資しなくちゃならない合併条件があったなど、やむを得ないなど。でも来年改正になって、よく見たら、将来はこのスキー場はうまくない、これは大丈夫だという試算があってやらないと大変なことになると、私は思いますよ。

なぜ東武が引き揚げたり、大手がどんどん引き揚げる、採算が合わないからなんです。関連でこういうこと申しわけないけれども、その点について、将来について、会社更生法に法的にできるかできないか、将来大丈夫なのか、私はそれを一番懸念しているんですが、町長の見解、見通し、よろしくをお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員からおただしのように、大変厳しい実態がございます。私は単純に地域の雇用という次元だけでこの施設を存続するというような甘い考えであってはならないと、こういうふうに思っております。ただいま7番議員からのおただしもございましたが、私たちが地域の力を総合的に合併効果をあらわす、そういう意味では単独スキー場であって、それぞれ競い合っていたこれまでの形態、それを乗り越えて、いわゆる連結融合して、このスキー場のオールシーズン、例えばいわゆるスキーシーズンだけではなくてオールシーズン、どんなふうに活用できるかということを考えながら、この企業体の経営にこれから取り組んでいかなければならないと。それには当然それぞれの会社の責任者である社長あるいは役員の方々がそういう意識を持ってもらわなければならないということで、今、それぞれの施設で町長をと懇談を持って、意識を高めるように頑張っているところであります。

会社更生法については、今のところ特に意識して考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 考えて、会社更生法というのは前から私は町長に申し上げて、合併前から、そうして整理して合併した方がいいんじゃないかなということを提案していたんですが、この点について助役さんはわかりませんか。会社更生法に該当、公社とかこの第三セクターとかのいろんな法律があるんですが、その点どのようにお考えですか。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 法律的に適用できるかどうかというご質問なんだと承りましてご答弁申し上げますと、詳しくは存じ上げてございませんが、現在のこの4つの会社について適用するかどうかは、町長申し上げましたとおり、適用については考えてございません。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 この議案につきましては、委員会の中でも説明がありましたが、その後ちょっと質問する事項がありますので、質問いたしますが、これが3,100万でありますけれども、金額、それが先ほど51号でやりました南郷スキー場の圧雪車の2,600万とは500万ほど違うわけです。その500万ほど違うその理由、どういう機能があるのか、またそういうのが必要なのか。

それから、これがよく見ると外国社製、プリノート社製ということで、今後のいろんな部品、故障の場合の部品とか人のメンテナンス、そういうものが果たして差し支えないのかどうか、その2点を伺います。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 お答えいたします。

初めに、値段の違う点でございますが、議案第51号の圧雪車につきましては、いわゆる馬力が中くらいの中型車と言われております。それから、今回審議いただいております議案53号の高畑スキー場の圧雪車は、馬力が430馬力程度の大型車の部類に入るものでございまして、その大型車と中型車の関係で値段が異なります。

それから、メンテナンス関係でございますが、外国製品ですのでメンテナンスが大変じゃないかというご指摘でございますが、メーカーの指定工場が南会津町内にもありますので、その指定工場によりメンテナンスを行っていただきたいと考えております。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 そうすると、大型車と中型車の違いというのはわかりましたが、こ

の高畑スキー場の場合にはその中型車では間に合わないのかどうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

確かにそういう疑問が出てくるとは思いますが、高畑スキー場といわゆる南郷スキー場のゲレンデの傾斜、これが違いまして、その距離等もあって、より効率的に作業をする場合にはどうしてもこの機種でないといけないと、こういう判断に基づいて決定をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 追加してお話しさせていただきますと、議案51号の南郷のスキー場の圧雪車につきましては、物件の欄の一番最後の3分割圧雪ローター仕様というところでございますが、これは南郷スキー場の売りでありますスノーボーダー用のハーフパイプをつくる仕様ということで、それにはこの中型車のこの機械ということでこちらを選ばせていただきました。なお、53号の高畑スキー場につきましては、前ほどは中型車で圧雪を行っていたところでございますが、人員の効率的な観点から、実際に圧雪車に乗る人数を減らして経費を浮かせたいという前からの方針を踏襲して、大型車ということでこの圧雪車の仕様になってものでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

楠正次君。

○1番 楠 正次議員 先ほどの企画観光課長の答弁についてちょっとおただししたいのですが、I N Aに所有権がリフトも移っているのかどうか。指定管理者制度であれば、先ほどの基金を老朽化しているからそのリフトなどの修繕等で使わなければいけないというふうなお答えがあったと思うのですが、町のものでは、指定する側としては、そういう大規模の修繕等は町で行うというのが条件だったと思うのですが、その辺もう一度お願いします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいまのおただしにお答えをさせていただきます。

基本的に高畑スキー場につきましては、資産は一切、町のものでございます。それから、基金につきましても、これは当然町の基金でございますので、ただ、合併協議会の中では、田島及び伊南にある基金につきましては、それぞれの持っているスキー場、伊南と台鞍、そちらの方に有効に使いましょうというある程度の申し合わせの中で来ておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。昼食とします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせをいたします。

42番、君島勝美君が都合により早退いたしましたので、ご了承願います。



◎報告第5号について

○児山寿明議長 次に、日程第11、報告第5号 平成17年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題といたします。

本件については、これから審議予定となっております平成17年度一般会計、特別会計並びに事業会計に係る決算認定に付すための法令で定める補足説明書類であります。

ここでお諮りをいたします。

報告第5号は、次の日程第12以下、4町村及び南会津町の各会計に係る決算認定についての議案審議とあわせて質疑することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、報告第5号は、次の日程第12以下、決算認定についての議案審議とあわせて質疑することに決しました。



◎議案第54号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第12、議案第54号 平成17年度田島町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 2点ほど質問いたします。

事務報告に基づいて伺いますが、事務報告の16ページ、そこに入札の昨年の執行状況が書いてありますが、指名委員会14回、入札が83件、見積もり9件、ありますが、この内容を伺います。内容といいますのは、予定価格の合計は幾らであったかと、それから落札価格の合計は幾らであったかと。割合は96.46%ということはきのう聞きましたが、それからあと次は失格、予定価格の80%以下のもの、あるいは予定価格をオーバーしたもの、これが何件あったかと。それから1回で決まらなかった場合、複数回入札が何件あったかと。さらに最後には1位不動、複数回で決まらなかった場合には2回目もやった場合には2回目の人も1位は同じであったかどうか、この点について伺います。

それからあと、2つ目の問題は、やっぱり事務報告の95ページの保健師の活動内容になりますが、訪問内容ということで、各戸への訪問内容の中で、引きこもりの予防が2件となっておりますが、この引きこもりの問題は非常に、かなりの方がいるという話なんですけれども、私どもも正確な実態はわかりませんが、本当にまだまだ若い人、学校のころはいろいろカウンセリングがあるからいいんですが、学校を終わった後、20代、30代の方がかなり家にいるという話を聞きます。そして、なかなか相談する人もいない、家の中でも困っていると、結婚もも

ちろんできないと、こういうことで非常に深刻な問題になっておりますが、この引きこもりの方を何件くらい把握していらっしゃるのか。そして、2件は訪問したんでしょうけれども、あとの方はどういう理由で訪問できないのか、あるいは逆からいいますと、この2件は要請があったから行ったのか、その辺の内容を伺います。

以上の2点、非常に重要な問題だと思いますので、伺います。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ただいまおただしの事務報告16ページの入札関係のおただしでございますが、まず、5点ほどに分かれるかと思えます。それで、旧田島町の関係で申し上げさせていただきたいと思えます。

まず、予定価格の合計額でございますが、申しわけございませんが、100万円単位で申し上げます。予定価格合計が6億5,500万、それから落札額の合計額が6億3,100万、それから予定価格と落札額の割合については、きのう申し上げたということで省略しますが、次に、失格の関係でございますが、これは1件です。それから複数回入札については18件、それから1位不動態はということでございますが、これは18件ということでございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 事務報告の95ページの引きこもりの関係でお答えいたします。

今現在、保健指導員の方におきましては、主に40歳以上の老人保健事業の方を担当していただいておりますので、ここにあらわれております2件につきましては、高齢者の引きこもりの方に対する訪問指導ということでございます。

それで、引きこもりの実態でございますが、これにつきましては詳細、実態把握をしていない現状にあります。高齢者につきましては、生きがい活動支援事業等を通じまして、これらの引きこもりのある高齢者に対して一定のフォローをしているところでございますが、お話にありました若年層の引きこもりの関係については実態の把握がまだされていない状況がございますので、これから民生委員等を通じましてこれらの実態把握に努めまして、必要な施策を展開していきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 そうすると、入札の方についてまず質問いたしますが、件数はここに書いてありますように83件で、落札率が平均で96.46というのがわかりました。それからあと、きのうの質問の中で、ほかでも、南郷では98、伊南でも98、館岩は97ということもわか

りましたので、いずれも非常に高い状況にあるわけですが、きのうの一般質問のときにちょっと町長の認識というか、そいつを聞く時間がなかったものですから、こういう95%以上の高い状況、これについては、きのうも言いましたように、競争原理が働いていないと、あるいは談合が行われているんだというふうに識者が言っているんですが、町長あるいは担当でもいいんですが、どんなふうに認識しているか伺います。

それからあと、その訪問内容につきましては、高齢者だったというようなことでちょっとあれだったんですが、本当は、若い人についてはまだ把握していないということなんですが、ぜひ把握してもらって、そして、私、去年、提案したんですけれども、やはり若い人の、私ら昔、若いころにヤングスクールなんていって若い人の集まりがあったんですが、その前は青年会だったんでしょうけれども、青年会がなくなってからヤングスクールとなったんですけれども、今は若い人向けのが何もないわけです。ですから、若い人向けのやっぱり余暇の過ごし方というんですか、そういう施策を講じてもらって、そして、若い人がここに定住しても、昼間仕事してばかりではおもしろくないんです。やっぱり夜の遊びがないとおもしろくないんです。ですから、何とかしてそういう余暇活動、これを有意義に過ごすような施策、これをぜひ講じてもらいたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

2つほどおただしがあったかと思いますが、入札の落札率についてであります、識者が、いわゆる今いろんなところでコメントを出しておりますが、現在特に福島県では新聞あるいはテレビで報道されている事件がございまして、特にそういう意味では意識が高い問題かなというふうに思っております。私もそのことについての競争原理については共通認識を持っておりますが、ただ私一つだけ今後確かめていきたいという問題があります。それは、もしその設計という、今の設計のあり方が本当に妥当性があるのか、こういうことが諸経費の取り方とか、具体的な事項についての積み上げの問題、これらについて、もしそれがその事業に対しての品格を、いわゆる品質を確保していくという前提で適正であるとすれば、私は一概にその入札率だけで談合の問題を云々するというのはいかがなものかなというふうに思っております。

ただ、競争原理が働くということは大変大事で重要なこととございますので、それらについては今後どういうふうに対応していくか、慎重に対応しなければならないと思っておりますが、私の場合はできるだけ性善説で物事をとらえるタイプなので、そういうことで考えております。

それから、2点目の引きこもりに関してですが、多分議員はおわかりだと思いますが、旧田

島町時代に、私はそういう一くくりの言い方は好きではありませんが、ニート対策として厚生労働省の事業を受け入れて、12人のいわゆる引きこもりに近い方々がいるということでお引き受けをいたしました。

そんな中で、いろいろと地域の中はどうなっているんだろうと、こういう話し合いも持ちましたが、実はその方々の親の方々にも途中で来ていただきましたが、そういうことが現在地域社会の中で恥ずかしいことだと、自分の子供がそういう状況になっているのは恥ずかしいということで、なかなか情報を出してくれない、あるいはそういう事業をやった場合に子供たちを出してくれるだろうか、こういう心配があったんですが、どちらかというと、都市部近郊では、もうそうは言われていられないということで、こういう言い方が妥当かどうかわかりませんが、わらにもすがる思いで、実はこちらの方に預けましたと、こういうことがございましたので、私の方で実態をつかむにも、なかなかそういう意味では個人のプライベートな問題にも踏み込むこととなりますので、これらについてもその辺に十分配慮しながら把握をしていかなければならないと思っておりますし、若い、いわゆる健全な人たちが地域に住むということは大変将来の活力になりますので、余暇の活動についても若者塾、これらを実は旧田島町時代に立ち上げてやったんでありますが、なかなか若者がそういう機会に出てくれない。したがって、今度はそういう若者が集まる場所にこちらから出向いていこうと、そんなことで現場の声を、若者の声を聞きながら、今後政策展開をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 入札問題について町長、今の話の中で落札率だけでいろいろ問題にするのはまずいのではないかと、性善説に立っているというような話がありましたが、先ほどの総務課長の答弁を聞きますと、複数回入札というのが18回あったというのがあるんです。それは1位不動が18回ということでイコールなんです。これが識者から言わせると、やはり談合の証拠だと言うんです。もう1位になる人が決まっているわけですよ。それもう一回入札しても1位の人是不変というわけですから、やはりそういう性善説については、もうそういうのはだめだというふうになっているということをやっぱり認識してほしいと思えます。

それから、9月14日の福島民報新聞を見ると、若松での市議会の一般質問の中でこういうことが載っています。若松では制限つき一般競争入札ということで、制限つきという表現ですが、それを導入する前は落札率が97.1だったんです。導入して16年度は90.0%、17年度は86.6%に下がったと、そして2年間で税金の節約は8億円になったと、こう載っています。

ですから、やはりそういうふうに制度を改善すれば、大変税金の面でも効果がありますので、ぜひ早期導入をしてもらいたいと思いますが。きのうの話の中で内部検討が始まったという話があったんですが、内部検討のその体制をもう少し詳しく、だれを委員長にしてどういう体制でやっているということについて、5日までには新しい制度をつくりたいという、そういうちょっと内容について伺って、3回目の質問にします。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

入札制度の改善方策につきましては、6月議会で町長が答弁したとおり、制度改正について検討せよということで、指名委員会のメンバーで、つまり私が会議の長となりまして、総務課長及び支所長と、あと事業関係の課長さんがメンバーで検討を重ねてまいりました。

今研究しているものについて申し上げますと、県で行っています予定価格の公表の関係、事前公表を検討しておりまして、内部的にはその方向で町長にもお話ししたいと思っておりますが、その中で、全部公表することになりますと随契の取り扱いをどうするのかと、随契についても公表するのかとか、あと、その県の中でも公表しないものについて規定がございまして、それが長が認める場合という漠然としたものなので、その実際の内容なり、そういうところを今研究しておりまして、近々その旨、町長の方にご相談して決めたいと、こういうふうに考えているところでございます。

また、南会津町になりましてからも、旧田島もそうなんですが、入札制度を基本的には指名競争入札制度をとってございます。しかし、指名委員会の中では、通常の土木工事を例に挙げますと、田島町でもそうですが、南会津町全体で、土木工事ならそれをできる業者さんを全部指名しておりまして、実際には南会津町に限った条件つき一般競争入札にほとんど近いものということで指名競争入札をしているつもりでございまして、そういう実態にありますことをご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第55号～議案第62号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第13、議案第55号 平成17年度田島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第20、議案第62号 平成17年度田島町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの特別会計決算8議案を一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより1議案ごとに討論、採決に入ります。

議案第55号 平成17年度田島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第56号 平成17年度田島町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第57号 平成17年度田島町台鞍山スキー場特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第58号 平成17年度田島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第59号 平成17年度田島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第60号 平成17年度田島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第61号 平成17年度田島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第62号 平成17年度田島町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

上衣の着衣を願います。



◎散会の宣告

○児山寿明議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明28日は午前10時より開議し、引き続き議案審議を行います。

本日は大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 1時27分

平成18年第2回南会津町議会定例会 第5日

議事日程 (第5号)

平成18年9月28日(木曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第63号 平成17年度館岩村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第64号 平成17年度館岩村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第65号 平成17年度館岩村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第66号 平成17年度館岩村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第67号 平成17年度館岩村営スキー場特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第68号 平成17年度館岩村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第69号 平成17年度館岩村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程変更

- 日程第15 議案第77号 平成17年度南郷村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第78号 平成17年度南郷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第79号 平成17年度南郷村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第80号 平成17年度南郷村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第81号 平成17年度南郷村下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第82号 平成17年度南郷村林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 2 1 議案第 8 3 号 平成 1 7 年度南郷村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 8 4 号 平成 1 7 年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 8 5 号 平成 1 7 年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 議案第 8 6 号 平成 1 7 年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 議案第 8 7 号 平成 1 7 年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 議案第 8 8 号 平成 1 7 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 議案第 8 9 号 平成 1 7 年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 議案第 9 0 号 平成 1 7 年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 議案第 9 1 号 平成 1 7 年度南会津町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 0 議案第 9 2 号 平成 1 8 年度南会津町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 議案第 9 3 号 平成 1 8 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 2 議案第 9 4 号 平成 1 8 年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 3 議案第 9 5 号 平成 1 8 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 4 議案第 9 6 号 平成 1 8 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 5 議案第 9 7 号 平成 1 8 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 6 議案第 9 8 号 平成 1 8 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 7 議案第 9 9 号 平成 1 8 年度南会津町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 8 議員提出議案第 1 2 号 南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 9 議員派遣の件について

日程第 4 0 閉会中の継続調査について

日程第 8 議案第 7 0 号 平成 1 7 年度伊南村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 7 1 号 平成 1 7 年度伊南村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 1 0 議案第 7 2 号 平成 1 7 年度伊南村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 1 1 議案第 7 3 号 平成 1 7 年度伊南村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

日程第 1 2 議案第 7 4 号 平成 1 7 年度伊南村観光事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

日程第 1 3 議案第 7 5 号 平成 1 7 年度伊南村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 1 4 議案第 7 6 号 平成 1 7 年度伊南村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（47名）

1 番	楠	正 次	議員	2 番	内 藤	孝	議員
3 番	渡 部	優	議員	4 番	山 内	政	議員
5 番	高 野	精 一	議員	6 番	馬 場	信 作	議員
7 番	湯 田	秀 春	議員	8 番	大 宅	宗 吉	議員
9 番	渡 部	忠 雄	議員	1 0 番	星	光 久	議員
1 1 番	目 黒	幸 雄	議員	1 2 番	菅 家	幸 弘	議員
1 3 番	星	登 志 一	議員	1 4 番	平 野	均	議員
1 5 番	阿久津	梅 夫	議員	1 6 番	渡 部	東	議員
1 7 番	湯 田	賢 太 朗	議員	1 8 番	芳 賀	芳 一	議員
2 0 番	星	和 男	議員	2 1 番	星	利 一	議員
2 2 番	星	茂	議員	2 3 番	平 野	昌 盛	議員

24番	湯田直美	議員	25番	森豊喜	議員
26番	星喜弥	議員	27番	平野五十男	議員
28番	渡部昌仲	議員	29番	五十嵐司	議員
30番	平野修治	議員	31番	五十嵐正純	議員
32番	大竹幸一	議員	34番	酒井昭次郎	議員
35番	平野虎一	議員	36番	阿久津進	議員
37番	馬場清雄	議員	38番	渡部康吉	議員
39番	月田和行	議員	40番	星謙一郎	議員
41番	星祥信	議員	42番	君島勝美	議員
43番	村井民重	議員	44番	河原田苗利	議員
46番	渡部衛	議員	47番	馬場秀男	議員
48番	室井強	議員	49番	大山卓	議員
50番	児山寿明	議員			

欠席議員（2名）

19番	芳賀沼順一	議員	45番	湊田幹夫	議員
-----	-------	----	-----	------	----

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	助役
五十嵐廣収	収入役	横山恒廣	教育長
栗城嗣典	直轄政策室参事	宍戸英樹	直轄政策室長
渡部俊夫	総務課長	星廣政	企画観光課長
星光幸	税務課長	菊地新六	住民生活課長
室井裕	健康福祉課長	舟木平蔵	建設課長
児山忠男	環境水道課長	湯田タマイ	会計室長
横山孝夫	教育次長	森秀一	農林課長
湯田順一	農業委員会 事務局長	馬場増男	生涯学習課長
長沼芳樹	学校教育課長	星安晴	舘岩総合支所長
酒井浩蔵	伊南総合支所長	五十嵐竹則	南郷総合支所長

室 井 良 一 代 表 監 査 委 員

事務局職員出席者

澤 田 洋 一 事 務 局 長 酒 井 直 伸 係 長

開議 午前10時22分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は47名であります。

都合により欠席届のあった議員は、19番、芳賀沼順一君、45番、湊田幹夫君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

暑くなってきましたので、上着の脱衣を許可いたします。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎諸報告

○児山寿明議長 ここで、町長より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長。

○湯田芳博町長 大変貴重な審議の時間に発言の時間をいただきましたことを心から感謝を申し上げます。

これまで旧伊南村にかかわる決算概要及び事務報告について、たびたび訂正をお願いしてまいりましたが、これにつけ加えること、さらに訂正事項が発生をいたしました。このことにつきましては、さきの議会の中で総務課長並びに伊南総合支所の方からおわびと訂正を申し上げましたが、重ねて私の方からおわびと訂正を申し上げたいと思います。

これらの過ちについては、業務に向かう基本的な姿勢の問題でもありますので、しっかりとそこところは今後戒めの部分を含めて指導してまいりたいと思っておりますので、どうぞ温かく見守りをお願いしたいというふうに思っております。二度と繰り返すことのないような、しっかりとした体制と意識づけをしてまいりたいと思っております。

なお、訂正の方法につきましては、伊南総合支所の方からご説明をさせていただきます。

本当に申しわけありませんでした。おわび申し上げます。

○児山寿明議長 続いて、伊南総合支所長より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 このたびは再三にわたりましてご迷惑をおかけ申し上げまして、まことに申しわけございません。心からおわびを申し上げます。

私の方から提出しました事務報告及び決算概要につきまして数多くの誤りがあり、お手元に配付申し上げました正誤表のとおり、ご訂正申し上げたいと思います。

訂正の方法でございますが、皆さんに自分の事務報告及び決算概要につきましてお名前を記入していただきまして、それを私の方で一たんお預かりいたしまして、速やかに私の方で訂正いたしまして皆様にお返し申し上げますので、そのような取り扱いでぜひお願いしたいと思います。

このような原因が発生しましたことは、私ども事務職としての本当の基礎的なことであります、そういうつくった後のチェックを怠ったためでございます。本当に申しわけございません。

このたび、たび重なるご迷惑をおかけしましたことにつきましては、今後、支所職員が一丸となって襟を正し、職務に精励することで皆様に報いたいと思います。何とぞご容認くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○児山寿明議長 しばらくお待ちください。今、名前書いていただいて、支所長が申したように一括して訂正をいたしますので。

伊南村の決算概要書と事務報告書であります。この表紙に自分のお名前を書いてテーブルの上に置いてください。決算概要と事務報告、両方です。伊南村の両方の書類です。

〔「休議か」と言う者あり〕

○児山寿明議長 いや、休議ではありません。しばらくお待ちくださいです。その場でお待ちください。

〔「議長、休憩はできないか」と言う者あり〕

○児山寿明議長 いや、もうちょっとですからお待ちください。いや、いや、今、課長さん方が着席すれば、すぐ進行します。

これより、館岩村関係の決算認定に入ります。

◇

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 日程第1、議案第63号 平成17年度館岩村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

楠正次君。

○1番 楠 正次議員 決算概要の52に記されております……

○児山寿明議長 マイクを引いて発言をお願いします。

○1番 楠 正次議員 全体の中で、駆除隊の補助金のことでお聞きしたいと思います。

館岩は15万の補助金と出ておりますけれども、猟友会の方にも9万円の補助を出しております、他の分会との金額の差が相当ございますので、このような次年度の予算編成に向けてすり合わせ、どのような考えがあるか、一応、大まかな部分でお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまのおただし、質問に対しましては、手元資料がございませんので、わかる範囲でお答えをしたいと思います。

18年度の駆除隊に対する予算編成は、おおむね17年度の旧村の補助金、これを合算しまして、100万円少々だったと思いますが、それが18年度の予算となっております。それに対しまして補助金の交付状況なんです、4つの分隊、これを一本化しまして、そのお金を一本化した補助金として交付しております。それで、その中身につきましては、事務職の方でお手伝いはしておりますが、その分け方としては、各分隊の隊長さんに任せたとような内容になっております。

それで、ある地域の隊長さんから、これは不公平でないかというような意見もございましたが、それに対しては、リーダー的立場の田島地域の捕獲隊の隊長さんが説明をされて、納得していただいたという状況でございます。

19年度に向かっても、やはり一本化した中で補助金は交付されるという内容になっておりますので、また、中身については4地域の隊長さんにさらに吟味をしていただいて、振り分けの内容を検討していただくということでお願いをしたいと思っております。

17年度と比較し、18年度の猿、クマの出没状況はかなりふえております。これらのことを

踏まえて、ご協力をいただかなければならないという状況でございますので、できるだけ隊長さん方に理解をしていただいた中で進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 楠正次君。

○1番 楠 正次議員 17年度の実績、18年度の予定金を見ますと、17年はこの実績で見ますと、田島分会が304人、館岩分会が270人、伊南分会が113人、南郷分会が26とありまして、出動回数割合にして人員に1人当たりの金額というふうに計算しますと、南郷は5,154円、伊南が1,398円、館岩が1,100円、田島が1,658円というふうに17年度の実績がございまして、それで駆除隊にすべてお任せというふうな形でいって、今年度も田島が54万4,000円、伊南が15万4,000円、南郷が12万、館岩が15万という割合に、駆除隊の中で隊長さん方が決めたということであると、ちょっと隊員数から見ますと、田島、伊南27名、館岩29名、南郷12名でありますから、この辺の指針といいますか、平均割、人数割、実績割とかというような方法を少し示していただいて、もう少し不公平感の出ないようなところを示すことはできない、その辺も駆除隊に総額でお任せするのではなくて、その辺もちょっと指示していただければいいんじゃないかなと思ひますけれども、どうでしょうか。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 おっしゃるとおりに、今現在の中身につきましては、弾代、保険料、出動回数等、そういう状況になっておりますが、それらの中身についても、金額ばかりでなくて中身についてもご検討をお願いしたいと思います。

ある地域の隊長さんから言われたことも、今おただしのおりにそういう状況でございましたので、田島地域の隊長さんについてもその中身は理解されているということで、4つ地域の隊長さんに、それらも踏まえた中で検討をしていただくということで、それに対する事務も私どもの方で協力をするという形で進めていきたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございせんか。

〔発言する者なし〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第64号～議案第69号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第2、議案第64号 平成17年度館岩村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第7、議案第69号 平成17年度館岩村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの特別会計決算6議案を一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 私、ちょっとわからないのでお聞きしたいわけですが、館岩村の村営スキー場の特別会計ということで、ちょっと私わからないんですが、会津高原さんの方との、あるいはこちらの方の村営スキー場の方、どういうふうな形になっているのか、わかりやすく説明していただければありがたいと。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 高杖スキー場に関しましては、指定管理者制度はロッジ、それからリフト、人工降雪機、スぺーシア等は指定管理者制度でやっております。それから、アストリアホテル等に関しましては会津高原リゾートで直接経営していると。それから、今回寄附を受けました会津高原の下にあるホテルでございますが、それに関しましては賃貸契約ということでやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 そうすると、見た目は1つのスキー場のようなんだけど、3つに区分けされて、それで会計やっていると、こういうことでよろしいですか。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 会計でございますけれども、平成18年度からはスキー場の特別会計はなくなりました。これは一般会計の方に持ち上げまして、だからスキー場から入ってくるのは寄附金というような形で若干上がっていると思いますけれども、それから、賃貸に関しましては賃貸料で上がってきております。

以上でございます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより、1議案ごとに討論、採決に入ります。

議案第64号 平成17年度館岩村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第65号 平成17年度館岩村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第66号 平成17年度館岩村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第67号 平成17年度館岩村営スキー場特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第68号 平成17年度館岩村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第69号 平成17年度館岩村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で、館岩村関係の決算認定議案が終わりました。



◎日程の変更について

○児山寿明議長 ここでお諮りをいたします。

さきの資料訂正の関係上、訂正が済み次第審議することとして日程の順序を変更し、南郷関係の日程第10号、議案第77号からを先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第10号、議案第77号から先に審議することに決定をしました。



◎議案第77号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 ご準備はよろしいでしょうか。

それでは、次に南郷村関係に入ります。

日程第15、議案第77号 平成17年度南郷村一般会計歳入歳出決算の認定ついてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第78号～議案第83号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第16、議案第78号 平成17年度南郷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第21、議案第83号 平成17年度南郷村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての特別会計決算6議案を一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより、1議案ごとに討論、採決に入ります。

議案第78号 平成17年度南郷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第79号 平成17年度南郷村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第80号 平成17年度南郷村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第81号 平成17年度南郷村下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第82号 平成17年度南郷村林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第83号 平成17年度南郷村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で南郷村関係の決算認定議案が終わりました。



◎議案第84号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、南会津町関係に入ります。

日程第22、議案第84号 平成17年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 この決算につきましては、決算書の71ページ、これ繰越明許費の欄がありますが、これは次の72ページの繰越額の数字と異なっているようですが、これは何かそこまでに至る媒体的な数字があるかと思いますが、そのことについてひとつお伺いします。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ちょっと内容について細かい数字を持ってございませんので、後ほど説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○児山寿明議長 平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 ちょっと言葉が先ほど足りなかったかと思いますが、71ページの歳出合計の欄に、翌年度繰越額の欄の繰越明許費の欄の一番下、歳出合計の欄です。これは2億6,100万4,000円ですか、こうなっておりますが、その72ページの4番、翌年度へ繰り越すべき財源という欄で(2)の繰越明許費、繰越額は2,400万4,000円となっております。この差については、何かここまでに来る媒体的な数字があるかと思いますが、それについてお伺いしたわけでございますので、もし今お伺いできればありがたいと思いますが。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 それではお答えいたします。

まず、71ページの繰越明許費の額につきましては、これは事業費全体の繰越額でございまして、一方、72ページにおきましては、繰越明許費繰越額の数値につきましては71ページの繰り越し事業にかかる一般財源として繰り越す額ということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

○児山寿明議長 平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 そうしますと、この差はどこに出てくるんです。71ページには、翌年度繰越額と、こうあるんです。そして、ちなみに申し上げますが、事故繰越額はこれ同じなんです。2,152万5,000円。71ページと72ページ同じなんです。この差はそうすると、71ページの繰越額というのは、この差の部分の繰り越さないということですか。実質収支額の中に入

れて繰り越すということですか。その辺、お伺いします。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 72ページの部分につきましては、実質収支に関する調書でございまして、これは翌年度に繰り越します実質収支に関する調書でございまして、一方、先ほどもご説明申し上げましたが、71ページの数字につきましては事業費全体の繰越額ということでございまして、その差額部分につきましては未収入特定財源ということでございまして、ここには起債、それから補助金等が入ってくるということでございまして、たまたま事故繰越繰越額につきましては一般財源すべてで繰り越すということでございますので、その辺の食い違いが出ておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 私、またわからないからお聞きしたいんですけれども、これ例えば先ほど館岩の村営スキー場のことを聞きましたよね。あれの収入、支出をこう引いて実質収支額6,500万、ページでいうと189ページなんだけれども、それは今度新しい町にあって、どこさ行くのか、もしわかれば教えていただきたいんですけれども。そういうものじゃないのかどうか。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 一般的な会計処理の問題でございまして私の方からお答えさせていただきますが、旧町村、3月19日の時点で打ち切り決算ということになりまして、そのときの歳入歳出の歳計剰余金、これにつきましては、南会津町の17年度の予算の方の諸収入ということで計上するという財政ルールになっておりますので、そちらの方に決算上、算入されているということでご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 はい、わかりました。ありがとうございます。

それからもう一つ、実際、南会津の収支には関係ないんですけども、館岩村さんのときに、東武から18億円の土地と建物を譲渡されたというのかな。それで、せっかく今まで建物の場合なんかは減価償却をして、評価額があるわけですよ。これが大体17年度末で12億7,800万ぐらいあるんですけれども、ゴルフ場とかホテルとかスキーハウスとかと。

町長にお伺いしたいんですけれども、財産をいただいて、もう一度新たに、今、株式会社が2つあると思うんですけれども、そちらの方に譲渡する気はないかどうかお聞きしたいと思います。

ます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今のところ、さまざまないわゆる町に譲渡を受けた財産がございますので、それらをきのうの議会でもご指摘ございましたように、精査をして、その後でやはりいろいろな外部等の意見も加えながら検討していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 どの時点で質問にしたらいいかと思って、迷っていたんですが、総合的なものなのでここで質問させていただきますが、いわゆる支出の面ではいろいろと検討されているわけですが、収入の面での特に国からの税配分、あるいは財源配分、こういうものについての展開、取り組み、こういうものをちょっとただしてみたいと思います。

認定の問題ですから中身の問題あるわけですが、どちらかという、それを踏まえた今後の展開についてになるかと思いますが、今度の合併に当たっていろいろと協議されて、協議内容が決まっているわけですが、どうもそれに対する財政的な担保が十分に検討されたかという、実はそこはおろそかになっているんじゃないかという危惧を実は持っているわけですが、そういう面も含めて全体的なもので質問をしたいと思います。

地方交付税を初めとして、いろいろ配分がなされているのがどんどん少なくなって、大変だ、大変だとすべての決算に出ておりますけれども、今、地方交付税なんかは、しかし前年度の大幅引き下げ、それを基盤としているだけに楽なものではないですけれども、2年間はとにかく担保するんだという方針でいますので、実際には地方交付税も減っていないと。そして、それにかわる問題としていろいろな措置を講じて、それをカバーするという制度もあるわけですね。

これは、なかなか毎年いろいろ変わって複雑になっておりますが、しかし、これも減っていないとはいいいながら、じゃ自治体にとって平等にそうになっているのかという、かなり違ってきていると言われているわけですが、南会津町の場合には、南会津全体、結局全体のものになっちゃうんですが、答えは、それは個々の中身からで結構ですし、わかる人に答弁していただきたいと思いますが、本当に国から来ているものがどれだけ減っているのか。いろいろな措置を含めて、この南会津町全体の中での数字を分析されているかどうか伺いたいと思う。当然、分析すべきだろうと思いますが、分析されているならばその中身を明らかにしてほしいと思います。

いろいろな一般財源の削減の問題、それに伴う起債の新しい制度の問題とかもつくられていますからね。そういうものを例えば地域再生事業債だとか、財政健全化債とかというようなものが浸透されてカバーするような形になって、こういうものについて、どんな検討がされて利用されているのかというような問題もあるわけですが、その辺もお伺いをしたいと思います。

そういう面で、とにかくこれからも2年間は強くということですから、裏返して言うと、その先は減らしますよと言っているようなものでもありますが、一般質問でこの辺をやろうと思いつながら時間なくてできなかったんですけれども、その辺の見通しとともに、町長はかなりその辺、責任者として見通しを持ちながらやらなければならない問題だと思いますけれども、そこをどのようにとらえておられるのかお伺いをしたいと思います。そのことでひとつお願いします。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 答えいたします。

南会津全体の地方交付税等のお話について、私から申し上げます。

決算の審議のときで恐縮なんですけど、17年度の交付税と18年度の交付税の比較でお話を申し上げます。17年度の普通交付税の額をまず申し上げます。旧田島町23億1,460万3,000円、2,314,603、館岩村11億5,004万円、1,150,040、伊南村10億9,372万、1,093,720、南郷村13億7,695万4,000円で、合計いたしますと59億3,531万7,000円、5,935,317でございます。一方、普通交付税は今回補正予算で補正をお願いしまして、決定額が58億3,882万、5,838,820ということでございまして、当初見込みよりも約9,000万円の減額となつてございまして、三位一体改革の影響を見ましても、予想よりも大分減つたものと考えてございます。

また、普通交付税と対にして常々考えられるのが臨時財政対策債という債がございまして、それも申し上げますと、平成17年度の4町の合計の実績が5億4,870万、548,700、18年度の確定額でございますが487,600ということで、こちらは9月補正では約500万程度のプラスですが、対前年で見ますと6,110万円のマイナスでございます。

この普通交付税なり財源の見通しにつきましては、町長の方で一般質問にお答えする形で申し上げますとおおり、町の歳入に占めますこれらの国からの財源配分の比率は多ございまして、予断を許さないものと思つてございます。そして、制度の改正が激しく、また細かいものから、これにつきましては先日町長より、財政の係長に制度改正等、それから今後の国の目指すべき方向について研究をするようにという指示がございまして、早速、資料収集には励んでいくところでございますのでご了承いただきたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 町長にというおただしもございましたので、一言だけお答えをいたします。

ただいま助役の方から、交付税の中身についてはご報告させていただきました。これも、実際に本当に私たち、ある程度予想をつけながらその対策を考えているんですが、なかなか計算、事例も非常に細かい内容になっておりまして、さらには三位一体改革の中で大きな変化が見られます。したがって、確定、あるいは想定するその確立がなかなかつかめないというのが現状でありますので、実は、先ほど助役が申し上げましたように、県を通して国の方に出向いてまでも、その中身をちょっと調べるようにということで指示をしたわけではありますが、なかなかそれも国の方のある意味では情報ですから、すべてお示しをいただくということでもないので、それでは別な機関等が、研究している機関等がないのか、こんな話も今しているところでございます。

いずれにいたしましても、大変厳しい、そしてまだ予断を許さない状況に真剣に取り組んでいるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 数字まで出していただいて答弁いただきましたが、やはり全体としての国の政策に出てくる数字とは違った形で出てくるわけですね。それはやはり増税の形が反映した何か地方税がふえたという、ふえているわけですね、全体の国としては。そういう中での配分の仕方の問題があって、こういう増税できない部分、そういうものにしわ寄せが非常に大きくなるんじゃないかということも確かに言われているわけですがけれども、そういう影響がどんなふうに出ているのか、実態が。そういうことをしっかり踏まえて、やはり現場を踏まえた要望をしっかり出す必要があるんじゃないかと。今後もまだまだ流動的なわけですから、やはり県を挙げていかないと、ますます締めつけられてしまうということになる。

いろいろ支出の面で、あれやこれやと工夫して減額し、節約するというのは、それも必要なんですし、決まってしまった枠の中ではそれしかないというような面もありますけれども、しかし、本当に財政全体から見れば、入ってくるのが絞られる方がはるかに金額が大きいわけです。これは大変なことなんで、こんなことでいけば、とてもじゃないが地域がもたないということになってしまうと思うんですよ。

しかも、この合併後の状態を見ても、私は指摘しましたが、人件費削減できるのがこの10年間でどれだけになるかということだけが有利というか、削減の中身になるだろうと思っております。もちろんそのほかもあります、それは微々たるもので、しかし、体制を見てみますと、こう

いう地域の合併だけにそんなに減らせない。減らしたら、もうむしろサービスが大変になって住民がたまらない状況になってしまうだろうと思うんです。

そういうものを踏まえながらやっていくわけですが、ただ合併の問題の時点では、旧町村の地方税そのものは維持しますよということだったけれども、どうも見ていると、そう言いながら個々の町村の交付税の、いや、この辺で減らせ、単価で減らせ、補正で減らせというような形で来ちゃうと、もう10年たたないうちに、これはどんどん厳しくなってしまうと。余裕がなくなってしまった上に、10年後にばったりやられたらどうなるのかという問題があるので、そこは本当に、そこいら中長期的な展望を持っていないとだめだということを私は主張したいわけで、そういう点でも、総務課長にも言っておきましたけれども、やはり中長期の財政計画をきちっと出して、それは流動的ですからしょっちゅう修正しなければならないとは思っておりますけれども、執行部と議会というのは共有できるような材料を出して、しっかりこれから協働して確認していかなければならないだろうと思うんです。そういう点で、そういう計画があるかどうかお伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員おただしのように、国の方のいってみれば厳しい財政事情を受けて、さまざまないわゆる審議を通しながら、その制度改革、あるいは計算、実態の変化というのがございます。私は常々、県、あるいは国に出県、あるいは上京した際に申し上げておりますのは、いわゆる関係機関すべてが財務省、あるいは財政担当になってはいけない。現場を担当する者は、現場の声、暮らしの事情、実態をきちっとつかんで把握した上でその実態を訴えていく、こうしないと、県関係におかれても最初に財政事情の言いわけが出てくるということであってはならないということで、繰り返しお願いをしているところであります。

そんな中で、地方交付税、普通交付税の問題もありますが、森林環境税についても配分についてはいささか納得がいかないということで、これも県当局の方に南会津地方に関する説明をしっかりと求めながら配分の見直しを考えるべきではないかと、こんな意見も申し上げますし、さらには、それぞれ県当局が国の施策のいってみれば押しつけみたいのものであってはならないでしょうということで、それぞれの関係機関の方にもぜひ、南会津町だけではなく、南会津方部の実態をしっかりと上層部の方に上げていただきたい、こんなことで活動をさせてもらっております。

そんな中で非常にこう流動的ではありますが、やはり国の動き、こういったものにアンテナ

を高くしていち早く情報をつかみながら、そして、おっしゃるように中長期的な財政計画については取り組みを進めなければならない、こんな姿勢でありますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 ほかに質疑はございませんか。

楠正次君。

○1番 楠 正次議員 総体的なところで、この監査の意見書の中でちょっとおたじしたいと思ひます。

改善事項のところ、その効率的な臨戸訪問ということがございますが、9月12日に税務課長にお聞きしたところによると、1人体制でトラブルが想定されるもの以外は1人体制ということでありましたが、それ以前、7月18日から8月4日でありますから、税務課長になられる以前は必ず2人で行っていたのか、どうかですね。

その点を1つと、あと町営住宅の使用料で、新田部原団地が一番使用料が高いところかなと思ひたんですが、その滞納されているところ、あいているところ、いろいろな住宅があると思ひますけれども、田島でいいますと、その高級なとか高いところの人はもっと低額なところに移っていただくとか、そういうことはできないのかというふうなことです。

あと職員の超過勤務に関する状況とありますけれども、振替せずに手当を支給しているケースというこの辺をちょっと言葉を、担当課長、説明していただきたいと思ひます。

あと合併に伴って相当超勤の方も多かったと思ひますけれども、200時間超、300時間超の方もいるのかどうか、ちょっとその辺もわかりましたら支所ごとにお知らせいただきたいと思ひます。

あと通勤手当についてでありますけれども、これは臨時の職員も含めて対応になるとすると、相当400何十人かになるんじゃないかと思ひますけれども、支所から本庁、本庁から支所というふうに、今まで支給対象でなかった2キロ以内にいたような人たちも相当数多くなっているのではないかというふうに思ひますけれども、25段階ですか、この中で、この指摘を受けたあと、2キロ刻みから1キロ刻みにした場合に、差額はどのくらい出るかを調べられたかどうか。調べたとしたら、その金額を教えてくださいたいと思ひます。

あとこの通勤の距離でありますけれども、これは自己申告なのか、その点お知らせいただきたいと思ひます。お願いします。

○児山寿明議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 ただいまのご質問の1点目の臨戸訪問の関係を申し上げます。

滞納整理基準がございまして、その中には2人体制での訪問徴収ということになっておりますが、実際は、困難な場合、あるいは問題の事案を除きまして1人で訪問徴収を行っております。

以上でございます。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 町営住宅の使用料でおただしがありましたので、お答えいたします。

おただしの新田部原の住宅は、田島の住宅地で旧田島では一番新しい住宅地であります。ただ、公営住宅法の中での使用料の算定の基準が、ここ数年前から改正があつて変わっております。以前は世帯主の所得に応じて住宅の使用料、変わっておりますけれども、変わった内容は家族、奥様とか子供とか、そういう人たち一緒に住んでいる場合には、すべての収入に応じた形で住宅の使用料が定まるようになっておりますので、新田部原の中で夫婦、それから子供3人とか4人で住んでいらっしゃる方は、結構住宅の使用料が高いのが実態であります。

ただ、今現在、旧田島もそうなんですけれども、南会津の町で空き家として管理しているのは、大変古くて危険な住宅なものですから、そこには政策的に入れないと、こういう住宅であります。それ以外は、今、全戸埋まっている状態のものですから、住宅の使用料がたまつたからといって、いきなり安い方に移つてはどうですかと、こういうこともなかなか言えない状況であります。

こんなことから、南会津町になって少し徴収の方にも余裕ができて、取り立てというんですか、お願いに行く機会もふえましたんで、一気に滞納分すべてを納めるということではなくて、何分の1、半分でも3分の1でもというようなことで、徐々に納めてもらっている実態であります。それも成果も上がっております。ただ、残念ながら、過去の部分、退去した部分の人たちの住宅の使用料が相当たまっておりますので、その分も整理したいと思います。

それから、大体ことし現年で300万の滞納がふえましたけれども、大体二十二、三前後の人たちがもうずっと固定的にためているという方があります。それ以外にも、景気、それから転職などをして職が安定しないというふうなことから、そこにプラスマイナスがありますので、どうしてもやはりふえてくるというのが実態であります。ただ、我々もそうばかりも言つておられないんで、2人体制で、先ほど申し上げましたように全額じゃなくて少しでもというような形で集めているのが実態であります。

以上であります。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 まず、総務課関係でございますが、超過勤務の状態ということで、その旧町村ごとに時間数で調べた部分でちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

まず、300時間以上で勤務した内容でございますが、旧町村ごとといった内容でございます。旧田島町で2人、それから旧伊南村で2人、それから旧南郷村で5人。それから250時間以上300時間未満、田島町が2人、それから南郷村が4人。それから100時間以上で申し上げますが、田島町が5人、旧館岩村が1人、旧伊南村が1人、旧南郷村が2人といった内容となっております。

それから、土日の振りかえ勤務の関係で手当の支給されているケースがあるというようなことをご指摘があったわけでございますが、それらについても、運用上、土日に振りかえるということは基本的にやっておりますが、その中でそういったものがあったということで、今後、監査委員さんのご指摘にあるように、それらの基準をきちっと示していきたいというふうに考えてございます。

それから、通勤手当の関係でございますが、確かに25段階ということで2キロ刻みでやっておりますが、監査委員さんからのご指摘で、各1キロ刻みでの実費でやったらどうだと、実態に合ったようにやるのが通勤手当の支給方法じゃないかといった内容でありました。それらについても、国の制度が自治規則の中でございます。それは5キロ刻みでやっております。本町においては2キロ刻みでやっております。それをしからばどこに置けばいいのかなという部分もいろいろございますので、今後これらに向けては検討していきたいというふうに思っております。

それから、2キロ刻みと1キロ刻みにおけるその差額の部分で、この調べた数字があるかというおただしでございますが、大変申しわけございませんが、そこまでちょっと精査してございませんので、ご了承賜りたいと思います。

それから、そのキロ数の関係で自己申告かと、通勤手当を支給する場合の基礎となる部分でございますが、それらについては自己申告で通勤手当の届書、これをもとに支給をしてございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 楠正次君。

○1番 楠 正次議員 自己申告ということではありますが、信頼できる公務員ですから、そうであると思いますけれども、人間ですから間違い、勘違いということもございますし、100メートル、その2キロから4キロ、4キロ100で、3キロ990メートルの人とは1,300円の差が出

てくるということなんでしょう。そうしたら、やはりこの辺はきちっと調査すべきなのではないかなというふうに感じます。

あと税務課の方の臨戸訪問についてでありますけれども、これは規則のように、先ほどおっしゃったとおり、税務課長が説明したとおり行われていると思います。それで、訪問と納付の関係は総体的にどんなものでしょうか。やはりトラブルの起こりそうなどという人は、実際に収入のない人なものなのか、収入はありそうだけれども納付をしていただけないとか、そういう感じ方というか、そういうふうにきちっとは区分けはされていないかもしれませんが、その辺の状況をお知らせいただきたいと思います。

○児山寿明議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

ただいまのご質問、確認ですが、その滞納の状況を把握しているかということでしょうか。

○児山寿明議長 楠正次君。

○1番 楠 正次議員 把握はされていると思いますけれども、その滞納の中で、臨戸訪問をしながらほとんど効果があらわれないとか、そういうところのものは、果たしてやはり仕事がないとかそういうことかどうか、そういう訪問して納付していただける方といただけない方もいると思うんですよ。トラブルが想定されるというような方たち、そういう人たち、名前とかそういうことではなくて、そういうところの状況をちょっと知りたいと思ったものですから。

○児山寿明議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

今おっしゃっていることは滞納整理の問題だと思っておりますが、我々といたしましては、先ほど申し上げましたように滞納整理基準というものがございまして、それに基づいて処理しておりますが、特に留意しておりますことは、滞納者の生活実態調査、それから財産調査を今実施しております。そして、そこで収入がなくて納税できない方につきましては、可能な限り就労の機会の支援をしながら収税の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、支払い能力があるにもかかわらず納税いただけない方につきましては、税の公平な負担の原則からも、法、あるいは条例にのっとり滞納処分を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 通勤手当の認定の関係でお答えいたします。

先ほど総務課長が申しまして、通勤手当の距離数につきましては自己申告ではございますが、

それをその距離については、それぞれの所属長が決裁の形で認定しまして初めて支給になるということをございまして、それぞれの課長なりは、その地域のある程度の距離数はもう体に入っているものと思いますので、各個人ごとに5メートル、10メートルとかこう実際に測定しなくても、今現在ですと2キロ幅ですから、そこには十分入って、それが正しいものと認識してございます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第85号～議案第91号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第23、議案第85号 平成17年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第29、議案第91号 平成17年度南会津町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの特別会計決算7議案を一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 これも一般的な形になるんですが、国民健康保険関係で質問したいと思います。

これの税源移譲の関係に絡んで制度改正がなされたわけですけども、調整交付金の配分の

問題が変更されました。そして、県の調整に任されるという形になったわけですが、この基準ガイドラインはどのような中身になったのか。そして、その影響が南会津町の場合にどのようなものになっているのか。あるいは、それに対する見解、これをお伺いしたいと思います。

それから、これからの問題に絡めてですが、国民健康保険税というのは一般の低所得者にとっちゃ非常に一番思い税金になっているんですね。だから滞納者の問題やいろいろな問題が出てくるわけですが、その負担割合の問題で、応益応能の関係で50、50というところもあれば、そうでないところもあるようですが、特にこの固定資産関係に絡んで、最近建築しなければならぬところまで追い込まれて建築する、改築する、そういう形で固定資産税がばんと上がってくる。それに対応した形ができなくて苦しんでいるという人がいっぱいいるわけで、その辺がやはり背景にあるんじゃないかと思うんですが。

その応益関係、応能関係の配分の問題でどのように今後の考えとして考えられるのか、その辺もこの機会にお伺いしておきたいと思います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 それでは、まず1つ目に調整交付金の基準の関係、それから2つ目には国保税の主に資産割、それから応益応能の50対50の2点のおたまだと思います。

今ちょっと手持ち資料に、ちょっと今見つけられませんのであれですが、今現在決算でございまして、県から各町村ごとの配分がございまして、その基準に基づいて配分がございまして決算書の数字になっております。今年度も、そうしたことで調整交付金はまいっております。説明に、組み立てまで私ちょっとすみませんが理解しておりませんので、ご了承賜りたいと思います。

それから2点目の資産割、よくこれ文教厚生委員会でも、例えばあと国保運営協議会でも議論になるところでございまして、固定資産税で土地、建物にはちゃんと税金を払っている、賦課されているのに、なおかつ国保税においてもいわゆる資産を一つの賦課基準にするのはいかなものかというようなことがございまして、議員もよくご承知で指導いただいておりますが、全国的に資産割は見直すべきでないかというような視点もあるようでございまして、私どもの方は国保税はまだ4方式ですか、やっておりますが、それらも含めて19年度も不均一課税でございまして、国保運協、議員の皆様方ともども、私どもが事務局として検討してまいって対応していきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 今、調整金の配分の問題について制度的にちょっと認識されていないということですから、後からでも結構ですので、その辺を文書にして回答いただきたいと思います。

以上で終わります。

○児山寿明議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより、1議案ごとに討論、採決に入ります。

議案第85号 平成17年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第86号 平成17年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第87号 平成17年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第88号 平成17年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第89号 平成17年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第90号 平成17年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第91号 平成17年度南会津町水道事業会計決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。昼食にいたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第92号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第30、議案第92号 平成18年度南会津町一般会計補正予算（第

1号)を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 一般補正の23ページ、衛生費の中のごみステーション購入費補助金の問題で、きのう湯田秀春議員の方もこの問題で関連で質問していましたが、納得いかなかったようではありますが、私も納得いっていないものですから質問をいたします。

まず、このごみの問題につきましては、ここに館岩の集積場について1基17万9,000円ということが上がっておりますが、それ以前の委員会の審議の中で、伊南地区では去年1基31万ほどのステーション集積箱を設置したと、そういう話もありましたし、さらに南郷地区においては1基28万ほどのものを設置していると、こういう話もありました。そういう中で、旧田島地区につきましては税金はやっていないと、こういういろいろバランスが悪いわけでありまして、そういう中で今後の方向性という、それがまだはっきりしていないと。きのうの話でも、補助金を出すというふうにはなっていない中で、そういうふうに向性がはっきりしていない中で全額税金というのが上がっていますから、これやはり方向性を私ははっきりする必要があるだろうというふうに思うんです。

きのうの町長の答弁を聞くと、一律的な困難であるとか、今後の経営を見ながら慎重に対応するというふうなのがありました。非常にそれでは全然内容がわかっておりません。したがって、今後、国保税や水道料のように何年か後にはこういうふうにするというようなルールをやはり示す必要があると思うんです。もちろん、合併のときの精神に従いまして住民負担は低い方にすると、こういうことでルール化をする必要があると思いますが、まずその点を伺いたいと思います。

それからあと、この館岩地区の例として、これは木造で間伐材利用ということでありまして、大変そういうことについてはいいことだなというふうに思っておりますが、一つ心配なのはいわゆる耐用年数です。それはどのくらいに見ているのかと。

それからあと、こういうものを税金で支給する場合には、つくる場合には、設置要綱と申しますか、交付要綱と申しますか、そうしたものがあつたんだろうと思うんです。条例にはそういうものがないもので要綱だと思っておりますが、そうした要綱の中でいわゆる維持管理ですが、耐用年数が例えば10年とあつても、この維持管理をきちんとすればもっともつ場合もあると思いますので、特にペンキなんか二、三年に一遍塗るとか、そういったことなんかについては、

きちんとしたそういう要綱の中で住民ときちつとなっているのかどうか。そこを伺いたいと思います。

それからあと、ちょっとちょうど今、これ伊南地区の本当は決算で聞くわけだったんですが、書類がないもんですから困っちゃっているんですが、ここで関連して、伊南地区のことももうちょっと聞かないと話がうまくないもんですから聞きますと、伊南地区では、以前は木造であったというふうに聞いていますが、昨年、税金でつくったわけですが、以前のお金は木造であっても税金であったのか、あるいは地区でお金を出し合っていたのか、これが1つ。

それから、去年の42基2,300万につきましては、どこからそういう要望があつてそういう話になったのか。

それから、この前の委員会の中で、小型については31万という話がありましたが、大型については金額がなかったもんですから、金額もつとはっきり伺いたいと。

それからあと、つくった会社は伊南のフレックスという会社だというふうに聞きましたが、これ入札だったと思いますけれども、何社が入った指名競争入札だったのかと、その辺伺います。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 お答え申し上げます。

初めに、今まであつたごみステーションの件でございますが、今までやったものは9カ所にございます。そのうち木造が8カ所でございますが、この今までやったものはすべて地区の経費でつくったものでございます。それが老朽化しまして、各地区から当時の村にごみステーションの設置の要望がございまして、それで村で地区の要望を聞いた上で設置したわけでございます。

数につきましても、各地区の意見を聞きながら、それぞれの世帯数を勘案しながら決定したというふうになっております。

先ほど、単価のことで議員によるおただしがありました、私のところでちょっと説明不足だったかもしれませんが、42基の平均が1基当たり31万円になります。それで、大型と小型、普通型と言っているのですが、標準型、標準型と大型でございますが、標準型の単価で申し上げますと、これは1基当たり26万2,500円です。それで、大型でございますが、これは1基当たり48万9,510円ということになっています。

以上でございます。

〔「答弁漏れ」と言う者あり〕

○酒井浩蔵伊南総合支所長 入札でございますが、旧伊南村内の業者3社で入札を行いました。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 それでは、お答えいたします。

今後のごみ箱の関係でございますが、きのう町長の方針は述べられました。

今回、館岩村に関しましてでございますが、平成8年度から、地産地消の考えで間伐材を利用し、また環境美化の観点からも統一したごみ箱をつくるということで、旧館岩村では、要望ある集落に対して、区長を通しまして補助をしていたということで、それから維持管理等、契約の関係でございますが、契約は実際はもう結んでいなくて、区長と集落でやっていただくと。維持管理から何から一切、置き場所も一切全部もう集落にお任せということでやってきました。

それから、何年もつかということでございますけれども、これに関しては平成8年から始めましたけれども、現在のところ役場に対して壊れたという話は入ってきておりません。

現在まで、館岩村では約60戸やっております。

以上でございます。

○児山寿明議長 設置要綱について。

○星 安晴館岩総合支所長 設置要綱は、集落の区長さんにお任せでございます。要綱はございません。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 方針について、本当はもう少し町長の方から突っ込んだ意見をほしいんですが、その前にちょっと伺いますのは、館岩地区で10年たっても壊れたという話は今のところないというふうになると、かなりもつわけですね。

それで、伊南地区の場合は去年全部設置したということでありますので、これから相当長い間、設置する必要がなくなると思うんですけれども、その伊南地区でつくる場合において、48万、あるいは26万というような非常に頑丈なものをつくったわけですが、やはりそのときにもっと、田島地区について話を聞きますと、10万くらいで十分もつというんですよ、鉄骨製なんですけれども。田島地区では、ほとんどそういうものですね。高くても十二、三万です。ですから、もっと安くできなかったのかなと思うんですが、今になっていろいろ話を聞きますと、その辺いかがですか、もっと安いのもよかったんじゃないかなというふうに思うんですが、まずその考え方を、感想といいますか、それを伺いたいと思うんですよ。

それから、町長の方から話がなかったんですが、先ほど、私、国保税やあるいは水道料のように、やはり何年か後には、全くの一律にはならないかもしれませんが、やはりこういう方に

もっていきたいというような方向性がないといけないと思うんですよ。

それで、今までの例を見るとほぼ明らかなんですけれども、1つは鉄骨製という方向ですよ。それから、これは田島地区に倣ったような、最低といいますか、10万くらいのでももつと思うんですよ。ですから、今後はそういう方向。

それから、木製ならば館岩地区のこの17万9,000円、もう18万ですね。こういうのも相当もつわけでありまして、今まで設置している伊南地区、南郷地区の、中型でいうと26万、南郷は28万ですか、そういうものよりもはるかに安くできるわけでありますから、田島地区についても今後は税金でもっていくというような方向が私は差し支えないんじゃないかと思うんです。そんなに頻繁につくる必要があるものでもないし、そういうような方向。

それからあと、町内については設置場所がないという問題がありますので、そういうところについてはネットとかそういうものを、これも税金で買って、使ってもらおうというような、そういう方向ですね。そういう方向が、私はそんなに大きな金額じゃなくてもできるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 最初のご質問にお答えいたします。

田島のような10万円というような、鉄骨でできるものでよかったんじゃないかというご質問でございますが、私たちは正直なところ、田島のものをまだどういうものか見たことございませんのでお答えできませんが、もし10万円で、私の方の雪がちょっと田島とは比較にならないほど多いですので、それで対応できれば、その方がよいことは間違いございません。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員から今おただしがございました。確かに細かいそれぞれの行政サービスの協議のすり合わせといいますか、調整については、合併協議の中でもう少し検討すべきであったのではないかなという印象を持っております。しかし、ここに至ってそれはかないませんが、今、伊南総合支所長が申し上げたように、それぞれ地域の気候風土、それから、それぞれ旧町村ごとに行政のいってみれば主要点をどこに置くかと、こういう違いがあつて、ここまでの経緯があつたのではないかなと、このように一応理解しております。

そんな中で、私個人としては、やはり仮に田島地区についての助成、補助を行う場合であっても、これは一般財源、税金の持ち出しになるわけですから、極力必要最低限度のものにしていかなければならないというふうには理解しておりますが、それでも各集落ごとでこれまで自

力をつくって設置をしているという実態がございます。

私は、先ほど馬場議員のときにいろいろおただしもございましたが、行政の責任というのは、必ずしも、満遍ない行政サービスをすることも大事なんですけど、一方で確実に持続する自治体でなければならないと、こういうふうにも考えますので、それらのところをしっかりともう一度再認識しながら、そして、議員おただしのように、いつまでもこの違いを放置しないで、できるだけ早い機会に納得できるような要綱等を考えながら対応してまいりたいと、このように思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 大竹幸一君。

○3番 大竹幸一議員 今、近いうちに要綱等をつくって対応してまいりたいという話がありましたので、少し方向が出たのかなというふうに思いますが、特にその中で要綱という話がちょっと幅広い話になりますが、さっき館岩地区で維持管理についての要綱はないという話がありましたけど、やはりこれ税金でつくって、利用してもらうものですから、いろいろなトラブルが発生しないように、簡単なものでいいですから維持管理は地区でやるべしというような、そういう一筆が必要だと思うんです。そういう意味での維持管理面での要綱、これはつくるべきだろうというふうに思うし、また、金額といいますか、設定する場合のルールの要綱の面も今後早急につくるように求めまして、質問を終わります。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 今まで各区长さんと要綱をつくらないできましたけれども、今回、これから区長さんと契約を結びまして、要綱をつくって契約を結びたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○児山寿明議長 渡部優君。

○3番 渡部 優議員 4点ばかり質問させていただきます。

まず1点目ですが、先般、前回の一般質問等で、町長は特例債事業として6項目ほど挙げたわけですが、常々思っているんですけども、保育所関係の整備事業ということも6項目後に町長おっしゃっていたわけなんですけど、現実的に西部地区の保育所等の事情は存じあげなくて申しわけないんですけども、田島地区では、何度も言われているように、荒海保育所、それから桧沢保育所と非常に老朽化していると。安全が損なわれているんじゃないかと、何度か田島議会でも出ているし、南会津議会でも出ているわけなんですけども、今後の予定等をお示し願えればありがたいなというふうに思います。これ、結構、早急というかの問題であるというふうに私認識していますので、その点示していただければありがたいなというふうに思いま

す。

それから、これはほかの方からも出るかもわかりませんが、また、所管では説明があったかというふうには思いますけれども、教育費の館岩小学校の減額、5,000万ほど出ているんですけども、非常に大きい金額だということで、仕様等が変わったのか、質問しないとわからないまま終わってしまいますので質問したいと思います。

それから3点目ですけれども、これも何度か出ているかなというふうには思うんですが、当町のホームページの管理のことなんですけれども、広報の面で、非常に大事な情報発信の場というふうには私は位置づけていまして、大事だなというふうには思っています、町長が目指すまちづくり交流事業等々の意向を踏まえているのかなというふうな疑問を持っているような広報のホームページのあり方があるように私は感じていまして、私もインターネット等をやっています、定期的に見ているんですけども、先日気がついたのは、祇園祭のことが当地方、旧田島地区ではメインイベントである祇園祭の宣伝がほとんどなされていなかったと。2日、3日前にチェックしても、なかなか一面には載っていなかったような状況があって、1日前ぐらいには載ったみたいですが、こういったことは情報発信の最先端の場所であるホームページで表示されないというのは、小さいことかもわかりませんが、やはり町が目指す方向性が交流人口をふやそうというふうなことも一つ大きなテーマがあるわけですから、そういうふうな担当者担当者がそういうところをしっかりと把握して、自分の職域というか、の範囲の中で、どういったことをやればいいのかという認識が足りないんじゃないかなと私は感じたんですから、大変おこがましいんですけども担当者の方にメールを差上げた経験があったんです。返事は返ってきませんでしたけれども。

そういったこともありまして、ホームページの管理、更新等、管理は業者さんにお任せしているかもわからないんですけども、更新等は多分職員がなさっているというふうには思うんです。どういうふうな形でやっているか、新しい町になってどういうふうな形になったのか確認したいと思いますので、それ示していただきたいということ。

もう1点ですけれども、直接関係ないと言われれば怒られちゃいますけれども、財産管理費ということで無理やりくっつけて質問するわけですけども、今年度の県の当初予算で、南会津警察署の移転地の予算が6,000万ほど載っていたんですけども、その辺の経過、町の方で把握しているか、ちょっとお聞かせ願えればありがたいなど。

なぜかという、隣にあるわけですから、もし新しい候補地ができれば移転をなさるというふうには思いますので、町の方に移管するとかそういったお話のあれがあるのかないのか。あれ

ばどういった利用の方法を考えているか等々考えられることなので、場所も今の南会津役所の本庁を移さないというふうに考えれば大事な場所になるんで、その辺のところはどんなふうな情報が入って、また対応しているか。

以上4点のことお伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今ほど4点おただしがございました。私からは、教育費に関する件を除きまして、3点について答弁をさせていただきたいと思います。

まず最初の保育所の施設の実態、そして統合を含めた今後の方向性についてのおただしであります。実はこれは合併協議の建設計画の中にも入っております。しかし、その年次を含めて繰り上げて、実施については、当然いろいろな方のご意見をいただいたり、あるいは議会の同意をいただいたりしなければなりません。実際にその答申も私が旧田島町長になる前に出されておりますので、その答申も受けて、早急にこの問題に取り組むようにということで担当課長の方には指示をしたところであります。

それは、議員おただしのように大変施設が老朽化していることは事実で、雪害も実は大変心配をしております。昨年の実態を見ますと。それとあわせて、いつやってくるかわからない地震等の災害にも対応しなければならない。それは最も弱いといいますか、あるいは避難しにくいという人たちを、子供を扱っている施設なので、早急にこの問題については議論を深めていこうということで考えております。

それから、ホームページに関してでございますが、これについてもおただしのおりでございます。私の方から、何とか情報発信として専門の職員配置をできないかという話をしておりますけれども、前日の議会のおただしの中にもございましたように、大変厳しい人員配置の中で今業務に当たっておりますので、なかなかそういう状態にはない。そこで、できるだけ早いという更新の情報が出せる、立派な情報が出せる、そういう状況にすればいいんですが、むしろご批判はいただいておりますけれども、本当の意味で南会津町が観光も含めて観光商工、あるいは産業、さらにはそういった農産物も含めて物産の情報、これらをきちっと情報発信できて、あるいは情報をいただいたところに対してきちっと物流システムまでできないかということで、情報役場みたいなものが構築できないだろうかということで、今、山村道場の実態も含めて検証をしております。そんな中で、できるだけこのインターネットを使ったPR、あるいは広報活動に努めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、南会津警察署に関係する用地の買収のおたがしでございましたけれども、この件につきましては、一応南会津町村会として南会津全域の治安維持、あるいは安全・安心のまちづくりのための施設として、県の方に要望をしましてまいりました。そんな中で、南会津町に設置する施設ということもあまして、私の方に県警本部の方からお話ございましたので、それに対して、私どもの方でできる範囲でいろいろな形で、県の方に改めて南会津町村会の要望に加えてお願いをしてきた経緯がございます。そんなことから、先週でしたか、南会津警察署長の方から、用地については買収の見通しがつきましたということで情報をいただきました。それは、ここで番地まで覚えておりませんが、ちょうど神社がございます。田出宇賀神社、あの神社でございますが、そこの入る手間の奈良屋さんというそば屋さんがございますが、その道路を挟んで向かい側、あの辺に敷地が確保できそうですという連絡をいただきました。その後、じゃ具体的にその庁舎をいつ建設になるのか、これは、大変今、県の財政が厳しいので、この見通しが今立っていないという状況でございます。

その後、そういう情報を得ながら南会津役場本庁の周辺のあり方については、その時点で、そういう情報をいただいた時点でまた検討をしていきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 答え申し上げます。

一般補正29ページ、教育費の工事請負費の館岩統合小学校建設事業費の工事請負費の減額の関係でございます。この件につきましては、当初予算策定時には、基本設計の段階で建築面積が2,893で予算を作成しておりました。実施設計に入った段階で国の補助申請の段階にも入りまして、2,710平米ということで、約183平米、建築面積が減少しております。この時点の平米当たりの単価が14万8,500円ということで、この分だけで約2,700万の減額という形の実設計上となっております。

それともう一つは、内部の木材の関係につきまして、来年度、農林の補助が受けられそうな気配があるということで、実施設計の段階でこの分について工事費から削減をしております。

それともう一点、労務賃の県単価が低いということがありまして、この5,600万という大きな減額となっております。

以上です。

○児山寿明議長 渡部優君。

○3番 渡部 優議員 丁寧な説明ありがとうございました。

それで特例債事業の保育所のお話なんですけれども、私が言うのは、政策的に統合してという問題よりも、安全面ということで早くやった方がいいんじゃないかなというふうに思って質問をしましたので、減らすことがいいということではないんで、ひかり保育所でも、もしかしたら、やり方によっては田島保育所に移管するなんていうことも政策的には考えられると思うんですけれども、私の今の質問は、安全面ということで第一に考えて早く対処した方がよろしいんじゃないかというふうな質問でした。

南会津警察署の方の建てる方はいつになるかわからないというふうなお話で、そうすると跡地の問題というのは、もうほとんどされていないというふうに了解してよろしいでしょうか。よろしいですね。

それから、ホームページの関連の件なんですけれども、状況はわかりましたけれども、実際どのような今、例えば庁舎内のイントラネットの整備の中で、大分旧田島地区でやられていた姿と若干違って来たという話を聞いているもんですから、例えば細かいことを言うとメールアドレスが個人名に全部なったとか、同じ課の中でもなかなかのぞけないような姿があるとか、メールの中身が例えば課長を通して見るしかないとか、そういうふうに、ちょっとリーズナブルじゃなくなったのかなというふうに私感じたもんですから、どういったシステムに変わったのかということをお聞きしたんですけれども、その点だけ質問させていただきます。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 まず1点目、地域イントラネットについては、ようやくおかげさまで庁内共有できる形になっております。それで、間もなく東部、西部の方もそういう形になる段階には入っております。

それから、今のぞけるとかいろいろあったんですが、基本的には全体的に全部共有できるような形になっておりますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

それからもう1点、ホームページの管理ですが、基本的には、これまで業者委託ということでうちの担当がホームページを管理していたんですが、つい先週、その前ですか、庁内のホームページ連絡協議会を立ち上げまして、支所及び本所の中で、これは決して担当課だけじゃなくて、みずからやはりそれぞれの事業、それぞれのイベント等も各課で対応できるような形にしろというようなことで指示をしまして、間もなく具体的に支所を挙げて、ホームページの今おっしゃったようなことの反省を踏まえて今取りかかりましたので、もうしばらくお待ちをいただきたいというふうに思いますが、できるだけ早く、そういう体制を今とりましたので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

星喜弥君。

○26番 星 喜弥議員 3点ほど簡単に質問させていただきます。

一般補正の26ページの18番、山口温泉施設管理備品購入費というのは、ここ、去年の11月ごろになくなっているわけなんで、これきらら289にやる備品なのか。

もう一点、27ページの18の備品購入費で1,100万、これは6月議会に出た除雪ローダーの差額なのか。

もう1点ですが、中学校費の中で、これは一般会計歳入歳出決算の方で質問すればよかったんですが、私たちが星代表監査委員と、これ今、先日2人ほどの中から荒海用地問題についていろいろ議論がありましたが、これは難しいというのを私たちも本当に議員3期もやってわかっておりますが、その中で検討委員会を立ち上げてやってくださいという指摘しまして、3回か4回ほどやったと思いましたが、これ町長と助役さんはわかると思いますが、教育長と次長さんは、そういう教育長から引き継ぎがあったのか、消滅したのか。それは新しい町になれば消滅しちゃうのか、そこらのところだけお聞きさせてください。

○児山寿明議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 では、26ページの備品購入費の山口温泉施設管理用備品購入費についてご説明申し上げます。

これにつきましては、山口温泉の源泉から、きらら289に送る圧送ポンプの買いかえです。

よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

27ページの18番、備品購入費、減額の1,107万5,000円。これは、議員おっしゃるとおり、ローダーの契約の受け差でございます。

○児山寿明議長 教育次長。

○横山孝夫教育次長 荒海中学校の問題でお答え申し上げます。

検討委員会は、旧田島町時代に3回ほど開催しております。その後も新しい南会津町教育委員会の方に引き継いでおりますけれども、検討委員会そのものは開催しておりません。

○児山寿明議長 星喜弥君。

○26番 星 喜弥議員 開催しておりませんという回答を得たわけでございますが、2人の議員からあれだけ質問あっても、教育長さんだって、なったばかりで、そんなに簡単には30年

も今まで引っ張ってきたのはできないと思いますよ。これはやはり検討委員会の中で、みんなのアイデアを出して決めてもらえば早く決まると思いますが、そこらのところを町長さん。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 ただいまおただしがございましたが、検討委員会で検討すること、これについては大変大事だなと思っておりますが、実はこの前も荒海中学校問題で答弁をいたしました、その検討する内容が新たな事項が特に発生しなかったということで、その検討の前にまずやるべきことがある。それは相手の方に対してしっかりとこちらの意向を示し、そしてまた、相手からその意向を受けて今後自分がどう対処するのか、その気持ち、あるいは条件、これを引き出すのが先だろうということで、こんな形で推移をしておりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

今後は、できるだけそういう条件を引き出しながら、検討委員会の中で対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 2点ほど質問します。

1点は、補正の6ページ、今の3番議員との関連があらうかと思いますが、この小学校の落札額ですか、これが7億350万になっておりますが、これの補正後の額が、これ継続費補正ですね、補正後の額が7億1,820万となっておりますが、この差については何か執行部の方で使う費用があるのか、それが1点。

それから、あと補正の31ページ、款の災害復旧費ですか、この節15番、工事請負費で1,702万9,000円上がっていますが、これはどこの災害復旧工事費なのかお知らせください。

以上です。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 継続費補正の関係でお答え申し上げます。

一般補正6ページということでございましたが、わかりやすいのが一般補正の35ページの方でございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

補正前の平成18年度、平成19年度の額が上に記載をしてございます。補正前が合計で8億3,091万9,000円でございます。今回、入札の結果、補正後7億1,820万となったわけでございますが、この事業費の変更につきましては、まず校舎建築費の請負額が7億3,500万、それから工事管理の委託料、これは設計をいたしました株式会社清水公夫研究所でございますが、この決定額が1,470万、この合計額の7億1,820万円を40%と60%に分けてまして、平成18年度が2

億8,728万円、残りの60%が平成19年度に持ってきたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 それではお答えいたします。

工事請負費、災害復旧工事でございますが、これは館岩地域の森戸、八総地区でございます。7カ所、のみ災でございまして、これはガードレール関係でございます。延長は1,678メートルで一応提案しているということでございます。

○児山寿明議長 ほかに。

河原田苗利君。

○44番 河原田苗利議員 私の方からは、一般補正の28ページ、公共下水道についての質問であります。

現在、南会津町では、田島町と南郷村が公共下水道の事業を実施しておると思うんです。それで、何年度から着工され、何年度に終了されるのか。

また、この事業は、インフラ整備の中で、我々人間の生活の基盤の中で最も多額な費用を要する大事業であるわけです。そんな観点から、これから先、田島町、南郷村は、木伏地区を最終的な年度にあるようですが、あと二、三年でできるかどうかはわかりません。近年中完成するというような内容になっておると思います。私、隣接の村の者ですので、大体その見通しはわかる。只見、田島方面のことは一切わかっておりません。そんな関係で、供用人口は何人ぐらいあるのか。

また、いろいろ土地の問題から、終末処理、水源の問題、いろいろありまして、権利関係も当然浮上してまいりますので、加入率は何%ぐらいになっておるのか、そういう点について、ひとつ事業費は最終年度累計でどのぐらいかかるのか、その点をわかる方はどなたでもいいですから、お答えをお願いします。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 それでは、下水道の公共事業についておたがしございましたので、お答えを申し上げます。

旧田島町では、田島処理区といたしまして、平成4年から全体計画を立てまして、23年度を目標ということで進めてございます。内容につきましては、今年度ですが、全体計画といえますか、そういう部分の内容を変更いたしまして、最終年度を25年度というふうな修正を今年度、これからしたいというふうに考えてございます。

その中で、処理人口でございますが、当初計画部分で6,500人を想定してございます。処理水量は、日当たり4,000というふうになってございます。

それと、事業費につきましては65億5,700万という部分を計画してございます。これの分につきましては、ただいま修正をしてございますので、後日また変更あれば、お知らせを申し上げたいというふうに考えてございます。

それと、率関係につきましては、ちょっと資料を今お手元に煩雑になっていますが、接続率で申し上げますと、61%の接続率というふうになってございます。今まで供用した関係の加入をできるという部分のパーセンテージは、約61というふうに記憶してございます。

以上、概要というふうにさせていただきたいと思えます。

〔発言する者あり〕

○児山忠男環境水道課長 失礼しました。

加入率という部分は、接続率というふうに私申し上げました。加入率で61ということになってございます。よろしくどうぞご理解ください。

○児山寿明議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 南郷地区の特定環境下水道事業の実施状況を申し上げます。それで、うちの方は平成8年度から工事始まりまして、当初計画では平成17年度の予定でしたけれども、財政状況が非常に厳しいというような状況の中で、山口地区までの事業を平成22年度までにいたしまして、木伏地区までは平成27年度完了というような予定です。それで、総面積につきましては117ヘクタールになります。それで、一応人口については3,100人を目標にして計画しております。

現在、山口地区の下山口地区まで終わっておりますけれども、加入率につきましては72%というような状況にありまして、総事業費については、現在手元に資料を持ってきておりませんので、後日報告したいと思えますので、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 河原田苗利君。

○44番 河原田苗利議員 この前の総務委員会の中での総合支所長さんだったかな、66億とか言われたんじゃないですかね。

仮に66億、南郷村でかかると、田島の場合は延長どのぐらいあるんだかちょっとわかりませんが、田島は65億5,700万という話ですが、大分南郷村に比して人口も非常に多いわけで、事業費がちょっと差額があり過ぎるなど。もっとかかるんじゃないかと、私、この数字を見た直感的な感想から言いましてもそうふうに感ずるわけなんです。いかがなものでしょうか。

○児山寿明議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 すみません、工事の金額については、正確な資料を今持っていないものですから、後ほどお答えしたいと思いますけれども、南郷村につきましては、特定環境公共下水道ということで幹線部分は全部県の代行事業でやっていただいているものから、総事業費については多くかかっているんですけども、村の部分については枝線部分等がメインになってくるものから、経費的には金額がかかっても、県の代行事業の方が多いためから、県の代行事業については、15%の負担金で県の方で今まで山口地区まではやってきたというようなことで、幹線管渠の部分と終末処理場の部分については、県の代行事業でやっていただいたというようなことで経費的には非常に安く上がっているというのが現実なものですから、よろしくをお願いします。

○児山寿明議長 田島の確認ですか。再度確認。

環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 田島の計画エリアは、都市計画区域内、いわゆるこの市街化形成をされている町内という部分のみということでございますので、その部分について約6,500人を対象という分でございます。旧田島地域全域ではございませんので、住民等の比較については、南郷さんの場合には全体をやっているというような部分がございまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○児山寿明議長 河原田苗利君。

○44番 河原田苗利議員 それで、結局、市街地内の事業施工であるという話ですが、その町以外にもれた地域は今後開発されるのか。開発されるのであれば、合併するとか、農業集落排水事業をすれば、いろいろ思惑あるわけですが、選択はあるわけですが、どういう方式でやられるのか。また、その地区においては完成度がもう既に既定の事実になっているのか。その辺のところもお願いします。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 ただいま町内市街化区域のみというふうにお答えを申し上げました。各集落においては、旧田島においては集落農業排水として2集落を実施してございます。その他の集落については、今現在、建設計画と申しますか、建設中のものはございません。今後、こういう公共の施設として計画をし、集合的に整備をすべきなのか、今おただしありましたように合併浄化槽で整備すべきなのか、まさに検討をしております。

ただ、議員おただしのように、こういう公共事業の部分については多額の金が必要という部

分がございますので、その辺の財政の部分をついに十二分に検討しながら、合併浄化槽なのか、集合体なのかという部分を見きわめして、進めていきたいというふうに考えてございます。

○児山寿明議長 目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 11番です。

よりより地域支援センターを立ち上げていただくためには、職員による先進地等の視察研修なども必要であろうかと思いますが、補正予算の18ページの中の企画費等の中にそれらのことが入っているのか、あるいは先進地の視察などは必要ないかと判断されているのかお尋ねをいたします。

○児山寿明議長 直轄政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 18ページの歳出補正の予算の中で、政策調整費という名称で普通旅費を上げさせていただきました。15万円、この中には、8万8,000円ほど議員おただしのような先進地の視察旅費が入っております。よろしくお願ひいたします。

○児山寿明議長 ほかに質疑。

高野精一君。

○5番 高野精一議員 一般補正の28ページの土木費の中のこの町営住宅解体撤去の件なんです、これは、大分、中荒井の方もかなり傷んできていて、かなりひどい状態なんです、今まで終わった場所はどこどころか、これ終わっているか、もしよかったらお願ひします。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 町営住宅の解体撤去のことでおただしがありましたので、お答を申し上げます。

今まで終わった箇所は松ノ下住宅、政策的に、老朽化したものですから残しておいた住宅、それを撤去しました。それから、中学校の北側の後原の町営住宅です。この2カ所を撤去しております。

以上です。

○児山寿明議長 高野精一君。

○5番 高野精一議員 そうすると、中荒井の方は大分老朽化が進んでいるけれども、この計画的にはいつごろに上げるつもりなんですか。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 大変失礼をいたしました。

議員ご承知かと思っておりますので、お答をしませんでしたが、ここに計上したのが中荒

井の住宅団地です。今現在20戸ありますけれども、1戸が出て、退去したいということから、16戸があく予定であります。今まではこういう解体撤去について補助金がなかったんですけれども、ここ一、二年の間に、交付金事業で補助対象になるということのめどがついたものですから、交付金をもらって解体撤去すると、こういう内容であります。間もなく発注したいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○児山寿明議長 ほかに質疑はございませんか。

星登志一君。

○13番 星 登志一議員 今回の補正でびっくりしたんですけれども、私が議員になってから初めてじゃないかと思うんですけれども、地方交付税の最終的に三角マークが出てきたというのは。

それで、これは町長か助役の決断になるかと思うんですけれども、毎年あらわされている経常収支比率、実は私は、国の方から臨時財政対策債の話が出たときに職員からも何回も教えてもらったんですけれども、どうも頭がこんがらがっちゃって、私自身で、今現在でも何か中途半端に覚えているというのが現状なんですけれども、この経常収支比率の中に一般財源として臨時財政対策債を入れるのはちょっとどうかなと。これは社会保険庁でやっているように、分母を多くして、分子を少なくする数字上の作業じゃないかなと私は思うんです。間違っていれば、これあれなんで、どうも私はこの辺が理解できないんです。

というのは、今回もやはり臨時財政対策の償還金というのはわずか7万2,000円くらいでしたかね、たしか。一般財源の方としてこの経常収支比率に上げているのは、多分4億か5億くらいだと思うんですけれども、これは国に書類として上げるときはこの書類でもいいでしょうけれども、我々町民としては、やはり実数を知った方がいいんじゃないかと思うんで、こういった数字を出すときに、括弧して南会津町方式何%とか、そのような検討をなされてはどうかと思うんですけれども、町長か助役さん、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

財政の数字につきましては、昨日からの一般質問でもございましたように、バランスシートの件でもお話したとおり、他の団体との比較で南会津町の財政がどうかというところが多分、町民にわかりやすい数字じゃないかと、このように考えます観点から、国で統一した基準があれば、それに従って公表しまして、他の団体と比較の中において南会津町の財政状況を町民の

方に判断していただきたいと、かように考えるところでございます。

○児山寿明議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 役人さんのお答えとしてはそれで100%だと思うんですけども、私が言っていることは、国に上げる書類はそれでいいと思うんです。ただ、実際はちょっとあやふやなものを経常的一般財源に入れれば当然分母が多くなるわけですから、経常収支比率は低くなるわけなんです。例えば今回の一般的経常財源がどのくらいかわかりませんが、多分90億くらいになるでしょう。そこにこの財源が5億だとすれば、それだけでもやはり四、五%は狂ってしまうわけですよ。そのお金が公債費として次年度必ず入ってくるというお金であれば、私は入れてもいいと思うんですよ。ところが交付税の算定書を見ても、多分そっくり100%は次年度入ってこないと思うんですよ。

だから、その入ってこない数字を入れるんだという仮定して入れるというのは、私はやはり計算上は、国に出すのは仕方ないと思うんですよ、それは。国から言われているんですから。ですから、私が、括弧して南会津町方式というのを付け加えて出した方が、本当のいざとなったときに慌てないで済むんじゃないかと。多分、今回98.4でしたか、6%だったかと思うんですけども、あれは実質的には、私はもう100を超えていると思うんですよ。そういった意識をもって今後経常経費を少なくするか、経常的一般財源を多くするかと、そのような方策をとっていかないと、多分六、七年後、我々の子供とか孫の代になったときに危ないよという話を私はしているんです。しかし、数字悪いから発表しないんじゃないかと、現状はこういう数字だから、みんなで知恵を出し合ってどの点を改善していこうという目標にすべきだと私は言っているんですよ。

だから、助役の答えは確かにそのとおりだと思います。それは国から言われた指示ですから。ですから、もう一回言いますけれども、括弧して南会津方式の計算はこうだと、これは課長サイドではできないと思います。助役と町長が相談をして、じゃ南会津方式はこうしようということであればできると思うので、もう一度答弁をお願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

以前に平野議員からもバランスシートのお話がありましたので、いろいろと県当局の方と相談をしながら、いかに町民にわかりやすいような財政の実態をお示しできるかと研究してまいりました。しかし、なかなかこれといって決め手のものはないんですが、今、議員からおただしのように、公式な書類としての扱いについては、先ほど助役が答弁したような形で処置を

させていただきたいと思いますが、今後町民向けにどんな方法がとれるのか、実は財政係長を中心に、今もう少しできるところは何なのか、あるいはできないところはどこなのか、ここを今精査しておりますので、その段階でいろいろと協議をさせていただきたいと思いますが、こういった議会に提出するものについては現状でお願いをしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 館岩小学校の建設事業にかかわる起債の問題ですが、委員会でもちょっと質問しましたが、わからないということだったんですけれども、つまり、今度新しく施設整備事業債というのが起こされて、これは元利償還、全額交付税措置してくれるということなんですが、そういうのを検討したことがあるのかと言ったら、わかりませんということでした。

その後、調べていただいたと思いますが、いろいろ条件もつきますので、我々ではちょっと予測できないものがありますので、検討した結果についてお聞かせ願いたいと思います。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げます。

文教厚生委員会のときに、施設整備事業債ということでお話をいただいております。その後、施設整備事業債、いろいろ調べさせていただきましたが、施設整備事業債いろいろございまして、この頭に義務教育施設整備債とか消防施設とか社会福祉等がありまして、ご指摘の施設整備事業債について特定するものが私の方でちょっと見つけられなかったということがありますので、詳しく教えていただければ、後ほどまたご報告をさせていただければと思います。

基本的に、起債につきましては、より有利な当初合併特例債と過疎債、この2つを検討した結果、過疎債1本で対応するというのを財政当局と相談をして決定した事情がありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 法律を調べてみて、該当がなかった。結局いろいろな施設にかかわってくる、学校だけじゃないんですけれども、結局、今回は学校の問題として、言われているのは不適格建築物というような形の問題が絡んでくるんですけれども、そういう形で今回は対象にならないのかどうなのか。その辺をもう一度お願いします。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長　ご指摘の施設整備事業債につきましては、恐らく義務教育施設の施設整備事業債のことだと思います。このメニューの中には、確かに不適格建築物という項目がありますが、それより有利なものとして、学校統合事業というものが該当になるとなっております。この学校統合事業について、今回、国の補助を負担金として受けたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○児山寿明議長　馬場秀男君。

○47番　馬場秀男議員　すると、学校統合事業債の場合には、償還金条件というのはどんなものになっていますか。

○児山寿明議長　学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長　この適用をしておりますので、まことに申しわけありませんが、詳しいのを調べておりませんので後ほどご報告申し上げたいと思います。

○児山寿明議長　ほかに質疑はございませんか。

7番、湯田秀春君。

○7番　湯田秀春議員　1つは、一般補正のこれは26、右の方から下の方なんだけれども、金額的には大したことはないんですけども、前に公有財産購入費ということで高杖カントリークラブの乗用カート道購入ということで、今度三角になっているんですけども、これはどういう経過だったかご説明をお願いしたいと思います。

ということと、それから今度は一般補正の11でございますが、先ほど登志一議員の方からありましたけれども、私も地方交付税、大体これ8,900万というんですけども、かなり減ったわけですけども、これはどういう理由で減ったのか。その理由をお願いしたいなと思いますけれども。

○児山寿明議長　館岩総合支所長。

○星　安晴館岩総合支所長　当初予算では減価償却を見ていなかったということで、減価償却分を差し引いて、その分安くなったということで、60万1,000円引かせていただいたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔発言する者あり〕

○星　安晴館岩総合支所長　結局、道路をつくりましたから償却するわけですよ。毎年少なくなるんです。金額、納める税金の関係で。その分の当初かかっただけのお金を上げたんですけども、その分、毎年低くなりますもんですから、その分を引いたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

普通交付税の補正額の理由はというご質問でございますが、先ほど決算の際に申し上げました数字、今回の補正の額なんです、今回の普通交付税を算定するに当たりましては、合併の特例計算によりまして、旧田島町、旧館岩というように4つの町村でそれぞれ算定をいたしまして、対前年の確定値によりますと、99.9%ほど来るのではないかとということで補正前の額を見込んで、その後、合併協議会の幹事会、あるいはそれぞれの町村長さんたちで確認したところでございますが、その時点で三位一体改革の影響ということもございまして、しかし、この程度の交付税は見込めるものと考えておりまして、結果的には9,000万ほどの補正を出すに至ったところでございますが、それぞれの町村で計算し、全員で確認した結果がこういう形になってしまったところでございますので、どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 そうすると、地方交付税の方は単に予想からずれたというか、予想より外れたと、こういうこと。

それからもう一つ、高杖の、私はカート道というから減価償却はないと思ったんだけど、要するアスファルトの部分の減価償却、そういう意味。

〔「そうです」と言う者あり〕

○7番 湯田秀春議員 はい、わかりました。了解しました。

○児山寿明議長 ほかに質疑はございませんか。

阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 一般補正の13ページの財産収入とあります、それ。16。町有自動車売払収入とありますが、これは何ですか。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ただいまのお尋ねでございます。財産収入の中で町有自動車売払収入ということでございますが、これにつきましては、旧町村にありました町長車、町有自動車ですね、これを払い下げした内容となっております。

その車の内容でございますが、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

大変申しわけございません。

旧伊南村で使用しておりました車を会津高原リゾート株式会社へ売却したものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 車は1町3カ村であれやったわけだから、ほかの車はどこへ行ったのか。もし行ったらば、どこへ売ったのかと、そういうのを教えてください。前の。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 それでは、ほかの町村の分ということでございますので、まず、旧田島町で使っておりました町長車、これにつきましては廃車をしてございます。それから、旧南郷村で使用しておりました町長車、これは小野木へ譲渡してございます。それから、旧館岩村で使用しておりました町長車、これは現在使用中のものでございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 譲渡というのは、あげたということなんですね。譲渡とは、私、わからないんだ。

ただ、これ何で聞いたかという、ある人が伊南のクリニックで前の公用車を乗っているということのある人から言われているんだ。これ、どうなっているんですかと聞かれたんです。それだから、きょうお尋ねしたんだけど。譲渡というのは、あげたんですか、これ。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ただいまの南郷村の旧村長車の関係でございます。これは小野木クリニックへ無償譲渡してございます。この無償譲渡につきましては、南会津町財産の交換譲与無償貸与に関する条例に基づきまして、これらは無償譲渡したという内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と言う者あり〕

○児山寿明議長 3回の質問を終了しておりますので、了解ください。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

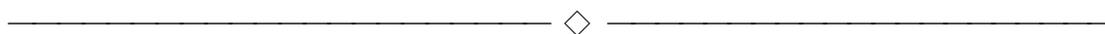
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第93号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第31、議案第93号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

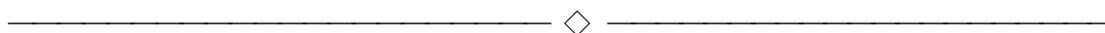
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第94号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第32、議案第94号 平成18年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 本議案は、国保のときに申し上げればよかったですけれども、とにかく10月1日から老人医療費の受診者負担がふえてきます。そして、高額療養費も、これは国保の関係になるかもしれないが、ふえてきます。そういった制度改革のものを加味して補正された予算なのか伺います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

このたびの補正では、いわゆる療養給付費、医療費の補正、今現在の制度改革を含んだ補正ではございません。決算が確定したものですから繰り越しで、例えば今、ご審議いただいております老人保健特別会計では一般会計に翌年度精算するルールでございますので、4町村合わせると大きな金額になりましたが、医療給付費そのものは当初予算で議決いただいております総額でまだ対応できるものですから、増減は次回以降の定例会でお願いしたいと、このように思っております。

以上であります。

○児山寿明議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第95号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第33、議案第95号 平成18年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。質疑ございませんか。

平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 介護の補正の6ページ、一番最後の方なんです、これ繰越金、たしか、小さいことなんです、決算書を見てみますと歳入歳出差し引き残が4,458万4,000円となろうかと思いますが、この繰越金の総額は4,458万3,000円となっております、これは後で補正されればよいかと思いますが、その点どうしてこの4,458万3,000円になったのか伺います。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

これは単純に1,000円未満の端数関係の処理でございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 この金額を決算書で見ると、4,458万4,424円であります。ですから、端数処理は4,000円が上がってきていいはずだと思うんですが、その点どうでしょうか。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 確かにそのように処理すべきところもわかるわけですが、総額的な問題がございまして、例えば一般会計からの繰入金、この関係での端数処理の問題もございまして、あわせてここで最終的に端数処理をさせていただいたと。その中で総額を合わせさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第96号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第34、議案第96号 平成18年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第97号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第35、議案第97号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会

計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第98号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第36、議案第98号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第99号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第37、議案第99号 平成18年度南会津町水道事業会計補正予算
(第1号)を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第38、議員提出議案第12号 南会津町議会委員会条例の一部を
改正する条例を議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○児山寿明議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

五十嵐司君。

○29番 五十嵐 司議員 産業建設委員の五十嵐司でございます。ただいま議題となりました南会津町議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議会常任委員会の運用に当たっては、南会津町議会委員会条例に基づいて運営しており、委員会の名称、委員の定数及び所管事項ほかについて規定しております。本案は、その一部を改正するものであります。

平成18年7月1日、町の機構改革に伴い、直轄政策室が設置されました。直轄政策室の事務分掌は、町長特命事項の調整、処理及び行政施策の調整、調査であることから、総務委員会の所管事項に直轄政策室を加えるため、所要の改正を行うものであります。

以上、ご理解をいただきまして、ご決定くださいますようお願いいたします。

○児山寿明議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○児山寿明議長 次に、日程第39、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の派遣活動とすることに決しました。



◎閉会中の継続調査について

○児山寿明議長 次に、日程第40、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。伊南村の書類の変更が終わり次第、開議したいと思います。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま伊南村の資料について訂正が終わり、それぞれお手元に届いたと思います。

配付漏れはございませんか。

ここで、訂正後の資料に目を通す時間を若干とりたいと思いますが、いかがでしょうか。

必要がなければ直ちに審議に入りますが。

〔「議事進行」と言う者あり〕

○児山寿明議長 議事進行でよろしいですか。はい、わかりました。

それでは、次に伊南村関係に入ります。



◎議案第70号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第8、議案第70号 平成17年度伊南村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

平野修治君。

○30番 平野修治議員 この議案の訂正について町長にお伺いします。

もうこれは、再三あとはないよにということではあるわけですが、謝っただけで済むことではないと思うわけでありまして。謝っただけで済むならば、今後もまたこれが繰り返されるとお思いますので、つまり、杉の木でも間伐をしなければ、いい山はできないわけですから、職員についても、能力のない者は間引きしないとだめだと思えます。これ税金なんですから、税金もらって生活しているわけですから、間引きのないものを人情でやっているなんていうのはとんでもない話でありまして、やはり能力のない者は取り除いていかなければ、いい町はできないと思えます。

私は、能力ないために南郷村役場を56歳でやめたわけですが、役場にいれば60まで定年だという考え方は誤りでありまして、もらっている給料は税金なんですから、その辺はしっかりして、今回の問題の原因究明を徹底的に行って、二度とこういうことのないように、いろいろおるぬきも今後していく必要があると思うんで、その辺を町長にお伺いしたいと思えます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員からおただしの件、私も身命を賭して、このようなことを二度と起こさない体制、そしてまた、意識改革と指導をしていきたいと思えますが、私がこれまで行政の全般をいろいろな形で注意深く見てまいりました。そんな中でも、本当に先ほど申し上げましたが、業務に向かう基本姿勢のあり方の問題でありますので、これらについては当事者はもちろんであります、周辺の職員も含めて、その再発防止に努めていきたいと思えます。

そんな中で、職員も、確かにおっしゃったとおりプロの精神を持って職務に当たらなければなりませんので、しっかりと反省、あるいは試練を受けていただかなければならないと思えます。と同時に、私たちは絶えずその人格を大事にしていかなければなりませんので、再チャレンジの場を私は与えていきたい。そんな中で議員のおただしにしっかりとこたえていきたいと、こんなふう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

平野五十男君。

○27番 平野五十男議員 今ほどの町長の答弁、全くそのとおりでございますが、実は私も10年ほど議員をしております、このような間違いはございませんでした。職員は、私自身、皆さんも優秀だという感じで誇りを持っていたところでございます。今回は、どういうわけかそういう初歩的ミスがあったことには何か原因はあろうかと思いますが、その愛のむちは結構だと思いますが、どうか思いやりのある叱咤激励をお願いしたいと思います。

私からもお願いして、答弁は要りませんが、そういうことでございますのでよろしくお願い申し上げます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

河原田苗利君。

○44番 河原田苗利議員 ただいまご二人からの発言がございましたが、私はまた別の観点で意見を述べたいというふうに思います。

人間だれしも欠点のない者はない。私は、絶対この問題は肯定してよいとは言っておりません。しかしながら、どんな人間にも欠陥があると。そして、1人の個人の仕事もあれば、また皆さんの大勢の中で作業をこなしていかなければならない作業もあるわけであって、私はこういうつまずきが仮にあっても、安倍内閣ではないが、再生のチャンスを与えて、この失敗がもとで、また人間の再生もまた考えられるわけであって、そのチャンスを与えることが、人間社会ですから欠陥のない者はだれしもいない。そんな立派な者がいるとするならば神様以外にないわけであって、その辺の容認、大きな気持ちでその辺を容認していただいて、やはり反省を促すということにとどめていきたい。これを処罰するとか、そういう罰則規制を当てはめるなんていうことは、当然あってならないことと私は思います。

意見、ちょっと申し上げましたが、そういうふうに考えております。

○児山寿明議長 答弁はよろしいですか。答弁必要ですか。

○44番 河原田苗利議員 答弁あったら。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

基本的に私もただいまの議員のお考えに同調いたしますが、やはり私、前回の議会でも申し上げましたように、お金をいただいて仕事をするという観点からは、やはりプロでなければならないと。プロであっても、過ちやスランプはあります。しかし、その許容範囲ということも

あるかと思えます。しかしながら、先ほど申し上げたように、いずれ私たちは人間としてさまざまな過ちや、あるいは約束を破ることもございます。それは許されて現在があるものと思っております。そういう両方の観点から、今後、再発防止に向けて、しっかりとそれぞれの現場の事情を把握しながら対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 決算概要の31ページのちょうど真ん中ごろに、株式会社I N Aの設立ということで8,000万、平成17年5月9日に設立と。これは設立というのは、それ5,000万でやった。わからないのは、いわゆる合併直前の、その次に書いてある、これ3月10日ごろ直して、3月15日と書いてありますけれども、これ3,000万ですね。3,000万をどうして追加で増資したのか。この辺は今度引き受けということで、町長の方が今度引き受けたと思うんですけども、どういう認識を持っていただけるかお聞きしたいと思えますけれども。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 初めに、このたび多くの訂正箇所が出ました。そして、皆様の貴重な時間をむだにしました。本当に申しわけございませんでした。

それで、ただいまのご質問にお答えします。

株式会社I N Aは、村が100%出資した会社でございまして、体力をつけるために3,000万の増資をしたということで考えております。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 今、手元に株式会社の決算書報告書を持っているんですけども、監査役2名なんですよ。1人は猪股純一さん。もう1人、酒井浩蔵さん。酒井浩蔵てあの人じゃないの、違うの。監査役やって、自分で、これはね、確かに答えるのも、それはいいんだかもしれんけれども、何か自分でやって、自分で監査して、みんなやっているような、1人で何でもやっているような、そういうふうには私には見えないわけなんですけれども、私、これ見たら、預貯金の今残高が1億1,300万。この管理はどこでやっているのかな。

普通だったら町とか何かの金は、収入役さん、こう、きちんとしてやっているんじゃないかなと想像されるんですけども、この1億1,300万というやつはだれが管理しているの。恐らく会社だと けれども、私はこの1億1,300万のそれぞれのところさ、積んでいますよね、東邦銀行山口が多いんですけども、それは金融機関の残高証明はとってあるんですか。もしとってあれば、後で見せていただきたい。これは今は無理だかもしれませんが、そ

れ一つお願いしたいと思います。

どうも、そんなに要らなかったです。前に質問したら、運転資金と言ったかな、運営資金と言ったかな、そういう感じで8,000万やりました、こう言ったんだけど、それはそんなに、私は要らなかったんじゃないかと。ましてや、よくよくもう合併直前のわずか5日ぐらい前でしよう。そのときに3,000もぼんとやるというのはいかなものかなと、そんなふうに私は思っていますけれども、あえてその辺を再度、何か監査役にお答えしていただくというのは、何かちょっと変な話なんですけれども、町長はどういうふうなお考えを持っておられるかちょっとお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

合併前の事案につきまして、いろいろと合併協議等で幹事会、あるいは専門部会、分科会等でご協議をされたと思うんですが、私は、基本的にそれぞれの旧町村のいわゆる事情、あるいはその経営の実態、この中で必要最小の策として対応されたと、こういうふうに理解をしております。

ただいまその用途についての、あるいはI N Aの経営の方針、あるいは今後のビジョン、それらについて承知しておりませんので、それらを精査した上で、また改めてこれらの中身の検討をしていきたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 当時、そのころは町長はいなかったか。いずれにしても、町長、引き継いだから、町長に聞くほかないんですけれども、私は、幾ら支所長というか職員がこちらの方の会社であっても、やはり1人2役みたいな、そういう誤解を及ぼすようなことはしていただきたくないな。やはり内部牽制が必要なんですよ。

1人で全部こなせるということは、やはりまずいで、こういうふうに今、国の方では、町長、どういうふうにわかっているかわからないけれども、連結でだんだん物事を見ようという動きになっている。うちの方で、何回も私も4つのスキー場を持って大丈夫かとか何か聞くんですけども、だんだん連結でもって物事を見よう。そうしないと、こういうふうに8,000万ぼんとやっちゃう。そうすると、こういった資料には何も出てこないわけですよ。

だから、わざわざ決算は議長のところへ届けたから、私、議会前に言ったんですよ。届いてないんですよ。いつ届いたかわからないけれども、そうしたら今度出てきましたというから、つい最近、わざわざ見せていただいたわけなんですけれども、いずれにしても、これからは連

結で物事を見るようになると思います。

わざわざ我々、監査委員、お願いして、室井さんをお願いしているわけですから、ぜひとも室井さんに見てもらおうように、それでお願いしたい。当然、監査役、株式会社のそれぞれ監査役も確かに大切だかもしれないけれども、やはりもう一回監査委員の方に見てもらおうということが必要ではないかなと。やはり1人2役やるようなそういう、しかも金額的にはもう1億もあるわけですから、それをどこで管理しているかわからない。町の金は収入役さん、そういう事項はほとんどやっているから大丈夫なんだろうけれども、ひとつそういうことのないようをお願いしたいなど。

それから、管理をどこでやっているかどうか、ちょっとお答え願います。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 現金、その他資産のすべては株式会社でやっております。

○児山寿明議長 ほかに質疑はございませんか。

星光久君。

○10番 星光久議員 今ちょっと決算書というか、そういうのを見たんですが、ちょっと監査をやったのが18年5月8日。それで、今現在もやはり監査役やっているんですか。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 お答えいたします。

私が監査役になった経緯を申しますと、合併する前には収入役の職務代理者をやっていた関係上、監査委員になったわけでございますが、このたび合併しまして収入役職務代理者の職が解けましたので、監査役も、ちょっと日にちは記憶ございませんが、合併のころ辞任いたしました。

○児山寿明議長 星光久君。

○10番 星光久議員 監査日が18年5月8日となっているし、合併後辞任したというのは、いつ辞任したの。3月20日合併だべした、その後、辞任したのか、それとも監査した日が18年5月8日だから、少なくともここまではやっていたということだ。そうすると、今現在はやっていないけれども、いつまで、そうするとやっていたというあれはやってたかな。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 お答えいたします。

私が辞任したときは、日付ちょっと今手元に資料がなくてわからないんですけども、合併して間もなく、多分3月25日ごろだと思うんですが。

〔「5月8日に監査をしているから、やっていたんじゃないか」と言う者あり〕

○酒井浩蔵伊南総合支所長 それで、私の方で辞任届出したんですけれども、まだ登記の方が進まなくて、直っていなかったと。実際の監査は、私は出ていませんでした。

〔発言する者あり〕

○児山寿明議長 ちょっと今、10番議員が質問中ですので、ちょっとお待ちください。
理解できましたか。

○10番 星光久議員 私の言っていることがわからないんだか、何だかわからないですが、私が、この質問しているのは、この決算書を見ると、合併後、18年5月8日に監査したと、これになっているの。そして、辞任したと言っているけれども、いつ辞任したですかと今聞いているの。それとも、今辞任したというけれども、今は監査委員にはなっていないんだらうけれども、少なくとも5月8日までは、これ合併後やっていたわけだから。

そういうことで聞いているんだけれども、私の言っていることがわからないかわからないけれども、理解できないのかと思っているんだけれども、そういうことです。

○児山寿明議長 伊南支所長さん、10番の質問は、18年5月8日まで監査をやっていたのかという質問ですから、それに対して答えをいただければよろしいかと思いますが。やっていたのか、やっていないのかを答えていただきたいんです。やっていなければ……

〔「議長、休議です」と言う者あり〕

○児山寿明議長 確認をしますので、暫時休憩させてください。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時28分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

星光久君。

○10番 星光久議員 今の問題で、監査員の監査の問題の中で今、監査委員から説明を受けて事情わかりました。理解しましたので、これで終わります。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 余り時間かけたくないんですが、今の問題にも絡んでくるんですが、実は委員会でも取り上げたんですが、非常に商工会費が多いわけですよ、伊南の場合は。断トツして多いわけで、その中身を聞きましたら、やはりこの会社関係にかかわっている、観光関係にかかわっている資金なんですね。それは皆さんわかると思いますけれども、伊南は一生懸命頑張って積立金いっぱい持っていましたから、合併の条件をクリアできればということで、恐らくそういうふうに行ったんだと思いますけれども、ただ、赤字会社なんですよ。赤字会社にそういう形で積立金やら、あるいは出資という形でどんどん入れてやると、これは放漫になっちゃう。そこがむしろ問題だと思うんですよ。

そういう点でどういうふうにとらえて、そういうものを指導していくかということがむしろ問われると思うんですけども、見解をお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま馬場議員の方からおただしがございましたが、本質的に全く私も同感であります。それで、前回の議会でも、これに関する近い答弁をさせていただいたと思いますが、それぞれINA、それから会津高原リゾート、それからさゆりの里株式会社、そして夢開発株式会社、この4つの経営人、役員、それから主要幹部等々の社員とそれぞれ時間をとって、これまでそれぞれの実態をお聞きしたり、あるいは今後のビジョンについて話し合いを持たせていただきました。夢開発については、今まだそういう投げかけをしておりますが、実現はしておりません。

そんな中で、将来にどういうふうになりたい、あるいは経営体としてどういう姿を描くのかと、ここからスタートしようということで、実はこの前ゴルフ場の方にも出向いて話をしました。そんな中で社員一人一人が強い危機意識の中で、それから支援は他に求めない、原則として求めないということで、役員一丸となって進めようと。それにつきましても、できるだけ抽象的な言葉でその経営の実態を示すのではなくて、数字化していこう。できる限り数字化していこうということで共通確認をしたところがございますので、私も全身全霊、この会社に精力を注ぎ込んでまいります。

これからしばらくの間、どうぞ、そういう意味では厳しく、あるいは時には声かけをいただいで見守っていただければありがたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「議長、10番」と言う者あり〕

○児山寿明議長 光久君、3回質問となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第71号～議案第76号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第9、議案第71号 平成17年度伊南村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、議案第76号 平成17年度伊南村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての特別会計決算6議案を一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 決算概要書の1ページについて質問いたします。その中に、最初の表の右から3番目に観光事業特別会計というのがございます。これについて、ちょっと質問したいと思います。

収入の総額が4億7,000幾ら、歳出の総額が3億7,800万、そして差し引き額が9,200万くらいに出ております。この中で歳入総額の4億7,000万のうち、村から繰り入れた金額が4億5,900万、残りの1,100万くらいしかほかの収入がないという中で、その中で9,200万くらいの利益が出ているということは、どういう経理の操作をしたのか質問したいと思います。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 お答え申し上げます。

ただいまおただしの繰入金の内訳でございますが、公債費分として2億円ほど繰り入れ、それから、基金の積み立て分として1億3,890万、それから、施設の建設改良として4,450万、それから運営費として7,579万7,000円ほど、これスキー場と宿泊施設、両方の合計でございますが、今申し上げました額で繰り入れております。その中で、公債費分の2億円の繰り入れに対しまして、まだ返済期限が3月19日までには来なかったということで、返済しないまま、差し引き残額で新町に引き継いだということでございます。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより、1議案ごとに討論、採決に入ります。

議案第71号 平成17年度伊南村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第72号 平成17年度伊南村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第73号 平成17年度伊南村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第74号 平成17年度伊南村観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第75号 平成17年度伊南村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第76号 平成17年度伊南村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で伊南村関係の決算認定議案が終わりました。



◎閉会の宣告

○児山寿明議長 これで本日の議事日程は終了いたしました。

上衣の着衣を願います。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成18年第2回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間、慎重審議まことにありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員